

第3章 外部監査の結果及び意見 1 .

(基本的論点に対する考え方について)

ここでは、第4章、第5章に先立ち、大田区における民間委託、指定管理者制度をめぐる基本的論点について、包括外部監査人としての考え方を示すこととする。

1 . 民間委託について

1) 「区長が指定する委託契約について」の規定の適用に対する考え方等について

(意見)

【現状】

地方自治法第 234 条第 1 項には「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、同条第 2 項「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する限り、これによることができる」としている。これを受け、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号には、この「政令で定める場合」として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」が挙げられている。ここで、どのようなものが「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となるのかは必ずしも判然としない部分がある¹。

これに対して、大田区では、大田区契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号、最終改正平成 20 年 3 月 31 日第 63 号）を定めており、そこでは、

・大田区契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号、最終改正平成 20 年 3 月 31 日第 63 号）

(通則) 第 1 条

大田区が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(契約事務の委任) 第 4 条

区長は、契約に関する事務を別表第 1 のとおり委任する。同表の基準により契約を締結した後、その契約金額を変更する場合の事務についても、当該契約担当者に委任する。

2 議会の議決に付すべき契約については、前項の規定は適用しない。

¹ この点に関する総務省通知、裁判例の解釈は先の脚注に述べてあるとおりである。

としたうえで、例えば、

別表第1 契約事務の委任（第4条関係）

項	受任者	委任する事務の範囲	所管部課等名
10	各部長 保健所長 地域行政センター長	14の項から20の項までに掲げる受任者に委託された契約を除き、次に掲げる契約 (1)区長が指定する委託契約（委託料に限る。） (以下省略)	各部 庶務担当課

としている。すなわち、この規則において、まず、「区長は契約に関する事務」のうち「(1)区長が指定する委託契約（委託料に限る。）」を、「各部長、保健所長、地域行政センター長」に委任している。さらに、当該「区長が指定する委託契約（委託料に限る。）」がいかなるものなのかについて、大田区は「区長が指定する委託契約について」（平成4年3月30日訓令甲第6号、最終改正20年4月1日第25号）を出しており、ここには以下のように記載されている。

・「区長が指定する委託契約について」（平成4年3月30日訓令甲第6号、最終改正20年4月1日第25号）

大田区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第18号）別表第1に規定する「区長が指定する委託契約」とは、業務の性質上、契約の相手方が特定され、かつ、契約の性質又は目的が競争入札に適さない次に掲げる委託契約とする。

- (1)医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約
 - (2)営利を目的としない団体又は個人との委託契約
 - (3)大田区指定金融機関との委託契約
 - (4)高度で特別な専門知識を必要とする業務についての委託契約
 - (5)法令等により価格又は内容が定められている業務についての委託契約
 - (6)児童、心身障害者（児）又は高齢者に係る福祉事業の業務についての委託契約
 - (7)社団法人大田区シルバー人材センターとの委託契約
 - (8)前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委託契約
- 付則（平成20年4月1日訓令甲第25号）

この訓令の施行の際現に改正前の第8号の規定により認められている委託契約については、改正後の同号の規定により認められたものとみなす。

つまり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」の解釈を、大田区では上記訓令により、予算科目を「委

託料」とされる委託契約のうち、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない次に掲げる委託契約」とし、その一部を具体的に示し、これらについては、「各部長、保健所長、地域行政センター長」に委任されたものとして随意契約が可能であるとしているのである。

ところで、ここで問題となるのは、とくに、上記「(4)高度で特別な専門知識を必要とする業務についての委託契約」及び「(8)前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委託契約」という規定の扱いについてである。この点、この規定適用の指標として、「契約事務の手引」大田区経営管理部経理管財課 10 頁に、「競争入札に適さない委託契約の判断基準」として以下の 8 つの基準と 4 つの基準が書かれている。

第 4 号関係

編集（レイアウト）、イラスト、デザインの委託（ただし印刷を除く。）

芸能、コンクール、演劇、まつりの委託

研修、試験問題、講師派遣、講演（習）会の委託

区民対象のサンプリング調査委託（世論・意識・意向・実態・動向）

不動産の鑑定評価委託

文化財の学術調査委託

コンピュータ通信による行政情報の提供に関する委託

住宅騒音工事に伴う調査委託

第 8 号関係

事務手続

新たな委託契約案件のうち、部・課（所）で処理することが適当と判断できるものは、事案決定時に、経理管財課を経由して経営管理部総務担当部長に協議し決定する。

競争入札に適さない委託契約の判断基準

ア 市場性がなく、同業者がないこと。

イ 価格が法令等で定められていること。

ウ 営利を目的としない公共的団体又は個人であること。

エ より優れた創造性と高度な専門知識を必要としていること。

このうち、上記第 4 号関係の 8 項目は他の号とは異なり、委託相手先を列挙したものではなく、あくまで委託内容を記したものにすぎない。また、第 8 号関係については、上記イについては第 5 号と同様であるし、上記ウについては第 2 号と同様である。上記エについても第 4 号とほぼ同様である。したがって、実質的な判断基準としてアしかないことになる。そうであれば、包括的な規定ではなく第 8 号として「市場性がなく、同業者がない委託契約」と限定すべきとも思われる。しかし、事務規則はそのような文理上の建付けにはなっておらず、適用の範囲を拡大解釈することが可能ないわば包括規定等として

当該第 4 号及び第 8 号が存在しており、随意契約とする場合の根拠として、当該両規定が実務上比較的多用されている実態²がある。このため、以下では、なぜこのような規定を含めた訓令が制定されたのか、その経緯に遡って調べてみることにする。

【経緯】

ヒアリング並びに提出された資料によると、そもそも「区長が指定する委託契約」という訓令が成立した経緯は以下のようなものである。

「区長が指定する委託契約」が最初に制定されたのは昭和 52 年である。総経発第 147～1 号昭和 52 年 3 月 14 日起案（決定 3 月 16 日）「東京都大田区契約事務規則の改正について（依頼）」によれば、この起案の中で「2. 契約権限の一部移譲について」が提案されている。その内容は次のとおりである。「現在、契約権限の移譲については昭和 45 年総企発箋 1328 号助役依命通達によって制限的かつ個別に権限を移譲していたが、別紙理由によりこれを整理し、性質により契約権限の一部を移譲する」とある。別紙には「契約事務の一部移譲について」とあり「（改正理由）物品等の発注に際して、緊急な行政需要に対応する必要があるもの、又、他区との関係で共同して事業をすすめることが望ましいものについては、事業課で契約手続する方が区の行政を円滑に執行できる。（例）23 区共同発注。（中略）以上の理由から（改正要旨）次に掲げるものを除き、委託契約（支出科目が委託料に限る。）に係る契約権限を各部局の長（収入役、部長、教育長、選管、監査、議会の各事務局長）及び所長（各出先機関の長、ただし、学校長及び 4 級廨の長を除く）に委任するものとする。

地質調査、測量、設計及び工事の監理業務委託

庁舎、施設及び設備の保守委託（清掃、殺そ、殺中業務含む。）

催物会場等の装飾、設営委託

その他契約に競争性があり競争入札等により処理することが適当と認められるもの」

このように、従来上記各 4 号が「区長が指定する委託契約」であって、この「区長が指定する委託契約」が、競争入札によるべきものとされていた。

これに対して、総経発第 504 号起案平成 4 年 2 月 28 日（決定 3 月 2 日）「区長が指定する委託契約について」（昭和 53 年 3 月 28 日訓令甲第 9 号）の全部改正について（依頼）」では、「2. 改正の趣旨」として「昭和 52 年 3 月 28 日訓令甲第 9 号として総務部経理課が取扱う『区長が指定する委託契約について』が制定され、以来、指定した以外の委託契約については各契約権限受任者にその取扱いを委ねてきた。しかし、同訓令の第四『その他契約に競争性があり競争入札等により処理することが適当と認められる委託契約』の解釈に不明確な点があったため、各部によっては取扱いに不統一な点が見受けられた。その結果、競争入札に適するものまで部長契約で処理している事例も散見され、訓令の趣旨を逸脱しているものと判断せざるを得ない状況となり、これの解決のために訓令の全部を改正した

² 第 4 章の個別事例等参照こと。

い」とされた。さらに、「3.改正点」としては「今回の改正は東京都大田区契約事務規則別表第一の委任する事務の範囲のうち『区長が指定する以外の委託契約（委託料に限る。）』を『区長が指定する委託契約（委託料に限る。）』に改正することにより、従来の総務部経理課取扱い分の指定から各部長等が取扱う分を指定することとした。これにより『区長が指定する委託契約』以外は原則として各部長等が取扱うことができないこととした。なお、新たに部で処理することが適当と判断できる案件は、第七号（注：現行の第8号）において『総務部長が特に適当と認めた委託契約』として、事案決定時に協議させ取扱い部局を決定することとし、年々増加する委託契約における契約委任者を明確にする内容とした」とある。

以上の経緯等により、平成4年以降、「区長の指定する委託契約」の守備範囲が、大きく変更されたわけであるが、依然として当該「区長が指定する委託契約」の範囲の扱いについては以下のような問題があると考えられる。

【問題点等】

委託料か委託料以外かの判断について

事務執行上の手続としては、予算科目が「委託料」か「委託料以外」かで、「区長が指定する委託契約」の規定の適用できるか否かが決定できていることになっている。契約上の起案を作成するのは各部局であり、各部局は予算要求が通らないと起案が作成できない。この予算作成時の当該処理科目のチェック者は企画財政課の財政担当とのことである。財政担当は執行前の予算の段階での科目の判断を余儀なくされることになるので、このチェックは執行後に比較すると若干甘くなる要素を孕んでいる。しかし、予算の段階で「委託料」という科目名での処理が通ってしまえば、これにより「区長が指定する委託契約」の規定の適用ができる可能性が生じる。契約締結後に処理科目の検討を行うのは会計管理室であるが、契約締結後の時点で仮に「委託料」での処理が適当でないとは判断されたとしても、外部関係については、すでに契約が締結され法律関係が構築されている以上、遡ってこれを取消すことは困難であり、他方、内部関係についても部契約ですすめていた手続をすべて覆すことは、実務上かなりの負担を伴うことになる。（但し、科目が適正でないとは判断された場合には、負担のいかに問わず、財務システム上、契約手続から修正して正当科目で執行しているとのことである。）

部契約や経理管財課契約かの判断について

随意契約が適当と判断される委託契約であっても、それが「区長が指定する委託契約」に該当し各部管轄の契約にするのか、それとも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し経理管財課管轄の契約にするのかについては実質的に各部局の判断に任せられている。とくに「区長が指定する委託契約」第4号や第8号については、上記のとおり他の各号と異なり、解釈の余地が大きく介入するような規定の建付けになっており、また、他の各号については「契約

事務の手引」での記載内容に関して、経理管財課では「制限列举方式」という解釈をとって記載しており、その旨通知しているものの、「契約事務の手引」にその旨の記載がないこと等を主因として、各部では限定列举ではなく例示列举であるという解釈に立ってしまっているという実態があるとのことある。いずれにしても、当該規定の適用に当たっては各部での判断が大きく広げられる可能性が強く、ある契約が部契約で行えるのか、経理管財課契約とすべきなのかについて、実務上判断に迷うことが多い構造になっている。なお、どちらの管轄にするかによって事務処理上の手続が異なっており³、このことがどちらの契約とすべきかの判断材料の1つになっているとも考えられる。

「区長が指定する委託契約」と判断されたものが地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の範囲内に該当する随意契約とできる内容のものなのか否かの判断について平成4年の改正時に「包括規定」を残した。このこと自体は「年々増加する委託契約に」対応するための処置として一応の納得はできるが、このことにより、改正前より問題視されてきた「競争入札に適するものまで部長契約で処理している事例も散見され、訓令の趣旨を逸脱しているもの」が新たに生じる可能性を生む素地を、逆に生じさせてしまった。これに対する対応策として、当初の改正起案が指示していたものは、部局と経理管財課との「協議」であるが、この内容が一般的な内容の協議⁴ではなく、事務処理の効率性の観点等から、実際上はシステム画面上での判断となっている場合が多いと伺っている。

総務省通知からの乖離について

昭和38年12月19日(現)総務省通知は、地方自治法施行令第167条の2関係について「本条第1項第1号(現行第2号)の『不動産の買入れ又は借入れ...物品の売払い』は、『その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの』の例示である。また『その他の契約』を条例規則等で定めることはできない」としている。したがって、この通知の記載内容に鑑みると、平成4年改正前の「区長が指定する委託契約」規定は随意契約の範囲、すなわち「その他の契約」を条例規則等で定めたものではなかったもので、この通知に照らしてで問題はなかったが、平成4年改正以後の「区長が指定する委託契約」は随意契約の範囲、つまり「その他の契約」を規則さらには訓令で定めているとも考えられ、この通知に照らしても問題があると考えられる。

³ この点、単に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的」を理由とした随意契約の場合には、担当部局から経理管財課長あての「業者推薦書」がないと事務手続上不備が生じることになっている。しかしながら、現状、当該「業者推薦書」の形式等には全庁的にはとくに定まったものがなく、推薦理由の書き方については、数行程度で簡単に記載している場合もあれば、大量のプロポーザルの選考資料を添付しているものもある。事例を鑑みるに、ある委託契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的」に照らして経理管財課所管の随意契約となるのか、「区長が指定する委託契約」に照らして各部長所管の随意契約となるかについては、その運用上の適用過程が部局ないし事案によって、まちまちとなっていると考えられる。とくに第8号規定の適用については、その手続の過程が経理管財課所管の随意契約に比べて簡略化されており、経理管財課等からの牽制も働きにくい構造になっていると思われる。この点も改善の余地がある。

⁴ 『広辞苑(第6版)』新村出編(岩波書店、平成20年1月)で「協議」を引くと「寄り集まって相談すること。『鳩首(きゅうしゅ)する』とある。

翻って問題と思われるのは、現状、たとえ競争入札等が適当であったとしても、上記、
、 、 、 等の理由により、経理管財課に対する事前協議と各部の「執行伺」「起案」
の決定等がありさえすれば、第 4 号及び第 8 号規定の適用をもって随意契約とすることが
可能な状態にあり、それがどのような理由により、また、「区長が指定する委託契約」第何
号適用により部契約とされ決定とされたのか、起案書上、必ずしも明確になっていない点
にある。

「区長が指定する委託契約について」(平成 4 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号、最終改正 20 年
4 月 1 日第 25 号)は訓令である。一般に、訓令とは、地方公共団体の長が、地方自治法第
154 条の規定に基づき、その補助機関である職員に対して、内部的な事務運営等について指
揮監督するために発する命令をいう、とされている。また、一般に訓令のうち特に書面を
もって行うものを通達⁵というとされているが、特に両者を区別する実益はないとされてい
る。通達の性質の 1 つとして、通説は、違法な通達が発せられて国民が事実上の不利益を
被ったとしても、裁判で通達そのものを争うことはできない、というものをあげており、
判決も「従来の法解釈を通達によって改めることができるのは当然であり、それが国民に
不利益になる場合でも許される」⁶としている。

しかしながら、行政活動における通達や訓令の存在(改変を含む)が、現実的に住民の
権利義務に重大な影響を与えているというのは事実である。本件に関していえば、本訓令
の安易な適用が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に違反した随意契約の拡大を
招き、さらには随意契約の拡大や長期化が、地方自治法第 2 条 14 項、同条 15 項に違反す
るような契約を拡大させる可能性を有し、あるいは、いわゆる独占禁止法⁷のいう広い意味
での「競争制限効果」や「不当な取引制限」を発生させる温床となる可能性を有している
ことは、上記、平成 4 年における改正起案の内容をみても否定できない事実であるといえ
る。

これら一連のことに鑑みれば、「区長が指定する委託契約」、とくに、当該第 4 号及び第 8
号規定の適用においては、上記 の制度ないし運用上の問題点に十分に留意し、規
定自体の見直しを行うか、少なくとも、具体的な運用基準・ガイドライン・要綱等を設け
るなど、より慎重な取扱いが必要であり、両号規定適用時の随意契約に関して、地方自治
法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、総務省通知、ひいては、地方自治法第 2 条第 14 項、
15 項に抵触しないように、効率性・公平性・透明性の確保に努める等、具体的対策の策定
が必要であると考えらる。

⁵ 「通達とは上級行政機関が下級行政機関の権限行使のため指揮するために発する命令をいう」(国家行政
組織法 14 条 2 項)

⁶ パチンコ球遊器課税事件(最高裁昭和 33 年 3 月 28 日第二小法廷判決)、「行政判例百選 (第 5 版)」別
冊ジュリスト(有斐閣、平成 18 年 6 月)104 頁～105 頁等参照。

⁷ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年 4 月 14 日法 54 号)

2. 指定管理者制度について

1) 公募をせずに指定管理者を指定することについて

(意見)

公募せずに指定管理者を指定することについては、現段階では違法とまではいえませんが、好ましい行為とはいえ、本報告書においては、(指摘事項)にはしないものの⁸、(意見)とする必要がある⁹と考える。その理由は次のとおりである。

第一に、総務省通知¹⁰(平成15年7月17日)の中に、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」とあるが、現実問題としてこの通知が無視されているケースが、多くの地方自治体の指定管理者制度の適用上散見されている¹¹こと。第二に、このような事実を受け、同省ではさらに通知(平成19年1月31日)の中で「指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること」とし、この点をあらためて強調していること。さらに第三に、第2章に記した指定管理者制度導入の趣旨に鑑みると、上記結論に達すると考える。

なお、この点に関連して、大田区では、教育長、各部長、保健所長、各地域行政センター長、行政委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者あてに野田副区長が出している「指

⁸ 「公の施設の指定管理者」市橋克哉『行政民間化の公共性分析』(2006年5月、日本評論社)163頁～164頁には、「それ(作者注：通知)に忠実に従うのであれば、一つの団体だけを選んで、指定管理者の指定をすることは、原則としてはできにくいことになる」としながらも、「しかしながら、総務省自身は、先に紹介したように、選定の方法について、『計画書を複数出させて』ということ述べているにすぎず、『広く一般的に公募で行わなければいけない』とまで要求しているわけではない。通常、広く公募して多数のなかから一つを選ぶということが望ましいと考えてはいるが、理由があればそうでないやり方で、候補者を最初から条例上限定して複数出させる、あるいは1つに絞ってしまうことも、現段階では、違法とまではいえないと考えているのだろう」とある。

⁹ 出井信夫『指定管理者の現場』(2006年4月、学陽書房)143頁には、「基本的に、組織の継続性や維持、地域における職場の確保や雇用の安定性を図ることは当然のことと心情的には理解できるものの、体系的かつ総合的な行財政運営の観点より、指定管理者制度の導入をいかに図るか、という基本的な命題が理解されているとはいいい難いことを憂えるのである」とし、146頁では、「制度導入の第一期においては、非公募とすることもやむを得ない措置である、と容認されるものの、『第一期の指定期間終了時、すなわち、第二期の指定期間における「再指定」「指定の更新期」の対応』については、『自治体出資法人の外郭団体・第3セクター等であることを理由に、無条件で、継続して自動的に非公募とする』ことは、到底許される状況にないことは明白であろう。制度導入移行については、法の上でも3年の準備期間の猶予が設けられていることを考えれば、当然のことながら、例外措置の理由の継続は容認され、看過されるものではないことを、改めて強く認識する必要がある」としている。さらに、148頁では「誤解される懸念もあるが、厳しくいえば、『特定の雇用を確保することが自治体行政の目的ではない』ことを認識すべきである。指定管理者制度の導入において、『自治体出資法人の雇用を守ることが最優先される意識』こそが、一般市民意識、一般市民感情との間において、『大きくかけ離れた、特権意識である』ということ、を、猛省する必要がある」とある。

¹⁰ 総行第87号平成15年7月17日付総務省自治局長「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」

¹¹ 上記、第2章外部監査の概要の末尾のデータ、総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者の導入状況に関する調査結果」(平成16年12月)参照。

定管理者の選定方針について(通知)」（平成20年7月31日、20経企発第10213号）では、「特命指定」に当たる場合は、例外的に「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行わないでも良いとしているようであるが、指定管理者制度の導入の趣旨¹²や総務省通知に照らして問題がないとはいえない。すでに条例に条項がある場合¹³もあるとはいえ、「特命指定」を安易に認めれば、法の精神が没却されかねない¹⁴ので、「特命指定」についてはごく限定的に使用すべきである。また、「選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと」についても上記(通知)には「条例に規定する指定管理者の選定基準に基づいて評価し、選定する」とあるだけであり、条例の規定は「要件」であって「基準」ではないことに鑑みれば、これをもって「情報公開」していると解釈することは難しいと思われる。したがって、「基準」「手続等」の「情報公開」については別途手続が必要ではないかと考える。

2) 指定管理料の精算手続について

(意見)

指定管理料の精算手続については、公募制を採用し、かつ、公募において指定管理料が選定項目の一つに含められている場合には、精算手続を行うべきではないが、非公募制を採用している場合には、精算手続を行うべきであると考え。その理由は以下のとおりである。

公募制を採用し、かつ、指定管理料の多寡が選定項目の一つに含められている場合には、価格面において何らかの競争原理が働くことになる。この結果、指定管理者制度導入の趣旨¹⁵が達せられると考える。したがって、仮に指定管理者に(超過)利益が生じたとしても、それは競争のうえに生じたものであり、その利益は指定管理者としての事業存続のため不可欠なものであることが予想されることから、精算を行って回収すべき性質のものではないと考える。他方、非公募制を採用している場合や公募制を採用していても指定管理料を選定基準に含めていない場合、あるいは、たとえ公募していても選考基準における指定管

¹² 先に述べたように、総行第87号平成15年7月17日付総務省自治局長「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」では、「今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」と説明されている。

¹³ 例えば、「大田区立知的障害者援護施設等条例」(昭和58年10月12日条例第31号、最終改正平成20年3月14日第11号)第10条「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があったときは、区長は、当該法人の指定に係る援護施設等の管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる」というような条項。

¹⁴ 憲法第94条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定できる」とある。

¹⁵ 総行第87号平成15年7月17日付総務省自治局長「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」によれば、「今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり」とある。

料の配点割合（比重、インパクト）が極めて低い場合には、価格面の競争原理が働きの弱いことになる。この場合に仮に精算を行わないとすると、比較的大きな（超過）利益が生じる虞があることから、この場合には精算を行うべきである¹⁶。したがって、これに反するような場合には、その扱いを改善する必要がある。（なお、事業所税の扱いをめぐる総務省の通知¹⁷の議論をみると、精算を行っている場合には、「実質的に指定管理者に事業の主体性が認められない」と考えられており、このような場合には事業主体は地方公共団体となり、事業所税は非課税となることである。）

3）指定管理料の価格の合理性について

（意見）

一般に、財貨・役務の対価である価格が合理的なものであるのか否かの判断については、市場性の有無、あるいは、その発達の度合い（どれだけ完全競争市場に近い）等が1つの重要なメルクマールとして位置づけられることが多い。このような考え方に基けば、大田区から独立している、複数の業者から価格の提示を受けてみないと、その価格が妥当であると判断することは難しいことになる。指定管理者制度において非公募制を採用している場合、すなわち、「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行っていない場合には、当該、指定管理料の価格が合理的なものであるのか否かの検証は極めて難しいことになる。もし、「複数の申請者に事業計画書を提出させること」せずとも、他の代替的な方法で当該価格の合理性が本当に立証できるのであれば、指定管理者制度における総務省通知の扱いはともかくも、地方自治法第2条14項のいう「最少の経費で最大の効果」の趣旨は、ある意味で達せられたことになるかもしれない。現状、非公募施設について、同第2条14項のいう「住民の福祉の増進」のみを、非公募とする理由として強調していることが多く、その一方で、指定管理料の価格面の合理性については触れられていないことが多い。「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行わないのであれば、少なくとも、価格の合理性の検討が必須の条件である¹⁸と考える。当該、価格の合理性の検討は、結果として、非公募指定管理者に経営改善等を促すことにもなり、実行の効果が大きいもの¹⁹と考える。

4）指定管理者に対する補助金（その他の経費を含む）について

¹⁶ なお、これに反する意見としては、例えば、「平成18年度包括外部監査の結果報告書」（仙台市）95頁以下があり、ここには、指定管理者の主体性の保持を理由に、公募・非公募の場合わけをせず指定管理料精算手続の見直しをおこなうべきであることが記されている。指定管理者としての当事者意識の醸成の必要から、たとえ非公募指定であったとしても精算行為は行うべきではないという意見である。すなわち、精算という行為が伴うとすると受託した事業を効率的に行おうというインセンティブが働かないことになり、このことが事業の効率化を阻害し、指定管理料の値下げの誘引に歯止めをかけるという考え方である。

¹⁷ 総務省第59号平成17年11月14日付総務省自治税務局市町村税課長「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」

(意見)

補助金については、「おおた革新推進プラン 21」実施本部において、補助金の効果的活用と透明性を確保するために、「補助金・助成金等の見直しに関する指針」(平成 13 年 6 月)が策定された。この中で「補助金等の見直し基準」の 1 つとして「公平性の観点からの見直し」が挙げられている。これは「限定された団体・個人に対する補助・助成で、公平性の観点から見直しが可能なもの」という内容のものである¹⁸。今回、非公募の指定管理者に対して、指定管理者としての委託料以外に、運営費等の補助金が同時に支出されているケースが散見された。指定管理者に対して補助金と指定管理料の 2 つが別の目的で支出されているケースにおいては、それぞれの資金の支出の目的が異なることから、その用途に対する追跡が必要である。また、今後、仮に非公募施設について公募を行った場合においては、指定管理料のほかに補助金を受取っている非公募の指定管理者が、指定管理料を下げる代わりに補助金を上げるなど、公募選定を有利に展開するような措置が講じられたとなると、当該補助金については、上記の「公平性の観点」からの検討が必要な事態が生じることになる。このため、同一団体へ補助金(その他の経費を含む)と指定管理料の支払いが同時に行われるような場合については、その用途、精算、処理の妥当性を公正性や公平性の観点から証憑やワークシートまで遡り精査する必要がある。この点については、とくに共通費や間接費の按分計算の妥当性の検討等を含むため、会計についての一定以上の専門的知識を要することが必要である。

以上のような概括的な考え方を踏まえ、次章以降で個別具体的に各事案の内容等をみていくこととする。

¹⁸ 大田区「平成 17 年度包括外部監査の結果報告書」6 頁を参照のこと。

第4章 外部監査の結果及び意見 2 .

(民間委託について)

以下では、監査対象となった民間委託について、(1) 概要、(2) 契約金額等、(3) 内容等、(4) 契約の方法及び経緯等、(5) 支払の正当性を証する管理の方法、という区分に従って民間委託の内容等を個別具体的に検討していき、その結果、抽出された問題点等について(6) 結果及び意見、に記載していくこととする。なお、この区分を基本型とし、具体的事案に応じて別に区分を設けて記載している場合もある。

1. 清掃業務委託 31 (大田区役所本庁舎)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：総務課

番号：1

件名：清掃業務委託 31 (大田区役所本庁舎)

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
1	平成 19 年 4 月 1 日	清掃業務委託 31(大田区役所本庁舎)	大田美装 JV	73,804,500

(3) 内容等

内容は大田区本庁舎の清掃業務委託であり、日常清掃、定期清掃、特別清掃からなる。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 74,384,919 円(含：消費税)であり、平成 19 年度においては、仕様、日数とも大幅な変更はないことから、74,561,718 円が契約目途額として設定された。本案件は業務の性質上、人件費の占める割合が高く、ダンプの危険性を排除する必要もあることから、最低制限価格を設け(契約事務規則第 30 条の範囲内)、当該

予定価格に対して、前年度履行業者と過去に指名実績のある区内・準区内業者を優先し、過去の大田区および他官公庁における契約実績、企業規模（履行能力）等から総合的に判断し、5 共同企業体（JV）による指名競争入札を実施した。入札者は1JV が辞退したことに伴い、4JV により実施された。入札の結果、第 1 回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第 2 回の入札を実施し、大田美装 JV が落札した。過去からの契約金額の推移は次のとおりとのことであった。

（単位：円）

年度	金額	適用	委託業者
平成 15 年度	76,463,100	単独随意契約	大田美装 JV
平成 16 年度	不詳	入札年度（指名競争入札）	ジョイント大田・JV
平成 17 年度	74,401,803	単独随意契約	ジョイント大田・JV
平成 18 年度	74,384,919	単独随意契約	ジョイント大田・JV
平成 19 年度	73,804,500	入札年度（指名競争入札）	大田美装 JV

（保存年限が 3 年間であることから平成 15 年度は残データに基づく金額、平成 16 年度は残データがないとのことであった。また、平成 15 年度における大田美装 JV の構成員は、日本シティビルサービス株式会社、株式会社ジーエムシー、株式会社三協ビルメンテナンス（平成 19 年度は、株式会社三協ビルメンテナンスの代わりに株式会社ケン・ショーである。）であり（、ジョイント大田・JV の構成員は、株式会社ジョイントメンテナンス、株式会社ジーエムシー、株式会社ケン・ショーとのことであった。）

契約書は大田区の標準様式によっており、これに共同企業体協定書、清掃委託月別内訳書（月別作業項目別金額一覧）仕様書等を別添する形式をとっていた。また、契約日は平成 19 年 4 月 1 日であり、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであった。支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされており、概算払の適用も存在しなかった。

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

清掃業務委託 31（大田区役所本庁舎）

委託業者は月次で業務履行後、業務日報等を提出し、委託者の検査完了後、請求に基づき支払うものとされている。委託業者は清掃の都度（例：日常清掃の場合は日次）で清掃作業報告書を作成し、月次でこれら報告書を清掃作業完了届として取りまとめ、区に提出、区では当該報告書の検証を実施しているとのことであった。一方、請求書は翌月初旬に提出される。区では請求金額につき、請求内訳である日常清掃、定期清掃、特別清掃として掲載された金額につき、既述の月別作業項目別金額一覧との整合性を検証し、支出命令書を作成、支払を執行する手続となっているとのことであった。

（ 6 ） 結果及び意見

（意見）

契約目途額の設定について

契約目途額につき、提出された資料からはその金額が表記され、物価上昇率等と比較して合理的である旨の判断は記載されていたものの、設定された経緯並びに根拠については記載が見受けられなかった。指名競争入札における競争であるから、結果的に金額に合理性が保てるということにもなるが、算出根拠を明記する必要があるものとする。

随意契約とする理由について

対象年度は指名競争入札によっているが、経経発第 122 号により、「平成 16 年 1 月 29 日経経発第 377 号区長決定『平成 16 年度以降の「建物清掃業務委託」年間契約に係る契約締結方法について』」により、平成 16 年度から平成 18 年度の三ヵ年、業務を執行してきたところである。来年度以降についても、前回の契約方法を前提とし、(中略)契約事務を執行する」とされており、これに基づき平成 20 年以降 2 年間の単独随意契約が締結される運びとなっているようである。提出された資料中、経経発第 377 号区長決定が存在しなかったことから内容については詳細な内容は解らないが、以下の 2. と同様の措置の必要性につき検討を要するものとする。

2. 本庁舎設備保守業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：総務課

番号：2

件名：本庁舎設備保守業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
2	平成 19 年 4 月 1 日	本庁舎設備保守業務委託	不二興産株式会社	66,549,105

(3) 内容等

内容は大田区本庁舎の設備に関する保守業務の委託であり、統括業務、設備業務、環境衛生業務、設備定期点検保守業務からなる。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約(単独随意契約)

本契約については、まず、平成 16 年度に指名競争入札が行われるにあたり、次のような区長決定があった。

・「平成 16 年度以降の設備管理業務委託年間契約に係る契約締結方法について」(平成 16 年 2 月 13 日付経経発第 416 号区長決定)

さらに、本件、区長決定は、「平成 16 年度以降の設備管理委託業務委託の契約について」をその主たる内容としており、それには、「平成 16 年度以降も、安定した技術者の確保と競争性等を図るため、現契約締結方法を踏襲した契約方法を下記により決定する」とあり、「2 契約方法」には「平成 16 年度…指名競争入札を実施する。平成 17 年～20 年度…特別な事情がない限り、平成 16 年度の契約業者と随意契約を締結する」と記載されていた。平成 19 年度においても、当該区長決定に基づき、不二興産株式会社城南支店との間で単独で随意契約が締結されたとのことであった。なお、過去からの契約金額の推移は次のとおりとのことであった。

(単位：円)

年度	金額	適用	委託業者
平成 15 年度	69,022,999	単独随意契約	日本ビルシステム株式会社
平成 16 年度	66,045,000	入札年度(指名競争入札)	不二興産株式会社
平成 17 年度	67,242,000	単独随意契約	不二興産株式会社
平成 18 年度	66,549,000	単独随意契約	不二興産株式会社
平成 19 年度	66,549,105	単独随意契約	不二興産株式会社

(保存年限が3年間であることから平成 15 年度、平成 16 年度は残データに基づく金額)

契約書は大田区の標準様式によっており、これに「平成 19 年度本庁舎施設業務委託月別金額」(月別作業項目別金額一覧)仕様書並びに本庁舎図面等を別添する形式をとっていた。契約日は平成 19 年 4 月 1 日、期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとされていた。支払については、月払とし、業務履行後、管理日報・作業報告書等を提出のうえ、検査終了後、請求に基づき支払われるものとされていた。また、中間前払、部分払についての適用はしないと明記されていた。なお、概算払の適用に関する規定も存在しなかった。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

委託業者は月次で作業報告書を作成し翌月初旬に提出している。当該報告書の表紙に各報告書提出項目の一覧が付されており、報告書の有無につき、当該一覧による検証を実施しているとのことであった。また、防災センターの管理日誌は日次で区に提出されており、区は当該日誌を日々検証しているとのことであった。さらに、電気設備等の点検については、点検時の報告を区に実施しており、区は当該報告を検証しているとのことであった。一方、請求書は翌月初旬に提出される。区では請求金額につき、既述の月別作業項目別金額一覧との整合性を検証し、支出命令書を作成、支払を執行する手続となっているとのこ

とであった。上記一連の手続きにつきサンプルで追跡を実施した結果、基本的に相違はなかった。

(6) 結果及び意見

(意見)

随意契約とする理由について

随意契約を実施する根拠につき、平成 16 年 2 月 13 日付経経発第 416 号区長決定によると「平成 16 年度以降の設備管理業務委託の契約について(案)」において、「設備管理業務については平成 10 年 1 月 8 日経総発第 336 号決定により、技術・経験等優れた技術者の安定的確保を目的とした随意契約から、技術者の確保および他産業者の参入機会の提供・経済性を図るため、平成 11 年度より競争入札を実施し、翌年度の 4 年間は、平成 11 年度の契約相手方と随意契約を締結する契約方法を実施している。平成 16 年度以降も、安定した技術者の確保と競争性を図るため、現契約締結方法を踏襲した契約方法を(中略)決定する」とし、その対象施設として本庁舎が含まれていた。さらに、指名業者の選定方針として、「平成 16 年度の物品指名競争入札参加資格をもち、『電気・暖冷房保守』で登録している区内・準区内業者を対象とし次の基準により選定する。

- ・ 現在、設備管理業務委託で大田区と契約している者(指名停止中及び現契約で履行上問題のある業者は除く)は原則指名する。
- ・ 過去 3 年間に設備管理業務で官公庁の実績がある者の中から指名する。
- ・ 同種の契約実績及び売上高、大田区の指名実績等を審査し選定する。
- ・ 技術者数・企業規模等総合的に判断し、特定業者に偏らないように配慮する」

とされていた。確かに技術者の確保、経済性という観点からは、年次での委託業者変更は業務内容が広範に渡り、実務的定着が困難であるとも考えられることから数年間にわたる契約継続も考えられる。しかし、電気設備点検については、例えば、株式会社社明電舎に再委託し、当該再委託先の作成した報告書をそのまま添付しており、前者の技術確保というよりはむしろ業務の安定性に主眼が置かれているように見受けられる。後者の経済性についても、基本的には前年実績のとおりとされてはいるものの、入手した資料からは前年実績が是である根拠については、委託業者より入手した見積によっており、必要に応じて施設管理課等の専門部署と協議の上設定するとのことであった。しかし、添付されていた見積書には日付の記載はなく、委託業者の押印もないものであった。これらの諸点を考慮するに、目的の 1 つである他産業者の参入機会の提供という目的である「技術者数・企業規模等総合的に判断し、特定業者に偏らないように配慮する」には必ずしも適合していない感を受ける。従って、平成 16 年 2 月 13 日付経経発第 416 号区長決定における 3 つの目的(技術者の確保、他産業者の参入機会の提供、経済性を図る)を達成すべく、単独随意契約の継続年数の短縮、継続の場合における契約金額の精査等の手続の遂行等の措置が必要と考える。

データの保存年限について

データの保存期間は「文書管理規程」により 3 年間と定められており、これに従って、文書が廃棄されているとのことであったが、本件の場合、指名競争入札後 4 年間同一委託先と単独で随意契約を締結するとの方針があり、それに従った契約が締結されている以上、少なくとも当該方針の期間分は文書を保管しておく必要性があるものとする。

3. 空港臨海部基本調査業務委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：企画財政課

番号：3

件名：空港臨海部基本調査業務委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
3	平成 19 年 8 月 13 日	空港臨海部 基本調査業務委託契約	パシフィック コンサルタンツ株式会社	33,390,000

(3) 内容等

内容は平成 19 年度の一次補正予算として 6 月に臨時議会において決議された空港臨海部基本調査業務の委託であり、新区長就任により実施された臨海部再編に伴う肉付予算に伴う業務である。本調査の目的は、「東京国際空港（羽田空港）は、2010 年 10 月末の再拡張事業が終了し 4 本目の新滑走路が供用されると、空港を結節点に人・モノ・情報の国際交流が活発化し、首都東京の玄関口としての役割・機能は飛躍的に増大する。これらの空港を巡る将来状況は、空港周辺にも多大な影響を及ぼすことが想定される。これをまたとない機会ととらえて、大田区の発展へとつなげていくことが期待されるが、このためには空港臨海部の将来像を示す計画を早急に立案する必要がある」とし、このことから「地域の実情を把握し、課題を浮き彫りにするとともに、将来の地域に及ぼす影響を見極めて、羽田空港の再拡張・国際化の影響をメリットとして取り込み、地域活性力を向上させる視点から本調査を行う」とされていた。業務内容としては、区長および区長の指定する経営管理部企画財政課職員の指示に基づき、次の調査を行い、成果品として報告書等を作成、提出するものとされていた。

空港臨海部の地理的特性および歴史・沿革・変遷に関すること

空港臨海部における既存調査報告書・既存計画に関すること
空港臨海部の現況・問題点・課題の抽出に関すること
空港再拡張事業の概要に関すること
空港臨海部に想定される再拡張事業の影響に関すること
区民、事業者、就業者、空港利用者等の意向把握に関すること
事例研究に関すること
空港臨海部まちづくりの方向性等の検討に関すること
各種データの整理および報告書のまとめ
その他監督員が指示すること

これに伴い、業者選定を実施し、本件業務委託先が選定され、平成 19 年 8 月 13 日に決定された（選定の経緯については（４）参照）。このことから、本件契約の始期が同日に設定されていた。ところで、本件契約は平成 20 年 3 月 17 日付けで変更されており、変更理由は起案書には次のとおりとされていた。「本調査委託業務は、『臨海部及び周辺地域』の『現状把握』及び『現状分析・課題の抽出』とそれに基づく『今後の方向性等の考察』の大きく 3 つの業務に分けられる。これらの調査は、内容が複雑、多岐にわたり、調査報告書を作り上げる過程で、調査項目のねらいやその手法等をめぐり、事業課と受託業者との間の調整に時間を要することとなった。このまま納期に向けて当初予定した作業を継続した場合、調査全体の内容において期待する質の確保は困難であると判断した。とりわけ、現状把握については、平成 20 年度着手予定の基本計画につなげるために重要な基本資料であることに鑑み、現在の契約内容から『現状分析・課題の抽出』とそれに基づく『今後の方向性等の考察』を切り離し、『現状把握』を重点に調査を行うこととする。区の説明によると、本件契約の主眼は、空港臨海部の交通、土地利用、産業、観光に関する現状把握、課題抽出、今後の方向性までを明示することであったが、選定業者は一定程度までは実施できたものの、実質的には不十分なものであったことから、協議のうえ、現状把握にとどめることに決定したとのことであった。

（４）契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約（指名方式による簡易プロポーザル方式））

都市計画コンサルタント協会所属団体名簿より企画提案依頼業者を抽出（全 8 社）し、当該会社につき次の実績を有していると認められる会社 1 社を選定委員会にて選定（8 社中 1 社は辞退したことから、7 社を対象に選定）。

都市総合計画を最も得意な分野としている

専門分野に次の事項を多く含むこと

- ・ 都市施設に関する調査・企画・立案
- ・ 地域開発の調査・立案
- ・ 都市経営に関する調査・立案

- ・ 地域経済・地域振興・産業振興に関する調査・計画
- ・ 観光開発・都市景観の調査・立案
- ・ 中心市街地活性化に関する調査・計画
- ・ 政策ニーズ

本社を東京に置いていること

資本金が1億円以上であること

業務実績に本委託調査と類するものを有していること

営業活動等本委託調査に熱意を感じる業者であること

選定委員会は「空港臨海部関係調査委託業者選定委員会設置要綱（19 経企発第 10150 号）」に基づき、経営管理部企画財政課長を委員長とする 6 名の全員が区職員より組成されていた。選定は当該委員における採点によっており、採点表が予め準備されていた。採点表における採点基準は、上記 乃至 の項目ごとに 5 点満点の評点後、各項目に応じた倍率が加味（最高 5 倍、最低 1 倍）され総計 100 点満点（各委員）となっていた。委員長を含む各委員は当該採点表による採点を実施し、最も得点の高かった業者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社が選定された（最高 446 点、最低 331 点）。本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく業者推薦を経た経営管理部所管の随意契約である。契約書は標準様式に基づき作成されていた。委託料は 33,390,000 円（含：消費税）であり、前払、中間払、部分分割払、概算払のいずれも該当していないことから、区による成果物の検査後、委託業者の請求に基づき全額を支払うこととなる契約となった。当該金額は、直接人件費内訳書において工数（人日）に能力に応じた単価を乗じた金額を積み上げた額として直接人件費を算定し、これに諸経費率を乗じて諸経費額を算定、両者の和に技術経費率を乗じて技術経費を算定、これに印刷製本費を加算した額として構成されていた。単価、比率は印刷費（550 千円）を除き、国土交通省の作成した「平成 19 年度 国土施策創発調査費（標準単価表）」に準じて作成されていた。本件契約は平成 19 年 8 月 13 日に締結され、期間は平成 20 年 3 月 31 日までとされていた。一方、本件変更契約は、(3) に記述のとおり協議のうえ契約内容が変更されたことに伴い、当初契約金額から、26,003,000 円の減額が実施され、7,387,000 円とされた。この内訳としては、直接人件費が 3,439,850 円、直接経費（道路交通量調査、各種アンケート等に要する費用実費）が 3,947,150 円の合計（含：消費税）であり、諸経費、技術経費は加味されてはいなかった。また、本件変更契約の期間は平成 20 年 3 月 17 日乃至平成 20 年 3 月 31 日までとされていた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

本件変更契約の成果物は、仕様書に基づき照査技術者による照査が実施され、区長宛に照査済証が平成 20 年 3 月 28 日付けにて発行されていた。これに伴い、委託業者より区長宛に完了届並びに納品書が平成 20 年 3 月 31 日付けで提出され、照査員の照査が同日付で実

施されていた。本件変更契約に基づく請求書は平成 20 年 4 月 25 日付けで委託業者より提出され、当該請求書に基づき支出命令書が作成され、平成 20 年 5 月 2 日付けで出納が完了していた。

(6) 結果及び意見

(意見)

選定委員会の出席率について

選定委員会は「空港臨海部関係調査委託業者選定委員会設置要綱（19 経企発第 10150 号）」によると、委員会（全 6 名）は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないとされている（第 6 条）。選定委員会開催概要においては、会は全 3 回開催されており、第 1 回の出席者が 3 名、第 2 回の出席者が 3 名、第 3 回の出席者が 5 名（いずれも途中退席または途中出席を含む）となっており、全員が出席した回は存在せず、また、第 1 回、第 2 回はいずれも過半数に至ってはいなかった。この点に関し、前 2 回は企画提案のヒアリングであり、会議としての性質は有しておらず、第 3 回のみが業者選定に係る協議、及び業者選定であることから、会議としての性質を有したものであり、当該要綱に違反する性質のものではないとのことであったが、何をもって会議とするかは議論が分かれるところであり、問題は残る。

選定委員会の業者選定基準について

選定における採点表の使用につき、当該採点表を採用して選定を行うことを明記した基準等は存在しないとのことであった。また、上記委員会における議事録も特に作成してはならず、業者選定においては業者ごと委員ごとの採点表が作成されているに過ぎなかった。なお、採点の結果に基づいてはいるが、採点方法に主観が入りやすく、甘めの採点者、辛めの採点者があることから、最高点、最低点を除外した採点の採用も検討に値するのではないか（今回の場合は、当該採点方法によったとしても最高得点者はパシフィックコンサルタンツ株式会社であった（最高 293 点、最低 220 点））。

委託料の見積について

委託料 33,390,000 円のうち、直接人件費については、(3) に記載の 10 項目における工数（人日）が見積もられ、これに(4) に記載の単価を乗じて計算していたが、見積総額が予算の範囲内（当初予算は 40 百万円で減額補正により 33 百万円）であることの検討に留まり、これら 10 項目に必要とされる工数については具体的に検討されてはいなかったとのことであった。契約変更に至った理由については、平成 19 年度より新設された組織であることから経験も少なかった点、当初委託期間が約 8 カ月弱と業務量に比して見積が甘かった点、交通量の調査等当初予期していなかった事項を追加する必要性が生じた点等を、ヒアリング時には挙げられていたが、上記必要工数の検討により当該契約変更が回避される可能性を有していたかどうかについて、より踏み込んだ考察が必要と考える。なぜなら、委託業者に対する契約金額は変更により相当額が減額されたことから、一見、負担に關す

る問題は解決されているようにも見受けられるが、区担当者の工数は相当数要しているはずであり、当該工数のもと、本来期待された成果物は完成されなかったという事実が存在するからである。

起案書の記載内容について

契約変更に関する審議及び決定済の起案書において、契約変更額が 7,387,000 円であるのに対し、内訳としての消費税額が 1,590,000 円とされていた。当該金額は、当初契約金額に対する消費税額のままの状態であった。説明によれば、これは財務会計システム上の問題によるものとのことである。財務会計上の契約変更の入力に際しては、総額に対する増減額以外の入力ができず、消費税欄については当初契約の金額がそのまま表示されてしまう流れとなってしまうとのことである。今後システムを変更する必要があると考える。

4 . 平成 19 年度大田区報の印刷・発行

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：広報広聴課

番号：4

件名：平成 19 年度大田区報の印刷・発行

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
4	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度大田区報 の印刷・発行	光写真印刷(株)	46,607,543 (単価契約)

(3) 内容等

平成 19 年度の大田区報の印刷・発行の委託契約である。仕様書によれば、原則として毎月 3 回 (1 日、11 日、21 日) 発行し、広報広聴課の指定したときには臨時号が発行される。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札 (単価契約による見積合せ)

見積合せ指名通知書を送られた 10 社のうち 9 社 (1 社辞退) の見積合せによる価格競争により入札価格が一番低い光写真印刷(株)と単価について協議し、予定単価以内でその他相当と認められるため、単価契約を締結している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

請求書が業者から毎月送られてきており、単価、部数をチェックのうえ、毎月支払われている。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

大田区報の印刷・発行の委託業務は指名競争入札（単価契約による見積合せ）により平成 17 年度以降、順に光写真印刷(株)、(株)文化工房、光写真印刷(株)、(有)押田印刷と毎年委託業者が変わっており、またその単価も高いものではない。当該委託契約に特に問題と認められるものはない。

5 . 職員各種健康診断の実施について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：職員課

番号：5

件名：職員各種健康診断の実施について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
5	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度職員各種健康診断の実施について	医療法人社団こころとからだの元気プラザ	53,052,912

(3) 内容等

内容は平成 19 年度における大田区職員の、労働安全衛生法（昭和 47 年法第 57 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）及び大田区職員健康管理規則（昭和 54 年規則第 30 号）に基づく、健康診断の委託である。事業主である大田区は、職員に健康診断を受診させる義務を負っており、当該義務の主管は経営管理部職員課とされている。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本契約は部契約である。従って、「区長が指定している委託契約」第 1 号「医学的、保健衛

生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」に該当させているようであるが、「契約事務の手引」8頁の第1号には当業者名はない。職員課は起案書（第12号様式（第17条関係））において健診機関の推薦を記載している。推薦健診機関は「医療法人社団こころとからだの元気プラザ」（千代田区飯田橋）（以下、「受託者」と称す）であり、推薦理由としては、「上記機関には、従来から定期健康診断をはじめとする各種健康診断を継続して委託しており、本件業務に精通している。また、過去のデータに基づく経年管理・指導が可能である」ことを挙げている。受託者との契約はすでに30年近く継続しているとのことであり、具体的な年数は判然としない。同医療法人社団よりの過去の請求金額の推移は次のとおりとのことであった。

請求額の推移

（単位：円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般健康診断	45,080,437	45,240,236	47,655,131
特殊健康診断	33,075	33,075	14,448
その他健康診断	3,841,098	4,499,032	5,244,061
小計	48,954,610	49,772,343	52,913,640
区議会議員健康診断	131,711	65,793	139,272
合計	49,086,321	49,838,136	53,052,912

注：なお、区議会議員の健康診断は議会事務局の執行委任により実施しており、事業主としての実施ではない。

本契約は単価契約であり、平成17年度乃至平成19年度における定期健康診断単価の推移としては、血液検査（GOT、GPT、GTP、総コレステロール、中性脂肪、血糖、尿酸等）が平成19年度において、それまで1,240円であったものが1,120円へと低下しているものを除き不変であったことから、請求金額の変化は、受診者数の変化並びに受診項目の変化に限定される。

（5）支払の正当性を証する管理の方法等

支出は請求に基づき請求の都度「大田区会計事務規則第75条」による口座振替にて請求の日から30日以内に実施され、また、請求は健康診断実施の都度、完了届とともに職員課に提出されるとのことであった。職員課では、請求の正確性につき、請求の都度、当該完了届に記載の件数並びに請求書に記載の件数につき健康診断実績と突合することにより検証するとともに、請求書に記載の単価については契約書に別添されている仕様書の単価と突合することにより検証したうえで支出命令書を記載するとのことであった。

（6）結果及び意見

（意見）

請求のタイミングについて

契約書には事業終了後に区の定める方法により請求するとされており（第6条）各事業の終了の都度であるのか全事業の終了後であるのか判然としないが、請求実態は各事業終了後になされていた。業務の性質上、各事業終了後の請求で特に問題はないものとするが、契約上、明確化する必要があるものとする。

6. 仮称大田区大森西四丁目区営住宅新築工事実施設計委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：経営管理部

課等名：施設管理課

番号：6

件名：仮称大田区大森西四丁目区営住宅新築工事実施設計委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額 (内前払金)
6	平成19年5月9日	仮称大田区大森西四丁目区営住宅新築工事実施設計委託	株式会社相和技術研究所	40,425,000 (12,100,000)

(3) 内容等

内容は仮称大田区大森西四丁目区営住宅（以下、「本件住宅」と称す）新築工事実施設計の委託である。本件住宅は大田区大森西四丁目18番において建設が予定されている区営住宅に関する実施設計業務であり、具体的業務内容は、主に実施設計図及び計算書等（例：建築意匠設計図、建築構造設計図、その他）の作成並びに実施設計に必要な業務（テレビ電波障害予測調査の実施、省エネルギー計画書の作成、その他）となる。これら具体的業務内容については設計委託契約書に添付されている「設計業務委託仕様書」並びにその別紙である「実施設計業務委託特記事項」に明記されている。本件住宅の規模は大規模であり、現行更地への区営住宅の新設、同地に既設の区営住宅の居住者並びに大田区中央に既設の区営住宅の居住者の転居、さらには同地に既設の区営住宅の解体並びに新築を含む複雑な内容となっているとのことであった。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適

しないものとするとき」という規定に該当するとの判断から、随意契約により契約が締結されたものである。契約締結にあたっては、施設管理課長より経理管財課長宛に「業者推薦書」が提出されており、当該推薦に基づき随意契約とする主な理由としては次の諸点があげられていた。

- ・ 本設計は平成 18 年度に実施された「仮称大田区大森西四丁目区営住宅新築工事基本設計」をもとに行う実施設計の委託であり、既存居住者の敷地内移転を含む複雑な条件があることから実施設計においてはこれらを十分に熟知している必要がある
- ・ 当該業者は平成 18 年度に実施された「仮称大田区大森西四丁目区営住宅新築工事基本設計」を請け負っており（入札による落札）、報告書を納品している
- ・ 上記基本設計業務で比較的難度の高い基本設計委託を良好に遂行することができていた
- ・ 平成 11 年度においては区発注の「大田福祉作業所耐震診断委託業務」を請け負い良好な実績を残していた

契約金額は上記の通りであり、当該金額の合理性については、基本設計を基準として全体金額を見積もると同時に他の区営住宅の場合の平均金額と比較することで総工事費の概算額を算出、これをもとに、都が毎年更新している委託料計算書に基づき実施設計金額の合理性を検証しているとのことであった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書並びに特記事項等を別添する形式をとっていた。契約日は平成 19 年 5 月 9 日、期間は平成 19 年 5 月 10 日から平成 20 年 3 月 28 日までとされていた。支払については、契約の上限である契約金額の 30%が、前払金として支払われるものとされていた。前払金が支払われる場合、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年 法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社との間に契約書記載の納期を保証期限とする保証契約（前払金保証）の締結が義務付けられており、委託業者は、当該要請に基づき、平成 19 年 5 月 17 日付けで上記契約期間に亘る前払金保証契約を締結し、保証証書の写しを区に提出していた。業務の確認については、委託業者は成果物を区に提出し、検査を受けることが義務付けられており、支払については、委託業者よりの請求に基づき支払われるものとされていた。

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

本件委託契約の期間は既述のとおりであり、契約期間途中であることから、支払については前払金が該当する。前払金については、保証事業会社との保証契約に基づく保証証書の写が区に提出されていることから、契約に従い、委託業者よりの請求に基づき支払が行われていた。一方、成果物の納品については平成 20 年 3 月 28 日が納期であるが、区では委託業者より平成 20 年 3 月 24 日付けにて完了届並びに納品書を入手しており、同日付で検査員による検査証も発行されていた。支払については、委託業者よりの請求書は平成 20 年 3 月 27 日付となっており、区は同日付で支出命令書を記載、平成 20 年 4 月 3 日付けで支

私の執行を実施していた。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

入手した資料並びにヒアリングにおいては特に問題は見受けられなかった。

7 . 大田区立伊豆高原荘業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：区民生活部

課等名：区民生活課

番号：7

件名：大田区立伊豆高原荘業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
7	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立伊豆高原荘業務委託 について	株式会社馬淵商事	119,747,773 (単価契約)

(3) 内容等

大田区立伊豆高原荘の管理運営についての業務委託である。具体的内容については大田区立伊豆高原荘業務委託仕様書に定められているが、伊豆高原にある大田区の保養所におけるフロント業務、接客、清掃、施設設備の維持管理等である。

(4) 契約の方法及び経緯等

単独随意契約 (公募方式、公募は選定業者のみ)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約であり、平成 18 年度に「大田区立伊豆高原荘の受託業者選定委員会要綱」を定めて受託業者選定を行っている。業者選定の経過としては、まず要綱第 3 条選定基準及び

23 区の保養所委託実績を持っている業者

伊東市内 (静岡県内) 営業所等を持っている業者

過去の選定委員会において抽出された業者

受託の意思があり営業活動にきた業者

という要件を満たす業者 (8 社抽出) に業務計画提案を依頼した。そのうち 4 社が辞退して

残りの 4 社について業者概要、ヒアリング、現地調査、見積比較の資料をもとに審査を行った。その結果、株式会社馬淵商事が選定されている。辞退者が生じた理由として施設の老朽化があげられるとのことである。選定の対象となった 4 社のうち、最終的に選定された株式会社馬淵商事の提示した見積金額が一番高く、一番低い提示金額と比較して、約 1,300 万円もの差が生じていた。これは業者選定委員会の金額への評価の割合がサービス面等その他への評価に比べ、極端に小さいためであった。この評価基準であると、金額とその他に対する評価の比重割合が 1 : 10 となっていた。株式会社馬淵商事と最低金額を提示した業者と比較した場合、株式会社馬淵商事は伊豆に他市区の保養所の委託業務等を請け負っており、また、それまでの当該施設での実績等に優れた点が見受けられたとの説明であったが、書面での審査過程を見る限りにおいては、他の業者とそれほど差がないように思われた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

委託料の算定のため人件費等の固定費部分に加え、リネンサプライ洗濯等の単価契約部分があるため、受託業者からの請求書に基づき、月々実績に応じて月一回毎月翌月に支払いを行っている。区の担当者が一人駐在しており、納品・業務の確認を行っている。また月一回毎月上旬に受託業者が区へ報告に訪れる。具体的には、毎月、株式会社馬淵商事の請求書に「事務事業報告書」「日常清掃作業日報」「警備日誌」及びクリーニング業者の請求書等を添付し、総務課の検査を受けた後、支出している。

(6) 結果及び意見

(意見)

公募時の基準について

公募時の評価基準（金額：サービス = 1 : 10）が極端ではないかと思われる。金額とサービスをバランスよく検討し評価基準を定める必要がある。過去に、大田区立伊豆高原荘業務委託を競争入札によって業者選定したものの当該業者のサービスが不良であったために利用者数が減少してしまったということがあり、その経験を踏まえこのような基準を定めたということであるが、金額の評価があまりにも低すぎるのも検討の余地があると思える。

当該施設の今後について

大田区立伊豆高原荘は、昭和 42 年 8 月 28 日に保養所施設が完成し、同年 10 月 30 日より区立の保養所として稼働している。現在、建物が完成して約 40 年経過し老朽化が進んでおり、そろそろ建物の建て替えや大規模な修繕及び補強を施さなければならない時期となってきている。一方、大田区は長野県に「休養村とうぶ」という比較的最近建てられた保養施設を有しており、区として 2 つの同種の保養所を保有する必要があるのかという問題がある。区でもこの問題に対して検討を行っているということであるが、老朽化した大田区立伊豆高原荘を運営していくための委託料等の費用やこれから発生するであろう建て替

えや大規模な修繕及び補強等の費用をかけ、維持してゆくことが適切かどうか検討する余地がある。この施設をどうするのかを早期に決定することが、場合によっては委託料の節約や安全の確保に繋がると考える。

8. アロマスクエア街区内施設等の維持管理等業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：区民生活部

課等名：区民生活課

番号：8

件名：アロマスクエア街区内施設等の維持管理等業務委託

(2) 契約金額等

(単位:円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
8	平成 19 年 4 月 1 日	アロマスクエア街区内施設等の維持管理等業務委託	アロマスクエア株式会社	87,096,387

(3) 内容等

アロマスクエア内の建物、敷地および付属施設の維持管理、ニッセイアロマスクエアの運営並びにそれらに関連する業務委託業務である。

(4) 契約の方法及び経緯等

単独随意契約

アロマスクエアは、日本生命保険相互会社（80.26%）、大田区（17.084%）および高砂香料工業株式会社（2.656%）が共有で持分を有している物件である。三者が共同で管理するために設立したのがアロマスクエア株式会社である。アロマスクエア株式会社の出資割合は、日本生命保険相互会社（161株/200株）、大田区（34株/200株）および高砂香料工業株式会社（5株/200株）となっている。大田区の出資持分があること等から、起案18区収発第11800号の文言に「運用費のストックを持たず、営利を目的とはしない」とあり、また、「本件は、区長が指定する委託契約に該当するものとして、大田区契約事務規則第4条及び別表第1により、区民生活部長に委任された契約とする」とあるのみであり、区長が指定する委託契約についての第2号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」に該当させたのか（区の出資法人であるため）、第8号「前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委託契約」に該当させたのか、については記載が

ないため明らかではない。しかしながら、結果的に本件委託契約は部契約という位置づけで随意契約としている。委託料の費用負担は所有割合、業務割合等に応じて算出される。平成 19 年度、大田区の負担する委託料は、総額 610,788 千円の内 87,096 千円となっている。また、アロマスクエア株式会社の作成した業務委託料明細に基づき、大田区では予算を作成している。アロマスクエア株式会社の持ち株比率の 80%以上を日本生命保険相互会社が所有しているため、委託料の算定等については日本生命保険相互会社に決定権がある。よって、日本生命保険相互会社意向に従わざるを得ないが、三者の代表者が出席して開かれるアロマスクエア事業運営会議において、委託料についても精査しており適正性はある程度保証されていると考えられる。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

月一回毎月 10 日前払いにより支払いを行っている。支出命令書及び請求書により、金額確認している。検査、結果の確認三者で共同管理している関係上、三者の代表者が出席してアロマスクエア事業運営会議を開催している。この会議はアロマスクエア株式会社の決算報告等、運営にかかわる内容について三者が報告を受ける場となっている。また、大田区は副区長が非常勤の監査役となっており、大田区 0B が総務部総務部長代理として上記三者等に対する請求関係の業務を行っている。以上のように区もアロマスクエア株式会社の運営に関わりながら、管理監督を行っている。

(6) 結果及び意見

(意見)

科目の相違について

アロマスクエア街区内施設等の維持管理等について業務委託料として処理しているが、内容的には大田区の負担金として処理することが望ましい。形式的に判断すると、施設管理の業務委託なので区として業務委託料として処理することに違和感はない。しかし、施設の大部分を日本生命保険相互会社が所有しており、その管理についても同社の意向に従わざるを得ない事情がある。業務委託料の場合、受託者選定において、競争入札や随意契約であっても公募方式など選定に関して適正な手続きが必要となると考えられるが、本件の場合そうした余地がない。また、第 2 章に引用した大田区が作成した「指定管理者導入検討マニュアル」業務委託の場合、全面的な再委託は不可とされているが、本件では日本生命保険相互会社関連の大星ビル管理株式会社に再委託しており、あくまで日本生命保険相互会社の運営する施設の一部を利用するための利用料と考えるのが妥当であると考えられる。よって、当該科目を負担金として処理することが望ましい。

第 2 号適用かどうかの明示について

本件に関しては、起案書に「区長が指定する委託契約について」のどの号に適用させ随意契約としたのかについて、具体的な明示がない。起案の文言からは、第 2 号「営利を目的

としない団体又は個人との委託契約」に該当させていると思われるが、当該第 2 号の具体的内容を列挙した「契約事務の手引」には「アロマスクエア株式会社」は含まれていない。この手引きに列挙されている内容が「限定列挙」なのか「例示列挙」なのかは明らかではないが¹⁹、少なくとも起案書においては第何号に該当するのかを明示することが好ましい。

9. OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：区民生活部

課等名：区民・国際交流課

番号：9

件名：OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
9	平成 19 年 10 月 12 日	OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務	OTA ふれあいフェスタ 実行委員会	31,136,000

(3) 内容等

本件委託は「OTA ふれあいフェスタ」の実施に際して OTA ふれあいフェスタ実行委員会に対して行われる委託である。OTA ふれあいフェスタとは、毎年秋に(平成 19 年度は 11 月 10、11 日に実施)行われるイベントであり、「地域のふれあいと交流の輪を広げていくこと」を趣旨に開催されているものである。平和の森公園、平和島公園、平和島競艇場の 3 か所で開催されており、主催は OTA ふれあいフェスタ実行委員会及び大田区である。OTA ふれあいフェスタ実行委員会は、大田区自治会連合会、大田区商店街連合会、大田工業連合会、東京商工会議所大田支部、大田区婦人団体連合会、大田区青少年対策地区委員会会長会、大田区少年少女団体協議会、大田区区民生活部、産業経済部、教育委員会事務局の有志のメンバーにより構成されており、大田区は OTA ふれあいフェスタ実行委員会の事務局として機能しているが、實際上、区の職員が企画立案、業者との交渉等イベントの運営を行っている。具体的なイベントの内容は、パレード、キャラクター & ヒーローショー、出店、フリーマーケット等々である。

¹⁹ 経営管理部経理管財課の契約担当の話では、「契約事務の手引」の 1 (4) 「区長が指定する委託契約」各号に記載されている内容は、「限定列挙」ではなく「例示列挙」との解釈であるとのことであった。ただし、この内容が「例示列挙」であることを明示した文書はないようである。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

OTA ふれあいフェスタ開催に伴う委託業務に関して、特に公募等による委託先の選定手続きは行われておらず、「区長が指定する委託契約について」第2号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」に該当する（「契約事務の手引」における当該第2号のうち、「自治会、町内会、これに準ずる団体」に該当させたものと思われる）として、OTA ふれあいフェスタ実行委員会と単独随意契約を締結している。平成19年度で18回目を迎え、慣例に従いOTA ふれあいフェスタ実行委員会へ無条件に委託が行われているようである。委託の予算金額は通常30,000千円であったが、平成19年度は大田区政60周年に当たるため、記念行事等を行うことを予定して当年度に限り31,136千円となっていた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

委託料支払は、事業計画書及び委託料の請求内容を審査の上、請求後20日以内に概算払いを行い、業務実施後、決算金額に基づき概算払いした委託料の精算がおこなわれる。内容については収支報告書、精算書、精算内訳書、添付領収書により行われる。19年度については、イベント全体の決算支出額が34,609,162円となり、不足額3,473,162円については、他の民間企業より実行員会が協賛金を募集等により負担し、大田区の負担は予算額31,136千円となり予算額と一致している。

(6) 結果及び意見

委託契約に際して単独随意契約を行っている。OTA ふれあいフェスタは、大田区とOTA ふれあいフェスタ実行委員会、両者の共催によってイベントを行うという建前をとっている。開催企画書の原稿は大田区の担当者が作成しており、両者の会合においてOTA ふれあいフェスタ実行委員会の委員は、大田区からその企画内容についての説明を受け、その内容を吟味して参考意見を述べる。それをもとに区が当該企画を変更等して最終的な開催企画書を作成しているということであった（開催企画書の原稿はほとんど変更がないとのことである）。また、当日のイベント開催においての運営業務はすべて区の職員が主体となって行っており（現場の委託業者との打ち合わせを含む）OTA ふれあいフェスタ実行委員会は全体的なイベントの内容決定に携わるに留まっているとのことである。つまり、形式的には業務委託という形式を取りながら、実際は区が直接行っているイベントと違って差支えないと考えられる。こうした点を踏まえ以下の点において問題があるといえる。

（指摘事項）

契約形式について

実際の現場のイベントはヒガ・アーツ&メタル株式会社（本社大田区）がOTA ふれあいフェスタ実行委員会の委託を受け行っている。委託金額は約25,000千円と総支出額の大部分

を占めるにもかかわらず、当該業者を選定するにあたり、入札、公募等の手続をとらず単独随意契約を行っている。本来、「OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務」を業務委託として考えるなら、業務の大部分を再委託するのは望ましくなく、また再委託するとしてもより効率的にかつよりよいイベントとなるよう、実際の現場のイベントを行う業者選定にあたっては、入札や公募を実施するべきと考えられる。とりわけ、大田区が実質的に委託会社との手続を直接行っている以上は、業者選定手続に注意を払うべきである。実態が上記のように「業務委託契約」とは意を異にするものであり、業務の仕様書すら存在しておらず、実質的には区が主体的に行っているイベントと考えられる。ただ、OTA ふれあいフェスタ実行委員会が独自で広告や協賛金によって資金を集め、「OTA ふれあいフェスタ」開催費用に充てており、こうした行為は区単独では不可能である。また、区と区民の共催という点をアピールするという「OTA ふれあいフェスタ」の目的からすると、業務をOTA ふれあいフェスタ実行委員会に委託してイベントを行うという形式を取りたいという区の意向も無視できるものではない。こうした点を踏まえ、契約形態についての見直しを必要があると考えられる。例えば、OTA ふれあいフェスタ実行委員会への補助金として処理するなどの方法が考えられる。

10 . 大田区産業プラザ施設維持管理委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：産業経済部

課等名：産業振興課

番号：10

件名：大田区産業プラザ施設維持管理委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
10	平成 19 年 4 月 1 日	大田区産業プラザ施設維持管理委託契約	(財)大田区産業振興協会	215,884,000

(3) 内容等

内容は平成 19 年度における大田区産業プラザの施設維持管理業務の委託である。委託内容は「施設並びにその付帯設備および備品(以下、「施設等」という)の管理」とされており、その範囲は、施設の管理、施設管理用の消耗品の管理、物品の管理、施設等の修繕、施設等の維持管理にかかわる契約等、災害発生時等の措置とされている。このう

ち、施設等の維持管理にかかわる契約等は、再委託に付す業務である、保守点検、業務委託、リース契約の実施がこれに該当する。当該再委託業務は専門的業務であり、本委託契約書に添付されている仕様書においてその項目が明記されている（履行監督を前提として、あらかじめ大田区の了承を得た委託となっている）。ところで、大田区産業プラザは指定管理者による管理が実施されている施設でもある。本委託契約は、本施設の「公の施設」部分以外の部分に関する維持管理業務の委託であり、指定管理者に対する業務との重複はないとのことであった。

（４）契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本委託業務は平成 18 年度より開始されており、それ以前は区が直接実施していたとのことであった。契約方法としては、「区長が指定する委託契約」第 2 項「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」による部長契約とされていた。部長契約であることから、経理管財課長あての「業者推薦書」の提出はないとのことであった。委託先は財団法人大田区産業振興協会であり、委託契約書の様式は標準様式ではなく、財団法人大田区産業振興協会固有の契約書式によっていた。委託先選定理由としては、本施設における「公の施設」部分が指定管理者による管理施設であり、指定管理者として財団法人大田区産業振興協会が指定されており、業務遂行の効率性の観点から、指定管理者と同一の業者である財団法人大田区産業振興協会を委託先として選定したとのことであった。委託料については概算払とされており、この概算額は委託業務の範囲と内容に応じ、支出科目単位で区の判断に基づき、前年予算に加減算を実施して算出しているとのことであった。具体的には、平成 19 年度における概算額の算定につき、委託先による再委託業務については、支出内容ごとに原則として複数の業者（選定基準は特になく、見積提出に応じた業者（実質的には過去の再委託先））より見積を入手し、平成 18 年度における予算との対比における加減算金額を設定し、再委託業務以外の業務については、委託業務の範囲と内容に変化がないことから、平成 18 年度並の金額を設定したとのことであった。なお、金額はいずれも消費税込の金額であり、区における科目処理はこれらの総額を委託料の建物等管理委託費として処理している。過年度からの契約金額の推移は次のとおりであった。

（単位：円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
執行額		222,315,000	215,884,000
精算額		5,088,877	3,206,483
純額		217,226,123	212,677,517

（本件委託契約は平成 18 年度より開始しておりそれ以前は区にて直営していたとのことであった。）

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

委託料は概算払とされており、その支払は年4期(4月1日を期初として3ヶ月単位)に分けて、委託先の請求に基づき支出するとされている。また、精算については年度末一括で年度終了後、45日以内に精算書による報告が要求されており、精算残金については区の指定する期日までの返納が要求されている。実際の請求は、各期の初めに委託先より提出され、第1期を除き、請求日後10日前後で支出されていた(第1期のみ約40日)。一方、精算については、平成20年5月13日付で委託先より精算書が作成、提出されており、返納は平成20年5月27日付で実施されていた。精算については精算内訳が作成されており、支出科目ごとに予算額、執行額、差異が表されていた。区の科目処理については、支出、返納ともに、委託料の建物等管理委託費として処理されていた。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

指定管理者の項を参照のこと。

(意見)

完了届等の書類の提出について

本件委託に関する委託先よりの完了届等の書類の区への提出は要請しておらず、また、委託先の再委託先に対する同様の書類の区への提出も要請していないとのことであった。同様に委託業務完了検査も実施していないとのことであった。業務が完了したことを証する何らかの書類を提出させることが望ましい。

その他について

指定管理者制度についての章を参照のこと。

11. 大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業、22. 平成19年度成人歯科健康診査の委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：計画調整課

番号：11,22

件名：大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業、平成19年度成人歯科健康診査の委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額

11	平成 19 年 4 月 1 日	大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業	社団法人東京都大田区大森歯科医師会	33,475,680
22	平成 19 年 6 月 21 日	平成 19 年度成人歯科健康診査の委託契約	社団法人東京都大田区大森歯科医師会	31,686,900

(3) 内容等

1 1 .「大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事」については、契約書第 1 条には「甲（注：大田区）は、大田区に住所を有する園児の歯科疾患に対する予防措置として、幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業を実施する」とあり、さらに第 2 条第 1 項には「乙（注：社団法人東京都大田区大森歯科医師会）は、この事業の実施のため甲に協力し、事業のうち歯科健康診査及びフッ化物塗布（以下「歯科健康診査等」という。）に係る部分を受託するものとする」とある。他方、2 2 .「平成 19 年度成人歯科健康診査の委託契約」については、起案 19 保福計発第 10213 号（目的）及び大田区成人歯科健康診査及びかかりつけ歯科医定着促進事業実施要綱（目的）前段には「歯周疾患等の疑いのある者を早期に発見し、早期治療の促進を図るとともに、老人保健法の理念に基づき、成人区民の健康増進及び衛生思想の普及を図ることを目的として実施する」とある。契約書第 1 条には、「甲は（注：大田区）区民の保健衛生の向上に資するため、「成人歯科健康診査及びかかりつけ歯科医定着促進事業実施要綱」に基づき、成人歯科健康診査及びかかりつけ歯科医定着促進事業を実施する」とあり、第 2 条には、「乙は（注：社団法人東京都大森歯科医師会）この事業のため甲に協力し、下記の各号について受諾するものとする。」とあり、1 号には「(1) 成人歯科健康診査（平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日）(2) かかりつけ歯科医定着促進事業（平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日）」とある。今回取り上げるのは(1)の部分である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約

「区長が指定する委託契約」第 1 号には「医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」とあり、当該契約は本号に該当するとの判断から、大田区内の歯科医師会である大森歯科医師会と随意契約を結んでいる。いずれも単価での契約である。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

	件名	業者名	報告書等
11	大田区幼児歯科健康診	大田区大森歯科	契約書所定の形式に従った請求書と受診券(請

	査及びう蝕予防事業	医師会	求用)と整合性のチェック
22	平成19年度成人歯科健康診査の委託契約	社団法人東京都 大田区大森歯科 医師会	請求書と債主別明細書、受診票の請求用、歯科健康相談票の区提出用との整合性のチェック

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

大森歯科医師会と蒲田歯科医師会との契約の相違について

今回対象になったのは大森歯科医師会との委託契約であるが、大田区内には、大森のほか蒲田歯科医師会も存在する。ところが、大森歯科医師会と蒲田歯科医師会とではその委託契約の内容あるいは範囲が異なる²⁰。その理由について、起案(平成16年3月29日、決定平成16年3月31日)保福計発1735号には、次のようにある。「蒲田歯科医師会取扱い分の歯科健康診査委託料については同医師会と契約し同医師会にまとめて支払っていたが消費税の取扱いについて、所轄の税務署より指摘を受けたため、同医師会と協議のうえ、平成12年度から各個別医療機関へ直接委託料を支払う方法へ変更した。同医師会内には約200の歯科医があり、また、1歯科医に対する委託件数がかみせず契約時に負担行為金額を設定することが困難なため、財務システムの管理によらない帳簿方式で行うこととする。」当該起案により、平成12年度から蒲田歯科医師会管内の医師には、歯科医師会を経由せず直接支払いを行っている。問題は、大森歯科医師会との契約(平成19年度成人歯科健康診査の委託契約)では、

(単位:円)

No.	委託種別	委託料単価	事務取扱い手数料
1	歯科医健康診査委託料(成人歯科健康診査)	6,100	330
2	健診等委託料(かかりつけ歯科医定着促進)	3,000	-

というように、歯科医師会がとる事務取扱手数料が1件当たり330円かかっているところ、蒲田でも大森歯科医師会と同額の手数料を支払っていることである。説明によれば、蒲田歯科医師会に払っている手数料は、請求時において各医療機関が医師会に書類を送付し、蒲田歯科医師会の審査を経て大田区に請求しており、当該手数料はその審査にかかる手数料とのことである。思うに、大森歯科医師会との場合とは異なり、蒲田歯科医師会の場合においては、振込みにかかる労力や工数は大田区が負担していることから、大森と蒲田が同一の手数料であるのは合理性に反すると考えられる。また、起案の文面だけでは詳らかではないが、蒲田において消費税上の問題があったとするならば、税務上の画一処理の要請からは、蒲田だけではなく大森もいずれ同一の取扱いになる虞があるのではない

²⁰ 蒲田歯科医師会との契約は本文で記した理由により、契約金額が3,000万円以下となっており、厳密には個別具体的な今回の監査の対象ではないが、大森歯科医師会の監査の過程で生じた疑問であったため、関連広範囲としてここで取上げている。

うか。また、同様の契約をしている他の団体との消費税の扱いはどうなるのであろうか。いずれにしても本件については早急に整理検討しておく必要があると考える。

12.～17. 19.～21. 23.～25. 平成19年度予防接種委託(定期予防接種一類疾病)、平成19年度生活習慣病基本健康診査及び生活習慣改善指導に係る委託契約、平成19年度肝炎ウイルス検診の実施及び委託、平成19年度休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業、39歳以下女性健康診査の委託、平成19年度肺がん検診の委託、麻しん感染拡大防止に対する緊急対策事業実施に伴う委託、子宮がん検診の委託、乳がん検診の委託、平成19年度大腸がん検診の委託、平成19年度胃がん検診の委託、平成19年度胃がん検診の委託、高齢者インフルエンザ予防接種の委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：計画調整課

番号：12,13,14,15,16,17,19,20,21,23,24,25

件名：平成19年度予防接種委託(定期予防接種一類疾病)、平成19年度生活習慣病基本健康診査及び生活習慣改善指導に係る委託契約、平成19年度肝炎ウイルス検診の実施及び委託、平成19年度休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業、39歳以下女性健康診査の委託、平成19年度肺がん検診の委託、麻しん感染拡大防止に対する緊急対策事業実施に伴う委託、子宮がん検診の委託、乳がん検診の委託、平成19年度大腸がん検診の委託、平成19年度胃がん検診の委託、平成19年度胃がん検診の委託、高齢者インフルエンザ予防接種の委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
12	平成19年4月1日	平成19年度予防接種委託(定期予防接種一類疾病)	大森、田園調布、蒲田の三医師会	305,095,400
13	平成19年4月1日	平成19年度生活習慣病基本健康診査及び生活習慣改善指導に係る委託契約	大森、田園調布、蒲田の三医師会	2,200,262,295
14	平成19年4月1日	平成19年度肝炎ウイルス検診の実施及び委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	86,962,680

15	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度休日診療、休日準 夜診療及び土曜準夜診療事業	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	136,087,770
16	平成 19 年 5 月 17 日	39 歳以下女性健康診査の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	49,159,950
17	平成 19 年 5 月 17 日	平成 19 年度肺がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	110,447,400
19	平成 19 年 5 月 31 日	麻しん感染拡大防止に対する 緊急対策事業実施に伴う委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	50,157,185
20	平成 19 年 6 月 5 日	子宮がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	138,789,263
21	平成 19 年 6 月 5 日	乳がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	71,694,000
23	平成 19 年 7 月 24 日	平成 19 年度大腸がん検診の委 託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	60,291,000
24	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年度胃がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	146,307,525
25	平成 19 年 9 月 5 日	高齢者インフルエンザ予防接 種の委託	大森、田園調布、蒲田の 三医師会	154,150,000

(3) 内容等

12 及び 25 については、契約書には「予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条又は第 6 条に基づき大田区長（以下「区長」という。）が実施し若しくは他区の区長の委託を受けて区長が実施する平成 19 年度予防接種（以下「予防接種」という。）の業務に関して、大田区と社団法人の各医師会と、次の条項のとおり契約を締結する。この場合、乙は会員たる医師のうち、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項に基づく区長の要請を承諾した者の代理人として、契約を締結するものとする」とある。

13 については、大田区生活習慣病基本健康診査実施要綱によれば、「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく保険事業として生活習慣病基本健康診査（以下「健診」という。）を実施することにより、疾病の早期発見、早期治療及び発生の抑制を促進し、また高齢者の介護予防に資するとともに、健診の結果、必要な者に対し、健康管理に対する正しい知識の啓蒙や指導等を行い、区民の健康の保持及び増進、健康管理への自覚の高揚、及び生活機能の向上を図ることを目的とする」とある。

14 については、大田区肝炎ウイルス検診実施要綱には「この要綱は、大田区生活習慣病基本健康診査（以下「健診」という。）実施時に健診該当者に対し、C 型肝炎及び B 型肝炎のウイルス検診を実施するため、必要な事項を定めるものとする」とある。

15 については、契約書によれば「甲（注：大田区）は乙（注：各医師会）に対して、日

曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく祝休日、年末年始及び土曜準夜（以下、「休日等」という。）において診療施設を確保し、急病患者に対する初期診療事業を委託し、乙はこれを受託するものとする」とある。

16 については、大田区 39 歳以下女性健康診査実施要綱によれば「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）による健康診査の対象年齢未満で、健康診査を受ける機会の少ない女性を対象に、便利で身近な場所において健康診査を実施することにより、生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療を促進し、もって区民の健康の保持及び増進を図ることを目的とする」とある。

17 については、大田区肺がん検診実施要綱によれば「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療等以外の保険事業の実施の基準（昭和 57 年厚生省告示第 185 号）等で定める方法による肺がん検診（以下、「検診」という。）を実施することにより、肺がんの早期発見及び早期治療の促進並びに肺がんに対する正しい知識の普及を図り、もって区民の健康の増進に寄与することを目的とする」とある。なお、「がん検診」の委託のうち、実施要綱に「老人保健法」の記述が出てくるのは「肺がん検診」だけである。

20,21,23,24 については、内容が「がん検診」の委託であることもあり、内容が似ている。とくに大田区大腸がん検診実施要綱によれば、「生活習慣病予防対策の一環として大腸がん検診を実施することにより、大腸がんの早期発見、早期治療の促進、がんに対する正しい知識の普及及び、啓発を図ることを目的とする」とある。他の「乳がん検診」「胃がん検診」「子宮がん検診」についても概ね同様の記述が見られた。

19 については、起案 19 保福計発第 10631 号の目的によれば「都内で流行している麻しんは、区内の小中学校でも罹患者が出現しており、緊急に対策を講じる必要があることから、公費負担による予防接種を実施し、感染の拡大防止に努める」と記載されている。

（４）契約の方法及び経緯等

随意契約

「区長が指定する委託契約」第 1 号には「医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」とあり、当該契約は本号に該当するとの判断から、大田区内の医師会である大森、田園調布、蒲田の三医師会と随意契約を結んでいる。いずれも単価での契約である。なお、予防接種については、予防接種法により、東京都、東京都医師会、特別区の三者で毎年度、単価についての話し合いが行われ、それにより特別区共通での単価が決定されるとのことである。その他については、大田区と医師会の二者で毎年度、単価についての話し合いが行われ、それにより次年度の単価が決定されるとのことであり、その話し合いにおいて、他の区の状況も考慮に入れられるとのことであった。

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

	件名	業者名	報告書等
--	----	-----	------

12	平成 19 年度予防接種委託(定期予防接種一類疾病)	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書(単価、件数の記載欄あり)と「予防接種予診票」との整合性チェック
13	平成 19 年度生活習慣病基本健康診査及び生活習慣改善指導に係る委託契約	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、医療機関別内訳書、受診票、生活習慣改善指導箋及び生活習慣チェック票の整合性チェック
14	平成 19 年度肝炎ウイルス検診の実施及び委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、「肝炎ウイルス検診支払内訳」との整合性チェック
15	平成 19 年度休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書と「実績月報(様式 1,2,3)」との整合性チェック
16	39 歳以下女性健康診査の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、「39 歳以下女性健康診査連名簿及び集計表」及び「受診票」の整合性チェック、「平成 19 年度 39 歳以下女性健康診査実施結果の指摘事項について」(通知)あり。
17	平成 19 年度肺がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書内訳表及び肺がん検診実施医療機関別請求内訳の合計欄の整合性チェック
19	麻しん感染拡大防止に対する緊急対策事業実施に伴う委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書(単価、件数の記載欄あり)と「予防接種予診票」との整合性チェック
20	子宮がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書(内訳表)と「受診票」の整合性のチェック
21	乳がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、「乳がん検診連名簿及び集計表」、乳がん検診受診票(区提出用)および「受診券」の整合性チェック
23	平成 19 年度大腸がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、「大腸がん検診受診票(区提出用)」、「がん検診受診者連名簿及び集計表(区提出用)」の整合性チェック
24	平成 19 年度胃がん検診の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書、「胃がん検診受診票」及び「連名簿」の整合性チェック
25	高齢者インフルエンザ予防接種の委託	大森、田園調布、蒲田の三医師会	請求書(単価、件数の記載欄あり)と「請求書に定める証拠書類」との整合性チェック

(6) 結果及び意見

(意見)

提出書類の統一等について

近年、各種検診も多様化が進んでおり、また、PR の効果もあって受診率も増えてきている。単価も毎年少しずつ上昇する傾向にある。上記のとおり、本件は、「区長が指定する委託契約」(昭和 52 年訓令甲第 9 号、平成 4 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号) 第 1 号「医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」に該当する随意契約ということであり、単価の決定に際しては医師会との話し合いで行われているとのことであった。単価決定については手続上とくに問題ないと思われるが、受診者数のチェックにおいては契約書ごとに提出書類等に若干の差異が見られる。この点、上記委託契約については、いずれも大森、田園調布、蒲田の三医師会との契約であることから、入手すべき提出書類の内容や様式の差異を検討し、最も合理的と思われるものに統一し、管理していくべきでことが、業務の効率性に資するのではないかと考える。この検討に基づき、契約書締結時において提出させる書類の内容や様式をより洗練させていくことが好ましいと考える。

26 . 平成 19 年度大田区ふれあい入浴券取扱い業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：

課等名：高齡事業課

番号：26

件名：平成 19 年度大田区ふれあい入浴券取扱い業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
26	平成 19 年 4 月 1 日	大田区ふれあい入浴券取扱い業務委託	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 大田支部	128,226,000

(3) 内容等

「ひとり暮らし高齢者支援事業に係る大田区ふれあい入浴券について」(起案保福高事発第 10630 号) によれば「大田区内在住の 65 歳以上で、大田区ひとり暮らし高齢者に登録している者」に対し、大田区は「ひとり暮らしの高齢者が、公衆浴場の利用を通じて、地域とのふれあい孤独感の解消を図ることを目的」として「対象者のうち希望する者に対し、大

田区ふれあい入浴券を7月末～8月中旬に42枚支給し、7月～12月までの申請者に対しては21枚支給する」とある。対象者は公衆浴場利用時に本券を金銭に代えて使用し、公衆浴場は本券を組合大田支部に提出し、組合が当該契約に基づき大田区との間で本券を精算し換金するという委託契約である。障害福祉課が行っている心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)、の委託などと同様に(サービスの)受益者と受託者=契約者が異なっているのが、本契約の特徴である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約(単価契約)

本契約はいわゆる部契約であり、上記(起案保福高事発第10630号)には「区長が指定する委託契約(訓令甲第6号)により部長契約とする」とある。第6号は「児童、心身障害者(児)、高齢者に係る福祉事業の業務についての委託」と規定しているので、これに該当させたものとする。ただし、「契約事務の手引」にある第6号の具体的内容には当該委託の明記がなく、どこに該当させたのかは不明である。強いて言えば第6号の「健康回復事業委託」であろうか。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

2ヶ月に1回、蒲田浴場組合と池上浴場組合の使用済入浴券と「大田区ふれあい入浴券集計表」、「ふれあい入浴券利用実績報告書」、請求書が届く。当該集計表には「ふれあい入浴券」の使用状況が記載されている。課では集計表に記載内容と回収された使用済入浴券の枚数との付け合わせを行う。正しいことを確認した後、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部支部長より、請求書入手する。これに基づき、支出命令書を作成し、各浴場に「ふれあい入浴券利用実績報告書」に従った振込みを行っている。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

本契約の定額支払い部分について

本契約には定額支払い部分がある。仕様書6請求方法(3)によれば、「定額払い分については、公衆浴場毎に1回につき50人とし、偶数月には4回、奇数月には3回として算定すること」とあり、また、(4)には「実績払い分については、公衆浴場毎の使用済みふれあい入浴券が1ヶ月につき、偶数月には200枚、奇数月には150枚を超過した分として算定すること」とある。結局、起案書(保福高事発第10630号、決定平成19年2月13日)には、

(単位:円)

品名	規格	浴場数	単位	単価	回数	利用者数	金額

1	入浴券定額払い	偶数月	74	件	430	24	50	38,184,000
2	入浴券定額払い	奇数月	74	件	430	18	50	28,638,000
3	入浴券実績払い			件	430	42	3,400	61,404,000
							合計	128,226,000

という内訳書が添付されており、支出予定金額も 128,226,000 円と記載されている。問題は、この部分が仕様書 2(2) 記載の本事業の当初の目的である「ひとり暮らしの高齢者が、公衆浴場の利用を通じて、地域とふれあい孤独感の解消を図ること」に照らして妥当であるかどうか、すなわち、事実上の補助金等に当たらないかどうかである。なぜ、このような定額払い部分があるのかについて、ヒアリング時に担当部局から得た文書による回答は次のとおりであった。「当初(平成 14 年度以前) 入浴券の支払い金額は、単価×実績枚数だった。しかし、当時から浴場の経営は苦しく、毎年組合から、『固定給のようなものを付けてもらえないと協力できない』などの要望が出されていた。そこで、当時の担当職員が各浴場に行き、経営者等から話を聞いて回った。当初は、経営努力で何とかするのはという思いもあったが、実際に話を聞いてみると、『後継者がいない』、『スーパー銭湯にお客さんが流れてしまうが、いまさらスーパー銭湯に対抗できるような施設を作ったところで借金が残る』など、経営努力だけではどうにもならない問題があることがわかった。各浴場の経営が非常に厳しいのは事実であり、また、浴場組合の協力が得られなければ、当事業を円滑に実施できなくなるため、ある程度の保証をしていくことが必要だということになり、定額払いを開始した。しかしながら、ここで述べられている状況に対する対応は、産業経済部産業振興課が行っている「東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部事業助成補助金」等を見直すことによって対応すべきものであって、高齢事業課が行うべきものとはいえない。そうでないと実質的に補助金とみられるものが形式的に委託料で処理されることになり、また、実質的に産業振興課で行うべき支出が形式的に高齢事業課に付替えられているなどの問題があると考え。なお、参考としていえば、障害福祉課が行っている心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の委託についても、ここで取上げているものと同様に、受益者と受託者=契約者が異なっているのが特徴となっているが、この場合には、+3%の組合処理手数料の上乗せがあるものの、本事案のような定額支払い部分はないものとなっている。他の事業との整合性にも留意して検討を重ねられたい。

3 4 . 平成 19 年度国民健康保険料納入通知書他各種印刷等業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：国保年金課

番号：34

件名：平成 19 年度国民健康保険料納入通知書他各種印刷等業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
34	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度国民健康保険料納入通知書他 各種印刷等業務委託	共同印刷(株)	43,083,180 (単価契約)

(3) 内容等

国民健康保険事務処理委託仕様書によれば、国民健康保険料納入通知書及び納付書等各種帳票の印刷を行うとともに、プリントが必要なものについて、プリントプログラムを開発し、大田区が提供するデータテープから必要な項目をプリントし、各帳票の裁断・製本・封入等を行うものである。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約 (単価契約)

共同印刷(株)との随意契約になっている。平成 15 年度は競争入札により共同印刷(株)が落札し、それ以降、結果として 5 年間は当該落札者と随意契約を締結している。この随意契約は国保年金課長が経営管理部経理管財課長あてに提出した「業者の推薦について」(18 区国年発第 11378 号) に基づいて処理されている。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当させた随意契約である。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

「請求明細書」が毎月翌月初に送られてくる。当該請求明細書と指示票、納品書を確認したうえで、30 日以内に支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(意見)

随意契約の方法について

共同印刷(株)との契約は随意契約であり、その理由としては、プリントを社内で一貫処理できる体制を保持している、大量の製品を短期間で処理できる体制を保持している、守秘義務の履行について信頼できる、確かな技術を有し、プログラムも既に開発し運用している、処理を正確に行ってきた実績がある等が挙げられている。プログラムの開発等業務の性質上、競争入札により、単純に価格が安い業者を指名することは困難であると

のことであるが、現状は先方 1 社からの見積書 1 つによる単価により契約が締結されている状態であり、少なくともプロポーザル方式を取り、他の業者からも見積りは取るべきであると考えられる。

5 年間の随意契約の継続について

上記の通り、本件においては、競争入札の後、当該業者と 5 年間随意契約を継続しているとのことである。ヒアリングによれば、本件については、当初から 5 年間随意契約を継続することを前提に競争入札を行ったわけではなく、プログラムの開発や印刷の著作権、著作権等の問題により、結果として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当させた随意契約が、5 年間継続しているに過ぎないとのことである。しかしながら、もし、プログラムの開発等の問題が競争入札実行時より明らかであれば、入札時からの 5 年間継続を盛り込んだ区長決定に基づく入札や長期契約あるいは債務負担行為として認識する等の考え方にした方が、価格が下がった可能性もある。このように契約の背後に、契約業者の設備投資等や付随した事項があるような場合、毎年毎年、単年度随意契約を繰返すことの合理性と長期契約等で契約を行うこととの合理性を勘案して、契約の締結方法を模索するべきであると思われる。

35 . 平成 19 年度診察報酬審査支払事務費の委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：国保年金課

番号：35

件名：平成 19 年度診察報酬審査支払事務費の委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
35	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度診察報酬審査支払事務費の委託	東京都国民健康保険団体連合会	173,798,995

(3) 内容等

診療報酬審査支払事務費の委託である。1)国民健康保険療養費等の審査事務に関する委託、2)診察報酬等の審査支払事務に関する委託、3)レセプト電算処理システム手数料の3つがある。具体的には 1)は、療養費及び移送費の支給決定に必要な療養費支給申請書及び移送費支給申請書の審査に関する事務委託であり、審査手数料(1件につき)19円44銭、2)は、

保険医療機関等に支払うべき請求書の審査及び診療報酬等の支払いに関する事務委託であり、都内分の審査手数料及び支払手数料（1件につき）は19円44銭、委託分の審査手数料及び支払手数料（1件につき）は31円62銭、また処理手数料は入力処理費（1件につき）14円26銭、磁気テープ作成費（1保険者につき月額）21,000円、特別療養費入力処理費（1件につき）14円26銭、確認処理費（1件につき）2円86銭、3)は、レセプト電算処理システムに要する費用であり、診療報酬審査確定件数（基準件数）を基準にして、手数料の額を拠出する。手数料は68銭×基準件数である。

（4）契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

国民健康保険法第45条第5項に基づく、東京都国民健康保険団体連合会との委託契約である。他の特別区も大田区と同様に当該連合会と委託契約を締結しており、単価については交渉の余地がないとのことである。

（5）支払の正当性を証する管理の方法等

東京都国民健康保険団体連合会から審査手数料及び処理手数料等の請求内訳書が毎月送られてきており、件数、金額をチェックしているとのことである。

（6）結果及び意見

（該当なし）

特に問題となる事項は発見できなかった。

36.平成19年度老人保健診療報酬明細書（レセプト）の点検及び配列等処理作業委託（単価契約）

（1）概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：国保年金課

番号：36

件名：平成19年度老人保健診療報酬明細書（レセプト）の点検及び配列等処理作業委託（単価契約）

（2）契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額

36	平成 19 年 4 月 1 日	老人保健診療報酬明細書（レセプト）の点検及び配列等処理作業委託（単価契約）	株式会社エム・エム・エス	52,636,500 （単価契約）
----	-----------------	---------------------------------------	--------------	----------------------

（ 3 ） 内容等

老人保健診療報酬明細書（レセプト）の点検及び配列等処理作業委託であり、仕様書によれば、具体的には 1) 単月点検と 2) 縦覧点検があり、1)には、初診年月日と初診料算定の不一致、 当月診療日数と初診・再診回数との不一致、 各種加算の算定間違い、 傷病名と各種指導管理料の算定料の算定間違い、 慢性疾患指導料のチェック、 薬品名の規格・単価の記入もれ、 内服薬の投与日数のチェック、 投薬点数、注射料、処理、手術、検査及び画像診断料の算定間違い、 各種集計もれや間違い、 外泊数チェック、 重複請求のチェック、 その他単月点数の該当する項目があり、2)には、初診料、再診料の算定、 各種指導料の算定、 特定薬剤治療管理料、 診察報酬明細書と調剤報酬明細書との突合、 疾患と薬剤投与日数等の誤り、 重複、一部重複の有無、 入院基本料の算定誤り、 その他縦覧点検に関する項目、がある。その他、3)レセプトの配列等処理、4)レセプト縦覧点検処理等が、仕様書に定められている。

（ 4 ） 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

株式会社エム・エム・エスとの随意契約になっている。この随意契約は保健福祉部介護高齢医療課長が提出した経営管理部経理管財課長あて「業者推薦書」（18 保福介高発第 11599 号）に基づいて処理されている。したがって、起案に明示がないが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当させ随意契約を行っていると考えられる。

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

「業務完了報告書」が毎月翌月初に送られてくる。それには業務データとして、単月点検枚数及び縦覧点検枚数が記載されているのみである。この枚数と「御請求書」記載の枚数とが整合的であるかの確認を行っているとのことであった。

（ 6 ） 結果及び意見

（意見）

随意契約について

株式会社エム・エム・エスと随意契約を締結している根拠である「業者推薦書」（18 保福介高発第 11599 号）の「理由」欄には、「本件、「レセプト」などの点検・申出・仕分けという内容が複雑で専門的且つ期限が限定されているという、特殊な作業委託である。従来は、

3社と契約していたが、業務内容の複雑さ等から区が期待するほどの成果品をあげるのが困難であった。そこで平成15年度から下記業者と契約した。下記業者は、官公庁実績もあり期待どおり滞りなく業務をこなしている。この業者と契約することは、老人医療事務を遂行するうえでも効率的なため、下記業者を強く推薦する」とある。しかしながら、ヒアリング（平成20年8月18日実施）によれば、「5年前に3社から見積りを出させたところ、株式会社エム・エム・エスが最も安かったためここに決め、その後、随意契約での委託契約が続いている」との回答であった。その状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	15	16	17	18	19
当初契約	49,601,109	52,986,767	53,006,347	50,652,000	52,636,500
執行額	48,297,550	48,981,124	48,537,514	47,866,953	49,078,978
委託先	エム・エム・エス	エム・エム・エス	エム・エム・エス	エム・エム・エス	エム・エム・エス

現状、先方からの見積書による単価により契約が締結されている状態にある。ヒアリングのように、随意契約の継続の理由が「価格」面によるものだけであれば、毎年競争入札等を行うべきと考えられる。さらにまた、上記「業者推薦書」理由欄にあるように、「従来は、3社と契約していたが、業務内容の複雑さ等から区が期待するほどの成果品をあげるのが困難であった」といっても、平成15年度から5年が経過し経済環境もかなり変化してきている。結果、いずれの理由をとるにしても、従来からの業者と安易に随意契約を結ぶという姿勢には、問題があると考えられる。

37. 平成19年度介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：介護保険課

番号：37

件名：平成19年度介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
37	平成19年4月1日	介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託	東京都国民健康保険団体連合会	53,122,000

(3) 内容等

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 176 条第 1 項第 1 号に規定する「介護給付費」の請求に関する審査及び支払並びに同条第 2 項第 3 号の規定に基づく、保険事務共同処理に関する事務の委託について大田区と東京都国民健康保険団体連合会との契約である。（「介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託契約書」平成 19 年 4 月 1 日参照）

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づき、東京都国民健康保険団体連合会からの依頼に従った委託契約であり、「区長が指定する委託契約」第 1 号「医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」に該当させているものと考えられる。（「契約事務の手引」には第 1 号の中に「東京都国民健康保険団体連合会」の明示がある。）他の特別区も同様の方式（先方が作成した契約書様式に従って、大田区が空欄を書き込むような様式）に従ったもので、特段、大田区が裁量権を有するような一般的な契約様式にはなっていないとのことである。単価についても交渉の余地はないとのことであった。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

東京都国民健康保険団体連合会から送られてくる資料、「介護給付費等請求額通知書」と「介護給付費等審査決定請求明細表」の整合性をチェックしているとのことであった。

(6) 結果及び意見

（意見）

国保連からの請求金額に対する検証について

平成 19 年度の包括外部監査の特定の事件その 1「国民健康保険事業について」の 98 頁での【意見】3 . には「現在の大田区での療養費の支払は、全て国保連からの請求金額に基づき行われており、大田区が独自で検証する仕組みを有しておらず、国保連を全面的に信頼しすぎる面が見受けられる。本来、国保連は事務代行機関としての位置付けであり、保険者は大田区であるため、保険者が支払金額を検証できるシステムを構築する必要があり、今後の取り組みの中でシステム処理ができるように十分な検討を行われたい」とある。ここでの指摘は療養費に関するものであるが、療養費の支払いのみならず当該委託料の支払いについても同様の状態にある。前年度での指摘も踏まえ検討されたい。

38.～40. 心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の業務委託、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健福祉部

課等名：障害福祉課

番号：38,39,40

件名：心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の業務委託、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
38	平成19年4月1日	心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)	東京都石油商業組合大田支部	121,474,080
39	平成19年4月1日	心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の業務委託	東京無線共同組合他5社	55,000,000
40	平成19年4月1日	心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の委託	東京都個人タクシー協同組合他6社	124,303,280

(3) 内容等

歩行困難な心身障害児(者)に、福祉タクシー・自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を給付している。(ただし、障害者施設入所者は年度内2ヶ月を限度として給付している。また、特別養護老人ホームに入所している方は対象にならない。)対象は、

- ・ 身体障害者手帳下肢・体幹機能障害 1～3級
- ・ 身体障害者手帳移動機能障害 1～3級
- ・ 身体障害者手帳視覚障害 1・2級
- ・ 身体障害者手帳内部障害 1・2級
- ・ 愛の手帳 1・2度

である。これらの方を対象にして、1月あたり500円券6枚、100円券6枚を申請のあった月から交付する。対象利用者は、本利用券をガソリンスタンドやタクシーに手渡し、代金相当額として使用する。ガソリンスタンドやタクシー会社は、自己の属する組合へこれを引渡し、代金を入手する。組合では本利用券を集計して大田区へ提出し、大田区では本利用合計相当額+3%(事務手数料分)の代金を組合に支払う。これら一連の過程を経て、福

祉制度の趣旨が充足されることになる。この一連の流れの中で、今回で取上げられているのは、大田区と各組合との委託契約の部分である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

「区長が指定する委託契約」第6号「児童、心身障害者（児）高齢者に係る福祉事業の業務についての委託」とあり、このうち「契約事務の手引」にはその細目として「移送サービス事業委託」が挙げられている。本件はこれに該当するとして保健福祉部長が随意契約している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

本契約に関しては本利用券が回収されるので枚数等をチェックして支払うべき額の正当性を確認している。ヒアリングによれば、本利用券は通し番号で管理されているため、不正使用などの虞は少ないとのことであった。

(6) 結果及び意見

（意見）

イレギュラーな請求に対する対応について

「区長が指定する委託契約について」（平成4年3月30日訓令甲第6号）第6号には、「児童、心身障害者（児）高齢者に係る福祉事業の業務についての委託」「移送サービス事業委託」というものがある。ここで扱われている契約はこれに該当するために随意契約という手続が踏まれている。この点、随意契約に問題があるとはいえない。しかしながら、問題がないわけではない。契約していない組合非加入の業者に利用券が手渡されたとき等、イレギュラー時の対応である。すなわち、契約していないのに精算を迫られるイレギュラーな場合として、

- ・ 組合非加入の事業者からの精算要求
- ・ 契約以外の組合（品川区の組合）等からの精算要求
- ・ 領収証による精算要求

などがある。これらのものについて、契約書の不在という問題や組合手数料+3%の問題、処理費目の問題等があると考えられる。すなわち、これらの方法での精算要求については、契約書が不在であることから、法律上、大田区に精算要求に応える必要があるのか不明確な部分があり、また、非組合員からの精算要求や領収証による精算要求には、組合への+3%の支払いがなされていないため、返って効率的な側面があるという問題がある。さらには、このような費用を「委託料」として処理して良いのか等の問題がある。このため、正規の契約と上記イレギュラー時の対応について、少なくとも、法的な問題を解決しさらには経済的な乖離幅を減少させるためには、内部的な事務処理の取扱規定等を文章等により整

備すること、 組合の事務手数料が+3%あることの合理性を検討する等、次善の策を用意することが必要であると考え。

4 1 . 利用者送迎用バス運行委託（上池台障害者福祉会館）

（ 1 ） 概要

分類：委託（運送）

対象部門名：保健福祉部

課等名：上池台障害者福祉会館

番号：41

件名：利用者送迎用バス運行委託（上池台障害者福祉会館）

（ 2 ） 契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
41	平成 19 年 4 月 1 日	利用者送迎用バス運行委託 （上池台障害者福祉会館）	東京福祉バス(株)	46,702,740 （単価契約）

（ 3 ） 内容等

利用者送迎用バス運行の委託であり、仕様書によれば、具体的には以下の通りである。

規格及び台数 リフト付マイクロバス 定員 27 名（内車椅子 6 台）のもの 4 台

配車場所及び時間 上池台障害福祉会館 午前 8 時

運行内容 会館利用者の送迎 運行回数は 1 日 3 回（但し平日は会館の運営による増便、土曜日は利用者の乗降状況による減便あり）

単価（単位：円）

- 1)リフト付マイクロバス（添乗員付、平日運行）@44,400×1.05（4 台分）
- 2)リフト付マイクロバス（添乗員付、土曜運行）@44,400×1.05（1 台分）
- 3)リフト付マイクロバス（添乗員なし、日曜運行）@34,400×1.05（1 台分）等

（ 4 ） 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

東京福祉バス(株)との随意契約になっている。この随意契約は上池台障害者福祉会館長が提出した経営管理部経理管財課長あて「業者推薦書」(18 上障館発第 37 号)に基づいて処理されている。受託者とは昭和 55 年に会館開設以来の契約である。開設時には介護用リフト付マイクロバスを最低 4 台、障害者に適切に対応できる添乗員を常時確保できる業者が他にほとんど存在しなかったことから、随意契約としている。現在も開設時からの実績と障

害者への対応に慣れていることから随意契約としている。起案書に記載がないため不明であるが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当させていると考えられる。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

東京福祉バス㈱から毎月翌月中旬に請求書と送迎バス運行実績表が送られてくるが、この請求書と運行実績表が整合しているかの確認を行っているとのことである。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

東京福祉バス㈱との随意契約は、先方からの見積書により単価による契約が締結されているが、障害者に対する対応を第一に考えれば単純に競争入札を行い、価格で決定することは難しいと考えられる。また契約の相手方も平成 15 年より単価を変更していないこと、大田区の他の福祉施設の契約金額と比較しても高額ではないとのことであり、この相互比較によって当該価格が合理的である蓋然性が高いとの認識に立てれば、現状の随意契約とすることも特段否定することはできないものと思われる。

4 2 . 平成 19 年度ネズミ衛生害虫等駆除作業委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：保健所

課等名：生活衛生課

番号：42

件名：平成 19 年度ネズミ衛生害虫等駆除作業委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
42	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度ネズミ衛生害虫等 駆除作業委託	東京都害虫防除共同 組合	34,993,990 (単価契約)

(3) 内容等

内容は平成 19 年度におけるネズミ衛生害虫等駆除作業の委託である。具体的内容としては、害虫駆除薬剤散布作業、蜂類の駆除作業、ネズミ駆除作業がこれにあたる。このうち害虫駆除薬剤散布作業とは、下水、雨水枡、空き地等の害虫発生源である公共発生場

所および自主的駆除困難な場所に対する指定薬剤の散布車による散布、水害時の冠水道路、宅地内に対する指定薬剤の散布車による散布、並びに駆除相談や区の指示に基づく蜂の巣の調査であり、害虫とは主に蚊を指しているとのことであった。また、蜂類の駆除作業とは、蜂類の発生場所を調査し、器具、薬剤等を使用して具体的に駆除であり、ネズミ駆除作業とは、公共生息場所および自主的駆除が困難な場所に対するネズミ駆除作業車による薬剤配置並びに具体的駆除作業であった。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとの判断から、東京都害虫防除協同組合との間で単独で随意契約が締結されたとのことであった。契約締結にあたっては、生活衛生課長より経理管財課長宛に「業者推薦書」が提出されており、当該推薦に基づき随意契約とする主な理由としては次の諸点があげられていた。

- ・ 当該組合は都内殺虫業者37社で組織している組合である
- ・ 当該組合は組合員相互の連携により作業車、作業員の円滑的確保が行われており早急な代替可能性が確保されて
- ・ 区では過去35年間委託しており履行状況は良好であった

なお、平成20年1月1日現在の組合員名簿によると、組合員は21社であった。委託料は単価契約である。単価については委託業務内容に大きな変更はなく、平成18年度の契約単価が継続されていることから、単価に対する合理性については問題ないものと判断されているとのことであった。具体的単価については、主に車両1台あたりの価格として設定されており、次のとおりであった。

(単位：円)

種別		単位呼称	単価
薬剤散布作業	作業車による散布	台	75,860
	簡易作業車による散布	台	65,810
	水害対策車による散布	台	71,830
蜂類駆除作業(除巢)		件	14,500
ネズミ駆除作業		台	45,490

上記単価は労務費、材料費、車両費、現場管理費、一般管理費の積上により構成されていた。また、本件委託業務に関する過去からの委託金額(予算額)の推移は次のとおりとのことである。なお、支出予定額は34,993,990円(含：消費税)が見込まれていた。

(単位：円)

年度	委託先	委託業務	委託金額
19	東京都害虫防除協同組合	・害虫駆除薬剤散布作業	34,993,390

		・蜂類の駆除作業 ・ネズミ駆除作業	
18	同上	同上	36,348,091
17	同上	同上	36,348,091

契約書は大田区の標準様式によっており、これに単価表、仕様書並びに業務指示書等を別添する形式をとっていた。契約日は平成19年4月1日、期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとされていた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

委託業者は、契約書に添付された仕様書において、作業終了時に区に対して報告をする義務が課せられていた。具体的には、害虫駆除薬剤散布作業においては作業終了後に薬剤使用量の報告が義務付けられており、蜂類の駆除作業においては駆除作業終了後に居住者もしくは立会人の確認印を受けた「蜂類駆除実施認票」(含：作業前の写真)の提出が義務付けられており、ネズミ駆除作業においては作業完了後に「ネズミ駆除作業完了届」の提出が義務付けられていた。委託業者は当該仕様に従い、害虫駆除薬剤散布作業においては、作業計画に基づき散布作業並びに前回散布後の確認作業を実施し、日次で作業終了後に作業日誌を記載するとともに完了届(含：薬剤使用量)を作成し報告しているとのことであった。また、蜂類の駆除作業においては駆除作業の都度、作業終了後に「蜂類駆除作業実施認票」を作成し、居住者もしくは立会人の確認印を受け、区に提出しているとのことであった。さらに、ネズミ駆除作業においては作業の都度、作業完了後に「ネズミ駆除作業完了届」を作成し、区に提出しているとのことであった。

(6) 結果及び意見

(意見)

単価契約における単価の合理性の検証について

単価については、仕様等が大きく変更されていない場合、基本的には前年同額程度であれば合理性があると判断されているとのことであり、材料費(薬品等)については市況変動により随時動く性質のものであるとのことでもあった。また、算定根拠については、委託業者に提示を求めれば提出頂けるとのことであったが、そこまでの要請は実施していないとのことでもあった。単価契約においては、単価の合理性が重要な要素となる。仕様変更が存在しない場合であっても、委託業者における業務改善努力や作業員の構成の変化、材料費等の市況変動に伴い、前年同額の単価が必ずしも合理性があるとは限らない。このことから、単価合理性の検証が必要と考える。

43. ~ 45. 平成19年度 保育園調理業務の委託(高畑・多摩川保育園) 平成19年

度 保育園調理業務の委託（仲池上・相生・南馬込第二保育園）平成19年度 保育園調理業務の委託（美原・弁天橋・田園調布二丁目保育園）

（1）概要

分類：委託

対象部門名：こども育成部

課等名：保育サービス課

番号：43～45

件名：平成19年度 保育園調理業務の委託（高畑・多摩川保育園）

平成19年度 保育園調理業務の委託（仲池上・相生・南馬込第二保育園）

平成19年度 保育園調理業務の委託（美原・弁天橋・田園調布二丁目保育園）

（2）契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
43	平成19年4月1日	平成19年度 保育園調理業務の委託（高畑・多摩川保育園）	株式会社レクトン	32,592,000
44	平成19年4月1日	平成19年度 保育園調理業務の委託（仲池上・相生・南馬込第二保育園）	アイビス株式会社	46,116,000
45	平成19年4月1日	平成19年度 保育園調理業務の委託（美原・弁天橋・田園調布二丁目保育園）	株式会社藤江	46,761,750

（3）内容等

保育園調理業務の委託である。その業務の内容は、仕様書によれば、調理、出来上がり食品の配分と運搬、食器具と調理器具等の洗浄、消毒、保管、施設・調理用設備機器の清掃、日常点検、残菜と厨芥の処理、～に付帯するその他必要な業務、である。

（4）契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

各年度ともアイビス株式会社、株式会社藤江、株式会社レクトン、株式会社スエヒロ、フジ産業株式会社の5社を保育サービス課長が経理管財課長あてに推薦（「業者推薦書」）している。推薦理由としては、「都内公立保育園、小・中学校における給食調理業務につい

て、相当年数にわたり継続的に受託実績を有し、かつ、履行実績が安定していること。業務従事者に対する指導体制などが確立していること。衛生・安全管理について、指導及び検査体制が確立している。保育園給食について、適正な認識を有していること。万一の事故などに対応できる体制及び能力を有していること」を挙げている。なお、当該推薦書の根拠として別途起案書「平成 19 年度大田区保育園給食調理業務委託業者の決定について」(平成 19 年 1 月 12 日決定) 18 こ保発第 11352 号があげられており、ここには「保育園給食調理業務の委託を平成 14 年度から 6 園、平成 15 年度から 4 園実施している。委託業者の現状を調査した結果、順調に業務を行い、園(園長、栄養士)での評価も相当であり、来年度も委託することにする」とある。このことにより、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当させて、随意契約にしているものと考えられる。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

当該委託契約を締結している保育園は、いわゆる直営の保育園である。したがって、毎日、大田区の職員である園長が、各契約相手先の作業の様子をモニターしている。このため、「業務完了報告書」を使って間接的にモニタリングしているという状況にはない。その他、別途契約がある「保育園給食調理業務の年末保育の委託について(仲池上保育園)」(起案番号 19 こ保発第 11666 号)には、毎月の「完了届」、「完了確認書」の提出が見られた。また、支払いについては、毎月発生し、業務終了後、先方から請求書を待ってこれに基づき行っている。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当の可否について

上記のとおり、今回対象となったアイビス株式会社、株式会社藤江、株式会社レクトンとは、「業者推薦書」に基づき、随意契約を締結している。問題は、これらの業者との随意契約の継続が、委託料の高止まりに繋がっていないかどうかである。説明によれば、保育サービス課では新たな業者を探している状態にあり、その意味において、新規参入の促進を妨げていることはないとのことであった。しかしながら、本件のケースにおいては、解釈による見解の相違はあるものの、現状、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に直接的に該当する状況にはないのではないかと考えられる。なぜなら、すでに 4 社という複数社が受託に応じており、複数による競争は可能あると考えられるからである。現在、業者推薦書によって、業者を絞っているばかりか、各保育園に各業者を貼付けにしており(下記表参照) シャッフリングやローテーション等も行わせていない合理的な理由が見出せなかった。おそらく、これらの貼付けは各園の特殊性(0歳児園等、対象園児の構成)などによるものとも考えられるが、少なくともヒアリング時においては、この点についての明確な回答が得られなかった。仮に、随意契約

にするにしても各業者に仕様や計画を争わせる方法（プロポーザル方式等）の方が、価格が下がる可能性がある。見積り金額の積算根拠の合理性も、見積合せ等を行っていないため、立証しにくい状況になっている。改善することが好ましいと考える。

園名			受託者
仲池上保育園	相生保育園	南馬込第二保育園	アイビス(株)
美原保育園	弁天橋保育園	田園調布二丁目保育園	(株)藤江
高畑保育園	多摩川保育園		(株)レクトン
千束保育園			(株)スエヒロ
本蒲田保育園			フジ産業(株)

（意見）

「完了届」、「完了確認書」について

別途契約がある「保育園給食調理業務の年末保育の委託について（仲池上保育園）」（起案番号 19 こ保発第 11666 号）には、毎月の「完了届」、「完了確認書」があることに鑑みると、今回対象になった契約についても、何らかの「完了届」、「完了確認書」に類する書類の具備が必要と考える。この点、「大田区保育園給食調理業務委託契約文書」の中には完了届（様式 5）や完了確認書（様式 5 - （2））が定められており、提出期限も「月毎にまとめ、最終日終了後に提出（翌月 10 日まで）」とあるところをみると、提出がなされなかつただけとも考えられる。調査されたい。

46 . ~ 51 . 大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託、大田区立萩中保育園運営業務の委託、大田区立西蒲田保育園運営業務の委託、大田区立浜竹保育園運営業務の委託、大田区立東蒲田保育園運営業務の委託、大田区立山王保育園運営業務の委託

（1）概要

分類：委託

対象部門名：こども育成部

課等名：保育サービス課

番号：46 ~ 51

件名：大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託

大田区立萩中保育園運営業務の委託

大田区立西蒲田保育園運営業務の委託

大田区立浜竹保育園運営業務の委託

大田区立東蒲田保育園運営業務の委託

大田区立山王保育園運営業務の委託

(2) 契約金額等

(単位 : 円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
46	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託	コンビウィズ株式会社	136,859,000
47	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立萩中保育園運営業務の委託	株式会社ベネッセ スタイルケア	171,130,000
48	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立西蒲田保育園運営業務の委託	株式会社日本デイケア センター	181,230,000
49	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立浜竹保育園運営業務の委託	社会福祉法人白鳩会	185,360,558
50	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立東蒲田保育園運営業務の委託	ピジョンハーツ株式会社	174,948,000
51	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立山王保育園運営業務の委託	ピジョンハーツ株式会社	186,180,000

(3) 内容等

内容は大田区立保育園運営業務の委託である。仕様書による業務の具体的内容は、以下のとおりである。 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項に規定する保育の実施に関する事。 特別保育事業の実施について（平成 12 年 3 月 29 日児発第 247 号厚生省児童家庭局長通知）の別紙第 2 項第 4 号に規定する休日保育に関する事。 次世代育成支援対策交付金交付要綱第 3 項第 1 号オに規定する延長保育の実施に関する事。 大田区立保育園の緊急一時保育事業実施要綱の保育の実施に関する事。 園内の衛生管理、整頓その他の衛生及び環境整備に関する事。 園内の物品等の管理保全（軽微な修繕を含む。）に関する事。 浜竹保育園集会所については集会室利用に関する事。 前各号に掲げるものに付随する業務に関する事等、である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

保育サービス課長が経理管財課長あてに、プロポーザルの結果に基づき「業者推薦書」を提出している。推薦理由としては、「認可保育園の受託実績を有し、かつ、履行実績が安定していること。業務従事者に対する指導体制などが確立していること。保育園運営について、適正な認識を有していること。万一の事故などに対応できる体制及び能力を有していること。」を挙げている。なお、プロポーザルに関しては、毎年 2 園程度を順次選定して、直営から民間委託への切替えの作業を行っている。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

当該委託契約を締結している事業者には毎月「完了届」を提出させている。また、各園の園児を中心としたより具体的な報告書を入手しチェックをおこなっている。保育指導係長が各現場の保育状況の視察指導を毎月行っているとのことである。なお、支払いについては、契約金額総額の12分の1を毎月「完了届」とともに「請求書」を入手して、それに基づき支払い行為（支出命令）を行っているとのことであった。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

プロポーザルの選考基準について

1つ目は、プロポーザルにおける選考基準の評価に関して、サービス面のインパクトを100%としており、価格面のインパクトを評価基準としてはとっておらず、価格面については審査の中で補足的にしか考慮していない点である。ただし、平成18年度以降の「民立民営」方式への移管による民営化プロポーザル選定では、すでに認可保育園を運営している社会福祉法人のみを選考の対象としている。そのため、「民立民営」については、委託料ではなく社会福祉法人に交付される補助金により園の運営が賄われることになる。この結果、価格面のインパクトは評価の対象からはずしているとの説明を受けたが、ここで取上げているのは「区立民営」の委託時の選考の問題であり、価格面については表記の内容のとおりとのことである。他の部局のプロポーザルについて、例えば、大田区立図書館の指定管理者選定委員会の議事録によれば、第1次審査30点、第2次審査85点、価格審査50点、合計165点満点でやっており、価格審査のインパクトを約30%とっているし、大田区図書館システム開発委託の業者選定のプロポーザルにおいては、技術点60点、価格点40点、合計100点満点でやっており、価格審査のインパクトを40%としている。そもそも当該事業を外部委託する趣旨の1つに「業務の効率化」があるとすれば、プロポーザルにおいて価格面を、審査上の参考としてしか考慮していないことには問題がある²¹。(なお、サービス面については、業者の管理運営する既存施設へ見学に行くなど、念入りな調査を実施しているとのことである。)

「業務委託仕様書」の中の規定の問題について

2つ目は「業務委託仕様書」の中の規定についてである。「業務委託仕様書」には以下のよ

²¹ 例えば、総行整第9号平成16年3月25日総務省自治行政局長「地方公共団体における事務の外部委託の実施状況の調査結果等を踏まえた民間委託等の推進の観点からの事務事業の総合的点検について（通知）」のなかの、「市区町村における事務の外部委託の実施状況」での調査結果（複数回答）のうち、「施設の運営事務の外部化によるメリット 市区町村総計」（保育園）では、どのような結果が出ているかということという、(ア)人件費の節減等経費の効率化：62%、(イ)専門性等を活かしたサービスの実施：43%、(ウ)職員での対応が難しい緊急時、時間外、休日等に柔軟な対応が可能：38%、(エ)職員の負担の軽減：37%、(オ)業務量の変化に適切、柔軟に対応：9%、(カ)専門的な職員の育成や将来的な処遇等の心配が不要：14%、(キ)その他：1%となっている。プロポーザル審査においてこのメリットを活かすべく、審査の配点割合に配慮し価格面でのインパクトを少なくとも全体の30%(=62/62+43+38+37+9+14+1)程度は取り入れるべきと考える。

うな規定がある。

「(委託料の経理)第10

乙は、委託料の経理に当たっては、収支計算書又は損益計算書において、園に係る区分を設け、委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。

2 乙は、前項の委託料の経理に関する帳簿及び関係書類を委託業務終了後から5年間保存するものとする。

(委託料の返還)第11

委託料を他の用途へ使用したときや交付決定に違反したときは、甲は乙に対して、委託料の取消し又は返還命令をすることができる。」

会計上の問題として、直接費を委託事業と自主事業とに明確に区分することは可能であるが、間接費を明確に区分することは難しく解釈や判断の余地が不可避的に混入する。一般の事業会社が当該契約しているということは、直接費部分のみによる完全な実費弁償ではなく、間接費や管理費、利益部分、非支出経費も担保されたうえでの価格になっているはずである。そうでなければ、当該業務に進出する営利企業のメリットは乏しく、営利企業等としての事業の継続は難しい。そう考えるのが自然である。したがって、こうした意味においては、上記仕様書(委託料の経理)第10、(委託料の返還)第11の文言を厳密に解すると、事業者にとっては契約自体が難しいことになる。実際、本件の委託の場合、サンプリングベースで見たところ、いずれのケースも契約金額=報告金額となっており、いわゆる精算という行為はなされていないし、そのチェックも一定以上の会計的な知識がないと難しいと思われる。もし、で指摘したように、選考時点で価格面での競争原理が働いている選考が行われているならば、精算という行為が行われなくても業者の得る利益は一定の範囲で適正なものとなるであろうが、本件においては、プロポーザルによる選考基準での価格面での考慮が審査上の参考としてしか評価されていないために業者の得る利益が適正なものになっているという保証がない。したがって、契約規定に精算条項をいれるべきかもしれないが、それも行われていない。結局、プロポーザルにより一般業者を委託業者にする場合、この規定はいかなる意味があるのか、プロポーザルでの評価基準に価格面での評価が大きな割合では含まれていないこととともに、この点について再考する必要があると考える。

5.2 . 平成19年度 区立保育園業務の一部委託について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：こども育成部

課等名：保育サービス課

番号：52

件名：平成19年度 区立保育園業務の一部委託について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
52	平成19年4月1日	平成19年度 区立保育園業務の一部委託について	社団法人大田区シルバー人材センター	154,044,132

(3) 内容等

いわゆる直営保育園の業務補助である。ヒアリングによれば保育補助や直営1歳児園の正規職員の調理の補助等ということであった。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約(単価契約)

大田区によるアルバイトとしての雇用と比較して3.5%の手数料を上乗せしてシルバー人材センターに委託料を支払っているとのことであった。なお、シルバー人材センターとの委託契約については、平成16年度以降は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に随意契約が可能である旨の規定が設けられた。このため、現在においては、当該規定の直接的な適応が可能である状況にある。平成16年度以前においては、当該規定がなかったため、シルバー人材センターとの委託契約については、「区長が指定する委託契約」第7号「社団法人大田区シルバー人材センターとの委託契約」に該当させて随意契約可能としていた。なお、当該第7号が設けられた理由は、高齢者雇用の促進という区の方針によるとのことである。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

各人別の「就業報告書(継続)」及び「就業報告書集計表」が毎月送られてくる。実際の就業状況については、現場職員が管理している。この「就業報告書集計表」と同内容の「請求書」が1ヵ月後に提出され、これに基づき精算がなされている。

(6) 結果及び意見

(意見)

シルバー人材センターへの委託か、アルバイトとしての直接雇用か、についてヒアリングによれば、同一の人を同一の業務で必要とする場合、シルバーを通して「委託料」で支払いを行うか、直接アルバイトとして雇用して「賃金」で支払うかは、とくに定

められた状態になく任意の状態にあり、実際に本人渡される賃金についても差異がなく²²、部局で予算の執行状況等を見ながら適宜判断して行っているということである。シルバーへの委託については、平成 16 年度に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号が新設され、随意契約が施行令上も可能になったことに鑑みると、高齢者雇用に関しての制度的な枠組みのようなものが存在するのかもしれないが、シルバーの委託か直接雇用かの判断については大田区としての何らかの方針が必要と考える。具体的には、シルバーの手数料 3.5%についても直接アルバイトであれば必要ないとも考えられ、このような点からも随意契約を行えるシルバーとの関係や雇用のあり方を再考する必要があると考える。

規定の整理、適用過程の整理について

上記のとおり、現状、シルバー人材センターとの委託契約については、平成 16 年度以降は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に随意契約が可能である旨の規定が設けられたため、「区長が指定する委託契約」第 7 号「社団法人大田区シルバー人材センターとの委託契約」との競合関係が生じている。現在、規定の整理等を行っているとのことであるが、この点、どちらの規定を適用するかでの大田区内部における契約手続面での相違の問題もあり、早急に整理する必要があると考える。

5 3 . 大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：まちづくり推進部

課等名：住宅課

番号：53

件名：大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
53	平成 19 年 4 月 1 日	大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約について	蒲田開発事業株式会社	68,825,440

(3) 内容等

²² 例えば、平成 19 年 9 月 13 日起案の起案書 19 こ保発第 11204 号では「18 こ発第 11562 号決定により締結した区立保育園業務の一部委託契約について、下記のとおり変更する」とし、その変更理由として「保育園臨時職員の賃金単価が改定（平成 19 年 10 月 1 日）されることにより、同一職場における職員手取賃金の調整のため、平成 19 年 10 月分委託分からシルバー人材センターとの契約単価も変更する」とある。

内容は大田区営住宅、大田区民住宅、大田区営シルバーピア、大田区立シルバーピア並びに大田区高齢者アパート（以下、「本件住宅」と称す）の建物および共同施設の保全・修繕・改良、共同の利便となる施設の整備等の委託である。本件住宅の対象施設としては、大田区営住宅が 5 棟、大田区民住宅が 3 棟、大田区営シルバーピア 6 棟、大田区立シルバーピア 7 棟、大田区高齢者アパートが 17 棟となる。業務内容は、住宅毎に定められており、エレベーター、機械設備等の保守点検、清掃並びに空き家補修である。一般修繕も含めて別途仕様が定められ、契約書に別紙として添付されている。

（４）契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本件契約は、「区長が指定する委託契約について」の第 8 号に該当する委託契約とのものであった。このことから部長決定のもと、蒲田開発事業株式会社（株）に業務が委託されたこととであった。本契約にあたっては、蒲田開発事業株式会社より見積を入手するとともに、新規業務追加分についてのみ、東急ファシリティサービス（株）他 1 社に見積の提出を依頼し、当該見積金額を加算した額を目途として、これに基づき契約を締結したとのものであった。契約書は「大田区営住宅等の建物の維持修繕業務の委託契約書」として固有の様式によっており、これに仕様書等を別添する形式をとっていた。また、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであり、支払については、概算払いとされており、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

契約書によると、概算払いは 4 月と 10 月の年 2 回、委託業者よりの請求に基づき支払うものとされ、精算は平成 20 年 5 月 15 日までに実績報告書を作成、委託料に係わる精算書とともに区への提出を要請している。精算残高の精算は速やかに返納するとのみ規定されており期限は定められていない。また、委託料は委託業務以外に使用してはならないとされていた。一方、本件業務の業務内容については、完了の都度区に届出て、検査を受けるものとされており、区は必要に応じて報告を求め、調査することができるとされていた。委託業者は、契約に基づき 4 月と 10 月に請求し、区は当該請求に基づく支出命令により支払いを執行していた。精算書は平成 20 年 3 月 31 日付で区に提出されており、契約にもとづく 68,825,440 円が受領額であるのに対し、執行額は 68,648,104 円であったことから、返納金額が 177,336 円となった旨を報告している。このうち、区営住宅管理費の 1,538,711 円は区民住宅管理費に流用されており、同じく 248,857 円は高齢者アパートに流用されていた。また、シルバーピア管理費の 2,101,169 円も高齢者アパートに流用されていた（当該金額の正否並びに委託先における委託業務以外への流用については、外部の業者であることから確認していない）。当該精算残額の 177,336 円は、平成 20 年 5 月 14 日に区の指定する口座に振り込まれていた。本件業務の完了については、委託業者より、6 月を第 1 回目

とする四半期毎に「住宅維持管理執行状況報告書」が作成され、区に提出されている。区では当該報告書につき、所定の検収印を押印し、保管していた。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

契約価格の公正性確保について

本契約締結にあたり、大田区内部における見積の精査を実施した上で契約しているものの、委託業者よりの見積につき他の業者の見積とは比較検討することなく、契約が締結されていたとのことであった。本契約は単独随意契約であることから、価格設定の公正性を確保する観点から、少なくとも相見積を入手する等、価格設定のプロセスを明確化する必要性があるものとする²³。

委託業者の取り決めについて

本契約は過去より継続されており、委託業者は少なくとも平成 15 年度より継続的に蒲田開発事業株式会社である。当社は大田区の外郭団体であるものの、株式会社であることから、他の外郭団体とは異なり、「区長が指定する委託契約」の第 2 号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」には該当させることができないため、第 8 号に該当させ単独随意契約を継続している。価格の公正性については既述のとおりであるが、委託先選定についても公正性が確保されている論拠を準備する必要性があるものとする。

委託料の流用について

本件管理対象物件は複数存在する。見積金額は物件単位で設定されており、具体的管理業務も物件単位で実施される。本案件において、区営住宅管理費の 1,538,711 円は区民住宅管理費に流用されており、同じく 248,857 円は高齢者アパートに流用されていた。また、シルバーピア管理費の 2,101,169 円も高齢者アパートに流用されていたが、契約上は物件間、管理項目間の経費の流用に関する規定は存在しなかった。当該流用につき、大田区では執行状況の報告を受けて許可しており、執行にあたっては大田区からの指示書（住宅修繕依頼書）により指示しているとのことであった。本契約は、概算払であることから、流用についてもおそらくは問題とはならないようにも思われるが、流用の可否または条件等につき、契約上明確にしておく必要がある。さらに、概算払である以上、精算を要するものであることから、大田区として、監査等の手続による、精算額の正当性の検証が必要とも考える。一方、上記に記載の見積の精査が正しく、本契約の価格が公正に設定されていたものと仮定するならば、委託先の契約価格に対する執行費用の過不足額は、委託先の責に帰すべき性質のものと考えられ、この場合、精算額の正当性の確保ではなく、概算払としてではなく確定額として取扱うべきものとする。

²³ なお、「東京都住宅供給公社契約規定」(平成 17 年 4 月 28 日改定)においては、東京都住宅供給公社が締結する委託契約につき原則として一般競争入札を要請しており、例外的に随意契約を行う場合においても一般競争入札時における予定価格を変更することはできない旨規定されており、価格の公正性の担保を要請している。

54．平成19年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託、55．平成19年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託、56．平成19年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ

(1) 概要

分類：委託・運送

対象部門名：清掃部

課等名：清掃リサイクル課

番号：54～56

件名：平成19年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託

平成19年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託

平成19年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額ないし契約目途額
54	平成19年4月1日	平成19年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託	大田区リサイクル事業協同組合	759,382,874 (単価契約)
55	平成19年4月1日	平成19年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託	財団法人東京都環境整備公社	42,676,200
56	平成19年4月1日	平成19年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	411,660,140 (単価契約)

なお、単価契約は契約目途額である。

(3) 内容等

平成19年度の清掃部清掃リサイクル課における、54．資源分別回収業務及び中間処理業務、55．大田区粗大ごみ申告受付業務、56．資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げに関する委託業務であり、具体的には次のとおりであった。

54．平成19年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託

内容は、資源回収日に排出された区内全域のごみ集積所における資源(除：廃食用油)並びに区内特別出張所に排出された廃食用油を再資源化するための資源回収業務および中間処理業務の委託である。資源として回収される対象品目は、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、ペットボトル、びん類、かん類、食品トレイ、廃食用油となる。また、資源回収業務は、区内全域のごみ集積所等の回収場所から対象品目を回収し、搬入先に搬入するまでの業務が該当し、中間処理業務は、搬入先において、回収した資源を保管し、分別、プレ

ス、粉碎処理等の中間処理を実施し、再商品化事業者等へ引き渡すまでの業務がこれに該当する。

55. 平成19年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託

内容は、区内に居住する住民の日常生活に伴って家庭から排出される粗大ごみにつき、粗大ごみ受付センターにおいて電話およびインターネット等による受付を行い、粗大ごみ受付センターにて集約された申告受付データについて、区と送受信を行う業務の委託である。本件業務においては、粗大ごみ受付センターの設置並びに必要な機器等の整備、区指定場所へのシステム上必要な機器等の設置が義務付けられている。

56. 平成19年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ

内容は、資源（段ボールおよびペットボトル）の回収業務、粗大ごみの収集運搬業務からなる。前者は業務指示された地域内のすべてのごみ集積所において排出された段ボールおよびペットボトルの回収（資源回収業務）並びに曜日ごとに回収日が定められた拠点回収場所（コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の店頭）よりのペットボトルの回収（ペットボトル回収業務）がこれにあたり、後者は粗大ごみの収集申し込みがあった世帯等において排出された粗大ごみを収集し中継施設までの搬入（粗大ごみ収集・運搬業務（小型ダンプ車））並びに中継施設より粗大ごみ破碎処理施設へ搬出（積込、計量、搬出）する業務（粗大ごみ運搬業務（中型プレス車））がこれにあたる。

（4）契約の方法及び経緯等

平成19年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託

随意契約（単独随意契約）

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとの判断から、大田リサイクル事業協同組合との間で単独で随意契約が締結されたとのことであった。契約締結にあたっては、清掃リサイクル課長より経理管財課長宛に「業者推薦書」が提出されており、当該推薦に基づき随意契約とする理由としては次の諸点があげられていた。

- ・ 委託業者である組合は、区内再生資源業者の多くが加盟している。
- ・ 当該組合は、効率的・合理的な再生資源の回収や選別加工業務を協同受注するために設立された統一組織である。
- ・ 大規模業務においても安定的、継続的に対応でき、緊急時においても適切、迅速に対処することができる。
- ・ 本件業務は区内全域が範囲となり、大規模業務である。
- ・ 昨年度の委託業者でもあり、履行状況は大変良好であった。

委託料は単価契約で、車両1台あたりの価格として設定されていた。支出予定額は759,382,874円が見込まれていた。単価は、資源分別回収業務については燃料費の値上を理由に300円から800円程度アップしており、中間処理業務については平成18年度の契約単

価と同額であるとのことであった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに単価表、仕様書並びに業務指示書等を別添する形式をとっていた。なお、平成 18 年度と平成 19 年度の金額の推移は次のとおりであった（平成 18 年度より平成 19 年度と同一の業務内容となり、委託業者に変更はないとのことであった）。

（単位：円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度予算 契約目途額
資源回収運搬	491,781,885	518,975,706	-
中間処理委託	175,238,908	209,407,828	-
合計	667,020,793	728,383,534	759,382,874

平成 19 年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託

随意契約（単独随意契約）

本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとの判断から、財団法人東京都環境整備公社との間に単独で随意契約が締結されたとのことであった。契約締結にあたっては、清掃リサイクル課長より経理管財課長宛に「業者推薦書」が提出されており、当該推薦に基づき随意契約とする理由としては次の諸点があげられていた。

- ・ 粗大ごみ受付センターの業務見直しに伴う都内 17 区で協同設置業者への委託は、単独実施に比較してスケールメリットが多い
- ・ 当該業者は業務ノウハウを有している

委託料は総価契約であり、契約金額は 42,676,200 円であった。委託金額は当該委託業者より見積を取り、平成 18 年度と比較検討し決定しているとのことであった。具体的には、平成 18 年度と比較するに 450 千円ほどの増額となっているものの、受付時間が昨年度と比較して 1 時間延長していること等の理由に鑑み、合理性を欠くものではなく、担当課にて精査も受けていることから当該金額を目途にするとされた。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書並びに特記事項、月別支払い明細等を別添する形式をとっていた。なお、過去 3 年度における金額の推移は次のとおりとのことであった。

（単位：円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
金額	40,415,665	42,225,015	42,676,200
委託業者名	富士通 FIP	富士通 FIP	東京都環境整備公社

一方、仕様書において要請されている粗大ごみ受付センター並びに区指定先におけるシステム機器の設置についてであるが、前者については、申告受付業務履行場所として粗大ごみ受付センターを開設、業務に必要な機器等を備えるものとされているものの、具体的な仕様は明記されてはいなかった。後者については、清掃リサイクル課並びに各清掃事務所（大森、調布、蒲田）にクライアント PC 並びにネットワーク関連機器、プリンター、MO ド

ライブの設置、とされており、その他必要な機器（電話、FAX等）については区が別途用意するとされていた。また、特記事項において、委託業者が設置したシステム機器の所有権は委託業者にあり、区は当該システムの貸与を受けるとされていた。

平成 19 年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ

随意契約（単独随意契約）

本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとの判断から、東京都環境衛生事業協同組合大田支部との間で単独で随意契約が締結されたとのことであった。契約締結にあたっては、清掃リサイクル課長より経理管財課長宛に「業者推薦書」が提出されており、当該推薦に基づき随意契約とする理由としては次の諸点があげられていた。

- ・ 平成 12 年より事業の効率化および経費削減を目的として東京 23 区清掃協議会が一括して契約事務を行ってきた
- ・ 委託業者である組合支部に加盟する業者は従前より区内清掃事務所に収集運搬車両を提供しており業務内容を熟知しており効率的業務遂行が期待できる
- ・ 東京 23 区清掃協議会が配車するごみ収集車両の雇上業者としても良好な実績を上げ、誠実な対応も期待できる

委託料は単価契約で、車両 1 台あたりの価格として設定されていた。支出予定額は 411,660,140 円が見込まれていた。単価は平成 18 年度の契約単価と同額であるとのことであった。契約書は大田区の標準様式（運送契約書）によっており、これに単価表、仕様書並びに業務指示書等を別添する形式をとっていた。なお、平成 18 年度と平成 19 年度の金額の推移は次のとおりとのことであった（委託業者はいずれも同一）。

（単位：円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度予算 契約目途額
ペットボトル拠点、集積所回収運搬	194,749,372	203,609,507	-
粗大ごみ関連の配車	188,724,863	220,347,446	-
合計	383,474,235	423,956,953	411,660,140

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

5 4 . 平成 19 年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託

委託業者よりの各月の完了届は月末付けで提出され、これに伴う請求書は翌月初旬に提出される。請求金額は、完了届とともに提出される「資源回収曜日別配車台数」の月次合計台数に契約単価を乗じて求められる。当該「資源回収曜日別配車台数」は日報の積み上げで作成される。区では請求に応じ、配車台数と契約単価の整合性を検証、配車台数と日報の整合性の検証を実施し、請求明細の正確性を検証し、支出命令書を作成、支払を執行する手続となっているとのことであり、サンプルで配車台数以降の手続きにつき追跡を実施

した結果、相違なかった。

５５．平成 19 年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託

委託業者よりの各月の完了届は月末付けで受付実績表及び「粗大ごみ申告受付等業務委託（粗大ごみ受付センター運営管理）実施月報」（年次では年報）とともに提出され、これに伴う請求書は翌月に提出される。請求書は、契約書に添付された既述の月別支払明細に基づき作成されている。区では完了届の收受後、請求に応じ請求金額の妥当性を検証し、支出命令書を作成、支払を執行する手続となっているとのことであった。サンプルで完了届の收受並びに請求金額につき検証した結果、相違は見受けられなかった。

５６．平成 19 年度資源及び粗大ごみ収集・運搬車両雇い上げ

委託業者よりの各月の完了届は月末付けで提出され、これに伴う請求書は翌月初旬に提出される。請求金額は、完了届とともに提出される車種ごと日ごとの報告書より台数並びに日数の積に契約単価を乗じて求められる。区では請求に応じ、台数、日数と契約単価の整合性を検証することで請求明細の正確性を確保し、支出命令書を作成、支払を執行する手続となっているとのことであった。サンプルで契約単価きにつき検証した結果、相違は見受けられなかった。

（６）結果及び意見

（意見）

資源の分別回収、収集業務について

５４、５６．において段ボールおよびペットボトルの回収業務が重複しているように見受けられる。両者の相違は、取扱業者の相違によるものとのことであるが、全区内のごみ集積所に関する当該資源の回収業務は第一義的には５４．の契約において担っているが、指定されたごみ集積所に関する当該資源の回収は５６．の契約において実施される。このことから、５６．におけるごみ集積に優先性があり、指定されたごみ集積所における５４．の業務は当該資源以外の資源となる。このことは、５４．の契約において小型プレス車が現場に到着した場合であっても、５６．において指定されたごみ集積所に該当する場合には、当該資源の回収は実施せず、それ以外の資源の回収のみおこない、当該資源の回収は５６．の契約において到着した小型プレス車が実施することになる。業者の相違による契約区分であることは理解できるが、効率性の観点から、指定されたごみ集積所の業務は５４．に集約すること等の検討も必要ではなからうか。

粗大ごみ受付センターの設置並びに必要な機器等の整備について

５５．における粗大ごみ受付センターの設置並びに必要な機器等の整備に関しては、設置が義務付けられているものの具体的な内容は契約書、仕様書ともに記載されていなかった。委託先の作成した「粗大ごみ申告受付業務委託年間実施計画書（大田区）」においてはコンピュータシステム、電話交換機等具体的項目が列挙されていたが、これは大田区の仕様に沿ったものであるかどうかは判断としない。設置義務を課す以上は、区としての仕様を明

記すべきものとする。

区指定場所へのシステム上必要な機器等の設置について

55. における区指定先におけるシステム機器の設置については仕様が明記されており、その設置は委託業者が行い、これを区が貸与されることであるが、契約書に添付されている既述の契約金額内訳においてはシステム賃借料の項目はなく、「システム改修費一式」や「システム機器設置費用一式」として記載されている。当該記述からは貸与ではなく譲渡としての性質を有しているようにも見受けられる。契約書、仕様書の構成につき検討が必要である。一方、貸与である場合、当該システムは委託業者により、区の仕様により設置されるシステム等であることから、区が複数年次において一定金額により貸与を受けるといった性質を有するものとも考えられる。この場合、債務負担行為となる可能性についての検討も必要とする。

57. 道路維持作業委託（大田北・山王・馬込地区） 58. 道路維持作業委託（大田北・入新井地区）

（1）概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：57、58

件名：道路維持作業委託（大田北・山王・馬込地区）

道路維持作業委託（大田北・入新井地区）

（2）契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
57	平成19年4月1日	道路維持作業委託（大田北・山王・馬込地区）	(株)伊藤組	30,765,000
58	平成19年4月1日	道路維持作業委託（大田北・入新井地区）	木武建設(株)	33,285,000

（3）内容等

大田北地域行政センターまちなみ整備課所管区域内の山王・馬込地区及び入新井地区の区道・河川・公共溝渠・緑道等の施設の維持修繕作業及び公衆便所の清掃作業の委託契約である。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

両委託契約共に指名競争入札によるものである。平和島土木事務所の廃止に伴い、平成 19 年度から委託契約とすることになり、指名競争入札を実施している。指名競争入札は第 1 回、第 2 回共に予定価格を超過したため、大田北・山王・馬込地区は最低入札者である㈱伊藤組と、大田北・入新井地区は最低入札者である木武建設㈱と、協議の結果随意契約を締結している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は日報及び月報を作成し区に作業報告し、区では作業報告で提出された日報及び月報を各月の作業終了後にチェックしている。チェック終了後、受託者から送られてくる請求書及び内訳書と月報等を再度チェックしたうえで毎月毎に支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(意見)

一般競争入札について

本件委託契約は平成 19 年度より実施されており、委託初年度の契約であるが、受託者の選定には指名競争入札をとっている。しかし、指名競争入札の入札業者 10 社は大田区の他の地区の道路維持作業委託の入札業者と全く同じであり、道路維持作業を受託できる業者はこの 10 社以外にも存在すると思われる。指名の選定基準に不透明性がある指名競争入札よりも、一般競争入札を採用すべきであると考え²⁴。

59.～62. 公園維持作業委託（大田北・馬込地区）、公園維持作業委託（大田北・池上地区）、公園維持作業委託（大田北・大森西地区）、公園維持作業委託（大田北・入新井地区）

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：59～62

件名：公園維持作業委託（大田北・馬込地区）

公園維持作業委託（大田北・池上地区）

²⁴ 指名競争入札を行うには、指名競争入札の適用に関して記した地方自治法施行令第 167 条第 1 項の各号に適合することを立証しなければならないとされている。

公園維持作業委託（大田北・大森西地区）

公園維持作業委託（大田北・入新井地区）

（ 2 ） 契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
59	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持作業委託（大田北・馬込地区）	大森造園建設(株)	35,385,000
60	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持作業委託（大田北・池上地区）	大森造園建設(株)	32,182,500
61	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持作業委託（大田北・大森西地区）	西村造園土木(株)	48,930,000
62	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持作業委託（大田北・入新井地区）	藤東造園建設(株)	35,164,500

（ 3 ） 内容等

大田北地域行政センターまちなみ整備課所管区域内の馬込地区、池上地区、大森西地区、入新井地区の公園・児童公園・児童遊園及び公衆便所（公園内）の維持作業の委託契約である。

（ 4 ） 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

4 つの委託契約の全てが指名競争入札によるものである。平成 19 年度から大田区内分の組織単位である平和島公園管理事務所が廃止されることになり、それに伴い当該業務を委託する必要性が生じたことから、指名競争入札を実施している。入札参加業者は 4 つの委託契約全てで 6 業者により行われ、入新井地区を除く 3 地区で第 1 回、第 2 回共に予定価格を超過したため、最低入札業者と協議を行い随意契約を締結している。入新井地区については、第 1 回の入札で落札している。

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は日報及び月報を作成し、区に作業報告し、区は各月の作業終了後に作業報告で提出した日報及び月報を検査している。検査終了後受託者から送られてくる請求書と月報等をチェックしたうえで、各月毎に支払いを行っている。

（ 6 ） 結果及び意見

（意見）

競争入札について

入新井地区は競争入札により業者が選定されているが、他の地区は競争入札が不調になったとはいえ、結果としては随意契約を締結している。しかし本件委託契約の業務には、特殊な業務は含まれていないことから、競争入札に適さないものではない。経済合理性の観点等もあろうが、入札回数を増やすこと等により競争入札によって契約を締結するべきか、検討を要するものと考えられる。

63 . 大森ふるさとの浜辺公園業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：63

件名：大森ふるさとの浜辺公園業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
63	平成 19 年 4 月 1 日	大森ふるさとの浜辺公園業務委託	永光建設(株)	37,065,000

(3) 内容等

永光建設(株)との大森ふるさとの浜辺公園の公園業務の委託契約である。委託仕様書によれば、業務の概要としては、公園の維持業務、夜間閉鎖開閉業務委託、駐車場運営委託、ふるさとの浜辺汚濁防止膜・標識灯保守点検委託、が挙げられている。

(4) 契約の方法及び経緯等

平成 19 年 4 月 1 日に大森ふるさとの浜辺公園が開園することによる新規の業務委託契約である。入札指名者 10 社、入札者 10 社による指名競争入札が行われ、第 1、2 回とも予定価格を超過したため、最低入札者である永光建設(株)と協議した結果、随意契約を締結している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

毎月受託者からの請求書に基づいて各月同額の支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(意見)

競争入札について

本委託契約における業務内容は公園業務の委託契約であり、特殊な業務は含まれていないことから、競争入札に適さないものではない。そのため競争入札が不調に終わったという経緯はあるものの、入札回数を増やすなど、できるだけ競争入札によるべきである。

64．放置自転車等撤去業務委託（北まちなみ整備課）

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：64

件名：放置自転車等撤去業務委託（北まちなみ整備課）

(2) 契約金額等

(単位:円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
64	平成19年4月1日	放置自転車等撤去業務委託 (北まちなみ整備課)	都市環境整備(株)	31,120,320 (単価契約)

(3) 内容等

「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」に基づく、都市環境整備(株)との放置自転車等撤去業務の委託契約である。業務委託仕様書によれば業務委託の内容は放置自転車等の撤去作業のみでなく、自転車等の保管所への引き継ぎ、保管所からの自転車等の移送、自転車等の放置台数、自転車駐車場利用台数の調査、登録制自転車駐車場及び無料制区営自転車駐車場の清掃等、看板等の設置及び点検・応急処置等が含まれる。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）

指名業者6社により見積書を提出する予定であったが2社が辞退し、4社による見積合せが行われ、最低価格の都市環境整備(株)と経理管財課が単価の協議を行い、当該業者と契約を締結している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は撤去作業日報、撤去業務日報を毎業務日にまちなみ整備課に提出するほか、撤去業務月報を提出し、まちなみ整備課はこれをチェックする。また受託者は内訳書とまちなみ整備課の承認印を捺印した完了届を添えて請求書を毎月区に送付し、経理課検査で契約内容を履行しているかを検査し、会計管理室で金額、債主等、正当な請求であるか審査のうえ毎月支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

本委託契約の内容は放置自転車等の撤去業務の委託であり、指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）を行っている。この方法は指名競争入札であるが、落札後複数単価のため落札金額内で単価協議をしなければならない場合の「見積合せ」である。特に問題となる事項は発見できなかった。

65 . 平和の森公園維持・収納業務委託、 66 . 平和島公園維持作業委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：65,66

件名：平和の森公園維持・収納業務委託

平和島公園維持作業委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
65	平成 19 年 4 月 1 日	平和の森公園維持・収納業務委託	佐々木・藤東共同企業体	115,290,000
66	平成 19 年 4 月 1 日	平和島公園維持作業委託	吉田・錦花共同企業体	81,165,000

(3) 内容等

両委託契約とも公園の維持作業委託であり、平和の森公園については収納業務も委託されている。大規模公園維持作業のため、受託業者はいずれの場合も共同企業体（JV）であり、その出資比率は各々土木業者 70%、造園業者 30%である。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

共に直営業務の廃止に伴い指名競争入札が行われている。平和の森公園は入札指名者 5 社、入札者 5 社で行われ、第 1 回で佐々木・藤東共同企業体が落札し、平和島公園も入札指名者 5 社、入札者 5 社で行われ、こちらは第 2 回で吉田・錦花共同企業体が落札している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は日報、月報を作成し区に報告し、区はその内容を検査している。また受託者は毎月同額の請求書を送付し、金額をチェックしたうえで毎月支払いを行っている。最終の請求書にはまちなみ整備課の承認印が押印された完了届が添付されている。

(6) 結果及び意見

(意見)

毎月の承認印について

受託者は日報、月報を作成しているが内容をチェックしているのは、まちなみ整備課である。また、請求書が毎月送付されてきてはいるが、具体的な中身は会計管理室では把握することができない。そのため委託業務が適正に行われていることを会計管理室でも掌握できるように、請求書に最終だけでなく、毎月まちなみ整備課の承認印が押印された完了届等を添付することが、毎月の支払の正当性を担保すると考えられる。

67 . 公園清掃作業委託 (北センター その 1) 単価契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：太田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：67

件名：公園清掃作業委託 (北センター その 1) 単価契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
67	平成 19 年 4 月 1 日	公園清掃作業委託 (北センター その 1) 単価契約	不二興産(株)	41,550,787 (単価契約)

(3) 内容等

不二興産(株)との北センター内の公園清掃及び廃棄物処理作業委託契約である。公園維持標準仕様書によれば、作業としては公園、河川敷清掃作業と収集運搬作業とがあり、前者は清掃、ごみの分別、除草、草刈が含まれ、後者は廃棄物の処理、し尿の処理が含まれる。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）

見積業者 9 社による見積書の提出後、最低見積者であった受託者と単価の協議を行ったうえで契約を締結している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は日報及び月報を作成し、区に作業報告し区は提出された報告書を検査している。また受託者は清掃作業と廃棄物処理に区分し、それぞれその月の作業量に契約で定められた単価を乗じた金額を請求書により請求し、区は作業報告とつぎ合わせたうえで支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

本案件の内容は公園清掃及び廃棄物の処理作業であり、指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）を行っている。この方法は指名競争入札であるが、落札後複数単価のため落札金額内で単価協議をしなければならない場合の「見積合せ」である。特に問題となる事項は発見できなかった。

68 . 区営有料制自転車等駐車場業務委託（北センター）

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：北まちなみ

番号：68

件名：区営有料制自転車等駐車場業務委託（北センター）

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
68	平成 19 年 4 月 1 日	区営有料制自転車等駐車	日本シティビルサービス(株)	54,390,000

		場業務委託（北センター）		
--	--	--------------	--	--

（３）内容等

日本シティビルサービス(株)との「大田区自転車等の放置及び自転車等駐車場整備に関する条例」に基づく区営有料制自転車等駐車場の業務委託である。業務委託仕様書によれば業務委託内容は窓口業務、使用料の納入、場内自転車等の整理、駐車場の安全対策、施設管理、苦情対応、防災対策等である。委託施設は大森駅東口、大森駅西口、馬込駅前、池上駅前等、8ヶ所、自転車収容台数は施設総数で5,784台である。

（４）契約の方法及び経緯等

指名競争入札

指名者12社による競争入札の結果、第1回目に最低入札者である日本シティビルサービス(株)に落札が決定している。

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は、日報及び月報を作成し、毎月9日までに区に毎月の業務報告として、日報及び月報等を提出し、区は提出された日報及び月報をチェックしている。区は業務報告等により契約内容の履行を検査したうえで、送られてくる請求書を審査し、各月毎に支払いを行っている。

（６）結果及び意見

（意見）

著しく安い落札価格について

本委託契約は前回より競争となった案件であり、指名競争入札により受託者が決定されているが、受託者は昨年と同一の業者であった。入札価格を勘案すると受託業者の入札価格は他の入札業者に比して著しく安い入札価格である。とくに、この業者が問題というわけではないが、著しく低い価格である場合には、一見、大田区にとってのメリットは大きいと思われるが、逆に、サービスの質の低下等を招く可能性もある。したがって、経理管財課が指名競争入札を行うような場合には、入札参加時における提出書類の種類あるいは内容を増やすなどして、業者選定の安全性を検討する必要がある。

69．平和島水質管理所運転管理委託

（１）概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：69

件名：平和島水質管理所運転管理委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
69	平成 19 年 4 月 1 日	平和島水質管理所運転管理委託	平和島整備(株)	30,132,900

(3) 内容等

主に平和の森北側海域の水質保全を目的とする、平和島水質管理所の運転管理の委託である。運転管理委託業務仕様書によれば、業務の概要は、水質管理所の電気・機械設備の運転操作及び整備点検、法令等に基づく設備の保守管理、建物及びその周辺の清掃業務等、及び水質試験業務として貝類付着防止剤の残留量の測定、原水水質調査、濾過水水質調査等である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約

平和島整備(株)との随意契約になっている。「業者推薦書」によれば、本件委託業務は平和島運河の水質浄化(ヘドロの除去)という特殊な業務であり、夜間や休日等の緊急対応や業務の習熟が求められる旨、記載されている。当該受託者は、平和島競艇場内の設備維持管理や水質検査等を行っており、当該業務についても昭和 56 年度より受託しており、良好な履行状況であるとして、随意契約をしている。本件は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当させていると思われる。(ヒアリングによれば、通常、担当部局が提出する起案書には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号への該当の有無は記載されないとのことである。随意契約が適当か否かを決定するは、経理管財課であり、当該条項への適応の有無等については契約決定時になされるとのことである。)

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は、運転日誌及び濃度計量証明書等の提出を行い、翌月の 10 日までに委託業務について検査を受け、検査に合格することにより、委託料の支払いを請求する。支払いについては契約金額総額の 12 分の 1 を、毎月の請求書に基づいて支払いを行っている。

(6) 結果及び意見

(意見)

金額の合理性について

随意契約とした主な理由としては、運河の水質浄化（ヘドロの除去）という特殊な業務であることを挙げており、随意契約を締結することにはある程度合理性が認められる。しかし、水質浄化を行う業者は他にもいると考えられるため、やや安易に随意契約を行っているものとする。また、随意契約の場合、金額の妥当性が担保されにくいいため、本件委託契約の金額に合理性が認められるかどうかについて、調査することが必要であると考えられる。

仕様書の内容について

上記のとおり、仕様書には直接的に「平和島運河の水質浄化（ヘドロの除去）」という業務の記載がない。仕様書の「等」に含まれるということかもしれないが、「業者推薦書」には「平和島運河の水質浄化（ヘドロの除去）」が特殊な業務であることが謳われている。したがって、これとの整合上、仕様書にも「平和島運河の水質浄化（ヘドロの除去）」をはっきりと明記すべきである。

70．池上会館業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：池上特別出張所

番号：70

件名：池上会館業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
70	平成19年4月1日	池上会館業務委託	財団法人東京都弘済会	73,500,000

(3) 内容等

内容は大田区立池上会館の管理運営に関する委託業務である。具体的には、清掃業務、施設サービス業務（貸室の管理、施設利用料収納、支払等）、保安警備業務、設備運転保守業務である。内容は「大田区立池上会館業務委託総括仕様書」で定められている。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

通常の指名競争入札により選定手続きが行われている。入札全 12 件で当初落札額の一番低かった(株)ジョイント・メンテナンス蒲田支店が落札したが、調査の結果すでに退職した支店長名で入札していることが発覚し無効となり、2 番目に入札価格が低かった財団法人東京都弘済会が落札した。このような経緯に鑑み、契約金額等の推移を記載すると以下のようになっている。

平成 17 年度契約金額	87,503,640 円 (単独随意契約)
平成 18 年度契約金額	75,251,400 円 (指名競争入札導入)
平成 19 年度入札における契約目途額	83,622,000 円
平成 19 年度契約金額	73,500,000 円 (指名競争入札)
平成 20 年度入札における契約目途額	84,387,030 円
平成 20 年度契約金額	82,950,000 円 (指名競争入札)

平成 19 年度と平成 20 年度で仕様書上、警備要員の 1 名増加、及び安全性の観点からエレベーターの保守管理をエレベーター作製業者に変更しており、その点が委託費増加につながっていると考えられる。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

毎月請求書を提出させ、業務内容によって毎月支払い(月ごとの年間の業務計画も基づく)支払については、契約書で決められており、池上会館はそれに基づき支払いを行うだけである。管理については日々の作業日報等で管理している。また管理業務報告書を月次で提出している。

(6) 結果及び意見

(意見)

指定管理者制度への移行について

大田区内のその他の同様のホールが指定管理者制度へ移行したことを考えると、その他のホールと扱いを違える確固たる理由が見当たらない。地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨に鑑み、もし費用削減効果が認められるのであれば、地方自治法指定管理者制度への移行も検討すべきである。

71 . ~ 75 . 道路維持業務委託 (大田西、嶺町地区)、道路維持業務委託 (大田西、雪谷地区)、公園維持業務委託 (大田西、雪谷地区)、公園維持業務委託 (大田西、久が原地区)、公園維持業務委託 (大田西、嶺町地区)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田西地域行政センター部

課等名：まちなみ整備課

番号：71～75

件名：道路維持業務委託（大田西、嶺町地区）

道路維持業務委託（大田西、雪谷地区）

公園維持業務委託（大田西、雪谷地区）

公園維持業務委託（大田西、久が原地区）

公園維持業務委託（大田西、嶺町地区）

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
71	平成 19 年 4 月 1 日	道路維持業務委託（大田西、嶺町地区）	株式会社木村工業	36,540,000
72	平成 19 年 4 月 1 日	道路維持業務委託（大森西、雪谷地区）	株式会社佐々木組	35,490,000
73	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持業務委託（大田西、雪谷地区）	株式会社第一造園	30,744,000
74	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持業務委託（大田西、久が原地区）	株式会社今井造園	34,860,000
75	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持業務委託（大田西、嶺町地区）	株式会社高井造園	33,642,000

(3) 内容等

道路、公園の維持作業に関する業務委託である。すべて仕様書明記されている。また平成 18 年度より委託を開始したもので、それ以前は直営によって業務を行っていた。なお、大田区では東京都の作成した積算基準をもとに独自の積算基準を定めている。それをもとに積算した金額は次のようになっている。道路維持業務委託（大田西、嶺町地区）36,600 千円、道路維持業務委託（大田西、雪谷地区）35,800 千円、公園維持業務委託（大田西、雪谷地区）31,034 千円、公園維持業務委託（大田西、久が原地区）35,009 千円、公園維持業務委託（大田西、嶺町地区）34,245 千円。これらは実際の契約金額とほぼ同水準である。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

7 1 . 道路維持業務委託（大田西、嶺町地区）

10 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、(株)木村工業が予定価格を下回る金額で最終的に落札している。

7 2 . 道路維持業務委託（大田西、雪谷地区）

10 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、(株)佐々木組が予定価格を下回る金額で最終的に落札している。

7 3 . 公園維持業務委託（大田西、雪谷地区）

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、(株)第一造園が予定価格を下回る金額で最終的に落札している。

7 4 . 公園維持業務委託（大田西、久が原地区）

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施された。(株)西島建設が予定価格を超える金額であったが、最低の金額であったため区と協議したが、折り合わず辞退したため、最終的には次点入札者であった今井造園と協議の結果、随意契約を締結した。

7 5 . 公園維持業務委託（大田西、嶺町地区）

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、(株)高井造園が予定価格を下回る金額で最終的に落札している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払は当初の作業実施計画に基づき、月一回支払われている。支払回数については大田西地域行政センター部と受託者の間の話し合いで決められている。支出命令書、受託者からの請求書で確認している。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

7 6 . 東調布公園業務委託、7 7 . 洗足池公園維持作業委託単価契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田西地域行政センター部

課等名：まちなみ整備課

番号：76～77

件名：東調布公園業務委託

洗足池公園維持作業委託 単価契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額ないし 契約目途額
76	平成 19 年 4 月 1 日	東調布公園業務委託	醍醐総業株式会社	42,000,000
77	平成 19 年 4 月 1 日	洗足池公園維持作業 委託 単価契約	藤東造園建設株式会社	32,987,120 (単価契約)

(3) 内容等

道路、公園の維持作業に関する業務委託である。これらすべて仕様書に明記されている。平成 18 年度より委託を開始した。

76 . 東調布公園

都市計画法に基づく指定公園にされている。貸出遊具があり、遊具の管理も委託業務に含まれる。仕様通りに業務を行えば、受託業者が異なってもある程度の業務の品質は保たれる。ただし、地域ごとの特色があるため、業務に慣れている業者のほうが効率的に業務を行えるため、担当者としては同一業者のほうが望ましいと考えている。

77 . 洗足池公園

都市計画法に基づく指定公園にされている。大田区は洗足風致協会²⁵と共同管理しているため、公園管理業務の一部は洗足風致協会が行っている。委託業務も「洗足池公園維持作業委託仕様書」「洗足池公園維持管理に関する協定」に則り、両者で分担して行われている。洗足池公園については洗足風致協会と共同管理しているため、受託業者の行った業務のみに対して委託料を計算するよう入札時に作業ごとの単価のみをもって入札を行っている。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

76 . 東調布公園業務委託

6 社が入札に参加している。一回目の入札で醍醐総業(株)が予定価格を下回る入札金額で落札している。

77 . 洗足池公園維持作業委託単価契約

6 社が入札に参加している。洗足風致協会と共同管理しているため、受託業者の行った業務のみに対して委託料を計算するよう入札時に作業ごとの単価のみをもって入札を行ってい

²⁵ 社団法人洗足風致協会のパンフレットによれば当協会の活動等については次のように説明されている。「(社福)洗足風致協会は、洗足池、小池両地区の自然環境と風致を守るために昭和 8 年に設立されました。時代の変遷によってこの地区も開発が進み、都市化に伴う緑地・農地の減少、池の水質汚染や水源確保等の諸問題が生じましたが、歴代の会長を中心に役員、会員一同が一致協力してことに当たり、今日に至っております。今後も関係行政と協力して、両地区における環境の保護・整備ならびに啓蒙活動を積極的に行ってまいります(以下略)」。

る。具体的には標準の作業工数が決められており、各入札業者はそれぞれの単価を持って入札し、その合計金額の高低によって、入札業者が選定される。一回目の入札で藤東造園建設(株)が予定価格を下回る入札金額で落札している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払は当初の作業実施計画に基づき、月一回支払われている。支払回数については大田西地域行政センター部と受託者の間の話し合いで決められている。支出命令書、受託者からの請求書で確認している。洗足池公園維持作業委託については、合意した単価にその月々の作業数を乗じて月々請求書を作成の上請求している。作業管理については、作業日報、日々のミーティングにより管理を行っている。また、月々の請求金額確認のため、「洗足池公園維持管理作業委託集計表」を作成し、図面、写真、日報により確認を行っている。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

78 . 多摩川田園調布緑地の維持管理委託について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田西地域行政センター部

課等名：まちなみ整備課

番号：78

件名：多摩川田園調布緑地の維持管理委託について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
78	平成 19 年 4 月 1 日	多摩川田園調布緑地の維持管理委託について	多摩川緑地広場管理公社	38,765,349

(3) 内容等

内容等

多摩川田園調布緑地の維持管理についての委託契約である。当該緑地については世田谷区と共同管理する目的から昭和 53 年 11 月に覚書を結び、多摩川緑地広場管理公社を設立して当公社に業務委託をしている。当該公社は世田谷区との協定に基づいて設立された任意団体である。多摩川緑地広場管理公社は登記もされておらず、法的な裏づけ(権利義務の

統一的帰属点としての機能)が不十分な状態にある。職員は大田、世田谷両区の職員及びOBで構成されている²⁶(ただし、受付業務等を行う非常勤職員は一般から募集している)。理事長はそれぞれの区のOBが交代で就任している。大田区と世田谷区が多摩川田園調布緑地における管理区域が明確に分かれており、多摩川田園調布緑地における両区の収入、支出についても明確に分け公社で管理している。当初両区で結ばれた覚書によると、両者でどのような収入支出があろうとも1/2ずつの負担とすると決められているため、最終的には両区間で精算をおこなっている。

多摩川緑地広場管理公社のあり方の検討について

平成16年度に地方自治体が「指定管理者制度」を導入するにあたり、大田区においても多摩川田園調布緑地の維持管理について、指定管理者制とするか、業務委託契約とするについての検討を行っている。大田区としては既存管理委託施設について、多摩川田園調布緑地の維持管理のように、現地に区職員が不在であったり大規模に再委託を行っていたりする場合には、業務委託には馴染まず指定管理者制とする方針であった。これに対して世田谷区は、今後とも多摩川緑地広場管理公社に「業務委託」していくという見解であった。こうした点を踏まえ、多摩川田園調布緑地の共同管理の解消も含めて検討を重ねた結果、最終的に大田、世田谷両区の考え方が一致するまでの間、暫定的に公社を存続させ同社に対する業務委託としている。

見積りについて

多摩川緑地広場管理公社との委託契約は業務委託という契約形態でありながら、公社が大田区の一部である(世田谷区と共同管理するために設立されたという経緯から)という意識がある。そのため公社は通常の部局の査定と同様に、公社で作成された予算を大田区と世田谷区で検討するという形で行われている。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約(総価契約・単独随意契約)

多摩川田園調布緑地の維持管理委託は、世田谷区との協定のもとに業務委託契約を行っているため、多摩川緑地広場管理公社との間に締結せざるを得ない。「区長が指定する委託契約」の第8号「前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認められた委契約」に該当するとしている。実際の維持管理業務は再委託により行われている。なお、人件費業務委託費に係る決算上、人件費総額は23,846千円(世田谷区の負担分も含めた額)となっている。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払の正当性を証する管理の方法等

²⁶ ちなみに、「多摩川緑地広場管理公社の設立等に関する覚書の一部を変更する覚書」(昭和57年6月28日)では、第1条4項を次のように変更することに(甲)世田谷区、(乙)大田区とも合意している。「公社事務局職員として甲又は乙の職員であったものを者を採用する場合の雇用期間は、3年を原則とする」。

支払は、前期分 30,327 千円を平成 19 年 4 月 11 日に、後半分 24,998 千円を平成 10 月 12 日に前払いしている。そして、最終的には公社の決算に基づいて当該前払い分の委託料の精算が行われている。平成 19 年度については、台風の影響により多摩川緑地広場の一部使用できず、管理の必要がなくなったことから、平成 20 年 5 月 16 日に 16,560 千円と大きな金額の返納がなされている。以上は、大田区と公社との委託料の授受であるが、上述のとおり、世田谷区と大田区との間の協定書では、両者でどのような収入支出があろうとも、1/2 ずつの負担をすると決められているため、最終的に以下のような精算を行っている。

多摩川緑地広場全体の歳入：37,651 千円(内大田区：22,835 千円、世田谷区 14,816 千円)、

歳入の精算額：4,009 千円(大田区から世田谷区へ)

多摩川緑地広場の歳出：(内大田区：109,555 千円、世田谷区 47,863 千円)、

歳出の最終清算金：47,863 × 1/2 = 27,941 千円(大田区から世田谷区へ)

：109,555 × 1/2 = 54,777 千円(世田谷区から大田区へ)

その結果として、

・大田区が世田谷区に支払う金額：4,009 + 47,863 × 1/2 = 27,941 千円

・世田谷区が大田区に支払う金額：109,555 × 1/2 = 54,777 千円

となっている。

作業管理

多摩川緑地広場管理公社の業務執行は理事会によって行われており、理事長は区 OB、その他の理事は現役の区の職員(両区から 3 名づつ)、監事及び幹事についても区の職員(それぞれ両区から 2 名づつ)で構成されており、実質的な業務管理がなされている。多摩川緑地広場管理公社は、事実上両区の出先機関であるという認識である。

再委託

緑地の維持管理作業等について業務のほとんどを再委託している。再委託先とは大田区の契約基準によって契約を締結している。特に大きい金額であるのは、有限会社 G - イングコーポレーションに対する「緑地維持管理作業委託料」24,783 千円である。本件業者選定には指名競争入札を行っている。

(6) 結果及び意見

前記のように、多摩川緑地広場管理公社は登記もされておらず、法的な裏付け(権利義務の統一的帰属点としての第三者対抗要件等の具備)が不十分な状態にある。世田谷区との協定が唯一の存在根拠といえるとも考えられる状態にある。現在、当該団体に対して「多摩川園調布緑地の維持管理委託」という名称で業務の委託を行っているが、次の点において問題があると考えられる。なお、当該指摘事項等の措置に当たっては、世田谷区との調整があるため、最終的には両者の合意が必要となる。

(指摘事項)

現状の委託体制の見直しについて

大田区では、多摩川緑地広場管理公社は両区の職員又はOBが主体となって、それらを統括、管理運営する仕事を行っており、緑地の維持管理業務等の主要な業務は再委託されて、外形上は、指定管理者制度導入前の「管理委託制度」による委託を継続している状態にあると考えられる。しかし「指定管理者制度」が導入された今となつては、「指定管理制度」を導入するか、区が直接管理監督するかどちらかの方式で「委託」する必要があると考える。現状、「業務委託」（区が直接管理監督する方式）を採用しているにかかわらず、その間に、多摩川緑地広場管理公社が介在して再委託が行われており、「委託」の方式に問題がある。仮に「指定管理制度」を導入するならば多摩川緑地広場管理公社が任意団体であるため、大田区においては指定管理者とすることは不可²⁷となる。もし、大田区と世田谷区の共同管理という原則を固持するならば、新たに指定管理者となる法人を設立する必要性が生じることになる。

入札方法ないし指定方法等について

現在、当該委託契約は多摩川緑地広場管理公社と単独随意契約により契約している。これにあたっては、「区長が指定する委託契約」の第8号「前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委契約」に該当するとしているようである。しかしながら、実際の作業のほとんどが単純作業であるため、これが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとは考えにくい。世田谷区との協定上、やむをえない事情があるが、そのことによつて「指名競争入札」をせずに「単独随意契約」で行うことが許されるとは考えにくい。

法人税等の申告について

現在、多摩川緑地広場管理公社は法人としての申告（法人税、消費税等）を行っていないとのことである。最終的に法人税法上の課税所得が生じていないとしても、「業務委託料」としての収入がある以上、消費税の納税義務は生じていると考えられる。善処されたい。（意見）

多摩川緑地広場管理公社の存在について

現在において、世田谷区との協定があり、これに基づいて公社を設立して共同管理を行っている。協定を締結してから30年余りが過ぎ、今後も従前どおりに世田谷区との協定を固持してゆくことが難しくなっている状況にあると考えられる。両者間で委託料の精算、管理の方式等における見解の相違があるようであるが、現在の「業務委託契約」及び多摩川緑地広場管理公社存在そのものの抱える問題点あるいは矛盾点を踏まえ、今後どのように多摩川緑地広場を管理していくのかをについて、世田谷区との話し合いの上、早急に解

²⁷ 地方自治法第244条の2第3項には「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる」とあり、法律上は任意団体であっても指定管理者となることはできるようであるが、大田区では法人登記をされた団体でなければ指定管理者として指名していないようである。実際、第5章の1.男女平等推進センターの指定管理者である「男女共同参画おおた」は従前任意団体であったそうであるが、指定管理者になるにあたってNPO法人化したとのことである。

決してゆくことが望ましい。

79．東京都市計画道路事業大田区画街路第1号線整備事業に伴う鉄道施設等の変更（既設鉄道堀割部蓋掛け）に係る年度協定

（1）概要

分類：委託

対象部門名：大田西地域行政センター部

課等名：まちなみ整備課

番号：79

件名：東京都市計画道路事業大田区画街路第1号線整備事業に伴う鉄道施設等の変更（既設鉄道堀割部蓋掛け）に係る年度協定

（2）契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
79	平成19年6月22日	東京都市計画道路事業大田区画街路第1号線整備事業に伴う鉄道施設等の変更（既設鉄道堀割部蓋掛け）に係る年度協定	東京急行電鉄株式会社	46,504,000

（3）内容等

内容等

大田区が東京都市計画道路大田区画街路第1号線整備に基づき東京急行電鉄(株)に業務委託した事業である。大岡山駅周辺地区の整備における東京都市計画道路大田区画街路第1号線整備とは、事業内域内にある東急目黒線堀割部を蓋掛けし、道路施設を築造する計画事業である。平成18年から20年度にかけては当該工事の調査及び設計である。具体的には平成19年度は鉄道構造物詳細設計（新設構造物詳細設計、施工計画、地下駅火災対策施設設計）及び季節構造物健全度調査（クラック調査、コンクリート強度試験、鉄筋腐食度調査、配筋・かぶり調査、中世化深さ調査）である。

見積り

設計部分の費用（予算平成19年度分38,400千円、平成20年度分10,800千円）に関してのみ、他社に見積り依頼を行っている（全体金額66,202千円）。見積り金額は52,420千円であり、当初契約では50,000千円としている。東京急行電鉄(株)の提示金額についてその金額の適正性を確認する意味で、相見積りを取るなどして可能な限りの努力をしたと考えられる。他については業務内容が専門的な能力を必要とする業務であり、さらにもともと東京急行電鉄(株)の所有する鉄道にかかわる工事で、見積り金額も東京急行電鉄(株)しか計算す

ることができないため、他の部分については当該会社に依頼して見積りを積算している。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（総価契約）

東京急行電鉄(株)の所有する鉄道に関する工事計画であり、工事は当該会社が行わざるを得ないため、契約についても東京急行電鉄(株)との随意契約にならざるを得ない。一般的に他の自治体においても鉄道会社が関係したこの種の工事についてはこうした方式で行われているということである。金額についても東京急行電鉄(株)の積算した金額をそのまま契約上の金額としている。業務終了後、契約金額が実際の金額を下回った場合は差額を精算して大田区に返金する。実際、平成 19 年度は大田区に 2,425,500 円が返金されている。また、事情によって実際の金額が契約金額（予算額）を超えてしまった場合は両者協議のうえ協定書の変更によって対応するとのことである。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払の正当性を証する管理の方法等

支払は設計の完了後、成果物を確認、引き渡し後、概算払いの精算を行った。平成 19 年度は平成 19 年 9 月 12 日に支出命令書が作成され、同月 20 日に支払われている。

作業管理

専門的な業務上、作業管理も東京急行電鉄(株)に委託している。もし、業務に何らかの問題が生じた場合には、大田区だけでなく東京急行電鉄(株)の業務（鉄道の運行等）にも影響するため、業務内容の管理は東京急行電鉄(株)に委託して差支えないと考えている。

(6) 結果及び意見

(意見)

処理科目の検討について

契約が随意契約であり、金額も東京急行電鉄(株)の積算した金額をそのまま採用しており、本当に金額に問題がないかにつき、検証のすべがない。しかし、契約額に対して精算が行われており、また、受託者が、1)利害関係者の範囲が多数かつ広範囲にわたり、2)法定監査が強制されており、3)万が一のケースにおいては社会的影響が極めて大きい、会社であることから、その進捗管理等によって計算された金額が不当に高い蓋然性に乏しいと考えられなくもない。このため、区としてはやむを得ずこのような随意契約を締結しているが、名称上も「協定書」となっていることもあり、当該委託が事実上、他の業者とは代替のできないものであり、もし金額が固定され相手方も固定された不可避的な支出であるとするれば、むしろ負担金としての処理が適当とも考えられる。検討されたい。

80．道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区） 81．公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区） 82．公園維持作業委託（大田南・六郷地区） 83．公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）

（1）概要

分類：委託

対象部門名：大田南地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：80～83

件名：道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区）

公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区）

公園維持作業委託（大田南・六郷地区）

公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）

（2）契約金額等

（単位：円）

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額ないし 契約目途額
80	平成19年4月1日	道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区）	醍醐建設株式会社	35,700,000
81	平成19年4月1日	公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区）	株式会社成樹苑	37,642,500
82	平成19年4月1日	公園維持作業委託（大田南・六郷地区）	川崎工苑建設株式会社	42,000,000
83	平成19年4月1日	公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）	株式会社錦花園	43,365,000

（3）内容等

内容は大田南地域行政センターまちなみ整備課における平成19年度の道路、公園の維持作業に関する業務の委託であり、個々の内容は次のとおりであった。

80．道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区）

大田南地域行政センターまちなみ整備課の所管区域のうち、JR 東海道以西地区（大田南・蒲田西地区）の区道、河川、公共溝渠、緑道の維持作業および公衆便所の清掃作業の委託であり、前者は道路等施設全般の巡回・点検、施設一般の修繕・補修、雨水枡等の浚渫、樹木等の剪定・害虫駆除、清掃等が、後者は同地区における公衆便所等（6箇所）の清掃が業務内容となっていた。

81．公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区）

大田南・蒲田東地区における公園維持作業および便所の清掃作業の委託であり、前者は公園等施設全般の巡回・点検、施設一般の修繕・補修、集水枿等の浚渫、樹木等の剪定・害虫駆除・倒木撤去、清掃、施設一般の調査等が、後者は同公園に敷設されている便所の清掃が業務内容となる。業務対象としては公園 13 箇所、児童公園 17 箇所の全 30 箇所並びに便所 25 箇所とされていた。

8 2 . 公園維持作業委託（大田南・六郷地区）

大田南・六郷地区における公園維持作業および便所の清掃作業の委託であり、業務内容は 8 1 . と同様である。業務対象としては、公園 12 箇所、児童公園 30 箇所、児童遊園 1 箇所、緑地等 3 箇所の全 46 箇所並びに便所 25 箇所とされていた。

8 3 . 公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）

大田南・蒲田西・矢口地区における公園維持作業および便所の清掃作業の委託であり、業務内容は 8 1 . と同様である。業務対象としては、公園 14 箇所、児童公園 34 箇所、児童遊園 5 箇所、緑地等 1 箇所の全 56 箇所並びに便所 42 箇所とされていた。

（ 4 ） 契約の方法及び経緯等

8 0 . 道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区）

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 31,080,000 円であり、平成 19 年度においては公衆便所の清掃作業が追加されたことに伴い、予定価格が 35,900,000 円（含：消費税）として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 10 社による指名競争入札を実施した。入札者も 10 社の全員参加であり、入札の結果、第 1 回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第 2 回の入札を実施したが、やはり第 1 回と同様の結果となったことから、第 1 回、第 2 回とも最低価格を出した醍醐建設株式会社と協議した結果、35,700,000 円にて成立し契約となった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。また、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであり、支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

8 1 . 公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区）

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 25,830,000 円であり、平成 19 年度においては公園便所（含：公衆便所）の清掃作業が追加されたことに伴い、予定価格が 37,799,000 円（含：消費税）として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 6 社による指名競争入札を実施した。入札者も 6 社の全員参加であり、入札の結果、第 1 回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第 2 回の入札を実施した（1 社辞退）が、やはり第 1 回と同様の結果となり、第 1 回、第 2 回とも最低価格を出した株式会社成樹苑と協議した結果、37,642,500 円にて成立し契約となった。契

約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。また、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであり、支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

8 2 . 公園維持作業委託（大田南・六郷地区）

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 33,075,000 円であり、平成 19 年度においては公園便所（含：公衆便所）の清掃作業が追加されたことに伴い、予定価格が 42,118,000 円（含：消費税）として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 6 社による指名競争入札を実施した。入札者も 6 社の全員参加であり、入札の結果、第 1 回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第 2 回の入札を実施した（1 社辞退）が、やはり第 1 回と同様の結果となり、第 1 回、第 2 回とも最低価格を出した川崎工苑株式会社と協議した結果、42,000,000 円にて成立し契約となった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。また、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであり、支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

8 3 . 公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 31,395,000 円であり、平成 19 年度においては公園便所（含：公衆便所）の清掃作業が追加されたことに伴い、予定価格が 43,532,000 円（含：消費税）として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 6 社による指名競争入札を実施した。入札者も 6 社の全員参加であり、入札の結果、第 1 回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第 2 回の入札を実施したが、やはり第 1 回と同様の結果となり、第 1 回、第 2 回とも最低価格を出した株式会社錦花園と協議した結果、43,365,000 円にて成立し契約となった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。また、契約期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであり、支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

8 0 . 道路維持作業委託（大田南・蒲田西地区）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において作業日報および作業月報の作成・提出を義務付けており、委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出しているとのことであった。同課においては、当該報告書をレビュー

ーし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。また、年度末において完了届けが区に対して作成・提出されていた。なお、実地検査は随時実施されているとのことであった。

８１．公園維持作業委託（大田南・蒲田東地区）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において作業日報および作業月報の作成・提出を義務付けており、当該報告に基づき通常検査を実施するとともに、検査終了後に各月の委託料を支払うものとされていた。また、随時、実地検査を行うことができるとされていた。委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出し、同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。

８２．公園維持作業委託（大田南・六郷地区）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において作業日報および作業月報の作成・提出を義務付けており、当該報告に基づき通常検査を実施するとともに、検査終了後に各月の委託料を支払うものとされていた。また、随時、実地検査を行うことができるとされていた。委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出し、同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。

８３．公園維持作業委託（大田南・蒲田西・矢口地区）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において作業日報および作業月報の作成・提出を義務付けており、当該報告に基づき通常検査を実施するとともに、検査終了後に各月の委託料を支払うものとされていた。また、随時、実地検査を行うことができるとされていた。委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出し、同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。

（６）結果及び意見

（意見）

指名競争入札で落札されなかった場合の取扱いについて

指名競争入札で２回とも落札者が出ない場合が、上記６ケースの場合の５ケース（８０、８１、８２、８３、８５、下記参照）において生じており、これらのいずれの場合においても、最低応札者に対する個別協議に基づく値引交渉のうえ随意契約の締結が締結されていた。値引き交渉による価格の引下は財政負担の軽減という観点からは好ましいが、予定価格につき、経済情勢に応じた設定等の措置を検討し、個別交渉ではなく、入札において委託業者を決定できるよう工夫することも必要ではなからうか。

84．放置自転車等撤去業務委託(南まちなみ整備課) 85．平成19年度自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託(南センター) 86．区営有料制自転車等駐車場業務委託(南センター)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田南地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：84～86

件名：放置自転車等撤去業務委託(南まちなみ整備課)

平成19年度 自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託(南センター)

区営有料制自転車等駐車場業務委託(南センター)

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額ないし 契約別途額
84	平成19年4月1日	放置自転車等撤去業務委託 (南まちなみ整備課)	東邦運送株式会社	73,430,280 (単価契約)
85	平成19年4月1日	平成19年度 自転車等保管 所業務及び撤去手数料収納 事務委託(南センター)	城南建物管理協同 組合	36,000,594
86	平成19年4月1日	区営有料制自転車等駐車場 業務委託(南センター)	日本シティビルサ ービス株式会社	72,240,000

(3) 内容等

内容は放置自転車対策に関する業務の委託であり、個々の内容は次のとおりであった。

84．放置自転車等撤去業務委託(南まちなみ整備課)

「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」に基づく放置自転車等の撤去業務の委託であり、大田区において指定する自転車等放置禁止区域、禁止区域に準じた取扱をしている駅周辺の放置自転車等に対する警告札の取り付けから物理的な撤去作業、撤去した自転車等の保管所への移送、保管期間満了後の自転車等の集積所への移送のほか、自転車等の放置台数調査、自転車駐車場の利用台数調査、自転車駐車場の清掃、看板等の設置・点検・応急措置等が業務内容となっていた。

85．平成19年度自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託(南センター)

「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」および「地方自治法施行令第158条」の規定に基づく自転車保管所管理業務および撤去手数料収納業務の委託

であり、撤去された自転車等並びに自動二輪車の保管・整理・整頓、引取りへの対応、さらには引取りの際の撤去手数料の徴収等が業務内容となっていた。

86．区営有料制自転車等駐車場業務委託（南センター）

「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」および「地方自治法施行令第158条」の規定に基づく区営有料制自転車等駐車場の使用料収納業務の委託であり、南センター区域内の区営有料制自転車等駐車場（全12箇所）における窓口業務、使用料の収納、場内自転車等の整理、場内安全対策、施設管理、防災対策等が業務内容となっていた。

（4）契約の方法及び経緯等

84．放置自転車等撤去業務委託（南まちなみ整備課）

指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）

本件委託業務は単価契約であり、車両1台あたりの単価を基準とした見積合せを東京電子自治体共同運営の登録業者7社により実施した。平成19年度の目途単価を平日53,600円、休日63,600円として設定し、総額73,480,230円を予定価格として設定した。当該予定価格に対して、既述の登録業者7社のうち、3社が辞退、1社が無効となり、残る3社が見積書の提出をした。結果、第1回見積合せにおいてはいずれも予定価格超過であった。このため、第2回の見積合せを実施したところ（1社が辞退）東邦運送株式会社が67,341,424円（除：消費税）で決定した（東邦運送株式会社については、大田南まちなみ整備課長より経理管財課長宛てに業者推薦書が提出されていた）。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

85．平成19年度自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託（南センター）

指名競争入札

平成18年度においては、1日あたりの見積単価は100,000円で積算していた。平成19年度においては見積単価は昨年と同様とし、作業日数の増加のみを考慮することにより予定価格が36,010,000円として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者10社による指名競争入札を実施した。入札者も10社の全員参加であり、入札の結果、第1回入札においてはいずれも予定価格超過により落札者が出なかった。このため、第2回の入札を実施したが、9社が辞退、1社のみ応札したものの第1回と同様の結果となり、第2回の応札者（第1回でも最低価格にて応札）である城南建物管理協同組合と協議した結果、36,000,594（除：消費税）円にて成立し、随意契約となった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。

86．区営有料制自転車等駐車場業務委託（南センター）

指名競争入札

平成 18 年度における契約金額は 77,059,500 円であった。本案件は平成 19 年度より、蒲田交差西口自転車駐車場に代わり、日本工学院地下自転車駐車場が新規に加わった。当該駐車場は他の 11 駐車場と比較して業務時間が午前 5:30 から翌午前 1:00 まで（他の 11 駐車場は、下丸子駅前が 6:30 から 22:30 まで、それ以外は 6:30 から 20:00 まで）と長く、収容台数も蒲田交差西口自転車駐車場の 260 台から 500 台へと増加していることから、平成 18 年度の委託業者である友輪株式会社より下見積をとり、これに基づき 93,300,000 円として設定された。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 12 社による指名競争入札を実施した。入札者も 12 社の全員参加であり、入札の結果、第 1 回入札において日本シティビルサービスが 68,800,000 円（除：消費税）で落札者として決定され、契約締結となった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。ところで、本件委託契約は、既述のとおり平成 19 年 4 月 1 日付けで契約締結が実施されたものの、平成 19 年 7 月 5 日に変更契約が締結されていた。変更内容は、契約書に添付された仕様書等の文言の修正であった。具体的には、変更前の契約では業務内訳につき、日本工学院地下の自転車駐車場につき、平成 18 年度のものと同様、蒲田交差西口の自転車駐車場が記載されていた点、南地域行政センターの名称が西地域行政センターとされていた点、契約書に記載されている別紙と添付されている別紙の番号が不整合であった点等が修正されていた（金額の修正は存在しなかった）。

（ 5 ） 支払の正当性を証する管理の方法等

8 4 . 放置自転車等撤去業務委託（南まちなみ整備課）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において配車供給伝票、作業日報および作業月報等の資料の作成・提出を義務付けており、委託業者は当該資料を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出しているとのことであった。同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。

8 5 . 平成 19 年度自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託（南センター）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において、指定されたシステムにより管理日報および管理月報の作成・提出を義務付けており、委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出しているとのことであった。同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。一方、使用料の収納業務については、契約書に添付されている「自転車等保管所業務及び撤去手数料収納事務委託実施要領」に従い実施されているとのことであった。具体的には、収納状況を収納金日報にとりまとめ、それを月次で取りまとめ、調定する手続きとなっている。また、当月の収納金は当日中に回収され、原則として翌日には区の指定口

座に送金される。

86．区営有料制自転車等駐車場業務委託（南センター）

業務実施状況については、契約書に添付された仕様書において作業日報および作業月報の作成・提出を義務付けており、委託業者は当該報告書を作成し、大田南地域行政センターまちなみ整備課に提出しているとのことであった。同課においては、当該報告書をレビューし、担当者並びに上長の押印を入手しているとのことであった。請求は契約書に添付されている「区営有料制自転車等駐車場管理業務内訳書（南地域行政センター）」に基づき実施されており、契約に基づき、請求のあったものに付き支出命令が出され、支払が行われているとのことであった。一方、使用料の収納業務については、契約書に添付されている「区営有料制自転車駐車場の使用料収納事務取扱要領」に従い実施されているとのことであった。具体的には、収納状況を領収原符並びに当日利用券（控）に基づき日報に記入するとともに、日々の収納金を委託業者口座に保管し、当月分を月報に集計、領収原符等とともに翌月3日までに区に提出することとされていた。また、当月の収納金額は翌月1日から5日まで（3月のみ原則として4月1日）に大田区指定金融機関に振込むものとされていた。

（6）結果及び意見

（指摘事項）

収納業務における収納金額の振込について

86．の収納業務につき、サンプルとして抽出した4月から6月までの振込通知書によると、4月分の振込は5月29日に、5月分の振込は7月6日に、6月分の振込は7月18日に実施されており、契約書に添付されている「区営有料制自転車駐車場の使用料収納事務取扱要領」、すなわち、当月の収納金額は翌月1日から5日まで（3月のみ原則として4月1日）に大田区指定金融機関に振込む旨の規定に、準拠していなかった。このことは、委託業者に対する実質的な短期資金融通とも見受けられる。今後、収納金回収の徹底が必要である。

（意見）

指名競争入札で落札されなかった場合の取扱について

80．～83．での同様の意見参照。

入札価格が拮抗しない場合について

86．における入札の結果は、第1回入札において日本シティビルサービスが68,800,000円（除：消費税）で落札者として決定され、契約締結となっているが、入札価格は最高額が140,000,000円、落札者を除く最低額が73,000,000円であり、落札者以外の最低額と落札額との間に約5,000千円の乖離があったことになる。入札による委託業者選定は価格競争の原理から否定するものではないが、当該乖離原因を究明することにより、落札価格の妥当性をより確実なものとしておくことも必要ではなからうか（前事業者と落札者からの

担当者名簿によると、委託業者に変更はあったものの、大半の業務従事者は同一であった。委託契約の変更について

86. において契約期間途中で文言の修正による委託契約の変更が行われていたが、契約締結時において事前に複数の職員による審議、審査、決定という内部統制プロセスを踏んで発見できないほどの高度な修正とは考えにくい。変更契約においては金額の修正がないことから、実負担としての印紙は少額で済んでいるものの、変更契約の手続において職員の工数が費消されている事実が存在する。内部統制プロセスの実行可能性の確保が必要と考える。

単価契約について

84. の委託契約は単価契約として契約締結されており、車両1台あたりの単価が設定されていた。これに対する業務内容としては、警告札の取り付けから物理的な撤去作業、撤去した自転車等の保管所への移送、保管期間満了後の自転車等の集積所への移送といった、委託業者の使用する車両の数量に比例的と考えられる業務のほか、自転車等の放置台数調査、自転車駐車場の利用台数調査、自転車駐車場の清掃、看板等の設置・点検・応急措置等のように、車両の数量とは無関係な業務が含まれている。前者は単価契約に馴染むものの、後者は単価契約には馴染まないと考える。価格設定において、単価部分、総価部分を区分設定する等、きめ細かな設定を実施することによる契約金額の合理的な引き下げの可能性につき検討が必要と考える。

87. ~ 89. 公園維持業務委託（大田東、大森東地区）、公園維持業務委託（大田東、糀谷地区）、萩中・本羽田公園業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田東地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：87~89

件名：公園維持業務委託（大田東、大森東地区）

公園維持業務委託（大田東、糀谷地区）

萩中・本羽田公園業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
87	平成19年4月1日	公園維持業務委託（大田	西島建設株式会社	42,315,000

		東、大森東地区)		
88	平成 19 年 4 月 1 日	公園維持業務委託(大田東、糀谷地区)	環境緑化株式会社	37,170,000
89	平成 19 年 4 月 1 日	萩中・本羽田公園業務委託	協栄ビルメンテナ ス株式会社	59,010,000

(3) 内容等

公園の維持作業に関する業務委託である。ただし、萩中・本羽田公園については野球場、交通公園という性格上、有料駐車場等があり、通常の公園の維持作業に加えて特有の作業が必要となる。これらはすべて仕様書に明記されている。また、萩中・本羽田公園には駐車場があり、駐車料金の収入等の管理も委託されているが、駐車料金の収入自体はあくまで区の収入となっている。平成 16 年度より本件委託は開始されている。なお、契約金額は、予算作成時に大田区で積算した金額基準である、大森東 42,043 千円、糀谷 37,357 千円、萩中 59,233 千円とほぼ同水準である。業務の仕様は「公園維持作業委託仕様書」等で決められており、受託する際に特に高度な技術等は必要としないため、多く企業が入札参加は可能である。業者選定も入札で行われており、特に問題ないと考えられる。予定価格を決定する際に独自の積算を行っているが、糀谷地区、萩中・本羽田公園地区について実際の入札において入札金額が予定価格を上回ってしまった。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

87 . 大森東地区

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、西島建設(株)が予定価格を下回る金額で最終的に落札している。

88 . 糀谷地区

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、環境緑化(株)が予定価格を超える金額であるが、最低の金額であったため環境緑化(株)と協議の上、最終的には随意契約となった。

89 . 萩中・本羽田公園

6 社が入札に参加している。一回目の入札では予定価格を下回る入札金額がなく、二回目の入札が実施されており、協栄ビルメンテナンス株式会社が予定価格を超える金額であるが、最低の金額であったため協栄ビルメンテナンス株式会社と協議の上、最終的には随意契約となった。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払は当初の作業実施計画に基づき、月一回支払われている。支払回数については大田東

地域行政センターと受託者の間話し合いで決められている。支出命令書、受託者からの請求書で確認している。請求書上に請求対象となる期間及び何回目かの支払なのかの記載がなく不明瞭である。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

請求書の記載内容について

公園維持業務委託（大田東、大森東地区）の業務委託について委託業者からの月々の請求書に請求金額がいつの期間に属する請求なのか（第何回目の請求なのか）の記載がなく請求がなされている。月々の金額が同じであるため（平成 19 年 4 月分以外）、一見すると判別できず、不明瞭である。改善の余地があると考えられる。

90 . 八幡橋架替工事实施設計委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：大田東地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：90

件名：八幡橋架替工事实施設計委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
90	平成 19 年 7 月 5 日	八幡橋架替工事实施設計委託	株式会社トーニチコンサルタント	32,550,000

(3) 内容等

本件の内容は八幡橋架替工事を実施するための前段としての、「八幡橋架替工事予備設計委託（平成 18 年度）」に基づく、架替工事に必要な詳細設計業務の委託である。高度な専門的な能力が必要な委託業務である。

(4) 契約の方法及び経緯等

(希望制) 指名競争入札

高度な専門的な能力が必要な委託業務であったため、大田区内で受託可能な業者が存在し

なかった。よって、大田区以外の業者も参加している東京電子自治体電子調達サービスを利用した。15 社入札し、最低価格の株式会社トーニチコンサルタントが落札した。見積については、事前に大田区として落札業者を含めた 3 社に見積りを依頼し、金額の目安としているおおよそ、3,500 万円～3,600 万円であった。大田区としては 3,500 万円を予算計上している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払は「大田区契約事務規則」第 55 条に基づき契約金額の約 3 割弱を前払いし(9,700 千円) 残額を平成 20 年 3 月に支払っている(支出命令書、請求書確認)。また、検査、結果の確認としては、施工期間に何度か大田区と株式会社トーニチコンサルタントの担当者が内容について打ち合わせ、内容確認をしており、業務管理検査については適正に行われている。また納品書、完了届により、平成 20 年 3 月 14 日業務完了していることを確認している。

(6) 結果及び意見

(該当なし)

(希望制) 指名競争入札(東京電子自治体電子調達サービス)が行われており、選定に問題は無い。その他の点についても特に問題ない。

9 1 . 民間警備業務委託(大森・調布地区)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：庶務課

番号：91

件名：民間警備業務委託(大森・調布地区)

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
91	平成 19 年 4 月 1 日	民間警備業務委託(大森・調布地区)	関東警備保障株式会社	34,312,425 (単価契約)

(3) 内容等

内容は、学校警備職員の超過勤務を解消するための、警備職員の年次有給休暇取得日及び

祝日・年末年始等の警備業務の委託である。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札（複数単価協議による見積合せ）

関東警備保障株式会社他 10 社から平成 19 年 3 月 15 日付けにて見積書が出されており、所定の手続を経て見積合せが行われている。この結果、最低金額提出者である関東警備保障株式会社との間で契約を締結している。なお、最高見積り金額は 44 百万円であった。ところで、見積合せより以前の平成 18 年 8 月 1 日付にて、担当部局では予算要求用に下見積書を関東警備保障株式会社より入手している。その内容は、16 時間型、24 時間型、日勤型、年末年始 24 時間型、の 4 種類についての単価の見積りである。下見積りの内容は、
= 13,120 円、 = 19,680 円、 = 1,310 円、 = 20,730 円が出ていた。その後、経理管財課での見積合せ時の見積りの資料は、
= 12,800 円、 = 19,200 円、 = 1,300 円、
= 19,750 円が出ており、さらに、契約書上の種別内訳単価表の単価は、 = 12,600 円、
= 19,000 円、 = 1,300 円、 = 20,000 円となっていた。経理管財課では見積書よりも若干低い価額（ を除く）で契約したものである。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

当該委託契約を締結している事業者からは毎月「完了届」(「業務遂行確認書」)を提出させている。これについて担当課では、上記 ~ の区分の適正性、単価の適正性をチェックしている。一方、実際の業務については現場の校長、副校長のチェックが入るとのことである。なお、支払いについては、毎月「完了届」とともに上記 ~ の区分ごとに集計された「請求書」を入手して、それに基づき支払い行為（支出命令）を行っているとのことであった。

(6) 結果及び意見

(意見)

見積合せ後の契約単価の変更

平成 14 年度から同一の業者が、見積合せ等により 5 期連続して受注しているが、提出依頼資料を見る限りとくに問題はないと考える。しかしながら、見積合せ時の単価と、契約締結時の単価が異なっている。大田区にとっては有利な単価になっており、特段問題ないと思われるが、業者選定から単価の確定に至るプロセスが、契約の公正性を担保していることに鑑みると、予算の範囲内とはいえ安易に単価を変更すべきでないとする。

9 2 . 児童誘導業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：庶務課

番号：92

件名：児童誘導業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
92	平成 19 年 4 月 1 日	児童誘導業務委託	関東警備保障株式会社	35,692,650 (単価契約)

(3) 内容等

学童擁護職の退職不補充に伴い、学童擁護が未配置となる小学校 31 校のうち 27 校につき、委託校に通学する児童に対して、交通事故防止のための安全確保を行うことを目的として、学校長の指定した場所で、児童が安全に通学できるよう学校まで誘導し、また、下校させることを、その内容としている。勤務時間は、原則として、7 時 45 分～8 時 45 分までの 1 時間、13 時～16 時までの 3 時間である。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

関東警備保障株式会社他 10 社による指名競争入札（児童誘導業務、1 時間あたりの単価入札）が、平成 19 年 3 月 15 日に 2 度にわたる入札が行われ、最も安い上記業者に決定している。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

担当課では当該委託契約を締結している事業者には毎月「完了届」（業務遂行確認書）を提出させ、これとともに委託校ごとに集計された「請求書」を入手して、それに基づき支払い行為（支出命令）を行っているとのことであった。なお、実際の業務については現場の校長、副校長のチェックが入るとのことである。

(6) 結果及び意見

(意見)

シルバーとの関係について

学童擁護職の退職不補充に伴い、学童擁護が未配置となる小学校 31 校のうち 27 校については、関東警備保障株式会社が落札しているが、その他の 4 校については「区長が指定す

る委託契約について」(平成4年3月30日訓令甲第6号)に基づき、部契約により(福)大田区シルバーセンター人材センターに業務委託を依頼している²⁸。ヒアリング時に伺った話によれば、学童擁護職については、当初は全てシルバーに委託していたものの、労働環境としてシルバーにはやや荷が重い部分があるとのことであったので、その後は指名競争入札を行っているとのことであったが、なぜ、4校のみ(福)大田区シルバーセンター人材センターに業務委託しているかについては不明であった。シルバーに対する制度的な枠組みの縛り等がないのであれば、地方自治法第2条14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」とあるため、同内容の業務であるとすれば可能な限り、両者の金額の差異を解消し効率化を図るべきである。

93．仮称大田区総合体育館改築工事実施設計委託、94．大田区立羽田中学校校舎改築工事実施設計委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：庶務課

番号：93～94

件名：仮称大田区総合体育館改築工事実施設計委託
大田区立羽田中学校校舎改築工事実施設計委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
93	平成19年12月6日	仮称大田区総合体育館改築工事実施設計委託	株式会社石本建築事務所	76,037,850
94	平成19年7月5日	大田区立羽田中学校校舎改築工事実施設計委託	株式会社岡野建築設計事務所	35,017,500

(3) 内容等

平成19年度の教育委員会事務局庶務課の委託業務であり、個々の内容は次のとおりである。

93．仮称大田区総合体育館改築工事実施設計委託
内容は、旧大田区体育館並びに大田区第三庁舎を包括した改築工事に関する工事の設計委

²⁸ 平成19年2月27日起案書教庶発第165号参照。

託である。業務内容は基本設計業務と実施設計業務から成り、前者は実施設計の基本となる案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、日陰図、設備概要図の作成並びに基本設計方針説明書（建築（意匠）計画概要、建築（構造）計画概要、設備の計画概要、仕様概要および仕上表、設計経過、工事費概算書、工程計画の概要）の作成がこれに該当し、後者は基本設計に基づき、建築意匠設計図、建築構造設計図、電気設備設計図、機械設備設計図、昇降機設備設計図、計算書、当該設計対象施設の工事に関する特記仕様書、数量積算書、工事費概算書、工事工程表の作成がこれに該当した。

94．大田区立羽田中学校校舎改築工事实施設計委託

内容は、大田区立羽田中学校校舎の改築工事に伴う実施設計の委託である。委託場所は大田区東椏谷六丁目10番12号であり、委託期間は請負契約締結の翌日から平成20年3月28日までとされていた。業務内容は実施設計であり、具体的には次のとおりであった。

- ・ 建築意匠、構造、電気設備、機械設備工事の実施設計
- ・ 各種技術計算書、工事特記仕様書、工事費内訳明細書、内訳書及び各種技術資料の作成
- ・ 計画通知及びそれに係る協議、計画書及び中高層建築物紛争予防条例手続き
- ・ 既存校舎、体育館、プールその他付属棟取り壊し工事の設計
- ・ 補助金申請に関する資料作成業務
- ・ VE業務実施に伴う検討資料の作成業務
- ・ 緑化計画書作成及び現地調査、敷地高低測量業務
- ・ 地盤調査業務

(4) 契約の方法及び経緯等

93．仮称大田区総合体育館改築工事实施設計委託

一般競争入札（電子）

予定価格は、まず、計画延べ面積を基準に推計される想定概算工事費より、東京都の設計委託基準（基本設計、実施設計）に基づき設定された。また、本案件は官公庁実績のある業者につき、共同運営順位格付けにおける最高ランクの業者を指名競争入札に準じて実施する入札である予定価格、最低制限価格はいずれも非公表で入札が実施された。入札対象事業者は共同運営順位格付けにおいて同位の11社がリストされたが、内2社が官公庁実績を有していなかったことから非選定とされ、結果、9社によって入札が実施された。入札には9社全社が応札したが、内3社は最低制限価格以下の応札により欠格となり、本入札の結果、株式会社石本建築事務所が落札した。

契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書並びに仕様書の特記事項等を別添する形式をとっていた。契約金額は76,037,850円（含：消費税）であり、契約日は平成19年12月6日、履行期間は平成19年12月7日から平成21年3月16日までとされていた（このうち基本設計およびとりこわし設計は平成20年3月31日までに納品するものとされており、実施設計部分は平成20年11月28日までに完了し、計画通知を平成21年3月16日

までに取得することが要請されていた。また、契約期間が複数年度に亘っていることから、債務負担行為として取り扱われていた。支払については、契約の上限である契約金額の30%が、前払金として支払われるものとされていた。前払金が支払われる場合、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に契約書記載の納期を保証期限とする保証契約（前払金保証）の締結が義務付けられており、委託業者は、当該要請に基づき、平成19年12月12日付けで上記契約期間に亘る前払金保証契約を締結し、保証証書の写しを区に提出していた。また、中間前払、部分払についての適用はしないと明記されていた。なお、概算払の適用に関する規定も存在しなかった。

94．大田区立羽田中学校校舎改築工事実施設計委託

希望制指名競争入札（電子）

予定価格は、まず、計画延べ面積を基準に推計される想定概算工事費より、東京都の設計委託基準（基本設計、実施設計）に基づき設定された。また、本案件は過去に大田区の指名実績があり、かつ同種案件の実績のある業者につき、共同運営順位格付けにおける上位ランクの業者を指名する指名競争入札である。予定価格、最低制限価格はいずれも非公表で入札が実施された。入札対象事業者は共同運営順位格付けにおいて上位ランクの業者から順に15社がリストされ、全社が入札に参加した結果、株式会社岡野建築設計事務所が落札した。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書並びに仕様書の特記事項等を別添する形式をとっていた。契約金額は35,017,500円（含：消費税）であり、契約日は平成19年7月5日、履行期間は平成19年7月6日から平成20年3月28日までとされていた。支払については、契約の上限である契約金額の30%が、前払金として支払われるものとされていた。前払金が支払われる場合、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に契約書記載の納期を保証期限とする保証契約（前払金保証）の締結が義務付けられており、委託業者は、当該要請に基づき、平成19年7月10日付けで上記契約期間に亘る前払金保証契約を締結し、保証証書の写しを区に提出していた。また、中間前払、部分払についての適用はしないと明記されていた。なお、概算払の適用に関する規定も存在しなかった。

（5）支払の正当性を証する管理の方法等

93．仮称大田区総合体育館改築工事実施設計委託

本件委託契約の期間は既述のとおりであり、契約期間途中であることから、支払については前払金が該当する。前払金については、保証事業会社との保証契約に基づく保証証書の写が区に提出されていることから、契約に従い、委託業者よりの請求に基づき支払が行われていた。一方、基本設計およびとりこわし設計は平成20年3月31日が納期であることから、区では委託業者より平成20年3月31日付けにて一部完了届並びに納品書を入手しており、同日付で検査員による検査証も発行されているとのことであった。また、委託業

者は平成 20 年 5 月 13 日付けで上記納品に応じた部分につき、進捗率に基づき請求があった。請求金額は納品に応じた部分につき、請求書に添付されている「設計内訳書」に記載された金額（13,066,200 円）から、前払金として既に受け取った金額（22,800,000 円）のうち、当該部分（17.2%）に該当する金額（3,920,000 円）を控除した額（9,146,200 円）であった。上記区は同日付で支出命令書を作成、平成 20 年 5 月 19 日に支払が執行されているとのことであった。

94 . 大田区立羽田中学校校舎改築工事实施設計委託

本件委託契約の支払については前払金並びに成果物納品後の残代金の支払がこれに該当する。前払金については、保証事業会社との保証契約に基づく保証証書の写が区に提出されていることから、契約に従い、委託業者よりの請求が平成 19 年 7 月 24 日に行われており、これに基づき支出命令書が作成され、平成 19 年 8 月 1 日に支払が執行されているとのことであった。一方、成果物については、平成 20 年 3 月 28 日が納期であることから、区では委託業者より平成 20 年 3 月 28 日付けにて完了届並びに納品書を入手しており、同日付で検査員による検査証も発行されていた。これに基づき、委託業者は平成 20 年 5 月 19 日付けで残代金に関する請求が実施されており、同日付で支出命令書が作成され、平成 20 年 5 月 23 日に支払が執行されているとのことであった。

(6) 結果及び意見

(意見)

進捗率に基づく請求並びにそれに基づく支払の執行について

93 . につき、中間前払、部分払についての適用はしないと明記されており、概算払の適用に関する規定も存在しない契約であったが、進捗率に基づく請求並びにそれに基づく支払の執行があった（上記、(5) を参照のこと）。当該請求は、標準様式の契約書において、検査終了後、委託業者より適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うという規定があるため、これに基づくものと考えられるが、契約書に添付された仕様書等にも納品に関する規定はあるものの、当該納品に応じた請求並びに支払に関する規定は存在しない。中間納品物がある場合には、当該納品に応じた請求並びに支払に関する事項を明記するとともに、当該規定に従って支払の執行を実施することが必要である。

95 . 平成 19 年度学校当直業務委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：庶務課

番号：95

件名：平成 19 年度学校当直業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
95	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校当直業務委託	社団法人大田区シルバー人材センター	206,862,516 (単価契約)

(3) 内容等

内容は、当直業務委託指定校とされている大田区立小中学校の当直業務の委託である。当直業務指定校は、隔日勤務校が小学校 2 校、変則勤務校が小学校 12 校、中学校 3 校の計 15 校、毎日勤務校が小学校 23 校、中学校 16 校の計 39 校で総計 56 校が該当する。業務内容は、次のとおりであった。

- ・ 学校開放時における施設の管理、利用者への対応、終了の確認
- ・ 校内各室の窓の戸締り、消灯、扉の施錠の確認
- ・ 来校者（児童、生徒、電話及び郵便を含む）の対応
- ・ 緊急時の関係機関及び校長等学校関係者への通報連絡
- ・ 施設の保守・管理（火災、盗難等の予防、発見、連絡を含む）及び施錠の確認
- ・ 災害発生時（近隣小災害を含む）における地域住民の学校施設利用への対応
- ・ 玄関、門の施錠及び警備機械のセット
- ・ 一日一回以上の校内の巡回
- ・ 日誌の記入

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

本契約は、大田区民である退職者再雇用対策の一環であることから、「区長が指定する委託契約について」の第 7 号に掲げる社団法人シルバー人材センターとの委託契約であり、部長契約とされていた。委託料は単価契約で、支出予定額は 206,862,516 円（含：消費税）が見込まれており、そのうち、小学校費が 134,106,336 円、中学校費が 72,756,180 円であった。単価は社団法人シルバー人材センターよりの見積りによれば 1 時間あたり 1,120 円とされており、契約でも同額とされていた（委託時間数の集計にあたり、30 分以上 1 時間未満の場合は 1/2 の 560 円とされていた）。また、前払、中間払、部分分割払、概算払のいずれも該当していなかった。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書並びに仕様書の別紙等を別添する形式をとっていた。契約日は平成 19 年 4 月 1 日、期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとされていた。業務の確認については、当直業務担当者が日次で作業日報を作成し、校長または副校長が委託終了後に当該作業日報に記載

された委託時間を確認し、押印することとされていた。支払については、この確認後の作業日報に記載された時間を月次で集計し、これに単価を乗じて得た金額に消費税を加えた金額で請求を受け、当該請求に基づき支払われるものとされていた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

本件委託契約の支払いについては、当直業務担当者が記載し、確認印が押印された就業報告書を月次で取りまとめ、これに基づき作成された請求により支出命令書が作成され、支払が執行されているとのことであった。また、区では当該就業報告書につき、所定の確認を実施するとともに、別途集計を実施し、請求金額に誤りがないことを検証していた。

(6) 結果及び意見

(意見)

シルバー人材センターの単価について

契約単価は一時間あたり 1,120 円であるのに対し、就業報告書に記載されている当直担当者に支払われるであろう配分金は一時間あたり 1,050 円とされていた。差額の 70 円が社団法人シルバー人材センターの取り分になるものと見受けられる。他のシルバーとの委託業務も同様であるが、当該金額の負担につき、当該委託先に対する区よりの補助金、他の業務委託等の観点からも、その適否を明確に論証できるようにしておく必要がある。

9 6 . 警備委託 (区立小・中学校及び幼稚園)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：学務課

番号：96

件名：警備委託 (区立小・中学校及び幼稚園)

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
96	平成 19 年 4 月 1 日	警備委託 (区立小・中学校及び幼稚園)	総合警備保障㈱	35,295,750

(3) 内容等

総合警備保障㈱との小学校 26 校、中学校 11 校、幼稚園 1 校を警備対象とした警備委託契

約である。警備委託仕様書によれば、警備方法としては機械警備及び外周巡回警備とし、警備基準時間は 日曜日～土曜日（祭日含む）午後 5 時～翌日午前 8 時 30 分、 年末年始（12 月 29 日～31 日、1 月 1 日～3 日）は原則 24 時間であり、盗難警報器、火災報知器及び給水設備に連動する警報器、電気錠及び操作盤等の警備機器を設置すること及び設置、取外しの費用は電気錠及び操作盤を除き受託者負担とすること等が定められている。

（４） 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

総合警備保障㈱との随意契約となっている。随意契約となった経緯は「警備委託業者の推薦について」によれば、「小学校（26 校）、中学校（11 校）、幼稚園（1 園）の機械警備を委託している実績のある業者であり、履行状況も良好であり、また本件が建物の機械警備委託であり、対象施設への機器類の設置・配線等が必要であるが、本件対象施設は既存の施設であり、機器類は推薦業者により設置されている」とある。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当させて随意契約としていると思われる。

（５） 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は警備完了報告を翌日学校へ提出するほか、1 ヶ月毎に教育委員会へ報告書を提出する。なお、支払いは契約金額の総額の 12 分の 1 を毎月の請求書に基づき支払を行っている。

（６） 結果及び意見

（意見）

機器等の設置と不可分の委託について

本件委託契約を履行するには、その前提として当該受託者の警備機器が必要である。そのため受託者が変更されると従前の警備機器を撤去し、新たに警備機器を設置しなければならない。すなわち、設置料部分にかかるコストが委託料と密接不可分の関係にあることから、本来、単年度の契約には馴染まないものである。そのため、実態に即し、警備機器の耐用年数に即し複数年契約とし、債務負担行為を定めること、警備機器導入時の競争入札の際に、初年度の委託料だけでなく、警備機器の耐用年数も加味した総ランニングコストで判断するべきであること、を実践すべきものとする。

9 7 . 野辺山学園給食調理業務委託

（１） 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：学務課

番号：97

件名：野辺山学園給食調理業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
97	平成 19 年 4 月 1 日	野辺山学園給食調理業務委託	株富士フードサービス	31,402,317 (単価契約)

(3) 内容等

随意契約

株富士フードサービスとの野辺山学園における給食調理業務の委託契約である。給食調理業務委託仕様書によれば、目的は野辺山学園施設を利用する児童・生徒等に、安全で良質な給食を提供することであり、期間は平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日のみとなっている。

(4) 契約の方法及び経緯等

株富士フードサービスと随意契約を結んでいる。随意契約となった経緯は「業者推薦書」によれば次の理由からである。

平成 14 年度より、野辺山学園の給食調理業務を行い、日常の給食調理についても利用者の評価も高かったこと。

平成 14 年度から学園の日程が変更になり、土日を含め開園期間中フル稼働の状況で、利用者の増加に対しても対応していたので学園運営の立場からも評価していること。配膳及び食事時にも、利用者に積極的に声をかけ、細やかな対応は利用者からも評価されていること。

アレルギー食への対応、飯ごう炊さんの準備、献立内容の入替等学園の給食調理には適切かつ弾力的な運営が求められるが、支障なく対応が行われていること。

野辺山学園近隣地域の小中学校での給食業務に実績があることから信頼度が高く、また地元精通して食材の調達や関係機関との連絡調整がスムーズに行えること。

野辺山学園は遠隔地に所在しているため、地元精通した業者でないことによるトラブルが過去に存在したため、野辺山学園の立地条件等の事情により地元業者が適切と考えられること。

以上により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当させているものと思われる。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は移動教室等で来校する学校毎に給食数確認書を提出し、学園職員の確認を受けるとともに、業務日報を作成し、保管する。支払いは各月毎に給食調理業務報告書を基に支払っている。材料費は朝食、昼食、夕食それぞれの単価と実際に食事をとった人数を掛けた金額としている。

(6) 結果及び意見

(意見)

随意契約について

平成 14 年度より随意契約を結んでいるが単価の変更がなされていない。また、委託内訳書の加工費（人件費及び消耗品等）の記載が事実上単価のみ²⁹であり、内容の詳細が当該委託内訳書からだけでは不明のため、金額の妥当性を判断することが困難である。そのため委託内訳書の内容についても金額の合理性について調査することが必要であると考えられる。

98 . 平成 19 年度児童・生徒の心臓検査委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：学務課

番号：98

件名：平成 19 年度児童・生徒の心臓検査委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
98	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度児童・生徒の心臓検査委託契約	大田区学校医会	33,809,083

(3) 内容等

大田区学校医会との大田区立小・中学校を対象にした児童生徒の心臓検査の委託契約であ

²⁹ 「加工費

人件費 1,690,000 × 1 月 = 1,690,000

消耗品費 50,000 × 1 月 = 50,000

弁当運搬料 300 × 6 回 = 18,000

特別検査料 950 × 12 回 = 11,400」

とあるのみである。

る。委託内容は仕様書によれば、まず小学校 1 年生全員及び中学校 1 年生全員、小学校 2 年生～6 年生及び中学校 2、3 年生で検査が必要な者に対し、第一次検査として各学校で簡略心音心電図検査を実施し、次に第一次検査の結果、精密検査を必要とされた者に対し、委託業者施設において詳細な検査及び診療を行う。最後に事後指導として、各学校において検査の結果発見された心疾患児童、生徒に対し、運動規制等の管理区分の決定及び健康相談等を実施することとなっている。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単価契約）

大田区学校医会と随意契約（単価契約）を結んでいる。部契約であり「区長が指定する委託契約」第 1 号「医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との契約」に該当させているものと思われる。随意契約となった経緯について、「検査機関推薦書」によれば現在実施している検査方式は、大田区学校医会で考案したものであり、当初から現在に至るまで委託し良好に実施されてきており、他に代わる委託機関もないため、とある。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

検査実施後、契約単価に基づき請求される。請求書には学校別内訳も添付され、単価、件数等をチェックしている。

(6) 結果及び意見

(意見)

契約単価の合理性について

契約単価については、第一次検査は 1 人につき 3,300 円、精密検査は 1 人につき 7,250 円、事後指導は 1 校につき 28,400 円であり、この 5 年間変更がない。随意契約とすることには確かに他に代わる委託機関はないと考えられることから、随意契約自体の合理性は認められる。しかし、契約単価については、他の自治体の契約単価と比較する等して、その金額の合理性を検証することは必要であると考えられる。

99～111 . 平成 19 年度学校給食調理委託業務について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：学務課

番号：99～111

件名：平成 19 年度学校給食調理委託業務について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
99	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	葉隠勇進(株) 東京本社	114,482,163
100	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)NECライベックス	78,980,869
101	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)ニッコクトラスト	96,676,079
102	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)スエヒロ	111,377,453
103	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)東洋食品	77,970,504
104	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)レクトン	58,151,932
105	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	フジ産業(株)	75,780,892
106	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	大新東ヒューマンサービス(株) 本社	40,764,570
107	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)藤江	129,295,152
108	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	アイビス(株)	107,813,798
109	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	(株)レパスト	109,291,169
110	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	都南工業給食協同組合	66,562,371
111	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度学校給食調理委託業務について	城南給食協同組合	123,422,842

(3) 内容等

内容は学校給食調理業務の委託である。平成 19 年度現在、委託対象校は小学校 30 校、中学校 28 校であり、委託内容は委託仕様書によれば、事前書類の作成、調理、出来上がり食品の配分と運搬、食器具と調理器具等の洗浄、消毒、保管、施設・調理用設備

機器の清掃、日常点検、 残菜と厨芥の処理、 ~ に附帯するその他の業務まで含むものである。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

契約の方法は「区長が指定する委託契約」の第 8 号に該当するとして、随意契約としている。契約は教育委員会事務局次長契約である。随意契約に至った経緯については、学務課長から事務局次長への「業者推薦書」にある。その推薦理由としては次の 3 つが挙げられている。

平成 19 年度の請負実績があり、問題なく契約を履行しており、また実績により契約内容を熟知していること。

他の自治体でも実績があり、一定の評価を得ていること。

経営状況が優良で、「大田区学校給食調理業務委託業者選考委員会」からも推薦を得ていること。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

受託者は完了確認書を毎日作成し、校長の承認を得るほか、完了届を毎月作成し、校長の承認を得たうえで、区に報告している。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

随意契約について (その 1)

受託業者は、大田区教育委員会事務局次長、庶務課長、指導室長、学務課長、経営管理部経理管財課長及び学校長から構成される「大田区学校給食調理業務委託業者選考委員会」からの推薦を受けて推薦される。これにより、随意契約をする受託業者を決定し、契約確定後、約 5 年間は契約を継続することとなっている。現在、13 の業者と契約を締結しているが、随意契約を継続すると、新規の参入が阻害され特定の業者に偏ってしまう、価格が高止まりしてしまう等、不公正な契約となる虞があることから、新たな業者の選定を検討するべきである。

随意契約について (その 2)

選考委員会議事録によれば、1 社との随意契約の期間については、原則 5 年間で委託校を変更する方針であるが、実際には業者数が限られていることから、5 年間を超えて委託を行っている受託業者も散見される。そのため、例外として、原則 5 年間という方針を変更するとしても、その後も継続する場合の基準（例えば、過去の実績が優良である等）を明示する必要があると考えられる。

委託の人件費について

最後に委託料算定の根拠である。委託料の大半は人件費であるが、その想定人件費は平成7年に委託を導入した際に、既に導入していた区の給与を参考にして、それに、その後の大田区の給与のベースアップを考慮した数値を用いている。この金額には根拠はあるものの、その後、13年が経過し、給食の委託を開始した自治体は多数あると想定されることから、こうした現在の状況も勘案して、想定人件費についての算定方法を改正するか、を踏まえて随意契約自体を見直すことが必要と考える。

1 1 2 . 平成 19 年度大田区立小中学校外国人英語指導業務委託について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：指導室

番号：112

件名：平成 19 年度大田区立小中学校外国人英語指導業務委託について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
112	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度大田区立小中学校外国人英語指導業務委託について	(株)ハンプトン アソシエイツ	58,908,600

(3) 内容等

大田区立小中学校の外国人英語指導の委託契約である。実施起案によればその目的及び概要は次の通りである。小学生の英語活動の促進(5・6年児童対象)

異文化理解と外国人とのコミュニケーション能力の育成

簡単な会話やゲームを通じた英語活動の推進

国際社会に対応できる児童の「生きる力」の育成

中学生の外国語学習への意欲を高める。(全生徒対象)

コミュニケーション能力や積極的態度の育成

生きた英語、使える英語を身につける基礎づくり

都立高校入学選抜におけるヒアリングテスト対策

上記の目的を達成するため、専門的に外国語指導を行う能力を有している事業会社に業務委託して進めるものである。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約

(株)ハンプトンアソシエイツとの随意契約になっている。これは当該契約が業務の性格上、高度で特別な専門知識を必要とする業務であることから、契約事務規則別表第1第21項の規定による教育委員会事務局次長契約（「区長が指定する委託契約について」第4号）に該当するためである。これにより、具体的には教育委員会指導室長が提出した庶務課長あて業者推薦書（教指発第12124号）に基づいて処理されている。

（5）支払の正当性を証する管理の方法等

契約は総価契約であり、支払は契約金額を12ヶ月均等に支払う。全ての配置が終了した時点で配置できなかった日数を、契約約款第10条に基づき減価採用する。平成19年度においては最終の支払月の3月で変更契約を行い、中学校未実施分10日間の204,000円の減額を行っている。

（6）結果及び意見

（意見）

金額の合理性について

(株)ハンプトンアソシエイツとの契約は随意契約であるが、事前に5社とプレゼンテーションを行い、選定委員会が順位付を行った結果でどの業者と契約を締結するかを決定している。プレゼンテーションの資料からは締結業者は見積金額では最も高い見積総額であったが、実績と質が信頼できることから、サービスによる配点を100%とし、価格による配点を0%として、選定委員会において希望順位1位となっている。競争入札を採用していれば、見積金額で約1,400万円低い業者と締結できたはずであったが、上述のような経緯により、当該業者と契約を締結している。業者の単価について、見積時に比して若干低くなったものの、小学校は25,000円/日、中学校は20,400円/日であり、前年度（小学校は15,750円/日、中学校15,850円/日）に比べれば高い水準である。前年度の単価は相場を考慮しても低い水準であると思われるが、今回の見積りにおいて、小学校と中学校との単価差が1日の拘束時間を考慮しても約5,000円/日も乖離しており、昨年度が開いていないところを見ると、合理的な理由があるのかどうか不明である。予定単価の積算について、競争入札を採用せず、プロポーザルにおいて価格面を全く考慮しない配点基準を取る以上、より精緻に積算すべきものと考えられる。

113．平成19年度大森本町複合施設設備保守業務委託

（1）概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：社会教育課

番号：113

件名：平成 19 年度大森本町複合施設設備保守業務委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
113	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度大森本町複合施設設備保守業務委託	(株)オーエンス	78,357,500

(3) 内容等

大森本町の複合施設の設備保守の業務委託であり、委託に係る業務は下記の 17 業務に及ぶものである。1)総括設備保守業務、2)運転業務、3)電気設備保守業務、4)空調設備保守業務、5)給排水設備保守業務、6)消防設備保守業務、7)エレベーター設備保守業務、8)自動扉設備保守業務、9)自動シャッター設備保守業務、10)電気時計設備保守業務 11)駐車場料金計算システム保守業務、12)音響設備保守業務、13)舞台照明設備保守業務、14)舞台吊物設備保守業務、15)出入口電動式防水扉設備保守業務、16)環境衛生検査業務、17)防災センター運転業務。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

(株)オーエンスとの随意契約になっている。この設備業務委託については「平成 16 年度以降の設備管理業務委託年間契約に係る契約締結方法について」(平成 16 年 2 月 13 日付け契発第 416 号区長決定)により、16 年度契約業者（入札による落札又は不落随契業者）と平成 20 年まで随意契約することになっている。当該業者から見積書を徴し、区予定価格で金額その他妥当であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的）の規定に基づき随意契約することになっている。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

毎月請求書と業務報告書が送られており、その内容との整合性をチェックしたうえで、毎月支払っている。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

資料の保存について

ヒアリングによれば、業務報告書は毎月送られてきているが、当該報告書は中身を確認し

た後、業者に戻され業者が保管しているとのことである。業務報告書を全て保管することは物理的に難しいと思われるが、表紙をコピーしておくか業務報告書を受領したことを証する書類を保存しておくことが管理上望ましいと思われる。

(意見)

随意契約について

当該施設は平成 11 年度より競争入札を実施し、翌年度からの 4 年間は、落札業者と随意契約を締結する契約方法を実施している。しかし、落札業者は平成 11 年度も平成 16 年度も同じ業者であり、契約の金額もほぼ同額である。競争入札の有効性自体までを否定するつもりはないが、なぜ、このような結果になっているのか原因の解明を行う必要がある。68 等も参照のこと。

114 . 平成 19 年度大田区社会体育事業の委託契約について

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：社会教育課

番号：114

件名：平成 19 年度大田区社会体育事業の委託契約について

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
114	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度大田区社会体育事業の委託契約について	財団法人大田区体育協会	35,578,000

(3) 内容等

当該契約は、区民スポーツ大会、スポーツ奨励、指導者養成、都民体育大会等代表派遣、初心者スポーツ教室の社会体育事業等の実施を委託するものである。区民スポーツ大会には軟式野球大会、ソフトテニス大会等があり、スポーツ奨励には区民スポーツまつり、歩こう大会等がある。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約(単独随意契約)

財団法人大田区体育協会との随意契約になっている。この随意契約は、「区長が指定する委託契約について」第 2 号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」を根拠とする

ものである。なお、「大田区社会体育事業委託要綱」及び「委託事業の実施に係る事務要領」に基づくものである。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

支払は各大会等の年間スケジュールに基づき4期に分けて支出され、それぞれ概算払いであることから、最終期に精算(ただし、雨の場合100%返還、晴れの場合0%返還)を行う。精算は大会毎に提出される報告書と内容をチェックし、会計管理室のチェックも受けて行われる。天候により行うことができない大会も多いことから、精算金額は年度によってばらつきがあるとのことである。

(6) 結果及び意見

(意見)

処理科目の検討について

当該委託契約は、社会体育事業等の実施を委託する契約という体裁は整っている。しかし実際に行う大会は委託金額で賄うことは不可能であり、各スポーツ連盟からの会費等で補填していることを鑑みれば、実質的には負担金ないし補助金であると考えられる。検討されたい。

115 . 平成19年度大田区立図書館業務の一部委託(大田図書館)

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：大田図書館

番号：115

件名：平成19年度大田区立図書館業務の一部委託(大田図書館)

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
115	平成19年4月1日	平成19年度大田区立図書館業務の一部委託(大田図書館)	株式会社図書館流通センター	43,596,000

(3) 内容等

大田区で唯一直営図書館である大田図書館(中央図書館機能を有する)において、当該図書館業務の一部を委託することによって、柔軟で効率的な図書館運営を行い、開館時間の

延長等利用者サービスの向上を図ることを目的にして、業務の一部を民間委託している。「大田図書館業務委託仕様書」による具体的な業務内容は、開館、貸出及び返却処理、配架整理・出庫出納等カウンター周辺業務、利用者の登録事務、相互貸借・リクエストに関する業務、資料の整理に関する業務、レファレンス・読書相談業務、督促、児童サービス、巡回、蔵書点検、資料の装備、閉館、その他、である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

プロポーザル方式による選考を行って業者を選定している。18年度において大田区立図書館業務受託事業者であったことを応募事業者資格要件の中核にすえ、大田区立図書館業務民間委託業者選考委員会を設置し、1次審査（書類審査）2次審査（プレゼンテーション）の実施を経て、委託事業者の絞込みを行っている。7社中、3社が応募せず、4社が2次審査まで進んでいる。2次審査における基本方針等と価格審査のインパクトは50:50である。審査の結果、上記事業者が選定され、経理管財課へ業者推薦され随意契約されている。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

「契約書」添付資料である「平成19年度大田区立大田図書館業務の一部委託仕様書」「13. 支払い方法」には、「(1) 月払いとし、業務履行後、完了届等を提出のうえ、検査終了後請求に基づき支払うものとする。(2) 請求の際は、消費税相当額もあわせて請求すること。」とある。請求されるべき各月の業務委託費の内容は、「平成19年度業務委託費内訳書（大田図書館）」として添付されている。実際の支払いにおいては「図書館業務完了届*月分」と「請求書」（*月分）が翌月初日付にて到着し、これを受け「契約書」第12条1項により、「乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払い、又は還付するものとする」とあることに従い、支出命令書が到着後ほぼ1週間以内に起票され、数日の後、決裁がなされ、執行済印が請求書日から1ヶ月以内の日付で押されている。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

支払いの遅延について

請求書日が7月2日、起票日も7月2日、決済日が7月27日、執行済印日が8月1日となっているケースがあった。「契約書」第12条1項の「受理した日から30日以内に支払い」という文言を厳密に解せば、7月2日に受理しているため「30日以内の支払い」となると7月31日までに支払うべきであった。注意されたい。

(意見)

選考委員の構成について

プロポーザル方式による選考を行っているが、選考委員会のメンバーが、委員長：教育委

員会事務局長、委員：教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局社会教育課長、経営管理部経理管財課長、教育委員会事務局大田図書館長という構成になっており、一人も区の職員以外の者が入っていない。選考の公平性を確保するには区以外の者も入れるべきである。

116 . 大田区立図書館システム業務の運用保守管理委託契約

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：大田図書館

番号：116

件名：大田区立図書館システム業務の運用保守管理委託契約

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
116	平成 19 年 4 月 1 日	大田区立図書館システム業務 の運用保守管理委託契約	株式会社サン・データ センター	33,897,162

(3) 内容等

平成 18 年 12 月から稼動した新図書館システムの円滑かつ、堅実な保守・運用を行うためシステム機器類等及び同ソフトウェアを一括して保守委託契約したものである。同委託期間は、5 年間で予定している。「大田区立図書館システム業務の運用保守管理仕様書」によれば、「保守対象物件」は、大田区立図書館システム用サーバー及び周辺機器類、関連ソフトウェア一式であり、「保守対象物件設置場所」は大田文化の森情報館を含めた大田区内の図書館 16 館 + 視聴障害者図書係（声の図書館）並びにデータセンターとなっている。「委託内容」は、ハウジングサービス、対象ソフトウェアの保守サービス、ヘルプデスク対応、システム障害・ハード障害への対応、作業計画の提出、回答及び報告、～ に付随する作業となっている。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約（単独随意契約）

保守管理の対象システムの開発会社である当事業者を推薦業者として随意契約によって委託契約を締結している。地方地方施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当させていると思われる。その前提としての開発業者の選考に当たっては、いわゆるプロポーザル方式（提

案コンペ方式)による選考を行って業者を選定している。ヒアリングによれば、特別区内で図書館のパッケージソフト作成の経験のある業者に声を掛けたとのことであった。選考に当たっては、「情報ガバナンス確立のためのガイドライン - システム調達・委託ガイドライン -」に基づいて行ったとのことである。この方法に基づく技術点と価格点のインパクトは60(点):40(点)である。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

「契約書」添付資料である「大田区立大田図書館システム業務の運用保守管理仕様書」「9. 契約代金の支出」には、「契約代金の支払い方法は12回払いとし、各回の期間は毎月月末とする。甲は、月額2,824,763円(内、消費税相当額134,512円)を乙の報告を確認した後、乙の請求による、口座振替での支払とする。なお、契約代金及び消費税の端数調整分が生じた場合には、4月分で支払うものとする」とある。「報告書」の具体的内容は「大田区図書館システム業務の運営保守管理に関する月次報告書」「大田区図書館障害対応内容詳細」「大田区ヘルプデスク受付集計報告」「大田区ハードウェア障害集計報告」「サン・データセンター様(大田区様図書館システム)定期点検簿」「大田区立図書館サーバーリモートメンテナンス報告書」である。この書類が毎月送付されてきており、これらを管理している。

(6) 結果及び意見

(意見)

選考委員の構成について

プロポーザル方式による選考を行っているが、選考委員会のメンバーが、教育委員会事務局次長、教育委員会事務局大田区図書館長、経営管理部企画財政課長、経営管理部経理管財課副参事、経営管理部経理管財部情報システム課長、教育委員会事務局庶務課長、経営管理部経理管財課長、事務局のメンバーが、教育委員会事務局大田区図書館システム担当、経営管理部情報システム課係長という構成になっており、一人も区の職員以外の者が入っていない。公平性等の確保のためには区の職員以外の者も加えるべきである。

システム等の設置と不可分の委託について

本件委託契約を履行するには、その前提として当該受託者のシステムが必要である。そのため、a. 実態に即しシステムの耐用年数に即し複数年契約とし、債務負担行為を定めること、b. システム開発業者の競争入札等の際に初年度の委託料だけでなく、システムの耐用年数も加味した総ランニングコストで委託や開発の判断すること、を実践すべきものとする。

117.(仮称)海苔資料館の展示設計及び展示製作委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：教育委員会

課等名：大田図書館

番号：117

件名：(仮称) 海苔資料館の展示設計及び展示製作委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
117	平成 19 年 7 月 27 日	(仮称) 海苔資料館の展示設計及び展示製作委託	株式会社トータルメディア開発研究所	82,635,000

(3) 内容等

海苔文化の発祥地として、海辺の歴史や伝統にふれ、海苔に関わる情報を提供する「(仮称) 海苔資料館」の展示制作の委託である。

(4) 契約の方法及び経緯等

随意契約 (単独随意契約)

契約に先立ち、いわゆるプロポーザル方式が採用され、「(仮称) 海苔資料館展示委託に係る業者選定委員会」が組織された。選定委員会のメンバーは、教育委員会事務局次長、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局庶務課施設担当課長、教育委員会事務局大田図書館長、経営管理部経理管財課長、となっている。ヒアリングによれば、「展示制作の委託を入札する場合、基本設計、実施設計と年次を追い、その設計図をもとに当該年に入札するのが通例であるが、海苔のふるさと館では基本設計も実施設計の年次もなく直接設計年となったため、プロポーザル方式を採用することにした」とある。なぜ通例に従った処理にならなかったのかは説明がなかった。他方、平成 18 年度中に平成 19 年度予算を 83,640,500 円で計上しているが、この計上に当たっては特定の業者から 2 度にわたって見積りを出させ、それでも高いので「再々見積りを業者には指示せずに、教育委員会事務局及び郷土博物館で展示内容を精査し、¥83,640,500 を概算し、その額で予算額とした」とのことであった。ただし、この予算額がどのようにして決定されたのかについては説明がなかった。選考委員会の議事録によれば、プロポーザルは、これをベースに「おおよそ八千万円という金額を提示し」たうえで、1. 施設の考え方、2. 展示の考え方、3. 会社の概要、4. 実績を評価の対象として行われた。「プロポーザルは博物館の総合展示デザインおよび製作に実績のある 6 社に呼びかけたところ、3 社が辞退しまった。結果、3 社での判断となったが、そのなかで評価が高かった選定された業者が、参考としての見積金額も一番安

かったので当該業者に決定した。その金額は 82,719,000 円（平成 19 年 7 月 17 日）であったが、契約自体は 82,635,000 円（平成 19 年 7 月 27 日）で行っている。

（５）支払の正当性を証する管理の方法等

本件については、2008 年 3 月 31 日付㈱トータルメディア開発研究所から「完了届」が出ている。これを受け、2008 年 3 月 31 日付大田区立郷土博物館担当者の名で、2008 年 3 月 31 日に完了（納品）日となったことを証する「受領書」が㈱トータルメディア開発研究所宛に出ている。これを受け平成 20 年 4 月 14 日付けで同社からの請求書が大田区長宛に出ている。

（６）結果及び意見

（指摘事項）

選考における価格面の配点について

本件について、最も問題があると考えるのは、上記のように、従来であれば「入札」で行うべきところを、「プロポーザル」を行って随意契約としたのであるが、「入札」で最重要視されるべき価格面を、今回のプロポーザルにおいては「参考」として評価の対象からはずしていた点である。結果として最低価格提示者の評価が高く問題は生じなかったが、手続として「見積価格」も評価の対象に加えないと通常の場合（競争入札）との整合性がとれないと考える。

通常と異なる手続であったことについて

上記に記載の通り、本件については、なぜ、通例にしたがった手続あるいは処理にならなかったのか、すなわち、なぜ、そこまで急ぐ必要があったのか、その理由を明確にしておく必要がある。

（意見）

プロポーザル提示額と契約金額の相違について

上記（指摘事項）に関連し、価格面については評価の対象に加えずに選考された当該業者に、プロポーザル時の提示価額とは異なる価格で契約をさせることには、やや不自然な印象を受ける。大田区にとっては有利な契約となっているので問題は少ないと考えるが、入札やプロポーザル等の時点において価格面の評価を十分に行い、これにより、その時点において価格面の競争原理を導入することを、価格を低く抑える一方、その後は、契約までの価格の変更をさせずに、極力、業者の落札価額や提示価額に合わせ契約を進めるのが、入札や選考から契約までの一連の手続面での流れや公正性の確保という面を鑑みるに、自然であると考えられる。（なお、ヒアリングによれば、入札とは異なりプロポーザルにおいては、推薦業者を決定するだけであり価格を決定するのではないから、部契約以外の随意契約案件については、経理管財課が契約締結時に契約金額の値下げ交渉をすべての業者に対し行うとのことであった。ただし、部局からの指示があればこれを行わないこともあると

のことであった。)

118 . 平成 19 年度ポスター掲示場の設置等委託

(1) 概要

分類：委託

対象部門名：選挙管理委員会事務局

課等名：選挙管理委員会事務局

番号：118

件名：平成 19 年度ポスター掲示場の設置等委託

(2) 契約金額等

(単位：円)

	契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
118	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年度ポスター掲示場の設置等委託	株式会社 ムラヤマ	55,965,000

(3) 内容等

内容は平成 19 年度の、東京都知事、大田区長、大田区議会議員選挙における、「公職選挙法」並びに「大田区議会議員及び大田区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」に基づく、ポスター掲示場の設置等の委託である。業務内容としては、東京都知事選挙においては、ポスター掲示場の管理・補修・撤去が、大田区議・大田区長選挙においては、ポスター掲示板の作成、ポスター掲示場への掲示板の設置並びにその管理・補修・撤去がこれに当たる。設置箇所は大田区 567 箇所であり、東京都知事選における管理補修期間は平成 19 年 4 月 1 日から撤去日（撤去期間は平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 4 月 12 日）まで、大田区議・大田区長選挙においては、設置期間が平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 4 月 12 日まで、管理補修期間は設置日から撤去日（撤去期間は平成 19 年 4 月 23 日から平成 19 年 4 月 25 日）までである。ポスター掲示板並びに設置方法はいずれも規格化されており、当該規格は契約書に別紙として添付されている。

(4) 契約の方法及び経緯等

指名競争入札

本委託案件は、平成 19 年度の都知事選挙に関する平成 18 年度契約分をあわせて入札することとされており、入札日から委託開始時期までの期間が短かったことから、前回の委託業者である株式会社ムラヤマに対し選挙管理委員会事務局から見積を依頼し、当該金額をもって予算価格を設定したとのことであった。この結果、契約目途額は、東京都知事選挙

分が 16,346,295 円、大田区議・大田区長選挙分が 55,165,635 円の合計 71,511,930 円(含：消費税)となり、当該契約目途額が精査されているとの判断から経理管財課では当該金額をもって予定価格を設定したとのことであった³⁰。当該予定価格に対して、東京電子自治体共同運営の登録業者 8 社による指名競争入札を実施した。応札者も 8 社の全員参加であり、入札の結果、株式会社ムラヤマが落札し、当該金額に基づき契約を締結した。なお、入札における応札価格は最高額が 70,000,000 円(除：消費税) 株式会社ムラヤマ(66,200,000 円(除：消費税))を除く最低額が 66,900,000 円(除：消費税)であり、金額は拮抗していた。契約書は大田区の標準様式によっており、これに仕様書を別添する形式をとっていた。このうち、平成 19 年度分に関する金額は 55,965,000 円であり、契約日は平成 19 年 4 月 1 日、契約期限は平成 19 年 4 月 25 日とされていた。支払については、前払金、中間前払金、分割払はいずれも適用除外とされていた。さらに、概算払の適用も存在しなかった。また、契約書に添付された仕様書において、委託業者は掲示板による事故に備えるため、保険に加入することが義務付けられていた。

(5) 支払の正当性を証する管理の方法等

業務実施状況については、契約書において書面による届出並びに検査を受けることを義務付けている(第 8 条)。当該規定に基づき委託業者は、契約期限である平成 19 年 4 月 25 日付で完了届を作成し、区長宛に提出している。区では当該完了届をもとに、検査員は立会人立会いのもと検査を実施し、同日付で検査証を作成、提出している。委託業者よりの請求は、平成 19 年 5 月 1 日付で行われ、これに基づき支出命令書が作成され、平成 19 年 5 月 22 日に支払が執行されていた。

(6) 結果及び意見

(指摘事項)

掲示板による事故に備えるための保険に加入について

当該保険の加入について、区では保険証券等の入手はしておらず、また、保険の種類や瑕疵担保額に関する指導等も特に実施してはいないとのことであった。このことから、保険加入に関する状況は把握できなかった。契約において保険加入を義務付けている以上、万が一の場合に備えて、委託業者に保険加入を強制させるよう指導するとともに、保険証券の写しを提出させる等、付保の実行可能性を確保することが必要である。

(意見)

指名競争入札について

本件委託業務は、指名競争入札による業者選定が実施されていることから、公正性が確保

³⁰ ヒアリングによれば、予定価格の設定は経理管財課の所管業務となるとのことである。予定価格の設定は、原則的には、業者からの事前見積りをとることなく、市場価格(物価資料等参考)や前年度実績から設定しているとのことである。但し、事前見積りを事業課で複数徴収し、このこと等により契約目途額が精査されていると判断された場合には、契約目途額をもって予定価格としているとのことである。

されていると考えられるが、過去よりの契約の推移をみるに、平成 14 年度契約以降（それ以前は不明）今回の落札に至るまで総て株式会社ムラヤマが委託業者として選定されていた。指名競争入札のプロセスを伺うに、時間的余裕の観点から、予定価格の設定につき見積を前年実施した業者のみより入手して実施していた。このことが直接的に株式会社ムラヤマの落札に繋がったとは考えにくい、入札の公正性の観点から、予定価格の設定においては、可能な限り複数業者よりの見積を入手し、区における検討を重ねた上での決定を実施することが望まれる。

第5章 外部監査の結果及び意見 3 .

(指定管理者制度について)

以下では、監査対象となった指定管理者制度について、(1) 対象、(2) 施設の状況、(3) 指定管理者の状況、(4) 指定手続、(5) 担当課の指導、監督状況、(6) 指定管理料(委託料) の推移、(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等、という区分に従って指定管理者制度の内容等を個別具体的に検討していき、その結果、抽出された問題点等について(8) 結果及び意見、に記載していくこととする。(なお、この区分を基本型とし、施設に応じて別に区分を設けて記載している場合もある。)

1 . 男女平等推進センター

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：経営管理部

課等名：男女平等推進室

番号：1

施設名：男女平等推進センター

(2) 施設の状況

項目	内容
設置の目的	男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するという目的達成のため、以下の事業を行う(大田区立男女平等推進センター条例第1条、2条)。 (1) 男女平等に関する講座及び講演の実施並びに情報の提供に関すること。 (2) 女性のための相談に関すること。 (3) 区民の自主的な活動の場の提供に関すること。 (4) 区民相互の交流の場の提供に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業。
開設時期(開館時期)	大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」平成12年開設。 (昭和52年開設の旧大田区立婦人会館が前身)

利用対象者・利用時間等	<p>利用対象者：どなたでも利用可能（ただし、有料施設の料金異なる）。</p> <p>開館時間：全日午前9時～午後10時</p> <p>（ただし休館日12月29日～1月3日及び施設管理上の臨時休館日）</p>
業務内容	<p>・男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するというセンターの設置目的に基づき、大田区男女共同参画推進プランに掲げる各目標の達成に向けて管理運営を行うこと。</p> <p>・公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うこと。</p> <p>・利用者の意見を管理運営に反映させること。</p> <p>・個人情報の保護を徹底させること。</p> <p>・効率的運営を行うこと。</p> <p>・管理経費の削減に努めること。</p> <p>を基本とし、</p> <p>(1)施設の管理運営に関する業務</p> <p>(2)施設等の使用に関する業務及び使用料の収納・返還に関する業務</p> <p>(3)施設等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4)施設等の利用サービスに関する業務</p> <p>(5)施設等の広報及び利用促進に関する業務</p> <p>(6)その他管理運営上必要と認められる業務</p>

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
大田区立男女平等推進センター	特定非営利活動法人 男女共同参画おおた	平成18年4月1日	5

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
16年度	指定管理者制度・非公募	男女共同参画おおた (平成16年5月13日 特定非営利活動法人 おおた成立)	38,153千円
17年度		特定非営利活動法人	42,835千円
18年度		男女共同参画おおた	43,654千円
19年度			44,622千円

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立男女平等推進センター条例第12条

債務負担行為の議決

当初の協定書は平成16、17年度の基本協定書と平成16年度の年度協定書が一つになった形式の協定書として作成されており、平成16年度分の金額のみの記載があった。二年分の協定であるため、本来債務負担行為の議決が必要であったが、区として認識していなかった。ただし、記載されている金額は平成16年度分のみであったため、全くの誤りであるか否かの判断は難しい。その後、平成17年3月に当該事項については、平成17年度分の協定を一部変更するという形で対応しており、当該問題は解決されている。新しい基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない(平成18、19年度)。

選定委員会の開催、募集要項の作成

平成16年1月16日に選定委員会開催。施設の性格上、施設の趣旨(男女共同参画社会の実現等)に深い理解を有している団体を指定管理者としたい大田区の意向が存在していた。また過去に大田区の男女共同参画社会の実現等に係る政策を実施してゆくなかで特定非営利活動法人男女共同参画おおたの中心メンバーが大きな役割を果たしてきたことから、施設の管理とそうした政策を分離せず、一体のものとの認識のもとより公募は行わなかった。よって募集要項も存在しない。

選定委員会による選定理由

従来は大田区直営で運営を行っていたが、普段から施設を利用している区民の手で施設管理を行うことによって恒常的に男女平等の推進を図り、センターの設置目的に寄与し、かつ大田区直営で行うより、人件費についてコストが抑えられることから指定管理者制度への移行となった。当初より、男女平等推進施策を展開する大田区としては、なるべく当該趣旨を理解する団体を指定管理者としたい意向があった。特定非営利活動法人男女共同参画おおたの前身である「区民自主運営委員会」の時代から、特定非営利活動法人男女共同参画おおたのメンバーが施設運営に携わってきた経緯があり、施設及び施設の設置目的を熟知していた。また、これまで管理委託等による施設管理の実績があるビル管理専門の会社に比較すれば、当該法人は施設管理の実績がないが、仕様書等で明記すれば特に支障なく運営を行うことができると判断した。よって、大田区内で男女平等推進施策を行っている唯一の団体である特定非営利活動法人男女共同参画おおたを指定管理者として選定した(ただし、当初法人は存在せず、指定管理者として登録する必要性から、区長から委嘱を受けた区民自主運営委員会を母体として、特定非営利活動法人を設立し、指定管理者の指名を受けている)。

議会の決議

平成 16 年 3 月 8 日付けで大田区議会の議決（第 43 議案）により可決され、男女共同参画おおたを大田区立男女平等センターの指定管理者として指名した。

協定書の締結

当初の平成 16, 17 年度については「大田区立男女平等推進センター管理代行に関する協定書」という形で、管理代行の協定を締結している。その後、平成 18～22 年度については平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結し、金額については単年度ごとに「大田区立男女平等推進センター管理代行に関する年度協定書」で定めている。当初の 2 年間とその後において協定締結の形が異なる。

（ 5 ） 担当課の指導、監督状況

基本協定書第 10 条で毎年度終了後、指定管理者は管理代行の業務に関して大田区に報告しなければならない旨を定めている。報告書は「平成 19 年度管理代行報告書」という形で作成され、主に予算と決算に関する資料（決算書、領収書等）である。また、年度の報告書とは別に、毎月「大田区立男女平等センター『エセナおおた』業務報告書」を提出させている。

（ 6 ） 支払の状況（中間払の有無）、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況（中間払の有無）

指定管理費の支払いについては「年度協定書」の第 3 条に記されているとおりであり、以下のとおり 4 期に分け支払いを行っている。

期	期間	請求期限
第 1 期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	平成 19 年 4 月 10 日
第 2 期	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	平成 19 年 7 月 10 日
第 3 期	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 19 年 10 月 10 日
第 4 期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	平成 20 年 1 月 10 日

精算の有無

施設等管理費のうち光熱水費、電話料及び施設修繕費について精算残金が生じた場合大田区に返還しなければならない。また不足金が生じた場合、協定書上は大田区と協議することになっているが實際上追加の支払は行われていない。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

「大田区男女共同参画推進事業補助金交付要綱」³¹（平成 18 年 3 月 13 日経男女発第 90 号区長決定、平成 20 年 2 月 4 日 19 経男女発第 10241 号決定）に従って、補助金を支出している。

平成 19 年度大田区男女共同参画推進事業補助金

（単位：円）

男女共同参画推進事業補助金	7,500,500
合計	7,500,500

（ 7 ） 再委託について

指定管理収入で負担する管理代行経費のうち、人件費を除いてもっとも大きな支出項目は清掃業務であるが、これは外部に再委託しており、当該業者選定において指名競争入札を行っている。6 社を指名し最低入札価格を提示した駿河屋商事(株)が落札している。

（ 8 ） 結果及び意見

（意見）

特定非営利活動法人男女共同参画 おおたの登記上の主たる事務所の所在地は前理事長の自宅となっている。しかしながら、実質的な活動拠点は男女平等推進センターの 2 階事務所となっていると思われる。本来、指定管理料として支払われる管理料は施設の管理運営に係る費用に限定するべきである。現状、NPO 法人本来の活動（事業運営）と当該施設の指定管理の業務が、施設内で混在している状況にあり、次のような問題があると考えられる。

人件費・経費等の区分について

当該 NPO 法人は、設立の趣旨に基づき自主的な活動を行っていると考えられるが、そうした事業運営に係る人件費と指定管理の業務に係る人件費に区分が明確になされていない。例えば、平成 19 年度において指定管理料 44,622 千円のうち人件費が 22,555 千円を占めており、自主事業として当てられている人件費は 3,146 千円にすぎない。施設管理に係る業務はほとんど外部委託されており、人件費は男女平等に係る相談や受付等の総務的な業務に限られると考えられる。また施設の延床面積 2444.52 m²であり、床面積 1 m²当たりの指定管理料は約 18,000 円と貸館施設としてはあまりにも高すぎる（一概に比較は難しいが、例えば大田区が管理している池上会館の管理に係る業務委託費は床面積 1 m²当たり約 9,300 円程度である）。こうした外形的な状態からも、本来指定管理料の対象となる人件費に NPO の行っている事業の部分の人件費が混在していると考えられる。本来指定管理料の対象となる人件費は施設の管理運営に係る人件費に限定するべきものと考えられる。例えば、NPO が行っている講演等の活動に従事した部分（施設内で行ったものも含む）の NPO のメンバーの人件費は施設管理運営事業費に含めるべきではない。特に責任者を除く常勤者

³¹ 当該交付要項第 3 条（補助対象事業）第 1 項には「補助の対象となる事業は、NPO が男女共同参画社会の実現に向けて行う事業で次に掲げる事業とする。(1)講演会、講座等意識啓発事業、(2)展示、情報提供及び区民相互の交流活動事業、(3)その他男女共同参画推進事業」とある。したがって、いわゆる一般管理費に対する補助は含まれていない。

の person 費は施設管理運営に要した時間とそれ以外に費やした時間とで実態に応じて按分すべきものである。また、施設内の事務所を NPO 法人の活動にも利用しており、それによって生じる諸経費も施設管理運営事業費に含めるべきではない。(例えば、NPO 法人の活動に関する資料等の作成にかかる経費、事務所の維持費用のうち施設管理運営に係る費用以外の部分などがこれに該当する。)

2 . 大田区民ホール (アプリコ) 3 . 大田区民プラザ、4 . 大田文化の森、5 . 熊谷恒子記念館、6 . 龍子記念館

(1) 対象

分類： 指定管理者

対象部門名：区民生活部

課等名： 区民生活課

番号： 2,3,4,5,6

施設名： 大田区民ホール (アプリコ) 大田区民プラザ、大田文化の森、熊谷恒子記念館、龍子記念館

(2) 施設の状況

2 . 大田区民ホール (アプリコ)



【大田区民ホール (アプリコ)】

項目	内容
設置の目的	区民の芸術文化の高揚と地域活動の振興を図り、区民の連帯と協調の輪を広げること。
開設時期 (開館時期)	平成 10 年 3 月 10 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能 (ただし、区外のものが使用時には 2 割増し相当の料金となる) 。 開館時間：全日午前 9 時 ~ 午後 10 時
業務内容	大田区区民ホールの施設等の使用に関する業務 施設等の維持管理業務

3 . 大田区民プラザ



【大田区民プラザ】

項目	内容
設置の目的	区民の芸術文化の高揚と地域活動の振興を図り、区民の連帯と協調の輪を広げること
開設時期（開館時期）	昭和 62 年 3 月 13 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能（ただし、区外のものが使用時には2割増しの料金となる）。 開館時間：全日午前 9 時～午後 10 時
業務内容	大田区区民プラザの施設等の使用に関する業務 施設等の維持管理業務

4．大田文化の森



【大田文化の森】

項目	内容
設置の目的	区民の主体的な文化活動を支援し、区民相互の交流の輪を広げ、もって地域の振興を図ることを目的。
開設時期（開館時期）	平成 13 年 3 月 16 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能（ただし、区外のものが使用時には2割増し相当の料金となる）。 開館時間：全日午前 9 時～午後 10 時
業務内容	大田文化の森の施設等の使用に関する業務 施設等の維持管理業務

5．熊谷恒子記念館



【熊谷恒子記念館】

項目	内容
設置の目的	広く区民の文化の向上に寄与する目的。
開設時期（開館時期）	平成元年 11 月 24 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能。 開館時間：全日午前 9 時～午後 4 時半 (月曜休館日、年末休館 12 月 29 日～1 月 3 日、展示替等の臨時休館日)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷恒子記念館の事業の実施に関する業務 ・記念館の入館に関する業務 ・記念館の維持管理に関する業務

6 . 龍子記念館



【龍子記念館】

項目	内容
設置の目的	広く区民の文化の向上に寄与する目的。
開設時期（開館時期）	平成 3 年 3 月 15 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能。 開館時間：全日午前 9 時～午後 4 時半 (月曜休館日、年末休館 12 月 29 日～1 月 3 日、展示替等の臨時休館日)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・龍子記念館の事業の実施に関する業務 ・記念館の入館に関する業務 ・記念館の維持管理に関する業務

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

2 . 大田区民ホール(アプリコ)

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間

			(年)
大田区民ホール(アプリコ)	財団法人大田区文化振興協会	平成18年4月1日	3

3. 大田区民プラザ

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
大田区区民プラザ	財団法人大田区文化振興協会	平成18年4月1日	3

4. 大田文化の森

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
大田文化の森	財団法人大田区文化振興協会	平成18年4月1日	3

5. 熊谷恒子記念館

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
熊谷恒子記念館	財団法人大田区文化振興協会	平成18年4月1日	3

6. 龍子記念館

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
龍子記念館	財団法人大田区文化振興協会	平成18年4月1日	3

指定管理者の概況

2. 大田区民ホール(アプリコ)

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18年度	指定管理者制度・非公募	財団法人大田区文化振興協会	166,747千円
19年度	単独随意契約		167,136千円

3. 大田区民プラザ

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18年度	指定管理者制度・非公募	財団法人大田区文化振興協会	312,671千円
19年度	単独随意契約		293,471千円

4. 大田文化の森

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18年度	指定管理者制度・非公募	財団法人大田区文化振興協会	270,075千円
19年度	単独随意契約		264,829千円

5. 熊谷恒子記念館

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
----	-------------	--------	----

18年度	指定管理者制度・非公募	財団法人大田区文化振興協会	18,467千円
19年度	単独随意契約		11,797千円

6. 龍子記念館

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18年度	指定管理者制度・非公募	財団法人大田区文化振興協会	40,155千円
19年度	単独随意契約		51,004千円

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区民ホール条例第12,13条、大田区民プラザ条例第13,14条、大田文化の森条例第13,14条、大田区立熊谷恒子記念館条例第6条,7条、大田区立龍子記念館条例第6条,7条

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

・「大田区文化振興協会委託施設の指定管理者制度の検討について」(平成16年12月1日)
この資料では、公益法人大田区文化振興協会が管理委託を行っていた施設について、今後、区の直営、他の指定管理者の選定、財団法人大田区文化振興協会を指定管理者とする、ことの比較検討を行っている。「大田区民プラザ」及び「大田区民ホール」については「施設を活用した事業」と「施設管理」は一体的であり、これを分けて行うことは効果的な事業運営を行うことができないとして、財団法人大田区文化振興協会を指定管理者に選定することを提言している。一方、「大田文化の森」、「熊谷恒子記念館」及び「龍子記念館」については、財団法人大田区文化振興協会と民間業者との相違はなく、プロポーザル方式等で指定管理者を公募すべきと提言している。

・「文化振興協会・産業振興協会・体育協会の指定管理者導入の基本的な考え方」(平成17年8月24日)

前記「大田区文化振興協会委託施設の指定管理者制度の検討について」において、一部プロポーザル方式等で指定管理者を公募すべきと提言しているにもかかわらず、すべて指定管理者選定委員会を設置せず、選定理由等について区長決定に付すと確認している。よって、財団法人大田区文化振興協会がそれまで管理委託していた施設については引き続き財団法人大田区文化振興協会を指定管理者として選定する方向で検討している。

・「起案書平成17年度第571号 大田区民プラザ、大田区民ホール、大田文化の森、大田区立熊谷恒子記念館及び大田区立龍子記念館の指定管理者の選定手続について(平成17年10月24日)」

上記5つの施設について指定管理制度を導入することとなり、それに係る選定手続を定め

た起案書である。この中で、応募資格の欠格条項に財団法人大田区文化振興協会が当たらないことを確認して当該財団法人を指定管理者として推薦している。その上で、当該財団法人に申請書類を提出させ、書類審査および面接を行い、その結果に基づき指定管理者を選定するとしている。

上記の審査に基づき、平成 17 年 11 月 4 日に区長の名で財団法人大田区文化振興協会を大田区民プラザ、大田区民ホール、大田文化の森、大田区立熊谷恒子記念館及び大田区立龍子記念館の指定管理者として選定する旨の通知を行っている。

選定理由

- ・ 決算書の審査により経営基盤が安定していると認められた。
- ・ ホールを含む施設の管理実績が十分であると認められた。
- ・ 大田区民プラザ、大田区民ホール、大田文化の森においては、施設の設置目的に沿った運営方針を提示していると認められた。
- ・ 熊谷恒子記念館及び龍子記念館においては、作品および資料の保存及び展示に関する事業を適切に行い、区民の文化の向上に寄与できると認められた。
- ・ 区民の公平かつ平等な使用が確保されるものと認められた。
- ・ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものと認められた。

議会の決議

- ・ 平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決（第 129 号議案）により可決され、財団法人大田区文化振興協会を大田区民ホールの指定管理者として指名した。
- ・ 平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決（第 128 議案）により可決され、財団法人大田区文化振興協会が大田区民プラザの指定管理者として指名した。
- ・ 平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決（第 130 案）により可決され、財団法人大田区文化振興協会を文化の森の指定管理者に指名した。
- ・ 平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決（第 132 案）により可決され、財団法人大田区文化振興協会を熊谷恒子記念館の指定管理者に指名した。
- ・ 平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決（第 133 案）により可決され、財団法人大田区文化振興協会を龍子記念館の指定管理者に指名した。

協定書の締結

平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。

期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとしている。年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとしている。

(5) 担当課の指導、監督状況

財団法人大田区文化振興協会は大田区の財政援助団体であるため、内部に大田区の職員等が派遣され直接管理監督を行っている。出向³²状況は次のとおりである。

派遣元	派遣先	18年度	19年度	20年度
区民生活課	文化振興協会	10人	10人	9人

理事会では副理事長が大田区副区長、理事に区民生活部長、監事に大田区会計管理者が就任している。評議員のうち、5名が大田区議会議員である。また、上記の通り、財団の職員として、区から9名が派遣されている。財団の予算を決定する際も区内の部局と同様に区の予算担当者と折衝を行い予算を決定している。月次で使用料等歳入額報告書と利用状況報告書を区に提出している。最終的に財団法人大田区文化振興協会の決算報告が区に対して行われている。

(6) 指定管理料(委託料)の推移

上記参照。

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

納付の状況

「大田区民プラザ」、「大田区民ホール」、「大田文化の森」、「熊谷恒子記念館」及び「龍子記念館」の指定管理料をまとめて納付している。年4回、各四半期の初月に前払いしている。支払いの方法は個別の年度協定書第4条第2項に記載されている。

四半期	期間	金額(単位:円)	支払日
第1期請求額	4月1日から6月30日まで	364,541,000	平成19年4月13日
第2期請求額	7月1日から9月30日まで	82,742,000	平成19年7月11日
第3期請求額	10月1日から12月31日まで	305,563,000	平成19年10月11日

³² 公益法人への出向、派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年4月26日法律第50号、最終改正平成19年7月6日法律第110号)で規制されている。このうち、とくに派遣職員に対する給与について定めた第6条第1項には、「派遣職員には、その職員の派遣期間中、給与を支給しない」とあるが、第2項には「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例に定めるところにより、給与を支給することができる」とある。現状、大田区では当該派遣職員に対しては「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成16年3月16日条例第3号、最終改正平成18年3月20日第5号)によって規制されている。しかしながら、この条例は第1条において、「この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号、以下『法』という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第9条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする」とあり、第6条についてはその範囲に含まれていない。したがって、派遣職員の給与については、解釈上、区が直接支給することは難しく、補助金や指定管理料等に含まれる形で、派遣先から支給されているものとする。

第4期請求額	1月1日から3月31日まで	76,367,000	平成20年1月10日
精算額	4月1日から3月31日まで	40,973,744	平成20年5月22日
合計		788,239,256	

この四半期ごとの計画に基づいて支払いが行われている（月次で計画を立てていない）。年間の支払いを第一期四半期 4/10、第二期四半期 1/10、第三期四半期 4/10、第四期四半期 1/10 に分ける経費と第一期四半期にすべて支払う経費に分かれる（賞与の支払いを基準として計算されている）。

精算の有無

管理代行費に余剰が生じた場合には区に返還している。平成19年度は40,973千円の金額を区に返納している。

当該指定管理者に対する他の費目での支出について

「財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例」(昭和62年6月25日条例第25号)に基づき、「財団法人大田区文化振興協会補助金交付要綱」に従って、補助金³³を支出している。

平成19年度財団法人大田区文化振興協会に対する補助金

(単位:円)

財団法人大田区文化振興協会の管理運営	159,984,733
合計	159,984,733

(8) 再委託の選定について

「財団法人大田区文化振興協会財務規程」に基づき、総合管理委託（大田区民プラザ）清掃・セッティング業務委託（大田区民ホール）及び総合管理委託（大田文化の森）について平成19年度より指名競争入札による業者選定を行っている。全部で18社の実績のある委託業者を指名業者選考会で抽出して上記三カ所の委託についてそれぞれ6社ずつにわけ、それぞれにおいて指名競争入札を行っている。その結果、総合管理委託（大田区民プラザ）についてビソー工業(株)、清掃・セッティング業務委託（大田区民ホール）について(株)プロスペック、総合管理委託（大田文化の森）について(株)関東コーワが落札した。なお、総合管理委託（大田文化の森）については最低入札額を下回っている2社が失格となっている。入札の予定価格の決定は理事長が今までの経験により決定しており、特に他社の見積りを取るなどして決定しているわけではないということである。その他の再委託については、随意契約により契約を行っている。

(9) 管理代行経費（指定管理料で負担）と文化振興協会の運営費（補助金及び自主財源

³³ 当該補助金についての問題点等については、「平成17年度包括外部監査の結果報告書」43頁～47頁等参照のこと。

での負担部分)の区分について

(人件費)

文化振興協会の運営費として処理しているのは、理事長、事務局長(常務理事) 財団法人大田区文化振興協会事業課職員に係る人件費であり、それ以外の人件費は管理代行経費で処理されている。

(維持管理経費)

臨時雇賃金、管理委託費、賃借料、保険料、負担金といった直接的に財団の運営に賦課できる経費のみ文化振興協会の運営費としてそれ以外の経費については管理代行経費で負担している。

(10) 結果及び意見

(指摘事項)

修繕等の経費負担のあり方について

施設等の修繕費について区と指定管理者のどちらで負担するかという問題については、基本協定書第10条(区民プラザ等の修繕等)に定められており、第1項には「区民プラザ等における小破修理及び1件当たり30万円未満の修繕については乙(注:財団法人大田区文化振興協会)が行うものとする」とあり、第2項には「区民プラザ等における1件当たり30万円以上の修繕については、甲乙の協議の上、乙が行う修繕について、その内容を年度協定書において定めるものとする」とあり、第3項には「乙が行う区民プラザ等の備品の購入、記念館の作品又は絵画の修復及び記念館の特別展の開催の計画については、甲乙の協議の上、その内容を年度協定書において定めるものとする」とある。ところが、平成19年度においては財団が再委託に際して入札を実施した結果等により、大幅に支出を抑えることに成功したことから、その余裕額をもって本来区の負担で修繕すべきと思われる支出を財団が負担していた。区が当該支出を負担するには補正予算を組まなければならない、緊急を要する工事であったため、財団が負担することはやむを得ないのかもしれない。また、区と財団の間では、最終的に精算が行われることから、実質的な問題はないとも考えられる。しかしながら、19年度の年度協定書には、「龍子記念館」や「熊谷恒子記念館」の修繕については、一切定めがないにも関わらず、「龍子記念館」で19,979,715円、「熊谷恒子記念館」で4,357,000円の修繕費が指定管理料管理代行費として区に請求され支出されている。協定上こうした請求は無効とすべき行為であり、区が直接負担すべき性質のものである。今後、他の民間の指定管理者に事業計画書を提出させるような状況となった場合には、大田区と当該財団法人の行っているこうした不明瞭な行為が、厳格に問われることになりかねない。このため、今後協定上の修繕費等の経費負担の定め方について検討する必要があると考えられる。

管理代行経費(指定管理収入で負担)と文化振興協会の運営費(補助金及び自主財源での負担部分)の区分について

基本的に当該財団法人の収入は主として 3 つに分けられる。指定管理料収入と補助金と自主事業収入である。平成 19 年度において、これらの収入は決算書グロスベースでそれぞれ、指定管理収入 853,119 千円、補助金 163,162 千円、自主事業収入 117,310 千円となっている。ここで、これらを前者と後二者とに分け、経費等の按分関係について検討する。問題は、両方で共通に係ると思われる経費についても案分計算することなく、すべて管理代行経費として処理していることにある。例えば、光熱水料費についてはすべて管理代行経費（指定管理収入で負担）としている。また、人件費については、文化振興協会の運営費の負担としている人件費は限定されており、管理代行経費の中に財団の本部事業の運営にかかわっていると考えられる人件費（運営費）が多分に計上されていると推測される。例えば、大田区民プラザ管理課の責任者、あるいは、大田区民ホール館長の責任者は当該財団法人の本部事業の運営にも部分的には関与していると考えられるが、それに係る人件費はすべて管理代行経費として処理しているし、さらにまた、大田文化の森、龍子記念館、に係る人件費についてもすべて管理代行経費として処理しており、当該財団法人の本部事業の運営には一切負担させていない。つまり、本来、補助金等の収入によって賄うべき経費の一部を管理代行経費として指定管理料収入の負担としているものと考えられる。区の指定管理料を決定する際において、管理代行経費（指定管理収入で負担）と文化振興協会の運営費（補助金及び自主財源での負担部分）をより厳密に算定して指定管理費を決定する必要がある。

（意見）

非公募指定とした理由の明確性と総務省通知の乖離

第 3 章でも記したように、総務省通知においては公募を原則としているが、本件については非公募を選定していることから、総務省通知の本旨とは乖離している。非公募の理由について上記の通りであるが、区の外郭団体であることでの、サービス面での有利性についての記述に留まり、価格面での合理性についてはなんら検討された形跡が見られなかった。複数の有資格者の中から財団法人大田区文化振興協会が選定されるためには、総務省通知の予定するように公募を行い、サービス面のみならず価格面においてもとくに優れた管理者であることを立証する必要がある。このような考え方に鑑みるならば、今後の選定において、仮に特命指定とする場合には、選定根拠並びに価格面での合理性をより明確化することが必要である。

非公募指定と精算行為との関連性

第 3 章でも記したように、非公募指定の場合には次善の策として精算を行うことが望ましいと考える。すなわち、このように精算を前提とした場合には指定管理料が概算払いされていることになる。概算払である以上、以下の指摘に見られるような、管理委託経費の物件間、科目間の流用を含めた用途の目的適合性の検証並びに精算金額の正当性の検証の観点から、大田区として監査等の手続の実施が必要と考える。

7. 大田区営アロマ地下駐車場

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：区民生活部

課等名：区民生活課

番号：7

施設名：大田区営アロマ地下駐車場

(2) 施設の状況



【大田区営アロマ地下駐車場】

項目	内容
設置の目的	道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため。
開設時期（開館時期）	平成 10 年 10 月 12 日条例制定。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：どなたでも利用可能。 受付時間：全日午前 7 時～午後 11 時 (ただし、1 月 1 日～3 日休業、他に年 2 日臨時休業日あり)
業務内容	駐車場管理

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
大田区営アロマ地下駐車場	パーク二四(株)	平成 18 年 4 月 1 日	3

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18 年度	指定管理者制度・公募	パーク二四(株)	43,975 千円
19 年度			43,975 千円

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区営アロマ地下駐車場条例施行規則第 2 条の 4

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

「大田区営アロマ地下駐車場指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、区報、ホームページ等で公募を行った。説明会参加者 32 社、公募した企業 19 社であり、書類審査の結果 5 社が二次審査に残り、この 5 社によるプレゼンテーションにより指定管理者が選定された。一次審査において各項目について、点数を決め採点を行い上位 5 社の選定を行っている。二次審査においては一次審査で勝ち残った 5 社がプレゼンテーションを行い、一次審査の結果の順位に変動がないかどうか選定委員に確認を行い、特に異論がなかったため、一次審査一位であったパーク二四(株)が指定管理者として選定された。「大田区営アロマ地下駐車場指定管理者募集要項」に指定管理者の募集の趣旨、内容、日程等が記載されている。

選定委員会による選定理由

選定の基準としては、経営基盤、駐車場管理の実績、区内の業者であるか、区民の雇用確保、利用料金の体系の良否、指定管理費の金額、利用料金制における大田区の収入の割合、サービス等の各項目について点数化して総合的に検討している。最終的にパーク二四(株)が指定管理者として選定された大きな理由としては、指定管理費の金額が一番安かった点、収入が 1 億 4 千万円まではすべて大田区の収入とした利用料金の体系を提案した点、があげられる。なお、過去の実績によれば、収入が 1 億 4 千万円を超えたことがない。

議会の決議

平成 17 年 12 月 9 日付けで大田区議会の議決(第 134 号議案)により可決され、パーク二四(株)が大田区営アロマ地下駐車場の指定管理者として指名された。

協定書の締結

平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとしている。年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定(以下「年度協定」という。)を締結するものとしている。

(5) 担当課の指導、監督状況

利用料金制を採用しているため、毎月のアロマ駐車場使用実績及び利用料金報告書を区に

提出している。

(6) 指定管理料(委託料)の推移

利用料金制を採用している。具体的には指定管理者が受け取る年間の管理代行経費(固定額)43,975,803円として、アロマ地下駐車場の使用料収入から当該金額を差し引いて大田区に納付している。ただし、区が負担している施設の年間維持管理費49,524,000円³⁴(固定額)については最低納付金額として必ず納付しなければならない。またアロマ地下駐車場の年間使用料収入が140,000千円を超えた部分に関しては越えた部分の金額の1/2ずつを大田区と受託者で分け合うことになっている。

平成18年度 使用料収入136,542,050円、委託料43,975,803円

平成19年度 使用料収入133,345,150円、委託料43,975,803円

ちなみにパーク二四(株)が指定管理者となる前は

平成17年度 使用料収入137,667,450円、委託料46,999,473円

であったことから、約300万円節約できたことになる。

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

納付の状況

利用料金制を採用しているため、指定管理者がいったん収入を預りこれを区に納付することになる。具体的には、駐車場に係る水道光熱費及び駐車場の属する施設の共用部分に係る維持管理費49,524,000円については、四半期ごとに年4回に分けて納付し(金額12,381千円)、残額については、年度の終了後に一括して納付している。

精算の有無

特になし

当該指定管理者に対する他の費目での支出等

特になし

(8) 結果及び意見

(指摘事項)

公の施設と営造物の関係について

ヒアリングによれば、アロマスクエア地下駐車場には時間貸し部分(一時使用)と月極め

³⁴ 当該49,524千円の根拠としては、基本的には、平成15年度のアロマスクエア街区経費実績が使用されている。すなわち、管理運営委託費90,205千円、光熱水費相当額55,229千円、及び共用部分の修繕費1,547千円、である。問題は、これにアロマスクエア街区建設事業費起債元利の合計を償却年数で均等割したものの31,809千円を加え、この合計に駐車場の構成割合27.7%を乗じたものを、当該49,524千円の根拠としている点である。公の施設の建設に関わるコストを利用料金の中で回収していこう発想には、上記本文の(指摘事項)での問題も絡め、「公の施設」ではなく「収益事業のための施設」という考え方がその背後にあるのではないか等、若干の疑問があるものの、現行、年間の収入額が140,000千円を超えていない以上、仮にここで建設コストに係る経費を減らしたとしても、協定書上、結局区への納付額としては同一となることから、ここではあえて問題とはしなかった。

部分（定期使用）とがある。地方自治法第 244 条の 2 第 3 項によれば、指定管理者としての管理ができるのは、「公の施設」の管理に限られている。当該「公の施設」の定義については、地方自治法第 244 条第 1 項に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている。問題は、第一に月極め駐車場（定期使用）が「公の施設」に該当するか否かということであり、第二に当該部分の管理が峻別されているか否かである。第一の点については、一般に、「公の施設は住民の利用に供するための施設である。たとえ、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない」、あるいは、「収益事業のための施設」は「営造物ではあり得ても公の施設ではない」等とされており³⁵、月極め部分が公の施設にあたらないという可能性がある。確かに、「『住民』は住民全部を対象とするものではなくても、合理的に一定の範囲を限られた住民であってもよい」³⁶とされているが、これは、例えば、アロマスクエアで催し物が行われる際に、地下駐車場を利用して来館する者のような住民を指しているのであって、定期使用を行っている者をすべて含むものではない。とくに、仮に、株式会社・有限会社・個人事業主等の名義の者に、月極め定期許可使用させている場合には、「住民の利用に供するため」の施設と「住民」の限定ができず、また、「福祉を増進する目的をもって」施設とはいえなくなってしまうことから、「収益事業のための施設」すなわち「営造物」であって、「公の施設」には該当しないと考えるのが自然である。また、第二の点については「大田区営アロマ地下駐車場指定管理者募集要項」の別紙 2「指定管理者が行う業務について」(2)ウ～オには定期使用に関する扱いが記載されており、この部分についてもあわせて指定管理者に管理させており、管理が峻別されていないことが明確な状況にある。この点、例えば、大田区産業プラザ P10 については、「公の施設」部分について限定的な取扱いがなされていることに鑑みても、各施設において平仄を合わせた取扱いにする必要があると考える。さらにまた、維持管理費等、経費の按分等分割管理の扱いも含めて扱いを整理されたい。

8 . 大田区休養村とうぶ

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：区民生活部

課等名：区民生活課

番号：8

施設名：大田区休養村とうぶ

³⁵ 松本英昭『新版逐条地方自治法（第 4 次改訂版）』（平成 19 年 3 月、学陽書房）971～970 頁

³⁶ 同上同頁参照。

(2) 施設の状況

項目	内容
設置の目的	豊かな自然環境の中で、区民の健康の増進及び余暇活動の充実を図ること並びに区立学校に在学する児童及び生徒が校外学習活動を行う校外施設として活用することを目的としている。
開設時期（開館時期）	平成 10 年 8 月開館。
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区に在住し、在勤し又は在学するもの及びその親族。 年中無休。但し、実際は協定書の中で 10 日間（工事や設備点検のため）休館としている。
業務内容	大田区休養村とうぶの管理代行

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間 (年)
大田区休養村とうぶの管理代行	(株)信州東御市振興公社	平成 18 年 4 月 1 日	3

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
18 年度	指定管理者制度・非公募	(株)信州東御市振興公社	216,567,832 円
19 年度			223,163,663 円

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区休養村とうぶ条例第 13、14 条

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

公募は行わなかった。(株)信州東御市振興公社から申請書類の提出を受け、それをもとにヒアリングを行い、区民生活部区民生活課において審査した。結果、(株)信州東御市振興公社を指定管理者として選定することで何ら不都合が生ぜず、施設の管理実績を評価し、最終的に指定管理者として決定した。

議会の決議

平成 17 年 12 月 9 日付で大田区議会の議決（第 131 号議案）で決議した。

協定書の締結

平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとしている。年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとしている。

（５）担当課の指導、監督状況

日々業務日誌を作成している。指定管理者は月々業務報告書を提出している。現地には大田区の職員が駐在していない。

（６）指定管理料（委託料）の推移

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額（単位：千円）
15 年度	管理委託制度・非公募	(株)信州東御市振興公社	215,964
16 年度			207,702
17 年度			212,270
18 年度	指定管理者制度・非公募		216,567
19 年度			223,163

管理委託制度のときから変遷を記載すると上記のとおりであった。平成 17 年度と平成 18 年度を比較した場合、厨房・配膳業務経費（人員を 3 人から 5 人） \times 1,944 千円、重油代（2,114 千円）、維持補修工事（2,676 千円）の増加が、主な増加内容として挙げられる。また、平成 18 年度と平成 19 年度を比較した場合、重油代（3,756 千円）、維持補修工事（1,586 千円）の増加が、主な増加内容として挙げられる。

（７）支払の状況（中間払の有無）、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況（中間払の有無）

指定管理費の支払いについては「年度協定書」の第 3 条に記されているとおり、指定管理経費については、年間の業務予定に基づく部分（固定部分）と単価契約部分（変動部分）の合計金額を毎月請求を受けたうえ、毎月支払いを行っている。また公共料金等の経費については 3 か月ごとに 1 回契約時に決定された概算額を各期の月初めに支払っている。

精算の有無

公共料金等の経費については、3 か月ごとに 1 回概算額を各期の月初めに支払っているため、年度終了時に精算がおこなわれ、平成 19 年度は 705,122 円が返金されている。

(8) 結果及び意見

(指摘事項)

指定管理者の選定について

指定管理者選定の際、公募を行わずに(株)信州東御市振興公社を選定している。(株)信州東御市振興公社の内容審査はしており、当社を指定管理者として選定することに問題がない点(欠格事項)は確認しているとのことである。指定管理者制度の導入初年度であり、また平成 4 年に休養村とうぶの建設を決定して以降、大田区と東御市と深い交流を継続しており、東御市の外郭団体である(株)信州東御市振興公社を指定管理者として選定せざるを得ない事情があったと推測される。しかしながら、本来、更なる区民サービスの向上と行政コストの削減を目的として、指定管理者制度を導入しているのであるから、選定においても競争入札や公募(プロポーザル)方式等の方法によって、よりよい業者を選定できるよう工夫を図るべきである。なお、平成 21 年度以降の指定管理者選定に関しては、公募を行う方針とのことである。

施設修繕費の負担について

協定書上、「施設の維持管理及び見積価格が一件 50 万円以下の修繕」については指定管理者が負担することになっており、裏返せばそれ以上の支出を伴う修繕等は区が負担することになっている。しかしながら、平成 18 年度の「中央監視盤修理 997,500 円」は指定管理者が負担し、平成 18 年度「進入防止柵設置工事 315,000 円」、平成 19 年度「排気管理設移設工事 315,000 円」については区が負担している。以上のように、修繕費については、どちらが負担するのかが実際には不明瞭な状況にある。平成 21 年度以降については、公募によって指定管理者を選定することであるが、修繕費をはじめとした経費に関して、区と指定管理者の負担をどうするかということについて、明確に取り決めを行い事後のトラブルとならないようにし、また、過度な負担あるいは法的安定性に乏しい状態での運用を行い、一般の業者が公募に参加することを阻むような障壁とならないよう、取扱いを明確にしておくことが大切であると考えられる。

9 . 大田区産業プラザ、 10 . 大田区立下丸子テンポラリー工場、 11 . 大田区立本羽田二丁目工場アパート、 12 . 大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート、 13 . 大田区中小企業者賃貸住宅、 14 . 大田区創業支援施設、 15 . 大田区新産業創造支援施設、 16 . 大田区産学連携施設

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：産業経済部

課等名：産業振興課

番号：9～16

施設名：大田区産業プラザ

大田区立下丸子テンポラリー工場

大田区立本羽田二丁目工場アパート

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート

大田区中小企業者賃貸住宅

大田区創業支援施設

大田区新産業創造支援施設

大田区産学連携施設

(2) 施設の状況

9. 大田区産業プラザ



【大田区産業プラザ】

項目	内容
設置の目的	大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、産業活動を担う勤労者の福祉向上に寄与すること
開設時期	平成8年2月
利用対象者・利用時間等	・利用対象者：利用に関する承認を受けた個人または団体 利用時間：年末年始（12月29日～翌1月3日）並びに施設点検日（平日3日、土日祝日9日の年度別協定書に掲げる日）の休館日を除く日の午前9時から午後10時まで ・利用料金：利用時間、利用場所、利用器具等に応じた額
業務内容	展示ホール、コンベンションホール、会議室、駐車場等の貸出業務
利用状況等	平成19年度における利用状況はいずれも50%を超えていた。

10. 大田区立下丸子テンポラリー工場（賃貸工場（立替促進））

項目	内容
設置の目的	大田区内における工場の操業環境改善と新規創業の促進を図り、産業環境の創造及び産業振興に寄与すること
開設時期	平成6年
使用対象者・使用期間等	・使用対象者：原則として、工場建替のため当該期間中の仮作業場を必

	要とする、一定の業種に該当する事業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項） ・使用期間：2年以内の工場建替に必要な期間 ・使用料金：部屋ごとに定められた金額
業務内容	建替促進賃貸工場の部屋の賃貸
使用状況等	平成19年度末における利用状況は1室が空室（全4室）であった。

11．大田区立本羽田二丁目工場アパート（賃貸工場（短期））

項目	内容
設置の目的	大田区内における工場の操業環境改善と新規創業の促進を図り、産業環境の創造及び産業振興に寄与すること
開設時期	平成9年2月
使用対象者・使用期間等	・使用対象者：原則として、新規創業、操業環境が悪化、事業拡張、並びに工場建替のため、作業場を必要とする一定の業種に該当する事業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項） ・使用期間 工場建替の場合：2年以内の工場建替に必要な期間 上記以外の場合：原則として7年以内 ・使用料金：部屋ごとに定められた金額
業務内容	短期賃貸工場の部屋、駐車場の賃貸
使用状況等	平成19年度末における使用状況は全8室で満室であった。

12．大田区立本羽田二丁目第2工場アパート（賃貸工場（短期））

項目	内容
設置の目的	大田区内における工場の操業環境改善と新規創業の促進を図り、産業環境の創造及び産業振興に寄与すること
開設時期	平成12年5月
使用対象者・使用期間等	・使用対象者：原則として、新規創業、操業環境が悪化、事業拡張、並びに工場建替のため、作業場を必要とする一定の業種に該当する事業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項） ・使用期間 工場建替の場合：2年以内の工場建替に必要な期間 上記以外の場合：原則として7年以内 ・使用料金：部屋ごとに定められた金額
業務内容	短期賃貸工場の部屋、駐車場の賃貸
使用状況等	平成19年度末における使用状況は1室が空室（全48室）であった。

13．大田区中小企業者賃貸住宅

項目	内容
----	----

設置の目的	大田区内の中小企業者の生活の安定と福祉向上を図り、大田区産業の振興に寄与すること
開設時期	平成 12 年 8 月
使用対象者・使用期間等	使用対象者：区内において操業もしくは営業し、または新規創業をしようとする者で、自らまたは従業員の居住のために住宅を必要としている、事業税、住民税の滞納のない中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項） 使用期間：原則として 5 年以内 使用料金：部屋のタイプごとに面積基準で定められた金額
業務内容	住宅、駐車場の賃貸
使用状況等	平成 19 年度末における使用状況は 2 室が空室（全 28 室）であった。

1 4 . 大田区創業支援施設

項目	内容
設置の目的	大田区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図り、もって工場集積の維持発展及び地域産業の活性化に寄与すること。
開設時期	平成 15 年 5 月
使用対象者・使用時間等	使用対象者：施設の種類ごとに定められた一定の資格を有する個人または中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項） 使用期間 オフィス：原則として 3 年以内 シェアードオフィス：原則として 6 ヶ月以内 共同研究室：原則として 6 ヶ月以内 使用料金：施設の種類ごとに面積基準で定められた金額
業務内容	主に、施設並びに駐車場の賃貸業務、区内における創業支援業務、中小企業者の新分野進出支援業務
使用状況等	平成 19 年度末におけるオフィス使用状況は全 27 室で満室、シェアードオフィスは 5 室が空室（全 9 室）であった。

1 5 . 大田区新産業創造支援施設（産業連携支援施設）

項目	内容
設置の目的	大田区内における新産業及び新技術の実用化を目的とした研究開発事業の促進及び起業家の育成を図り、もって中小企業者の技術力向上及び地域産業の活性化に寄与すること
開設時期	平成 18 年 4 月
使用対象者・使用期間等	使用対象者：原則として新製品または新技術の実用化を目的とした研究開発事業に取り組んでおり、学術機関、研究機関等または企業のいずれかと連携して活動を行っている中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1

	項) 使用期間：原則として8年以内 使用料金：施設の種類ごと、入居期間ごとに面積基準で定められた金額
業務内容	研究室、駐車場の賃貸
使用状況等	平成19年度末における使用状況は全3室で満室であった。

16. 大田区産学連携施設（産業連携支援施設）

項目	内容
設置の目的	区内における新産業及び新技術の実用化を目的とした研究開発事業の促進及び起業家の育成を図り、もって中小企業者の技術力向上及び地域産業の活性化に寄与すること
開設時期	平成18年8月
使用対象者・使用期間等	使用対象者：原則として新製品または新技術の実用化を目的とした研究開発事業に取り組んでおり、学術機関、研究機関等または企業のいずれかと連携して活動を行っている中小企業者（中小企業基本法第2条第1項） 使用期間 オフィス：5年以内 スモールオフィス：原則として1年以内 使用料金：施設の種類ごとに面積基準で定められた金額
業務内容	オフィス、スモールオフィス、駐車場の賃貸
使用状況等	平成19年度末における使用状況はオフィス1室が空室（全13室）、スモールオフィス9室が空室（全10室）となっていた。

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
大田区産業プラザ	(財)大田区産業振興協会	平成18年4月1日
大田区創業支援施設	(財)大田区産業振興協会	平成18年4月1日
大田区立下丸子テンポラリー工場	(財)大田区産業振興協会	平成18年4月1日
大田区立本羽田二丁目工場アパート	(財)大田区産業振興協会	平成18年4月1日
大田区立本羽田二丁目第2工場アパート	(財)大田区産業振興協会	平成18年4月1日

大田区中小企業者賃貸住宅	(財)大田区産業振興協会	平成 18 年 4 月 1 日
大田区新産業創造支援施設	(財)大田区産業振興協会	平成 18 年 4 月 1 日
大田区産学連携施設	(財)大田区産業振興協会	平成 18 年 8 月 1 日

指定管理者の概況

施設名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
大田区産業プラザ	管理運営委託契約(条例事項) (利用料金適用)	指定管理者 (利用料金適用)	指定管理者 (利用料金適用)
大田区創業支援施設	管理運営委託契約(条例事項)	指定管理者	指定管理者
大田区立下丸子テナポラリー工場	管理運営委託契約(条例事項)	指定管理者	指定管理者
大田区立本羽田二丁目工場アパート	管理運営委託契約(条例事項)	指定管理者	指定管理者
大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート	管理運営委託契約(条例事項)	指定管理者	指定管理者
大田区中小企業者賃貸住宅	管理運営委託契約(条例事項)	指定管理者	指定管理者
大田区新産業創造支援施設	該当事項なし	指定管理者	指定管理者
大田区産学連携施設	該当事項なし	指定管理者	指定管理者

(注 1) 契約相手及び指定管理者はいずれも財団法人大田区産業振興協会である。

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

・大田区産業プラザ条例 第 2 条の 2

「区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。) に、産業プラザの管理を行わせることができる。」

・大田区創業支援施設条例 第 28 条

「区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。) に、支援施設の管理を行わせることができる。」

・大田区賃貸工場条例 第 24 条

「区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、賃貸工場の管理を行わせることができる」

・大田区中小企業者賃貸住宅条例 第 24 条

「区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、住宅の管理を行わせることができる」

・大田区産業連携支援施設条例 第 25 条

「区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、連携支援施設の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書では 3 年間の通年協定となっているものの、債務負担に関する限度額の設定はしておらず、各年度の協定金額は年度協定にて協定額を每期設定していることから、債務負担行為とはならない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選考委員会、募集要項等はない。

選定委員会による選定理由

該当なし。

非公募理由は次のとおりとのことであった。

- ・ 指定管理者制度導入の初年度であり、条例制定から指定管理者の決定までを短期間において確定させる必要があった。
- ・ 財団法人大田区産業振興協会 は指定管理対象施設につき、指定管理者の初回選定時点において既に委託契約を締結しており、維持管理業務の実績を有していた。
- ・ 財団法人大田区産業振興協会 の設立目的（「大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる区民を対象とした勤労者福祉事業を総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与すること」）が施設設置の目的に合致していた。

これらのことから、区長宛に財団法人大田区産業振興協会が指定申請を実施すべく産業経済部よりの要請を受け、これに応じた財団法人大田区産業振興協会が区長より指定管理者に選定され、区長より議案として議会に諮られたとのことであった。

議会の決議

平成 17 年 10 月において大田区産業プラザ条例の改正が第 3 回定例会にて、平成 18 年 3 月において指定管理者の決定が第 1 回定例会にて決議されたとのことであった。

協定書の締結

・基本協定書

平成 18 年 4 月 1 日付で区と指定管理者である財団法人大田区産業振興協会との間で協定されていた。趣旨および範囲については、上記(2). 9 に記載の施設に関する管理代行業務とされており、期間は協定日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間（大田区産学連携支援施設については平成 18 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）とされていた。管理代行業務の具体的内容は次表のとおりとなる。

施設名	管理代行業務	根拠規定
大田区産業プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の利用に関すること。 施設等の維持及び修繕に関すること。 上記に掲げるもののほか、産業プラザの運営に関して区長が必要と認める業務 	大田区産業プラザ条例(平成 6 年条例第 39 号)第 14 条
大田区創業支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用に関する事業 区内における創業支援に必要な事業 中小企業者の新分野進出支援に必要な事業 その他区長が必要と認める事業 施設等の維持及び修繕に関すること。 上記に掲げるもののほか、創業支援施設の運営に関して区長が必要と認める業務 	大田区創業支援施設条例(平成 14 年条例第 54 号)第 3 条及び第 30 条
大田区立下丸子テンポラリー工場 大田区立本羽田二丁目工場 アパート 大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の使用に関すること 施設等の維持及び修繕に関すること 上記に掲げるもののほか、賃貸工場の運営に関して区長が必要と認める業務 	大田区賃貸工場条例(平成 6 年条例第 7 号)第 26 条
大田区中小企業者賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の使用に関すること 施設等の維持及び修繕に関すること 上記に掲げるもののほか、賃貸住宅の運営に関して区長が必要と認める業務 	大田区中小企業者賃貸住宅条例(平成 14 年条例第 48 号)第 26 条
大田区新産業創造支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の使用に関する業務 	大田区産業連携支

大田区産学連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持及び修繕に関する業務 ・上記に掲げるもののほか、新産業創造支援施設及び産学連携施設の運営に関して区長が必要と認める業務 	援施設条例（平成17年条例第84号）第26条
-----------	---	------------------------

管理代行業務を実施するにあたり満たすべき仕様について区は、対象施設、施設の概要、開館日、開館時間及び業務時間、管理代行業務の実施仕様、職員に関する事項を仕様として定めるものとされているとともに、区、指定管理者の双方より管理代行業務の範囲または実施仕様の変更、追加等ができる旨が定められていた。なお、次に掲げる業務は、上記の管理代行業務から除外するものとされていた。

- ・行政財産の目的外使用許可に関すること
- ・不服申立てに関すること
- ・産業プラザの区及び東京都城南地域中小企業振興センター管理部分並びに共用部分の維持管理に関すること
- ・産学連携施設の開設当初の使用者の募集、審査及び決定等に関すること
- ・施設の大規模改修に関すること
- ・産業プラザの電気、ガス及び上下水道の契約及び支払に関すること
- ・その他法令等で区が行うこととされている事項

基本協定書においては、職員配置基準が定められており、一定の資格を有する管理責任者の選任並びに業務が滞りなく遂行されるよう、担当職員の配置が求められていた。この管理責任者の一定の資格については特に定めたものはなく、区における係長クラス的能力を有するものとの解釈となることとであった。

料金に関する協定としては、大田区産業プラザについては利用料金制（管理代行に関する経費につき貸出施設等よりの料金を持って充当し、残額を区に返還する方法）が採用されており、その他の施設においては徴収事務の委託が採用されていた（この場合の管理代行経費は区の負担となる）。この利用料金については、個別協定において、条例の金額以内で個別具体的に定められていた。なお、利用料金制の場合における収入不足額は指定管理者の負担とされていた。

利用料金制における経費のうち大規模修繕工事に関する経費は原則として区の負担とされており、原状回復に係る工事に関しては年度協定に定める負担率による負担を指定管理者に求めることができるとされていた（個別協定において公の施設に関する利便性の向上に関わる負担率とされていた）。上記とは別に、施設または付帯設備の修繕についても、施設の大規模改修に関するものを除き、利用料金または徴収事務委託の場合における管理代行経費にて指定管理者が負担するものとされていた。後者の場合においては30万円を超える場合には区との協議が義務付けられていた。なお、大規模修繕工事とは躯体に関する工事を指すこととであった。

物品の購入および物品の修繕の場合においても利用料金または徴収事務委託の場合における管理代行経費にて指定管理者が負担するものとされていた。このうち、物品の購入の場合は大田区物品管理規則に従った備品の管理が要請されていた。また、1件30万円を超える場合には区との協議が義務付けられていた。

さらに、会計に関しては、利用料金並びに管理代行経費について区分経理を要請しており、利用料金に関しては、現金出納責任者を置き、現金出納簿を備え、現金の出納を整理するものとされていた。また、会計年度終了後45日以内に利用料金の収入状況および管理代行経費の執行状況記載した決算書を区に提出することが義務付けられていた。

この他、業務の再委託（区の承認が前提）、管理業務並びに経営状況等の区への定期的報告等が規定されていた。

一方、管理委託経費については、財団法人大田区産業振興協会よりの過去の経験から見積もられた金額につき、区において協議し、議会によって決定されたものであり、他業者よりの見積、一定の積算基準に基づき算定された金額等に基づき設定されたものを基準としたものではないとのことであった。

・仕様書

既述のとおり、指定管理対象施設に関する管理代行仕様を区が施設ごとに取り決めることになっており、次のとおりの仕様書の設定がなされる旨、基本協定書に明記されており、基本協定書に別紙として綴込まれていた。

・大田区産業プラザ管理代行仕様書、大田区創業支援施設管理代行仕様書、大田区賃貸工場管理代行仕様書、大田区中小企業者賃貸住宅管理代行仕様書、大田区産業連携支援施設管理代行仕様書

これら仕様書は、基本的には区の担当部局の定めた指定管理者管理運営基準に基づき作成されているとのことであった。当該基準は、平成17年10月の設定以降、改訂は実施されていないようであった。

・年度協定書

平成19年4月1日付で区と指定管理者である財団法人大田区産業振興協会との間で協定されていた。協定の内容として、大田区産業プラザについては、施設の使用料並びに使用時間、利用料金の精算において生じた返還金の納付期限が規定されていた。また、大田区産業プラザ以外の指定管理対象施設については、各施設の管理代行経費の額、その支払に関する事項、当該支払が概算払であり年度終了後に精算を要する旨、当該精算期限、精算残金が生じた場合には区への返納を要する旨、当該返納期限が規定されていた。この他、共通事項として、区の事前承認があった再委託の場合の取扱、報告書の種類並びにその提出期日に関する事項等が規定されていた。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の收受

基本協定書に基づき財団法人大田区産業振興協会は、大田区産業プラザについては「平成 19 年度 大田区産業プラザ実績報告書について」を、その他の施設については「平成 19 年度 指定管理者業務事業報告」を作成し、年度協定書に定められた期日である平成 19 年 5 月 15 日付で区長宛に作成、担当部局である産業経済部産業振興課に提出していた（担当部局の收受印が日付印にて押印済）。

実地の調査、指示の状況

事業報告については、担当部局において、係員、係長、課長、部長のほか、関連部局の担当者が査閲し、その事実につき押印を実施しているとのことであり、押印の事実が確認できた。実地の調査については、産業経済部と財団法人大田区産業振興協会とは大田区産業プラザの同一フロアに隣接していることから、必要に応じて実施することとしており、特に文書による指示は行ってはいないとのことであった。また、大田区からの出向者は次のとおりである。

派遣元	派遣先	18年度	19年度	20年度
産業振興課	産業振興協会	15人	13人	12人

(6) 指定管理料（委託料）の推移

（単位：円）

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
大田区産業プラザ（利用料金制）	利用料金	227,905,233	221,694,180	235,892,625
	執行額	225,885,625	215,664,818	214,250,858
	返還金	該当なし	6,029,362	21,641,767
大田区創業支援施設（管理代行経費）	収入額	22,314,000	34,051,000	30,597,000
	執行額	21,733,703	29,546,793	28,726,134
	精算残金	580,297	4,504,207	1,870,866
賃貸工場・賃貸住宅（管理代行経費） ・大田区立下丸子テンポラリー工場	収入額	66,804,000	44,256,000	44,656,000
	執行額	66,799,630	43,273,194	42,181,127

・大田区立本羽田二丁目工場アパート ・大田区立本羽田二丁目第2工場アパート ・大田区中小企業者賃貸住宅	精算残金	4,370	982,806	2,474,873
産業連携支援施設(管理代行経費)	収入額	該当なし	11,113,000	8,137,000
・大田区新産業創造支援施設	執行額	該当なし	4,760,208	4,656,027
・大田区産学連携施設	精算残金	該当なし	6,352,792	3,480,973

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

利用料金制を採用している大田区産業プラザ以外については、年度協定により、次のとおり管理代行経費が定められており、平成19年度においては総額83,390,000円とされていた。

(単位:円)

施設名	施設管理費	一般管理費	合計
大田区創業支援施設	26,668,000	3,929,000	30,597,000
大田区立下丸子テナポリラー工場	(*1) 1,602,000	(*2)	1,602,000
大田区立本羽田二丁目工場アパート	(*1) 3,073,000	(*2)	3,073,000
大田区立本羽田二丁目 第2工場アパート	35,116,000	4,865,000	39,981,000
大田区中小企業者賃貸住宅			
大田区新産業創造支援施設	493,000	(*3)	493,000
大田区産学連携施設	6,668,000	976,000	7,644,000
合計	73,620,000	9,770,000	83,390,000

(*1) 契約用印紙は大田区立本羽田二丁目第2工場アパートに記載

(*2) 大田区立本羽田二丁目第2工場アパートに記載

(*3) 大田区産学連携施設に記載

上記管理代行経費については、以下のとおり年4回(3ヶ月毎)の概算払とされており、各回の請求期限、精算残額の区への返納の旨、返納期限が定められていた。

(単位:円)

区分	管理代行経費	請求期限
第1期 04月01日から06月30日まで	21,545,000	平成19年05月01日
第2期 07月01日から09月30日まで	20,179,000	平成19年07月02日

第3期	10月01日から12月31日まで	21,487,000	平成19年10月01日
第4期	01月01日から03月31日まで	20,179,000	平成20年01月04日
合計		83,390,000	

当該規定に基づき、指定管理者は各回の請求期限までに請求書を区に作成、提出し、区はこれに基づき支出命令書を作成、支払を執行していた。

精算の有無

利用料金制について指定管理者は、既述のとおり基本協定（第9条第5項）に定められた利用料金収入から経費を控除した残額を返還金として全額返納する義務を負っており、年度協定書に基づき平成20年5月31日までに返納することとされていた。一方、利用料金制以外の管理代行経費については当該支払が概算払であることから、平成20年5月15日までに精算し、精算残金が生じた場合には平成20年5月31日までに返納することとされていた。利用料金制については、「平成19年度 大田区産業プラザの利用料金における余剰金について」として、平成20年5月13日付けで余剰金（収入額 - 執行額）に関する報告書を作成し、区に提出するとともに、平成20年5月27日付けで区指定口座に返納しており、具体的精算の内容は、次のとおりであった。

（単位：円）

科目	金額
利用料金収入	235,892,625
執行額	
給与手当	30,721,664
福利厚生費	4,613,125
臨時雇賃金	455,000
旅費交通費	239,350
通信運搬費	384,023
消耗什器備品費	3,920,700
消耗品費	4,103,952
修繕費	10,716,363
印刷製本費	561,015
燃料費	38,740
賃借料	3,941,071
保険料	169,254
租税公課	2,252,461
負担金支出	83,805,861
委託費	63,076,685

宣伝広告費	5,209,050
雑費	42,544
執行額合計	214,250,858
余剰金	21,641,767

一方、利用料金制以外の管理代行経費については、「平成 19 年度 大田区産業支援施設の管理代行経費の精算について」として、平成 20 年 5 月 13 日付けで返納額（収入額 - 執行額）に関する報告書を作成し、区に提出するとともに、平成 20 年 5 月 27 日付けで区指定口座に返納していた。また、精算の内訳としては、創業支援施設、賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅、産業連携支援施設（新産業創造支援施設並びに産学連携施設）の単位で勘定科目の内訳として作成されており、それぞれ次のとおりであった。

平成 19 年度 創業支援施設の管理代行精算内訳

（単位：円）

	収入額	執行額	精算残金
給料手当	3,314,000	3,086,446	227,554
報酬	8,040,000	7,808,000	232,000
福利厚生費	425,000	444,027	19,027
旅費交通費	70,000	53,510	16,490
通信運搬費	189,000	161,307	27,693
消耗品費	210,000	175,064	34,936
修繕費	1,000,000	502,635	497,365
光熱水料費	2,684,000	2,077,094	606,906
賃借料	413,000	412,020	980
保険料	5,000	4,706	294
情報使用料	331,000	330,108	892
租税公課	630,000	606,923	23,077
負担金支出	30,000	30,000	0
委託費	13,256,000	13,034,294	221,706
合計	30,597,000	28,726,134	1,870,866

平成 19 年度 賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅の管理代行精算内訳

（単位：円）

	収入額	執行額	精算残金
--	-----	-----	------

給料手当	4,142,000	3,858,062	283,938
福利厚生費	486,000	466,943	19,057
通信運搬費	71,000	59,046	11,954
消耗品費	60,000	27,171	32,829
修繕費	1,617,000	1,311,542	305,458
光熱水料費	8,047,000	7,017,955	1,029,045
賃借料	112,000	111,504	496
保険料	6,000	5,882	118
租税公課	273,000	256,250	16,750
委託費	29,842,000	29,066,772	775,228
合計	44,656,000	42,181,127	2,474,873

平成 19 年度 産業連携支援施設の管理代行精算内訳

(単位：円)

	収入額	執行額	精算残金
給料手当	829,000	771,603	57,397
福利厚生費	98,000	93,387	4,613
通信運搬費	65,000	61,558	3,442
消耗品費	180,000	95,727	84,273
修繕費	1,300,000	199,395	1,100,605
光熱水料費	2,470,000	366,289	2,103,711
情報使用料	252,000	84,168	167,832
保険料	2,000	1,176	824
租税公課	47,000	43,249	3,751
委託費	2,894,000	2,939,475	45,475
合計	8,137,000	4,656,027	3,480,973

さらに、使用料徴収事務の委託については、基本協定書において毎月の徴収額を翌月 25 日までに納付することとされていた。平成 19 年度における徴収実績は次のとおりとされており、各施設単位に作成されていた。

平成 19 年度における徴収実績（総計）

(単位：円)

	調定額	収納額	未収額	収納率
平成 19 年 4 月分	16,336,100	15,604,100	732,000	95.5%

平成 19 年 5 月分	16,124,300	15,407,300	717,000	95.6%
平成 19 年 6 月分	16,123,200	15,406,200	717,000	95.6%
平成 19 年 7 月分	15,984,400	15,843,400	141,000	99.1%
平成 19 年 8 月分	16,234,300	16,093,300	141,000	99.1%
平成 19 年 9 月分	15,716,200	15,716,200	0	100.0%
平成 19 年 10 月分	15,933,133	15,792,133	141,000	99.1%
平成 19 年 11 月分	15,955,800	15,796,800	159,000	99.0%
平成 19 年 12 月分	16,083,800	15,924,800	159,000	99.0%
平成 20 年 1 月分	16,212,600	16,194,600	18,000	99.9%
平成 20 年 2 月分	16,460,700	16,442,700	18,000	99.9%
平成 20 年 3 月分	16,558,800	16,346,800	212,000	98.7%
合計	193,723,333	190,568,333	3,155,000	98.4%

当該指定管理者に対する他の費目での支出

大田区産業プラザは複合施設であり、公の施設部分と公の施設以外の部分を併せ持つ形態となっている。指定管理者である財団法人大田区産業振興協会は、当該施設の公の施設に該当する部分の管理については、指定管理者として選定され、基本協定並びに個別協定を締結している点は既述のとおりであるが、公の施設以外の部分の管理については、平成 18 年度より区と単独で随意契約を締結しており、当該契約により、大田区産業プラザ全体の管理を実施することになっている（具体的内容については「民間委託」の項を参照のこと）。一方、これら指定管理、単独随意契約に関する業務以外に、財団法人大田区産業振興協会は、区よりの事業費補助、運営費補助を受けており、当該補助のもと、寄付行為に定めた目的を達成すべく、寄付行為上の事業を実施しているとのことであった。財団法人大田区産業振興協会の寄付行為における目的並びに事業は次のとおりであった。

目的

大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる区民（以下「中小企業勤労者」という）を対象とした勤労者福祉事業を、総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与する（寄付行為 第 3 条）。

事業

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業振興に関する普及・啓発事業
- (2) 中小企業者に対する相談事業
- (3) 経営・技術の支援に関する事業

- (4) 人材の育成・確保の支援に関する事業
- (5) 産業情報の収集・提供に関する事業
- (6) 交流の推進・産業コミュニティーづくりに関する事業
- (7) 中小企業勤労者福祉に関する調査研究・情報提供事業
- (8) 中小企業勤労者のための各種セミナー等事業
- (9) 中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業
- (10) 上記事業に関連を有する範囲において区から受託する事業
- (11) その他目的達成に必要な事業

また、過去よりの管理委託、補助金等に関する収入並びにその執行状況の推移は次のとおりであった。

(単位：円)

項目/年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
事業費補助分収入額	160,096,000	155,031,000	138,455,000
運営費補助分収入額	291,508,000	285,026,000	259,307,000
補助金計	451,604,000	440,057,000	397,762,000
事業費補助分執行額	151,868,554	140,838,530	126,388,780
運営費補助分執行額	255,231,845	261,727,291	227,303,334
執行額計	407,100,399	402,565,821	353,692,114
事業費補助分返還額	8,227,446	14,192,470	12,066,220
運営費補助分返還額	36,276,155	23,298,709	32,003,666
返還金計	44,503,601	37,491,179	44,069,886
都補助金収入	1,207,500	-	-
商業観光マップ分	1,207,500	-	-
国等受託事業収入	-	35,190,429	79,186,175
人材育成事業	-	13,544,161	10,648,251
ネットワーク構築事業	-	21,646,268	16,806,670
基盤技術高度化支援事業	-	-	51,731,254
産業プラザ展示ホール等収入 (注1)	227,905,233	221,694,180	235,892,625
執行額	225,885,625	215,664,818	214,250,858
返還金	-	6,029,362	21,641,767
創業支援施設(注2)	22,314,000	34,051,000	30,597,000
執行額	21,733,703	29,546,793	28,726,134
返還金	580,297	4,504,207	1,870,866
賃貸工場(住宅含む)(注2)	66,804,000	44,256,000	44,656,000

執行額	66,799,630	43,273,194	42,181,127
返還金	4,370	982,806	2,474,873
産業連携支援施設（注2）	-	11,113,000	8,137,000
執行額	-	4,760,208	4,656,027
返還金	-	6,352,792	3,480,973
産業プラザ施設維持管理（注3）	-	222,315,000	215,884,000
執行額	-	217,226,123	212,677,517
返還金	-	5,088,877	3,206,483

（注1）指定管理者（利用料金制）

（注2）指定管理者（含：使用料徴収事務）

（注3）委託契約（単独随意契約）

上記のうち、平成19年度における指定管理者への管理委託部分の執行額の内訳は既述のとおりであり、単独随意契約による管理委託部分の執行額の内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

	予算額	執行額	精算残金
燃料費	19,000	19,950	950
消耗品費	2,913,000	1,949,380	963,620
修繕費	6,020,000	6,433,179	413,179
賃借料	1,546,000	1,478,160	67,840
委託費（注）	205,164,000	202,586,548	2,577,452
租税公課	199,000	199,000	0
雑費	23,000	11,300	11,700
合計	215,884,000	212,677,517	3,206,483

（注）委託費は管理委託内容に専門的技術を要する場合における、区の事前承認を経たて財団法人大田区産業振興協会が実施する再委託に関する費用であり、再委託先はいずれも民間の株式会社もしくは協同組合であった（再委託先選定については区の入札方法に準じて実施される指名競争入札により、具体的には「民間委託」の項を参照のこと）。

財団法人大田区産業振興協会は、協定もしくは契約に従い、上記のとおり、区分経理を実施し、執行額との差異につき区に返納していたことは既述のとおりであるが、区分経理された各費目のうち、人件費につき次の事項が見受けられた。即ち、上記の管理委託契約において給与手当が内訳として示されているものは、指定管理部分の大田区産業プラザ、創業支援施設、賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅、産業連携支援施設に限定されており、単独随意契約による管理委託部分については人件費に該当する科目は存在しなかった。平成19年4月1日現在、財団法人大田区産業振興協会における人員は49名であり、その組

織は管理グループ（管理・財務チーム、企画広報チームの2チームより構成）、企業支援グループ（産業支援施設チーム、経営サポートチーム、取引促進チームの3チームより構成）、施設・勤労共済サービスグループ（施設サービスチーム、勤労共済チームの2チームより構成）の3グループ並びに各種相談員により構成されていた。これら人員の人件費のうち、大田区産業プラザに区分経理されている人件費としては、施設・勤労共済サービスグループの施設サービスチーム所属の7名のうち5名並びに管理グループの管理・財務チーム所属の5名のうち1名の計12名のうち6名であった。また、大田区産業プラザ以外の指定管理者による管理代行に区分されている人件費としては、企業支援グループの産業支援施設チーム所属の4名のうち1名分の人件費が、創業支援施設に40%、賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅、に50%、産業連携支援施設に10%として区分経理されていた。上記以外の人件費については事業費補助、運営費補助により賄われているとのことであった。一方、業務の実態としては、大田区産業プラザ（指定管理部分、単独随意契約部分の双方）においては、施設・勤労共済サービスグループの施設サービスチーム（7名所属）により所管、このうち5名と管理・財務チーム所属の1名の計6名（いずれも役職は無い）が管理代行を主に実施しているとのことであり、大田区産業プラザ以外の指定管理者による管理代行においては、企業支援グループの産業支援施設チーム（4名所属）が所管、これに管理・財務チームがこれをサポートしているとのことであった。つまり、上記内容に基づけば、少なくとも大田区産業プラザを除いては、区分経理された人件費と業務の実態は一致していなかった。

（8）非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

(4) において記載したとおり、平成18年度より指定管理者制度を採用した関係上、限られた時間内で条例の制定並びに指定管理者の選定を実施する必要性があり、公募のうえでの選定を実施する時間的余裕が無かったことが主要因となる。副次的要因としては、財団法人大田区産業振興協会が、過去より委託契約により区の公の施設の維持管理を実施してきた実績があるとともに、寄付行為の目的が合目的であったことが挙げられる。

公募指定に向けた対応

平成20年7月31日付で副区長発各部局長宛に「指定管理者の選定方針について（通知）」が出されていた。これによると、指定管理者選定方針として、原則として公募による複数の申請者からプロポーザル方式により選定する旨が明記されている。一方、例外として特命指定の場合が記載されている。この場合には理由を明確化するとともに、条例並びに「協定内容の履行状況」、「サービスの質」、「経営の安定性」等について評価、選定するとされている。平成21年度の指定に向けた具体的方向性は未だ確定していないものの、本件指定管理については、特命指定とする方向性が議論されている段階とのことであった。

(9) 結果及び意見

(指摘事項)

徴収事務につて

事業報告書において記載されていた平成 20 年 5 月 15 日現在の未収額 3,155,000 円につき、大田区は回収を徹底する必要がある。

(意見)

非公募指定とした理由の明確性と総務省通知の乖離

総務省通知においては公募を原則としているが、本件については非公募を選定していることから、総務省通知の本旨とは乖離している。理由の明確性については、第一義的理由が時間的理由に起因しており、非公募による指定の積極的な理由とはなっていない。副次的理由についても財団法人大田区産業振興協会が指定管理者としての資格を有するという点に関しては有効ではあるが、複数の有資格者の中から財団法人大田区産業振興協会が選定された理由にはなっていない。平成 18 年度においては、平成 18 年 4 月 1 日より管理を委託する必然性から、やむを得ない措置であったが、平成 21 年度における選定にき、特命指定とする場合には、選定根拠をより明確化することが必須である。

非公募指定と精算行為との関連性

平成 18 年度より開始された指定管理における利用料金制以外の委託管理料について、指定管理者である財団法人大田区産業振興協会からの見積に基づき協定額を概算払として定めていることには問題があるが、上記における理由からやむを得ないものと考えられる。また、利用料金制における利用料金の定めについては、既述のとおり条例に定めた金額以内で個別協定において定められており、管理代行経費が利用料金未満であった場合においては残額の全額を区に返還する旨明記されている。さらに、利用料金を超過した管理代行経費については、天変地異等の不測の事態に起因する場合を除き、指定管理者の負担とする旨明記されている。ここで、利用料金制における精算が要請されているということは、即ち、利用料金制とはいえ、実態は概算払的性質を有しているものと考えられる。総務省通知における公募の原則の背景には、管理委託経費の節減をも含めた効率性、適正性の確保が目的とされている。このことから、概算払的である以上、管理委託経費の物件間、科目間の流用を含めた用途の目的適合性の検証並びに精算金額の正当性の検証の観点から、大田区として、監査等の手続の実施が必要と考える。一方、公募手続により指定管理者が選定された場合においては、利用料金制並びに利用料金制以外の委託管理料の双方において、概算払とはせず、確定額の支払とし、当該金額に基づき発生した損益は指定管理者に帰属させる措置が必要と考える。

その他

1) 人件費の取扱

各職員の各業務に対する直接作業時間の把握は困難であるが、職員が特定の業務のみを実施しているとも考え難い。本質的には、実態に即した人件費割合を測定し区分経理に反映

させるべきとなろうが、当該区分経理の方法、正確性の確保、当該処理工数等を考慮するに現実的ではない。このことから、指定管理者に対する管理委託料から人件費概念を完全に除外し、人件費は補助金により賄う等の措置も考えられる。しかし、人件費を全て補助金とする場合には、財団法人にとっては指定管理料を大幅に減額することが可能になる一方、民間企業にとってはこれが出来ないため、指定管理者としての参入機会を失わせる結果にも繋がると思われ、公正性に欠け現実的な対応とは思われない。指定管理者導入の趣旨から検討するに、これまで補助金として賄ってきた人件費のうち、指定管理に要する部分を明確化させ、補助金の減額並びに管理委託料の増額を実施することで管理委託料を現実に即した額として再設定し、さらには、その費用の削減努力を行うことで、公募に耐えられる制度並びに体制を構築する必要があるものとする。

2) 管理代行施設の修繕について

指定管理者の管理対象施設は公の施設である。当該公の施設の所有者は大田区であることから、当該施設の修繕は大田区において実施される必要がある。この場合、管理業務を指定管理者に委託していることから、修繕行為は指定管理者の名において実施され、当該修繕は大田区において計算されることになる。協定書においては、指定管理者が一部負担する内容となっている箇所が見受けられるが、概算払(的)取扱であることから、経済実態としては精算を経由することで、大田区の負担となっている(この点については大田区産業プラザ施設維持管理委託においても同様である)。この点に関し、概算払(的)である場合においては既述の監査等の実施を前提にすれば、当該取扱については問題ないものとも考えるが、将来的に公募によった場合においては当該取扱を明確にしておく必要がある。一方、概算払(的)取扱にける大田区の勘定処理面においては、指定管理者を経由した場合は精算残金が指定管理料(委託料)として表示(予算処置も同様)されることとなるが、実態は修繕費が当該精算内訳を構成していることとなる。この点に関し、情報作成ならびに開示の正確性の確保につき、大田区の決算における開示方法の検討が必要ではなかろうか³⁷。

17. 南六郷福祉園、18. くすのき園、19. 久が原福祉園、22. うめのき園、23. うめのき園(分場)

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：保健福祉部

³⁷ 指定管理者制度導入の背景には予算措置を待たない迅速な業務(ここでは修繕)の執行という考え方もあることから、予算においては指定管理料(委託料)で構わないものとする。

課等名：障害福祉課

番号：17,18,19,22,23

施設名：南六郷福祉園

くすのき園

久が原福祉園

うめのき園

うめのき園（分場）

(2) 施設の状況

(くすのき園、うめのき園 ((分場) 含む)) 知的障害者通所授産施設

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 137 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき大田区知的障害者援護施設を設置し、障害者自立支援法附則 58 条第 1 項の規定に基づき当該援護施設を運営する。
開設時期	昭和 63 年 4 月 20 日（くすのき園）、平成 5 年 7 月 1 日（うめのき園）
利用対象者・利用時間等	18 歳以上の雇用されることが困難な知的障害者、原則として自力通所可能な方
業務内容	知的障害のある方に働く場を提供し、生産活動や生活訓練を通して、社会的な知識や能力の向上を図る通所授産施設

(久が原福祉園、南六郷福祉園) 知的障害者通所更生施設



【南六郷福祉園】

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 137 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき大田区知的障害者援護施設を設置し、障害者自立支援法附則 58 条第 1 項の規定に基づき当該援護施設を運営する。
開設時期	平成 4 年 4 月 1 日（久が原）、昭和 63 年 4 月 20 日（南六郷）
利用対象者・利用時間等	18 歳以上の知的障害者、または知的障害と身体障害の重複している通所可能な方（ただし、久が原福祉園は重度の身体障害のみをもつ方も含む）

業務内容	生活活動や作業活動を通して日々の生活の充実、社会的自力を支援する 通所更生施設
------	--

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
南六郷福祉園 (知的障害者更生施設)	(福)東京都知的障害者育成会	平成 16 年 4 月 1 日
くすのき園	(福)東京都知的障害者育成会	平成 18 年 4 月 1 日
久が原福祉園	(福)東京都知的障害者育成会	平成 18 年 4 月 1 日
うめのき園	(福)東京都知的障害者育成会	平成 18 年 4 月 1 日
うめのき園(分室)	(福)東京都知的障害者育成会	平成 18 年 4 月 1 日

指定管理者の概況

南六郷福祉園

(単位:円)

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者	金額
17 年度	指定管理者制度・非公募	(福)東京都知的障害者育成会	206,109,301
18 年度			218,634,600
19 年度			218,602,897

その他の園(合計)

(単位:円)

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者	金額
17 年度	管理委託制度・随意契約	(福)東京都知的障害者育成会	797,898,717
18 年度	指定管理者制度・非公募		583,402,556
19 年度			568,697,679

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立知的障害者援護施設等条例第 8 条

「区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人(以下、「法人」という。)であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、援護施設等の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選考委員会、募集要項等はない。

選定委員会による選定理由

該当なし。非公募理由は下記参照のこと。

議会の決議

南六郷福祉園については、平成 16 年 2 月 20 日に提出された第 44 号議案が平成 16 年 3 月 8 日に原案可決されている。また、久が原福祉園、くすのき園、うめのき園、うめのき園（分場）については、平成 17 年 11 月 30 日に提出された第 144 号議案が平成 17 年 12 月 9 日に原案可決している。

協定書の締結

A. くすのき園、久が原福祉園、うめのき園（分場）含む）

各園とも平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結しているが、その後、平成 19 年 4 月 3 日付けにて「障害者支援施設の管理代行に関する基本協定書の変更について（回答）」にて、指定管理者の承諾のもと、文言等を変更している。その内容は、「障害者自立支援法施行に伴い、文言等を整理する」「条例改正に伴い文言等を整理する」「区の要綱において職員等給食の負担額が変更になったことに伴い、その取扱いについて項目を追加する」「基金活用の必要性がない場合、協定期間内であっても区に返還できるよう条文を整理する」というものである。なお、協定はその形式も統一されている。

「基本協定書」

（指定期間）

第 17 条 この協定の期間は、指定通知書の定めるところにより、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

（管理経費）

第 6 条 乙が管理代行を実施するための経費（以下「管理経費」という。）は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に年度協定を定めるものとする。

（特別会計）

第 7 条 乙は、管理経費の経費に当たっては、特別会計を設けて処理しなければならない。

2 乙は、特別会計予算書を 4 月 5 日までに甲に提出しなければならない。

3 乙は、特別会計予算を補正するときは、甲と協議し、あらかじめその承認を得なければならない。

- 4 乙は、特別会計決算書を、当該年度終了後 30 日以内に甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、管理経費の経理関係書類を、当該年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。

「平成 19 年度年度協定書」

(協定期間)

第 10 条 この協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
とある。

B. 南六郷福祉園

南六郷福祉園についても、変更を含め状況は上記とほぼ同じであるが、基本協定書には、(特別会計)に関するものや(基金の設置等)に関する事項の記載がない。(ただし、年度協定書第 2 条第 2 項には「乙は、管理経費を適正に管理し、管理代行の実施以外に使用してはならない」とある。)また、期間等については、以下のとおりである。

「基本協定書」

(指定期間)

第 16 条 この協定の期間は、指定通知書の定めるところにより、平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(委託料)

第 6 条 乙が管理代行を実施するための執行に要する経費(以下「委託料」という。)は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に年度協定を定めるものとする。

とある。

「平成 19 年度年度協定書」

(協定期間)

第 10 条 この協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

「平成 19 年度管理運営委託料(第 * 四半期)の精算について」(精算内訳書)

「平成 19 年度委託料四半期別請求書」を提出させている。

実地の調査、指示の状況

実地の調査についての実態については詳らかにはならなかったが、以下のように計画調整課から職員が 1 名派遣されていることから、当該社会福祉法人の実地の調査、指示等は適宜行われていると考えられる。

派遣元	派遣先	18年度	19年度	20年度
計画調整課	東京都知的障害者育成会	1	1	1

(6) 指定管理料(委託料)の推移

上記参照。

(7) 支払の状況(中間払の有無) 精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

平成19年度の年度協定書の中に

「(請求及び支払)

第3条 乙は、前条の管理経費を平成19年4月、7月、10月及び平成20年1月のそれぞれ10日までに、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から15日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」

とある。

詳細な支払いパターン等は後述の通りである。

精算の有無

年度協定書の中に

「(管理経費の精算及び返納)

第4条 乙は、四半期ごとに精算書を作成し、各期間終了後10日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により精算した結果、毎年度終了後において精算残金があるときは、甲の指定する日までに、当該残高を甲に返還しなければならない」

という条項がある。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出は以下のようなものがあった。

平成19年度社会福祉法人東京都知的障害者育成会に対する補助金 (単位:円)

大田区知的障害者ケアホーム施設等の整備	5,244,703
合計	5,244,703

*但し、当該金額は決算額である。

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

1) 南六郷福祉園については、平成16年1月20日付起案保福障発第1839号「指定管理者

の選定理由」において以下のような理由が記載されている。

「同一敷地内にある大田区くすのき園（知的障害者通所授産施設）を、開設当初の昭和 63 年度から同法人に管理運営を委託している。直営障害者施設の管理運営の見直しの基本方針として、一体的な運営を図ることを目的としていること、及び次のことを理由として社会福祉法人東京都知的障害者育成会を指定管理者として選定する。

- (1) 南六郷福祉園は重度の知的障害者の更生施設であるため、既に知的障害者施設の実績のある社会福祉法人東京都知的障害者育成会であれば、車いす使用者、医療的ケアが必要な方の処遇が可能である。（当区においても知的障害者更生施設大田区立久が原福祉園の管理運営を平成 4 年度から受託している）
- (2) 大田区において地域との交流、他施設との連携を図ることが可能である。
- (3) 知的障害者の施設福祉サービスの維持と向上のために、利用者のニーズに着目した運営を図ることが可能である。
- (4) 知的障害者の在宅福祉向上のため、生活寮・グループホーム・居宅介護事業者等を実施している。
- (5) 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの管理運営移行準備業務の委託先であり、16 年 4 月からの管理の代行を円滑に移行できる法人である」

2) 久が原園については、議案第 144 号資料「大田区立知的障害者援護施設の指定管理者の指定について」(その 1) 3「選定理由」によれば、次のとおりである。

「1) 事業実績・評価

法人は昭和 63 年から区立知的障害者援護施設の管理運営を受託している。このため、地域の障害者の状況に精通しているとともに、長年の施設運営に裏付けられたサービス提供体制を確立している。現行の管理委託業務に関して、久が原福祉園を含め 4 援護施設の管理運営業務及び指定管理者として南六郷福祉園の管理代行業務を円滑に遂行し、充実したサービスを提供していると評価する。

2) 専門性の評価

現在では、支援技術の経験を積んだ職員や施設運営・会計業務に精通した法人固有職員が育っており、区立施設の運営に重要な役割を果たしていると評価する。

3) 地域との結びつき

- ・ 施設の行事や日中活動その他でボランティアを積極的に受け入れることで地域の方々との交流を図っている。
- ・ 介護等体験実習や福祉実習等を積極的に受け入れ、地域資源として協力できる体制作りをしている。
- ・ 区内他施設及び当法人関係施設、関係機関との連携を密にし、相互に助言・支援のできる体制を目指している。
- ・ 大田通勤寮及び城南地域生活支援センターと連携を図り「育成会生活寮・グループホームバックアップシステム」による都知的障害者地域生活支援が効果的に実施されるよう

に努めている。

- ・ 夏スイカ祭り・きらら祭を広く地域に宣伝し、地域の方々に企画への参加やボランティアとしての参加を呼びかけている。

4)事業計画書検討結果

法人から提出された事業計画案、経費案を評価した結果、事業実績や施設運営姿勢、利用者との関係など、指定管理者にするに支障がないと認める。

5)団体内部努力評価

サービスを維持しつつ、人事制度など経営改革に取り組み、経費削減を図ることを評価する。

なお、他の施設についても上記を基本形にし、ほぼ同様の記述であるが、「3)地域との結びつき」の記述が施設ごとに異なる。まずくすのきでは「・地域担当者の職員を配置し、各種行事を開催する。・障害理解のための地域講座や講習会等を開催している。南六郷福祉園とフリーマーケットを行い地域との交流を図っている。・鈴まつりを広く地域に宣伝し、地域の方々に企画への参加やボランティアとしての参加を呼びかけている。・中庭を常に整備し、地域の皆様の憩いの場として提供する」とあり、うめのき及びうめのき（分場）では「・区内近隣の公園清掃、作業公開、施設広報誌の配布等を行うことで、積極的に地域に働きかけ、利用者が安心して施設利用ができるよう、地域の方々へ障害者理解促進に努めている。・施設の行事や日中活動その他のボランティアを積極的に受け入れることで地域の方々との交流を図っている。・介護等体験学習や福祉実習等を積極的に受け入れ、地域資源として協力できる体制を作っている。・区内他施設及び当法人関係施設、関係機関との連携を密にし、相互に助言・支援のできる体制を目指している」とある。

公募指定に向けた対応

まず、平成 17 年 9 月 27 日付にて障害福祉課が出している「障害者施設の指定管理者に係る資格制限について 社会福祉法人に限定することをめぐって」(案)によれば、「社会福祉法人以外の許可事業者は、施設の設定経営はできるが、支援費制度上の事業者指定を受けることができないため、法外の施設経営の道が残されているのみである。法制度上、社会福祉法人以外の民間事業者の参入は門戸を閉ざされている状況である」とある。したがって、一般に公募といっても障害者施設の場合、社会福祉法人間での公募となる。また、「大田区立知的障害者援護施設等条例」(昭和 58 年 10 月 12 日条例第 31 号、最終改正平成 20 年 3 月 14 日第 11 号)第 10 条には、「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条 2 項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があったときは、区長は、当該法人の指定に係る援護施設等の管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる」とあるため、実際に公募を行うためには、本条例規定を考慮に入れる必要がある。また、「指定管理者の選定方針について(通知)」(平成 20 年 7 月 31 日、20 経企発第 10213 号)において

も、「特命指定」に当たる場合は、例外的に「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行わないでも良いとしているようである。今後も公募は行わない可能性が高そうである。

(9) 結果及び意見

(意見)

概算支払額について

19年度における各園への支払いのパターンの合計は以下のとおりである。

合計

(単位：円)

	期首繰越金額	概算支払額	精算実額	差額
				= + -
第1四半期	0	271,657,839	215,231,524	56,426,315
第2四半期	56,426,315	191,364,985	162,698,711	85,092,589
第3四半期	85,092,589	228,286,600	232,894,824	80,484,365
第4四半期	80,484,365	158,160,576	176,457,517	62,187,424

合計 849,470,000 年度協定書第2条(管理経費)の合計に一致

(福)東京都知的障害者育成会全体では、上記のとおり第2四半期直後には、約85百万円の繰越差額があったことになる。この点、例えば、平成19年度の年度協定書第3条第2項には「甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から15日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」とあることから、内容の審査も行って支払い行為に及んでいるはずであるし、「障害者支援施設の管理代行に関する基本協定書の変更について(回答)」にて、指定管理者の承諾のもと、19年度協定の文言等を変更して、「基金活用の必要性がない場合、協定期間内であっても区に返還できるよう条文を整理する」ことになったわけである。繰越差額が過大にならないように「所要額」の内容を十分吟味するなど予算主義によらない機動的な対策を講ずる必要がある。(はぎなか園の部分の同様の指摘参照のこと。)

協定書における区分経理等の扱いについて

上記で述べたように南六郷福祉園についてのみ基本協定書に、(特別会計)に関するものや(基金の設置等)に関する事項の記載がない。この点、育成会に対する他の園との協定書と平仄を合わせ、記載方法を統一するなど協定書整備の必要があると考える。

管理体制について

ヒアリングによれば、「精算内訳書」の内容について、担当部局ではその内訳書の基礎となった証憑類にまで遡って見ることはないとのことであった。説明によれば、その点については、当該事業に関しては社会福祉法による第1種社会福祉事業に対する規制あるいは社会福祉法人による監督規制により東京都の監査が行われること、また、大田区においても監査委員による監査が行われることから、部局では証憑書類にチェックまでは行わないと

のことであった。しかしながら、東京都の監査や大田区の監査委員の監査は目的が異なる。したがって、大田区としては内部統制管理の一環として証憑書類のチェックや間接費の配賦（特に事業運営費）等について十分にチェックを行う必要がある。さらに加えて、もしこのような管理体制であるとした場合、同一の社会福祉法人に対する経費の支払いにおいて、補助金対象と委託料対象とが混同されている虞がある。とくに、間接費については、配賦基準の適正性などの問題もあり、詳細まで（証憑類、配賦基準、直接作業時間等）検討する必要がある。（福）東京都知的障害者育成会に対する補助は、上記のように施設関連経費の補助が多く含まれる。このため、もし混同が生じた場合、会計上の科目計上の誤りによる財務分析上の問題、公募時の指定管理料の高低の指標の取扱いの問題、等々が生じる可能性がある。対応を強化されたい。

指定管理料の価格の合理性の検証について

障害者施設の場合、上記のような非公募指定の理由などにより、非公募であることに一定の理解は示すことができる。しかしながら、その一方で示したように多額の繰越額が発生している実態に鑑みると、指定管理料の価格の合理性の検証が甘い結果のではないかとと思われる。なお、指定管理料の合理性の検証については第3章に記載のとおりである。参照にされたい。

20．新井宿福祉園、21．池上福祉園、24．しいのき園、27．心身障害者自力生活訓練施設（つばさホーム）前の浦

（1）対象

分類：指定管理者

対象部門名：保健福祉部

課等名：障害福祉課

番号：20,21,24,27

施設名：新井宿福祉園

池上福祉園

しいのき園

心身障害者自力生活訓練施設（つばさホーム）前の浦

（2）施設の状況

（新井宿福祉園、池上福祉園）



【池上福祉園】

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 137 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき大田区知的障害者援護施設を設置し、障害者自立支援法附則 58 条第 1 項の規定に基づき当該援護施設を運営する。
開設時期	平成 11 年 4 月 1 日（新井宿）、平成 14 年 4 月 1 日（池上）
利用対象者・利用時間等	18 歳以上の知的障害者、または知的障害と身体障害の重複している通所可能な方（ただし、久が原福祉園は重度の身体障害のみをもつ方も含む）
業務内容	生活活動や作業活動を通して日々の生活の充実、社会的自力を支援する通所更生施設

（しいのき園）

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 137 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき大田区知的障害者援護施設を設置し、障害者自立支援法附則 58 条第 1 項の規定に基づき当該援護施設を運営する。
開設時期	平成 14 年 4 月 1 日
利用対象者・利用時間等	18 歳以上の雇用されることが困難な知的障害者、原則として自力通所可能な方
業務内容	知的障害のある方に働く場を提供し、生産活動や生活訓練を通して、社会的な知識や能力の向上を図る通所授産施設

（心身障害者自力生活訓練施設（つばさホーム前の浦））（大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例による）

項目	内容
設置の目的	心身障害者の地域社会における自立した生活の助長を図り、心身障害者の福祉の増進に寄与するため、障害者自立生活訓練施設として大田区立つばさホーム前の浦を設置する。
開設時期	平成 10 年 4 月 1 日
利用対象者・利用時間等	18 歳以上で、区内に 1 年以上在住し、愛の手帳または、身体障害者手帳をもっている方

業務内容	保護者の介護を受けることが困難になった時に自立生活ができるよう必要な指導等を行う「自立生活訓練（定員 18 名、期間 3 年）」、「短期自立生活訓練（同 2 名、10 日以内）」、並びに「緊急一時保護（同 2 名）」の三事業
------	--

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
新井宿福祉園	(福) 大田幸陽会	平成 18 年 4 月 1 日
池上福祉園	(福) 大田幸陽会	平成 18 年 4 月 1 日
しいのき園	(福) 大田幸陽会	平成 18 年 4 月 1 日
心身障害者自立生活訓練施設 (つばさホーム前の浦)	(福) 大田幸陽会	平成 18 年 4 月 1 日

指定管理者の概況 (合計金額)

(単位 : 円)

年度	制度及び公募・非公募等	管理委託者・ 指定管理者	金額
17 年度	管理委託制度・随意契約	(福) 大田幸陽会	572,483,976
18 年度	指定管理者制度・非公募	(福) 大田幸陽会	575,610,049
19 年度			574,787,177

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

・大田区立知的障害者援護施設等条例第 8 条 (新井宿福祉園、池上福祉園、しいのき園)
「区長は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人 (以下、「法人」という。) であって次条の規定により指定するもの (以下「指定管理者」という。) に、援護施設等の管理を行わせることができる」

・大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例第 16 条 (つばさホーム前の浦)

「区長は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人 (以下、「法人」という。) であって次条の規定により指定するもの (以下「指定管理者」という。) に、訓練施設の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選考委員会、募集要項等はない。

選定委員会による選定理由

該当なし。非公募理由は下記参照。

議会の決議

新井宿福祉園、池上福祉園、しいのき園については、平成 17 年 11 月 30 日に提出された第 144 号議案が平成 17 年 12 月 9 日に原案可決している。また、心身障害者自力生活訓練施設（つばさホーム）前の浦については、平成 17 年 11 月 30 日に提出された第 145 号議案が平成 17 年 12 月 9 日に原案可決している。

協定書の締結

各園、ホームとも平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。その形式も統一されている。

「基本協定書」

（指定期間）

第 17 条 この協定の期間は、指定通知書の定めるところにより、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（管理経費等）

第 6 条 乙が管理代行を実施するための経費（以下「管理経費」という。）は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に年度協定を定めるものとする。

（特別会計）

第 7 条 乙は、管理経費の経費に当たっては、特別会計を設けて処理しなければならない。

6 乙は、特別会計予算書を 4 月 5 日までに甲に提出しなければならない。

7 乙は、特別会計予算を補正するときは、甲と協議し、あらかじめその承認を得なければならない。

8 乙は、特別会計決算書を、当該年度終了後 30 日以内に甲に提出しなければならない。

9 乙は、管理経費の経理関係書類を、当該年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

なお、しいのき園については、上記条文が 1 条ずつ後ろへずれている。この理由は、しいのき園の協定書については、当園が授産施設でもあることから、第 5 条に（基金の設置等）として、作業訓練（授産）に係る自主事業の受注、購買、販売等の運営に関し、この業務

を処理するため、基金を設けられるように協定内容に織り込んだためである。

平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。

「平成 19 年度年度協定書」

(協定期間)

第 10 条 この協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

「平成 19 年度管理運営委託料(第*四半期)の精算について」(精算内訳書)

「平成 19 年度委託料四半期別請求書」を提出させている。

実地の調査、指示の状況

実地の調査についての実態については詳らかにならなかったが、以下のように計画調整課から職員が 1 名~2 名派遣されていることから、当該社会福祉法人の実地の調査、指示等は適宜行われていると考えられる。

派遣元	派遣先	18年度	19年度	20年度
計画調整課	大田幸陽会	1人	1人	2人

(6) 指定管理料(委託料)の推移

上記参照。

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

年度協定書の中に

「(請求及び支払)

第4条 乙は、前条の管理経費を平成 19 年 4 月、7 月、10 月及び平成 20 年 1 月のそれぞれの月の 10 日までに、甲に請求するものとする。

2 甲は前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から 15 日以内に管理経費を乙に概算払により支払うものとする」

とある。

精算の有無

年度協定書の中に

「(管理経費の精算及び返納)

第5条 乙は、四半期ごとに精算書を作成し、各期間終了後 10 日以内に甲に提出しなけれ

ばならない。

- 2 乙は、前項の規定により精算した結果、毎年度終了後において精算残金があるときは、甲の指定する日までに、当該残高を甲に返還しなければならない」という条項がある。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

(福)大田幸陽会に対しては、以下の補助金が交付されている。

平成 19 年度社会福祉法人大田幸陽会に対する補助金の内容

(単位：円)

大田区知的障害者グループホーム事業運営費	6,995,400
知的障害者通所授産施設「のぞみ園」運営費	32,257,000
本部事務局	9,058,000
知的障害者通所授産施設「まごめ園」運営費	19,839,000
さわやかワークセンター(就労継続支援 B 型事業)運営費	6,664,000
合計	74,813,400

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

議案第 143 号資料「大田区つばさホーム前の浦の指定管理者の指定について」3「選定理由」によれば、次のとおりである。

1) 事業実績・評価

法人は平成 8 年から区立知的障害者援護施設の管理運営を受託している。このため、地域の障害者の状況に精通しているとともに、長年の施設運営に裏付けられたサービス提供体制を確立している。現行の管理委託業務に関して、つばさホームを含め 3 援護施設及び卯 1 集会施設の管理運営業務を円滑に遂行し、充実したサービスを提供していると評価する。

2) 専門性の評価

現在では、支援技術の経験を積んだ職員や施設運営・会計業務に精通した法人固有職員が育っており、区立施設の運営に重要な役割を果たしていると評価する。

3) 地域との結びつき

本施設事業への理解を促進し地域福祉文化の醸成に寄与するため、以下の地域社会との交流を深める取り組みを実施または計画をしている。

- ・ いつつのわ幸陽祭：地元 5 町会、地域団体とのぞみ園・本施設との合同施設祭
- ・ 地域防災訓練への参加方法の工夫

4) 事業計画書検討結果

法人から提出された事業計画案、経費案を評価した結果、事業実績や施設運営姿勢、利用者との関係など、指定管理者にするに支障がないと認める。

5) 団体内部努力評価

サービスを維持しつつ、人事制度など経営改革に取り組み、経費削減を図ることを評価す

る。

なお、他の施設についても上記を基本形にし、ほぼ同様の記述であるが、「3)地域との結びつき」の記述が施設ごとに異なる。まず新井宿では「・施設祭の実施...地域の方たちとの協働をおし、障害者理解を図り『障害のある人もない人も共に集う場』とし、地域福祉の拠点となることを目指している。・地域の行事や祭りに参加し、区民との交流を推進している」とあり、池上では「・池上地区における新たな障害者施設として、各地域団体との園祭の合同運営や地域行事への施設利用者の参加、地域防災訓練への施設参加などに取り組み、引き続き参加と協働を進める。・障害者福祉施設での役割を意識しつつ、広報誌の発行、施設体験や見学・ボランティアの受け入れなどPRの推進に努め、相互理解を進める」とあり、しいのきでは「ノーマライゼーションの理念を地域社会に定着させる核となるために積極的に地域社会との交流を深める。・地域防災訓練へ参加する。・地域との防災協定を検討する。・近隣施設との合同祭を実施し、区民との交流を推進する」ある。

公募指定に向けた対応

17. ~ 19. 22. 23. のところを参照のこと。

(9) 結果及び意見

(意見)

概算支払額について

19年度における各園への支払いのパターンの合計は以下のとおりである。

合計

(単位:円)

	期首繰越金額	概算支払額	精算実額	差額
				= + -
第1四半期	0	199,719,000	152,856,599	46,862,401
第2四半期	46,862,401	129,577,000	121,280,480	55,158,921
第3四半期	55,158,921	170,710,000	163,976,465	61,892,456
第4四半期	61,892,456	107,788,000	136,484,633	33,195,823

合計 607,794,000 年度協定書第2条(管理経費)の合計に一致

(福)大田幸陽会では、上記のとおり第3四半期直後には、約61百万円の繰越差額があったことになる。この点、例えば、平成19年度の年度協定書第3条第2項には「甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から15日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」とあることから、内容の審査も行って支払い行為に及んでいるはずであるし、「障害者支援施設の管理代行に関する基本協定書の変更について(回答)」にて、指定管理者の承諾のもと、平成19年度協定の文言等を変更して、「基金活用の必要性がない

場合、協定期間内であっても区に返還できるよう条文を整理する」ことになったわけである。繰越差額が過大にならないように「所要額」の内容を十分吟味するなど予算主義によらない機動的な対策を講ずる必要がある。(はぎなか園の部分の同様の指摘参照のこと。)

管理体制について

ヒアリングによれば、「精算内訳書」の内容について、担当部局ではその内訳書の基礎となった証憑類にまで遡って見ることはないとのことであった。説明によれば、その点について、当該事業は、社会福祉法による第 1 種社会福祉事業に対する規制あるいは社会福祉法人による監督規制により東京都の監査が行われること、また、大田区においても監査委員による監査が行われることから、部局では証憑書類にチェックまでは行わないとのことであった。しかしながら、東京都の監査や大田区の監査委員の監査は目的が異なる。したがって、大田区としては内部統制管理の一環として証憑書類のチェックや間接費の配賦(特に事業運営費)等について十分にチェックを行う必要がある。

補助金と指定管理者制度にかかる委託料の混同

さらに加えて、もし のような管理体制であるとした場合、同一の社会福祉法人に対する経費の支払いが、補助金対象と委託料対象とが混同される虞がある。とくに、間接費については、配賦基準の適正性などの問題もあり、詳細まで検討する必要がある。(福)大田幸陽会に対する補助は、上記のように運営費の補助が多く含まれる。このような場合、会計処理(とくに按分)の複雑性の観点からも、両者が混同されている可能性も否定できなく、もし、混同が生じた場合、会計上の科目計上の誤りによる財務分析上の問題、公募時の指定管理料の高低の指標の取扱いの問題等々が生じる可能性がある。対応を強化されたい。

指定管理料の価格の合理性の検証について

障害者施設の場合、上記のような非公募指定の理由などにより、非公募であることに一定の理解は示すことができる。しかしながら、その一方で で示したように多額の繰越額が発生している実態に鑑みると、指定管理料の価格の合理性の検証が甘い結果ではないかとも思われる。なお、指定管理料の合理性の検証については第 3 章に記載のとおりである。参照にされたい。

25 . 大田福祉作業所、 26 . 大田福祉作業所大森西分室

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：保健福祉部

課等名：障害福祉課

番号：25,26

施設名：大田福祉作業所

大田福祉作業所大森西分室

(2) 施設の状況

(大田福祉作業所 (大森西分室含む))



【大田福祉作業所】

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 137 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき大田区知的障害者援護施設を設置し、障害者自立支援法附則 58 条第 1 項の規定に基づき当該援護施設を運営する。
開設時期	
利用対象者・利用時間等	18 歳以上の雇用されることが困難な知的障害者、原則として自力通所可能な方
業務内容	知的障害のある方に働く場を提供し、生産活動や生活訓練を通して、社会的な知識や能力の向上を図る通所授産施設

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
大田福祉作業所 (知的障害者授産施設)	(福) 同愛会	平成 17 年 4 月 1 日
大田区立大田福祉作業所大森西分場	(福) 同愛会	平成 17 年 4 月 1 日

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者	金額
17 年度	指定管理者制度・公募	(福) 同愛会	140,788,826
18 年度			146,122,510
19 年度			147,845,289

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立知的障害者援護施設等条例第8条

「区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下、「法人」という。）であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、援護施設等の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

大田区立福祉作業所指定管理者委員会（設置根拠：平成16年4月26日保福障発第98号区長決定による同委員会設置要綱）が設置され、保健福祉部長、大田区福祉作業所長をはじめ保健福祉部から4名、それに外部の学識経験者、公認会計士、保護者代表の計7名が委員となっており、募集要項も作成されている。平成16年5月20日に「大田福祉作業所指定管理者公募に伴う現地説明会」が行われ、このときに、障害福祉課計画係主査から募集要項の説明がなされた。当時の参加は6法人であった。

選定委員会による選定理由

応募2法人（1法人は現地説明会不参加）に対して、第1回においては書類審査、第2回・第3回においては現地面接審査が行われた。これらを踏まえ第4回の総括審査により（福）同愛会が選ばれた。審査基準は、平成16年6月15日「大田区立大田区福祉作業所指定管理者の募集に係る応募法人の審査基準策定に関する基本的な考え方」に記載されている。これによれば、第1次審査（第1回書類審査）は、A分野/法人経営全般 審査項目 19項目 評価点 64点、B分野/施設運営全般 審査項目 27項目 評価点 81点で行われたようである。これを受け、第2次審査（第2回、第3回現地面接審査）は、現地審査 審査項目 7項目 評価点 42点、面接審査 審査項目 16項目 評価点 96点、これを踏まえて、総合審査（第4回総括審査）を行った。いずれの審査においても（福）同愛会が他法人よりもすぐれた評価を得る結果となったと保福障発第816号起案（平成16年7月30日）「大田区立大田福祉作業所の指定管理者の選定について」にある。

議会の決議

平成16年12月9日の議会において可決承認されているとのことである。

協定書の締結

大田福祉作業所（大森西分室含む）については、平成 17 年 4 月 1 日に基本協定書を締結しているが、平成 18 年 3 月 28 日付け保福障発第 2321 号「大田区立大田福祉作業所の管理代行に関する基本協定書の変更について（協議）」により変更を協議し、平成 18 年 3 月 30 日付で（福）同愛会より承諾の回答を得ている。変更後の協定書は以下のとおりである。

「基本協定書」

（協定期間）

第 17 条 この協定の期間は、指定通知書の定めるところにより、平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 6 条 乙が管理代行を実施するための経費（以下「委託料」という。）は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に年度協定を定めるものとする。

（特別会計）

特別会計に関しては規定されていない。

平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。

「平成 19 年度年度協定書」

（協定期間）

第 10 条 この協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

なお、大森西分場については、大森西区民センター内にあるため、ほかに「大田区立大森西区民センター及び大田区立大田区福祉作業所大森西分場の維持管理等に関する覚書」が大田北地域行政センター大森西特別出張所、保険福祉部障害福祉課及び大田区立大田福祉作業所の指定管理者、三者の間で締結されている。

（ 5 ）担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

「平成 19 年度管理運営委託料（第*四半期）の精算について」（精算内訳書）

「平成 19 年度委託料四半期別請求書」を提出させている。

実地の調査、指示の状況

実地の調査についての実態については詳らかにならなかったが、以下、（意見）において指摘したような問題がある。

（ 6 ）指定管理料（委託料）の推移

上記参照。

(7) 支払の状況 (中間払の有無) 精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況 (中間払の有無)

年度協定書の中に

平成 19 年度の年度協定書の中に

「(請求及び支払)

第 3 条 乙は、前条の管理経費を平成 19 年 4 月、7 月、10 月及び平成 20 年 1 月のそれぞれ 10 日までに、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から 15 日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」

とある。

精算の有無

年度協定書の中に

「(管理経費の精算及び返納)

第 4 条 乙は、四半期ごとに精算書を作成し、各期間終了後 10 日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により精算した結果、毎年度終了後において精算残金があるときは、甲の指定する日までに、当該残高を甲に返還しなければならない」

という条項がある。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出はないとのことである。

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

公募しており該当なし。

公募指定に向けた対応

公募しており該当なし。

(9) 結果及び意見

(意見)

概算支払額について

本件にかかる支払・精算のパターン等は以下のとおりである。

	期首繰越金額	概算支払額	精算実額	差額
				= + -

第1四半期	0	81,529,000	36,231,940	45,297,060
第2四半期	45,297,060	27,157,000	35,928,244	36,525,816
第3四半期	36,525,816	27,157,000	39,332,998	24,349,818
第4四半期	24,349,818	27,157,000	36,352,107	15,154,711
合計		163,000,000	147,845,289	

(福)同愛会全体では、上記のとおり第1四半期直後には、約45百万円の繰越差額があったことになる。(とくに、当該指定管理者の場合においては、第1四半期の支払額が過大であったと考えられる。)この点、例えば、平成19年度の年度協定書第3条第2項には「甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から15日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」とあることから、内容の審査も行って支払い行為に及んでいるはずであるし、「障害者支援施設の管理代行に関する基本協定書の変更について(回答)」にて、指定管理者の承諾のもと、19年度協定の文言等を変更して、「基金活用の必要性がない場合、協定期間内であっても区に返還できるよう条文を整理する」ことになったわけであるから、繰越差額が過大にならないように「所要額」の内容を十分吟味するなど予算主義によらない機動的な対策を講ずる必要がある。(はぎなか園の部分の同様の指摘参照のこと。)なお、本件については、プロポーザル方式を採用しているため、第3章に記した基本的な考え方に基づけば、精算を行うべきではないことになるが、以下にも記したように選考基準の中で価格面の扱いがなされていないことに鑑みると、精算を行う必要があると考える。

管理体制について

ヒアリングによれば、「精算内訳書」の内容について、担当部局ではその内訳書の基礎となった証憑類にまで遡って見ることはないとのことであった。説明によれば、その点について、当該事業は、社会福祉法による第1種社会福祉事業に対する規制あるいは社会福祉法人による監督規制により東京都の監査が行われること、また、大田区においても監査委員による監査が行われることから、部局では証憑書類にチェックまでは行わないとのことであった。しかしながら、東京都の監査や大田区の監査委員の監査は目的が異なる。したがって、大田区としては内部統制管理の一環として証憑書類のチェックや間接費の配賦(特に事業運営費)等について十分にチェックを行う必要がある。

選考基準について

「現地説明会の概要について(報告)」(平成16年5月24日、障害福祉課)には、参加した法人から寄せられた質疑応答が記載されている。例えば、「要項添付の予算見積書には、人件費が記載されていない。人件費は、区で全額負担する趣旨なのか、支援費で賄う趣旨なのか」「要項添付の授産会計予算見積書には、工賃以外に当然発生するはずの光熱水費や消耗品費などの経費が記載されていない。法人が引き継いだ後も、工賃以外の経費を区が負担するのか」等々、予算に関する質問が散見される。その後も、「大田福祉作業所指定管

理者募集要項に関する質問票」においても、「給食の委託料は予算の中でどのようにしたらよろしいですか」「工賃規程はどのようになっているでしょうか」という質問がよせられていた。このように説明会参加者や応募者の関心は、かなりの割合で指定管理料（予算）自体にあったと思われる。しかしながら、実際の選考にあたっては、審査の各段階における選考基準において、指定管理料（予算）自体についての検討がなされた形跡が見られない。実際、「応募書類」の中には、（１）指定管理者の指定関係書類 援護施設の管理に係る収支予算書（平成 17 年度）（３）平成 16 年度大田福祉作業所の閉校運営に関する書類 平成 16 年度平行運営期間の予算見積書等があり、応募 2 法人はこれに従い書類を提出してきているが、2 法人が提出してきた金額の内容には、上記（１）において約 50 百万円、（３）において約 12 百万円と大きな乖離が見られる。この乖離はおそらく記載方法の相違等によるもので、この 2 法人の業務の効率性に起因するものではないとも思われるが、その調整がなされている形跡が、少なくとも提出された書類からは見られなかった。応募法人の過去の財務内容等については、公認会計士による検討を含め、第 1 次審査で十分に検討されているが、今後の指定管理料（予算）が審査の対象に含められていないばかりか、その記載方法に開きが見られても、その内容について検討に入っていないことについては、これがサービスを主体にすべき福祉系の施設における指定管理者の選考だとしても、指定管理者制度の導入の趣旨等に鑑み、疑問を感じる。

28 . はぎなか園

（１）対象

分類：指定管理者

対象部門名：保健福祉部

課等名：障害福祉課

番号：28

施設名：はぎなか園

（２）施設の状況

（はぎなか園）

項目	内容
設置の目的	障害者自立支援法第 5 条第 1 項の障害福祉サービス事業を行うため、大田区立はぎなか園を設置する。
開設時期	平成 19 年 4 月
利用対象者・利用時間等	主として、18 歳以上の雇用されることが困難な知的障害者で、原則として自力通所可能な方

	主として、18 歳以上の知的障害者で、原則として自力通所可能な方
業務内容	就労継続支援。主に知的障害のある方に働く場を提供し、生産活動等の機会を通じて、社会的な知識や能力の向上を図る 自立訓練（生活訓練）。主に知的障害のある方が食事訓練、創作活動などを通じて、日常生活や地域活動を営む力の向上を図る

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
はぎなか園	(福) 知恵の光会	平成 19 年 4 月 1 日

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者	金額
19 年度	指定管理者制度・非公募	(福) 知恵の光会	59,861,842

* 当該施設は平成 19 年 4 月より合築により開設したものである。

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立知的障害者援護施設等条例第 8 条（はぎなか園）

「区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人（以下、「法人」という。）であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、援護施設等の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

起案書（決定平成 17 年 6 月 6 日）「(仮称) 萩中二丁目知的障害者通所授産施設（知的障害者デイサービスセンターを含む。）の指定管理者公募スケジュール及び公募案内の送付並びにホームページ掲載について」には、「指定管理者を選定するために、プロポーザル型公募方式により募集する。については、公募の実施を社会福祉法人に広く周知するために、下記のとおり都内及び近隣の社会福祉法人に案内文を送付し、ホームページに掲載する」とあり、実際 147 法人に案内を送付した旨の記載がある。審査委員としては、内部から保健福祉部長をはじめ 5 名、外部から大学助教授 1 名、で構成され、財務審査に公認会計士 1 名

があたっている。また、起案書（決定平成 17 年 8 月 2 日）「（仮称）萩中二丁目知的障害者通所授産施設（知的障害者デイサービスセンターを含む。）指定管理者募集要項の策定について」には、次のようにある。「『萩中二丁目開設予定の知的障害者通所授産施設及び知的障害者デイサービスセンターの合築施設について』には、指定管理者による管理代行を予定している。同施設の指定管理者の選定手続として、そのための募集要項を別紙のとおり策定する。なお、募集要項案中、障害者自立支援法に関する記載は、所管の厚生労働省案を踏まえているが、国会成立時に修正が加わった場合は見直すほか、審査基準及び審査委員会の設置根拠を定める要綱については、別途起案する」とある。

選定委員会による選定理由

起案書（決定平成 17 年 12 月 26 日）「（仮称）萩中二丁目知的障害者通所授産施設（知的障害者デイサービスセンターを含む。）指定管理者の選定について」によれば、応募してきた法人は 3 法人であった。それらに対して 5 回の審査が行われた。まず、書類審査、次いで各法人の管理施設に対する現地面接審査、最後に総括審査が行われた。起案書によれば、選定理由（基準）として、「授産施設の運営を行うことができるか、コストは妥当かの 2 点を判断した」ところ、（福）知恵の光会が第 1 順位となったとのことである。

議会の決議

平成 18 年 6 月 8 日に提出された第 84 号議案に対し、平成 18 年 6 月 20 日に原案可決している。

協定書の締結

はぎなか園については、平成 19 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。その形式は他の施設と同様で、形式的にはほぼ統一されている。

「基本協定書」

（指定期間）

第 18 条 この協定の期間は、指定通知書の定めるところにより、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（管理経費等）

第 6 条 乙が管理代行を実施するための経費（以下「管理経費」という。）は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に年度協定を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が給食の提供をする場合において、別に定めるところにより職員その他の給食受給者（施設利用者を除く。）が給食に係る実費を負担するときは、当月分の実費の額を給食の提供に要する費用の一部に充当するものとする。

（特別会計）

第 7 条 乙は、管理経費の経費に当たっては、特別会計を設けて処理しなければならない。

- 10 乙は、特別会計予算書を4月5日までに甲に提出しなければならない。
- 11 乙は、特別会計予算を補正するときは、甲と協議し、あらかじめその承認を得なければならない。
- 12 乙は、特別会計決算書を、当該年度終了後30日以内に甲に提出しなければならない。
- 13 乙は、管理経費の経理関係書類を、当該年度終了後5年間保管しておかなければならない。

平成19年4月1日に年度協定書を締結している。

「平成19年度年度協定書」

(協定期間)

第10条 この協定の協定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

「平成19年度管理運営委託料(第*四半期)の精算について」(精算内訳書)

「平成19年度委託料四半期別請求書」を提出させている。

実地の調査、指示の状況

実地の調査についての実態については詳らかにならなかったが、以下、(意見)において指摘したような問題がある。

(6) 指定管理料(委託料)の推移

上記参照。

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

年度協定書の中に

「(請求及び支払)

第3条 乙は、前条の管理経費を平成19年4月、7月、10月及び平成20年1月のそれぞれの月の10日までに、甲の請求するものとする。

- 2 甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から15日以内に委託料を乙に概算により支払うものとする」

とある。

精算の有無

年度協定書の中に

「(管理経費の精算及び返納)

第4条 乙は、四半期ごとに精算書を作成し、各期間終了後10日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により精算した結果、毎年度終了後において精算残金があるときは、甲の指定する日までに、当該残高を甲に返還しなければならない」

という条項がある。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出はないとのことである。

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

公募につき該当なし。

公募指定に向けた対応

公募につき該当なし。

(9) 結果及び意見

(意見)

概算支払額について

本件にかかる支払・精算のパターン等は以下のとおりである。

(単位：円)

	期首繰越金額	概算支払額	精算実額	差額
				= + -
第1四半期	0	41,345,200	15,076,910	26,268,290
第2四半期	26,268,290	13,752,600	12,677,073	27,343,817
第3四半期	27,343,817	13,752,600	17,702,445	23,393,972
第4四半期	23,393,972	13,752,600	14,405,414	22,741,158
合計		82,603,000	59,861,842	

上記のとおり、本件は大田区会計事務規則第86条第1項8号に従い概算払いされている。このことについては特に問題はない。問題となるのはその額である。上記の表において、第1四半期の支出命令書における執行済印日平成19年4月12日となっており、これにより指定管理者に41,345,200円が概算払いされていた。これに関する請求書は平成19年4月2日に出ており、この根拠となる内訳書は「請求額」として示されていた。他方、第1

四半期 の第 1 四半期の精算額を記した「精算書」は、平成 19 年 7 月 10 日付で指定管理者から発行されており、これには精算額が 15,076,910 円であること、差額余剰（繰越）は 26,268,290 円であること、が示されていた。第 1 四半期の精算額（実績額）が 15,076,910 円だったことに鑑みれば、1 ヶ月の必要額はおよそ 500 万円と考えられる。このような考え方に基づけば、26,268,290 円の差額余剰はおよそ 5 か月分の前払に相当する。それにもかかわらず、第 2 四半期の期首においては指定管理者から、平成 19 年 7 月 10 日の「請求書」において「所要額」と「繰越額」の差額を差引請求され、大田区では、この請求額を支出命令書（行済印日平成 19 年 7 月 20 日）で 13,752,600 円の追加概算払いをしている。この結果、毎四半期首、約 25 百万円の余剰金が残っている。この金額は、先方からの「所要額」に基づき、概算払いされたものと思われる。しかしながら、第 2 四半期以降の概算支払額 = 請求額が常に一定であることに鑑みると、先方の指し示している「所要額」は、「差引請求額」と「繰越額」から逆算して算出しているものであって、本来の「所要額」を示しているとは考えにくく、この所要額に関して大田区サイドから金額の妥当性の検討が加えられていない。この結果、各四半期の期首における指定管理者の手元金額が、常に 40 千万円超になるようになっている。このような概算払いを繰返すのは、精算額実績に比してあまりにも過大であり問題があると考え。この点、翻って年度協定書（管理経費）第 2 条第 1 項を読むには、

「第 2 条 基本協定書第 6 条に規定する管理経費は次のとおりとし、四半期ごとに支払うものとする。」

施設名	はぎなか園
人件費	47,685,000
施設管理費	23,462,000
事業運営費	11,456,000
合計	82,603,000

とあり、上記概算支払額の蘭の合計額が 82,603,000 円になること（特に、初回の支払がこの金額の半額になり、残り半分を 3 回に渡って支払っている）をみると、協定書に従った支払方法であるし、また、同年度協定書第 4 条 2 項にある「精算した結果、毎年度終了後において精算残金があるときは」とあるので、解釈上、年度終了後まで精算できないもとれる。しかしながら、反対に、年度協定書第 3 条第 2 項には「甲は、前項に基づく乙の請求の内容を審査の上、請求日から 15 日以内に管理経費を乙に概算により支払うものとする」とあることから、内容の審査も行って支払い行為に及んでいるはずであるし、実際に施行してみて、概算支払額が過大になっているのは明らかであるので、事業の効率性等の観点に基づき、初回「請求額」「所要額」の妥当性の検討を行い、指定管理者との話し合いにより概算支払額を減額する等、機動的な対応措置を取るべきであると考え。

なお、本件については、プロポーザル方式を採用しているため、第 3 章に記した基本的な考え方に基づけば精算を行うべきではないことになるが、選考基準の中でのコスト面の

扱いが抽象的であること、また、上記のように多額の精算額が生じていること等に鑑みると、精算を行う必要があると考える。

管理体制について

ヒアリングによれば、「精算内訳書」の内容について、担当部局ではその内訳書の基礎となった証憑類にまで遡って見ることはないとのことであった。説明によれば、その点について、当該事業は、社会福祉法による第 1 種社会福祉事業に対する規制あるいは社会福祉法人による監督規制により東京都の監査が行われること、また、大田区においても監査委員による監査が行われることから、部局では証憑書類にチェックまでは行わないとのことであった。しかしながら、東京都の監査や大田区の監査委員の監査は目的が異なる。したがって、大田区としては内部統制管理の一環として証憑書類のチェックや間接費の配賦（特に事業運営費）等について十分にチェックを行う必要がある。

30 . コスモス苑、31 . ひまわり苑

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：こども育成部

課等名：子育て支援課

番号：30～31

施設名：コスモス苑

ひまわり苑

(2) 施設の状況

項目	内容
設置の目的	大田区母子支援施設条例第 1 条に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的として、児童福祉法第 35 条第 3 項の規定に基づき、大田区母子生活支援施設（大田区立コスモス苑、大田区立ひまわり苑）を設置する。
開設時期	コスモス苑（平成 5 年 4 月、旧仲池上母子寮）、ひまわり苑（平成 10 年 2 月）
利用対象者・利用時間等	上記目的に即した母子世帯で、かつ、生活福祉課が個別の事情に応じて入所を決定した者。自立支援に必要な期間として、最長 2 年を受入期間としている。

業務内容	上記目的に即した業務
------	------------

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間(年)
コスモス苑	(福)大洋社	平成18年4月1日	5
ひまわり苑	(福)大洋社	平成18年4月1日	5

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
17年度	管理委託制度・随意契約	社会福祉法人大洋社	143,116,399
18年度	指定管理者制度・非公募	社会福祉法人大洋社	137,369,805
19年度		社会福祉法人大洋社	132,043,233

ただし、上記金額は、コスモス苑、ひまわり苑の合計である。

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立母子生活支援施設条例第5条

「区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、支援施設の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選考委員会、募集要項等はない。

選定委員会による選定理由

公募していない。当該理由については下記参照のこと。

議会の決議

平成18年3月10日、第62号議案において可決成立している。

協定書の締結

平成 18 年 3 月 28 日に基本協定書（コスモス苑、ひまわり苑、両施設で 1 つの協定書）を締結している。主な内容は以下のとおりである。

「基本協定書」

（指定期間）

第 2 条 本協定の協定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（年度協定）

第 3 条 管理代行の実施に関する事項について、前条に規定する協定期間において年度ごとに甲と乙で年度協定を締結するものとする。

（委託料）

第 8 条 乙が管理代行を実施するための経費（以下「委託料」という。）は、甲の負担とし、甲乙の協議により別に定めるものとする。

（委託料の精算及び返納）

第 9 条 乙は、支出内容を明らかにした精算書を作成し、年度協定の期間満了後 30 日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は前項の規定により精算した結果、剰余金があるときは、次の表の範囲で積立金として積み立てることができる。

項目	施設	累積限度額
積立金	コスモス苑	200 万円
	ひまわり苑	200 万円

3 乙は、剰余金のうち、各年度の積立金を除いた額を精算残金とし、甲の指定日までに甲に返還しなければならない。

（施設会計）

第 11 条 乙は、委託料の経理に当っては、施設会計を設けて処理しなければならない。

平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書（コスモス苑、ひまわり苑、両施設で 1 つの協定書）を締結している。主な内容は以下のとおりである。

「平成 19 年度年度協定書」

（協定期間）

第 8 条 この協定の期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

とある。

（ 5 ）担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

月次及び年次報告書の提出を受けている。

実地の調査、指示の状況

ヒアリングによれば、東京都の監査、大田区の監査委員の監査が入るため、実地調査までに行っていないとのことであった。

(6) 指定管理料(委託料)の推移
上記参照。

(7) 支払の状況(中間払の有無) 精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

19年度協定書第3条第1項は「乙は、前条の委託料を次に規定する区分に従い、各四半期の最初の月の10日までに、甲に請求するものとする」として以下の表を記載している。

区分	請求額
第1期(4月分から6月分)	41,266,580
第2期(7月分から9月分)	45,681,030
第3期(10月分から12月分)	31,189,770
第4期(1月分から3月分)	26,775,320
合計	144,912,700

なお、第2項には「甲は乙の請求内容を審査し、適正であると認めるときは、請求日から15日以内に委託料を乙に概算により支払うものとする」とある。

精算の有無

精算は以下のように行われている。

	年度	17	18	19
コスモス苑	予算(年度協定書)	66,798,000	66,323,000	67,083,700
	決算(概算払精算内訳書)	65,081,174	66,002,134	62,532,363
	差異(精算金額)	1,716,826	320,866	4,551,337
ひまわり苑	予算(年度協定書)	78,936,000	77,917,000	77,830,000
	決算(概算払精算内訳書)	78,035,225	71,367,671	69,510,870
	差異(精算金額)	900,775	6,549,329	8,319,130

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者の協定書とは別に、大田区は「大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱」に基づき、ショートステイ及びトワイライトステイ事業に関する運営に関しての事務を同社に委託する契約を結んでいる。主要な部分は次のとおりである。

「ショートステイ・トワイライトステイ事業の運営費にかかわる覚書」(平成19年4月1

日)

3 運営費の残余についての扱い

適正な事業運営を行った結果当該年度の運営費に残余が生じた場合については下記の科目の積立金及び繰越金として繰り入れることとする。

項目	累積限度額
人件費積立金	当該年度委託費基本契約額の2分の1に相当する額
修繕費積立金	250万円
備品等購入引当金	250万円
繰越金	人件費積立金と同等の額

当該年度の積立金及び繰越金への繰入れの合計額が、運営費の収入決算額の10%相当額を上回る場合。乙はその発生原因について詳細に検討し、その検討結果報告書をの1で掲げた決算報告書提出時に添付しなければならない。

各積立金及び繰越金を取り崩して使用する場合は、事前に甲に協議しなければならない。

繰越金を取崩して使用しうる経費の範囲は、事業運営や利用者処遇に必要な経費であれば差し支えないものとする。

4 運営費等の本部会計への繰入れについて

当該年度運営費の残余金及び運営費の預貯金の利息等の収入については、その合計額の50パーセントを限度として、法人本部会計に繰り入れて、法人本部の運営に要する経費に充当することができる。ただし、その合計額は、甲が別に提示したひまわり苑管理代行委託費予算中の「施設管理費・雑費・受託法人特別調整費」の額に掲げる額を限度とする。

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

こども育成部指定管理者選考会議議事録(平成17年11月25日(金))によれば、非公募指定とした理由について次のようである。「ひまわり苑・コスモス苑の両施設については、既に区の直営ではなく、社会福祉法人に管理運営委託を行い、区立という公共性と法人の専門性・効率性を両立させた運営を実施している。施設の管理方法として、サービス面で民間の柔軟性を活用することにより利用者サービスの向上が期待できるとともに、運営コストの面からも優位性があることから、現行の管理運営委託先を指定管理者とする方法を採用する。」「当法人は大正11年から社会福祉事業を行っており、平成5年に仲池上母子寮(平成6年から、現大田区立コスモス苑)、平成10年には大田区立ひまわり苑を管理運営委託して、対象母子に対して、高い支援技術を持った職員を確保して、施設運営・会計業務にも精通した法人である。さらに長年の施設運営に裏付けされたサービス提供体制を確立している。その例として他の母子寮の多くが6時まで保育を行っているのに対し、職員体制を工夫しながら早朝保育・夕方保育・祝祭日の保育を行い、母親の就労支援を行っている。地域の中に溶けこんでいて、地域とのかかわりも深く、ボランティアも多数関

わっている。これらの様々な理由から新たに公募する必要性を生じないと考えています」。

「現在、両施設を大洋社が受諾しており、最初に述べたように良質のサービスをおこなっており、新法人に切り替える要素が薄いと考えている。さらに新法人とした場合、現在の大洋社（ひまわり苑・コスモス苑）に勤務する31名（正規職員15名、非常勤職員6名、臨時職員10名）の処遇が課題となってくる。各職員がその能力を十分発揮している現在、新法人になることでその能力を十分活用できる場を得られるかどうか重要な判断の一つとなってくる。福祉従事者育成に取り組んでいる区にとっても損失と考えられる」。

公募指定に向けた対応
現状、特に行っていない。

（9）結果及び意見 （意見）

非公募の場合の精算について

非公募指定の場合における精算のあり方については、第3章に監査人としての基本的な考え方を記した。それによれば、非公募の場合、精算行為を行わせる必要がある。本件においては、精算が行われているものの一定範囲の内部留保が認められたものとなっている。この留保がなぜ認められているのかについて明確な理由は分からないが、いずれにせよ、ここでは一定の範囲での内部留保が認められており、その根拠を明確に説明できなければ問題があるといえる。

管理体制について

ヒアリングによれば、ヒアリングによれば、東京都の監査、大田区の監査委員の監査が入るため、実地調査までは行っていないとのことであった。したがって、部局では証憑書類にチェックまでは行わないとのことになる。しかしながら、東京都の監査や大田区の監査委員の監査は目的が異なる。大田区としては内部統制管理の一環として証憑書類のチェックや間接費の配賦（特に事業運営費）等について十分にチェックを行う必要がある。この指定管理者の選考に際しては、非公募での指定となっており、上記非公募指定の理由においては価格面での検討については触れられておらず、価格面での審査が甘くなっている虞もある。さらには、一定の割合での内部留保も認めている。管理が不十分であれば問題が拡大する虞がある。善処されたい。

指定管理料の価格の合理性の検証について

当該福祉施設の場合、上記のような非公募指定の理由などにより、非公募であることに一定の理解は示すことができる。しかしながら、その一方で非公募を継続することにより、非効率な運営が是正されない虞もあり、指定管理料の価格の合理性の検証が等閑視されるおそれもある。なお、指定管理料の合理性の検証については第3章に記載のとおりである。参照にされたい。

3 2 . 区営住宅

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：まちづくり推進部

課等名：住宅課

番号：32

施設名：区営住宅

(2) 施設の状況



【蒲田二丁目アパート】

項目	内容
設置の目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること
開設時期	下表を参照のこと
利用対象者・利用時間等	<p>・申込みをした日において、次の(1)乃至(5)（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で一定の条件に該当する者にあつては、(1)及び(3)乃至(5)まで）に掲げる条件を具備している者</p> <p>(1) 大田区内に居住していること</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること</p> <p>(4) 収入が、一定の金額を超えないこと</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと</p> <p>・高齢者住宅及び車いす住宅の使用者が前項各号に掲げる条件に加えて具備すべきものは、区長が定める。</p> <p>・前2項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少</p>

	<p>ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村の区域内において災害により滅失した住宅に居住していた者 ・その他
業務内容	上記「設置の目的」参照
利用状況等	下表を参照のこと

対象施設（東京都からの移管による住宅）

名称	所在地	戸数	備考	開設時期
大田区菅大森東一丁目住宅	東京都大田区大森東一丁目 36 番 7 号	102	(注 1)	昭和 56 年
同 大森南一丁目アパート	同 大森南一丁目 12 番 18 号	64		昭和 50 年
同 大森南二丁目アパート	同 大森南二丁目 14 番 1 号	73		昭和 46 年
同 大森南五丁目アパート	同 大森南五丁目 3 番 16 号	4		昭和 52 年
	同 大森南五丁目 3 番 17 号	5		昭和 52 年
同 大森西一丁目第 2 アパート	同 大森西一丁目 8 番 6 号	60		昭和 46 年
同 大森西四丁目アパート	同 大森西四丁目 18 番 1 号	24	(注 2)	昭和 42 年
	同 大森西四丁目 18 番 2 号	30	(注 2)	昭和 42 年
	同 大森西四丁目 18 番 3 号	24	(注 2)	昭和 42 年
	同 大森西四丁目 18 番 4 号	24	(注 2)	昭和 42 年
同 南馬込一丁目アパート	同 南馬込一丁目 9 番 1 号	20		昭和 47 年
	同 南馬込一丁目 9 番 2 号	30		昭和 47 年
同 中馬込一丁目アパート	同 中馬込一丁目 19 番 1 号	6		昭和 51 年
	同 中馬込一丁目 19 番 2 号	48		昭和 51 年
同 中央四丁目アパート	同 中央四丁目 29 番 6 号	31	(注 2)	昭和 44 年
同 中央八丁目アパート	同 中央八丁目 38 番 1 号	32		昭和 47 年
同 池上三丁目アパート	同 池上三丁目 4 番 4 号	91		昭和 46 年
同 池上八丁目第 2 アパート	同 池上八丁目 15 番 1 号	28		昭和 50 年
同 久が原四丁目アパート	同 久が原四丁目 3 番 6 号	17		昭和 55 年
		1	車いす住宅	
同 仲池上二丁目アパート	同 仲池上二丁目 5 番 18 号	12		昭和 60 年
同 北糺谷一丁目アパート	同 北糺谷一丁目 1 番 9 号	50		昭和 48 年
	同 北糺谷一丁目 1 番 16 号	30		昭和 47 年
同 本羽田一丁目アパート	同 本羽田一丁目 6 番 24 号	15		昭和 52 年

同 本羽田一丁目第2アパート	同 本羽田一丁目14番1号	20		昭和51年
同 本羽田三丁目アパート	同 本羽田三丁目17番20号	78		昭和50年
同 西六郷三丁目アパート	同 西六郷三丁目30番20号	48		昭和50年
	同 西六郷三丁目30番21号	25		昭和50年
同 南六郷一丁目アパート	同 南六郷一丁目6番12号	5		昭和52年
同 南六郷一丁目第3アパート	同 南六郷一丁目10番1号	24		昭和48年
	同 南六郷一丁目10番2号	20		昭和48年
	同 南六郷一丁目10番3号	15		昭和51年
同 仲六郷一丁目第2アパート	同 仲六郷一丁目12番1号	12		昭和49年
	同 仲六郷一丁目12番2号	20		昭和48年
同 仲六郷一丁目第3アパート	同 仲六郷一丁目19番1号	36		昭和57年
同 矢口二丁目第2アパート	同 矢口二丁目12番26号	30		昭和46年
同 多摩川二丁目アパート	同 多摩川二丁目11番11号	12		昭和52年
	同 多摩川二丁目11番12号	12		昭和52年
同 蒲田二丁目アパート	同 蒲田二丁目16番18号	8		昭和48年
同 蒲田本町二丁目アパート	同 蒲田本町二丁目3番11号	12		昭和51年
同 シルバーピア大森本町	同 大森本町二丁目2番1号	22	(注1)	平成5年

(注1) 大田区営大森東一丁目住宅は一階が区の障害者施設であるが二階以上が旧都営住宅である。大田区営シルバーピア大森本町の建設は東京都が実施し、その後区で買取ったものであり移管ではない。

(注2) 大田区中央四丁目アパートは、大森日赤病院の増改築に伴う山王三丁目との替地により、暫時退去中であり、大田区営大森西四丁目アパートは山王三丁目では入りきれない大田区中央四丁目アパートの居住者を住まわせる関係から平成18年5月1日より指定管理の対象となった。

区営住宅の利用率

総戸数 1,220戸	自然空室	政策空室(注)			合計
		大田区営大森西 四丁目アパート	大田区営池上三 丁目アパート	大田区営中央八 丁目アパート	
戸数	14	17	9	1	41

(注)大田区営大森西四丁目アパートは解体撤去準備に伴う空室であり、大田区営池上三丁目アパート並びに大田区営中央八丁目アパートは工事に伴う空室である。

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
区営住宅	東京都住宅供給公社	平成18年4月1日

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等
17年度	管理委託制度・随意契約	東京都住宅供給公社
18年度	指定管理者制度・非公募	東京都住宅供給公社
19年度		東京都住宅供給公社

旧都営住宅は住宅の困窮する者を対象として賃貸または転貸するもので、公の施設に該当することから、東京都はその管理を東京都住宅供給公社委託してきた。当該住宅は、平成56年度以降、段階的に東京都より区に移管されてきている。指定管理者制度が導入される以前における管理委託について、区は当該住宅が公の施設であることに鑑み、それまでの東京都と同様に東京都住宅供給公社に管理を委託してきたとのことであった。

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区営住宅条例第38条

「区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、区営住宅及び共同施設の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書では3年間の通年協定となっているものの、債務負担に関する限度額の設定はしておらず、各年度の協定金額は年度協定にて協定額を每期設定していることから、債務負担行為とはならない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選考委員会、募集要項等はないが、大田区営住宅等指定管理者選定要綱を作成している。

選定委員会による選定理由

該当なし。

非公募理由は次のとおりとのことであった。

- ・ 指定管理者制度導入の初年度であり、条例制定から指定管理者の決定までを短期間において確定させる必要があった（あくまでも経過的措置）。
- ・ 公営住宅法に基づき、東京都住宅供給公社は大田区内における旧都営住宅（現大田区営住宅）の管理を実施してきており、指定管理者の初回選定時点において唯一管理実績を有していた。

これらのことから、区長宛に東京都住宅供給公社が指定申請を実施すべくまちづくり推進部よりの要請を受け、選定要綱に基づき申請書類（条例規則第 36 条に規定）を提出させ、大田区内部で審査し、これに応じて東京都住宅供給公社が区長より指定管理者候補団体に選定され、区長の提出議案として議会に諮られたとのことであった。

議会の議決

平成 17 年 12 月において大田区住宅条例の改正が第 3 回定例会にて、指定管理者の決定が第 4 回定例会にて議決されたとのことであった。

協定書の締結

・基本協定書

平成 18 年 4 月 1 日付で区と東京都住宅供給公社との間で協定されていた。趣旨および範囲については、上記(2)に記載の施設に関する管理業務とされており、期間は協定日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間とされていた。管理業務の範囲としては、住宅営繕として、計画修繕、一般修繕、空家修繕が定められており、施設管理として、施設または設備の保守点検および修繕等の保守管理が定められていた。管理経費は事業費および事務費からなるものとされ、その取扱としては、年 2 回に分けて区より指定管理者に管理経費を支払い、指定管理者は年度末に精算、剰余金が生じたときには区に返納する旨が定められていた。この管理経費のうち、事業費については、指定管理者と施行業者との金額を基準に取り決め、事務費については事業費の 10%とされていた。当該率については、指定管理者である東京都住宅供給公社が採用している率を用いている可能性が高いとのことであった。この他、業務の執体制、業務の区に対する実施報告等が規定されていた。

・年度協定書

平成 19 年 4 月 1 日付で区と東京都住宅供給公社との間で協定されていた。協定の内容としては、各年度における管理業務に関する管理経費の額、概算払いによる 2 回に分けた支払、管理経費の使用制限、再委託業者の選定並びに検収事務、管理経費の精算並びに剰余金の支払等に関する事項等が規定されていた。このうち、再委託業者の選定並びに検収事務に関しては、区があらかじめ承認した東京都住宅管理公社の内部規程等により処理するものとされており、区では次の規程を承認しているとのことであった。

- ・ 東京都住宅供給公社契約規程
- ・ 指名業者選定委員会要綱
- ・ 工事請負業者選定要綱
- ・ 工事請負業者指名基準
- ・ 電子入札運用基準
- ・ 東京都住宅供給公社の行う工事の前払金取扱要綱

- ・ 工事等成績評定結果の活用方針
- ・ その他各種点検保守委託仕様書等

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書等の収受

個別協定によれば、平成 20 年 5 月 15 日までに管理業務の執行実績報告書を作成し、管理経費に係る精算書を添えて区に提出するものとされている。実際には執行状況報告は月次で作成、提出され、最終月の報告書に精算書等が添付され送付されてくるとのことであった。サンプルの平成 20 年 3 月の執行状況報告は平成 20 年 4 月 7 日付で作成され、送付されていた。

実地の調査、指示の状況

上記執行状況の調査等に関しては、他業務との関係から、月次で実施することは困難であり、年次において決算数値の検証も兼ねて実施しているとのことであった。サンプルにおいては当該検証の証跡が残されていた。一方、小破修理等における指示等については、必要に応じて適時実施しており、記録に残したものは指示書があるとの事であった。

(6) 指定管理料 (委託料) の推移

(単位 : 円)

		平成 18 年度 (変更後)	平成 19 年度
区営住宅	予算額	188,559,178	153,410,911
	執行額	162,046,712	139,294,971
	剰余金	26,512,466	14,115,940
シルバーピア	予算額	2,080,155	2,068,605
	執行額	1,674,853	2,507,494
	剰余金	405,302	438,889
合計	予算額	190,639,333	155,479,516
	執行額	163,721,565	141,802,465
	剰余金	26,917,768	13,677,051

平成 18 年度においては、指定管理者導入初年度であったことから、平成 17 年度の一般修繕実績に平成 18 年度固有の個別計画を加えることで概算額を算定し、平成 19 年度においては平成 18 年度実績 (指定管理元年) に平成 19 年度固有の個別計画を加えることで概算額を算定したとのことであった。なお、平成 18 年度においては、平成 19 年 7 月 13 日付で天井張替業務の追加があったことから、概算額が変更されていた。

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

支払は個別協定に従い概算払にて実施され、2回に分けて、指定管理者の請求に基づき実施されていた。具体的には、第1回は平成19年6月11日に上半期分の概算額77,739,758円が請求され、支払命令が同日付にて作成、同月22日に支払が執行されていた。また、第2回は平成19年10月9日に下半期分の概算額77,739,758円が請求され、支払命令が平成19年10月17日付にて作成、同月25日に支払が執行されていた。

精算の有無

上記のとおり、支払が概算払であることから、個別協定に基づき、管理業務の執行実績報告書に管理経費に係る精算書である「平成19年度大田区営住宅維持管理業務実績報告書(区営住宅)」並びに「同(シルバーピア)」を添え平成20年3月31日付で区に提出していた。その内容は次のとおりであった。

・ 区営住宅

(単位:円)

区分	契約額	執行額	剰余金
計画修繕	65,631,000	61,926,218	3,704,782
一般修繕	19,839,000	21,475,659	1,636,659
空家修繕	31,280,000	23,048,300	8,231,700
環境整備	0	0	0
施設管理	16,073,300	14,151,530	1,921,770
小計	132,823,300	120,601,707	12,221,593
事務費	13,282,330	12,060,171	1,222,159
計	146,105,630	132,661,878	13,443,752
消費税	7,305,281	6,633,093	672,188
合計	153,410,911	139,294,971	14,115,940

・ シルバーピア

(単位:円)

区分	契約額	執行額	剰余金
計画修繕	0	0	0
一般修繕	391,000	942,400	51,400
空家修繕	680,000	638,500	41,500
環境整備	0	0	0
施設管理	720,000	590,091	129,909

小計	1,791,000	2,170,991	379,991
事務費	179,100	217,099	37,999
計	1,970,100	2,388,090	417,990
消費税	98,505	119,404	20,899
合計	2,068,605	2,507,494	438,889

このうち、区営住宅について精算の結果生じた剰余金 14,115,940 円については、平成 20 年 5 月 20 日付で区に納付されており、一方のシルバーピアについて精算の結果生じた概算払不足額 438,889 円については、上記「平成 19 年度 大田区営住宅維持管理業務実績報告書（シルバーピア）」に請求書を付して区に提出されていた。これに伴い区では、平成 20 年 5 月 12 日付で支払命令書を作成、同月 21 日に支払が執行されていた。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

まちづくり推進部住宅課の「大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約」においては住宅間における流用が実施されていたが、本案件において当該流用は見受けられなかった。また、東京都住宅供給公社に対する支出は、本件業務以外の支出（補助金、委託金等）は存在しないはずであるとのことであった。

（８）非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

(4) において記載したとおり、平成 18 年度より指定管理者制度を採用した関係上、限られた時間内で条例の制定並びに指定管理者の選定を実施する必要性があり、公募のうえでの選定を実施する時間的余裕が無かったことが主要因となる。副次的要因としては、東京都住宅供給公社が東京都の公の施設としての旧都営住宅に対する管理の委託先であることから管理実績も豊富であることが上げられる。

公募指定に向けた対応

平成 21 年度より本件については公募プロポーザル方式を採用したとのことであった。具体的手続としては、平成 20 年 8 月 11 日に区報並びに区ホームページにおいて募集要項配布期間を周知、同年 9 月 1 日に説明会を開催、9 月 16 日から 9 月 26 日までを申請書受付期間とし、10 月 6 日に第一次選定委員会を開催したとのことであった。今後、第二次選定委員かにおいて選定業者よりプレゼンテーションを受け、選定委員会の最終回において総合評価を実施、同年 11 月上旬には区長決定、12 月上旬に議会の議決を経て同年 12 月中旬には指定通知並びに告示が実施される運びとなる。

（９）結果及び意見

(意見)

非公募指定とした理由の明確性と総務省通知の乖離

総務省通知においては公募を原則としているが、本件については非公募を選定していることから、総務省通知の本旨とは乖離している。理由の明確性については、第一義的理由が時間的理由に起因しており、非公募による指定の積極的な理由とはなっていない。副次的理由についても東京都住宅供給公社が指定管理者としての資格を有するという点に関しては有効ではあるが、複数の有資格者の中から東京都住宅供給公社が選定された理由にはなっていない。平成 19 年度においては、現時問題として平成 19 年 4 月 1 日より管理を委託する必然性から、やむを得ない措置であったが、平成 21 年度よりは公募による決定がなされており、大きく改善されるものと期待する。

非公募指定と精算行為との関連性と総務省通知の乖離

平成 18 年度より開始された指定管理における委託管理料について、指定管理者である東京都住宅供給公社よりの見積に基づき概算払い額を定めていることに問題があるが、上記における理由からやむを得ないものとする。平成 18 年度においては、指定管理者より見積を入手したにも係わらず、年度途中において概算払額の変更が実施されていた。このことは、見積が過去の実績をもとにして算定されたものである以上、突発的要因に対応できないという点については回避しがたい問題と考える。ただし、概算払である以上、精算を要するものであることから、大田区として、監査等の手続による、精算額の正当性の検証が必要と考える。

事業報告書の調査が不十分であることの危険性

指定管理対象物件は複数存在する。本案件においては問題とはならなかったが、見積金額は物件単位で設定されており、具体的管理業務も物件単位で実施される。この場合、物件間、管理項目間の経費の流用を許すか否かの検討がなされていない。協定上は、単に概算払としてあることから、当該流用についてもおそらくは問題とはされないように思われるが、の実行可能性を確保する観点からは当該流用も原則として排除し、実績の積上が実施されているか否かにつき、調査を実施し対応していく必要があるものとする。なお、この調査のための追加工数についても、別途検討を要するものとする。

その他

執行状況報告の收受につき、月次で実施されていたが、最終月の報告書に添付されている精算書に関しては受領印が日付印にて押印されていたものの、報告書については押印がなかった。協定書において日付が明記されている以上、指定管理者の義務履行を明確化する観点並びに区も協定を遵守していることを証明する観点からからも日付印による受領印の押印が必要である。また、民間委託の 5 3 . において記載したとおり、蒲田開発事業株式会社に対して業務委託をしている区営住宅、区民住宅、高齢者住宅があるが、これらについても、いずれも公営住宅法に基づく住宅であり、公の施設であるとのことであるが、こちらは指定管理者による管理を採用しておらず、その整合性に疑問が残る。

33．大田スタジアム、37．大田区体育館、38．大森スポーツセンター

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：大田北地域行政センター(33)及び教育委員会(37,38)

課等名：まちなみ整備課(33)及び社会教育課(37,38)

番号：33,37,38

施設名：大田スタジアム、大田区体育館、大森スポーツセンター

(2) 施設の状況

33．大田スタジアム



【大田スタジアム】

項目	内容
設置の目的	区民の余暇利用の充実及び健康増進に寄与するため。
開設時期	1993年(平成5年)開場
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住在勤を問わず利用可能 利用時間等：開場日は原則、年中無休、開場時間は9:00～21:00
業務内容	スタジアムの運営
利用状況等	平成19年度スタジアム利用率 90%、スタジアム入場者数 89,200人

37．大田区体育館

項目	内容
設置の目的	体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するため。
開設時期	1965年(昭和40年)4月開設、2008年(平成20年)3月31日閉館
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住在勤を問わず利用可能 利用時間等：9:00～22:00
業務内容	体育館の運営
利用状況等	平成19年度 202,674人

38．大森スポーツセンター

項目	内容
設置の目的	体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するため。
開設時期	平成9年4月開設
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住在勤を問わず利用可能 利用時間等：9:00～22:00
業務内容	スポーツセンターの運営
利用状況等	平成19年度利用者 214,344人、利用率 62.5%

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期
大田スタジアム、大田区体育館、大森スポーツセンター	(財)大田区体育協会	平成18年4月1日

指定管理者の概況

いずれの施設についても(財)大田区体育協会である。

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者
17年度	管理委託制度・随意契約	(財)大田区体育協会
18年度	指定管理者制度・非公募	(財)大田区体育協会
19年度		同上

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

3.3 大田スタジアム

・大田スタジアム条例第16条第1項

「区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) スタジアムの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) スタジアムの管理を安定して行う能力及び実績を有していること」

・大田スタジアム条例施行規則第19条第1項

「区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とスタジアムの管理に関する協

定を締結するものとする」

37．大田区体育館、38．大森スポーツセンター

・大田区立スポーツセンター条例第13条

「委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スポーツセンターの管理を行わせることができる」

なお、37．大田区体育館については現在建替え中であり、大田区立スポーツセンター条例の規定を適用させることになっている。

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため、債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

非公募につき選定委員会、募集要項等はない。

選定委員会による選定理由

該当なし。非公募指定とした理由は下記参照。

議会の決議

33．大田スタジアム

第4回定例区議会において、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。（150号議案）

37．大田区体育館

第4回定例区議会において、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。（第68号議案）

38．大森スポーツセンター

第4回定例区議会において、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。（第69号議案）

協定書の締結

いずれの施設についても、平成18年4月1日に以下の基本協定書を締結している。その主要内容は以下のとおりであるが、このうち、使用料の収納事務に関する規定（大田区体育館、大森スポーツセンター）以外はほぼ同一であった。

「基本協定書」

（協定期間）

第2条 本協定の協定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(年度協定)

第 3 条 管理代行の実施に関する事項について、前条に規定する協定期間において年度ごとに甲と乙で年度協定を締結するものとする。

(管理代行経費)

第 7 条 乙が管理代行業務を実施するための経費(以下「管理代行経費」という。)は、甲の負担とし、その内訳は、人件費、事務費とする。

2 管理代行経費は、甲の予算範囲内で甲が乙に支払うものとし、一の年度(次条第 2 項に規定する会計の年度をいう。以下同じ。)の管理代行経費の額を年度協定において定めたものとする。

3 乙は、管理代行経費を適正に管理するものとする。

4 本協定の期間の間に、第 5 条第 6 項の規定による決定をする場合においては、甲乙の協議により、一の年度の管理代行経費を増額又は減額することができるものとする。

5 管理代行経費は、一の年度の終了後に精算するものとする。

なお、使用料の収納事務に関する規定は以下のようなものであった。

6 甲は、使用料の収納事務について、乙と本年度の協定期間において別途契約するものとする。この場合において、収納事務にかかる経費については、管理代行経費に含むものとする。

7 乙は、使用料の収納に関する処理を、「大田区スポーツセンターの使用料の収納事務の委託に伴う取扱要領」及び、大田区会計事務規則(平成 8 年規則第 46 号。以下「会計事務規則」という。)の例により行うものとする。

また、平成 18 年 4 月 1 日及び平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。この主要部分はいずれの施設も同様であった。

平成 19 年度の年度協定書によれば、

(協定期間)

第 2 条 本協定の期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

3.3 . 大田スタジアム

年度協定書第 6 条(事業報告書の提出)によれば、「基本協定第 14 条第 1 項に規定する事業報告書は、次の各号に定めるものとし、乙は甲に当該各号に定める期限内に提出するも

のとする。(1)使用料歳入額報告書 翌月 10 日まで (2)利用実績報告書 平成 20 年 4 月 30 日まで」としている。

37. 大田区体育館及び 38. 大森スポーツセンター

基本協定書第 14 条(報告、調査及び指示)第 1 項から第 3 項によれば、次のようになっている。

「第 14 条 乙は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書は、4 月 10 日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に掲げるもののほか、毎月 10 日までに前月分の利用状況につき、業務報告書を甲に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による業務報告書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) トレーニング教室参加状況
- (2) 使用実績表(室場ごと) 」

実地の調査、指示の状況

33. 大田区スタジアム

ヒアリングによれば、大会前の点検や芝の張替え時などに実地の調査を行っている、とのことである。書類では報告を残していないことである。

37. 大田区体育館及び 38. 大森スポーツセンター

ヒアリングによれば、月に数回、実地調査を行っているとのことである。

(6) 指定管理料(委託料)の推移

33. 大田スタジアム

平成 17 年度 90,432,226 円(管理委託のため、人件費含まず)

平成 18 年度 113,254,150 円

37. 大田区体育館

平成 17 年度 66,296,000 円(管理委託のため、人件費含まず)

平成 18 年度 95,319,000 円

38. 大森スポーツセンター

平成 17 年度 37,165,000 円(管理委託のため、人件費含まず)

平成 18 年度 57,653,000 円

(7) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

33. 大田スタジアム

管理代行経費の支払いについては、「年度協定書」第 4 条に記されているとおりであり、年 4 回の支払いで、合計 117,800,000 円である。

(単位：円)

期	期間	請求期限	管理代行経費の金額
第1期	4月1日から6月30日まで	平成19年4月10日	38,126,000
第2期	7月1日から9月30日まで	平成19年7月10日	25,792,000
第3期	10月1日から12月31日まで	平成19年10月10日	27,707,000
第4期	1月1日から3月31日まで	平成20年1月10日	26,175,000

37. 大田区体育館

管理代行経費の支払いについては、「年度協定書」第4条に記されているとおりであり、年4回の支払いで、合計90,545,000円である。

(単位：円)

期	期間	請求期限	管理代行経費の金額
第1期	4月1日から6月30日まで	平成19年4月6日	28,203,000
第2期	7月1日から9月30日まで	平成19年6月25日	20,512,000
第3期	10月1日から12月31日まで	平成19年9月25日	21,647,000
第4期	1月1日から3月31日まで	平成19年12月21日	20,183,000

38. 大森スポーツセンター

管理代行経費の支払いについては、「年度協定書」第4条に記されているとおりであり、年4回の支払いで、合計55,873,000円である。

(単位：円)

期	期間	請求期限	管理代行経費の金額
第1期	4月1日から6月30日まで	平成19年4月6日	18,156,000
第2期	7月1日から9月30日まで	平成19年6月25日	11,868,000
第3期	10月1日から12月31日まで	平成19年9月25日	13,550,000
第4期	1月1日から3月31日まで	平成19年12月21日	12,299,000

精算の有無

33. 大田区スタジアム

年度終了後に管理代行経費の精算を行う。年度終了後30日以内に管理代行経費の精算書が提出され、精算残金があるときは、返納している。平成19年度は3,519,145円が戻入されている。

37. 大田区体育館

年度終了後に管理代行経費の精算を行う。年度終了後30日以内に管理代行経費の精算書が提出され、精算残金があるときは、返納している。平成19年度は6,767,370円が戻入されている。

38. 大森スポーツセンター

年度終了後に管理代行経費の精算を行う。年度終了後30日以内に管理代行経費の精算書が

提出され、精算残金があるときは、返納している。平成 19 年度は 1,943,994 円が戻入されている。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

大田スタジアムの指定管理者である財団法人大田区体育協会に対する他の費目での支出であるが、「財団法人大田区体育協会に対する助成に関する条例」というものは存在しない。「財団法人大田区体育協会補助金交付要綱」に従って、財団法人大田区体育協会に対して以下の補助金を支出しているとのことである。

平成 19 年度財団法人大田区体育協会に対する補助金		(単位：円)
財団法人大田区体育協会の管理運営		46,393,000
合計		46,393,000

(8) 非公募から公募に向けた対応

非公募指定とした理由

3 3 . 大田スタジアム

非公募指定とした理由について、「大田スタジアム指定管理者の指定について」(地域行政センター 資料番号 1 平成 17 年 12 月 2 日 都市整備委員会)では、次の事柄を述べている。まず、選定基準として、施設利用者の公平かつ平等な使用が確保されること、大田スタジアムの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること、大田スタジアムの管理を安定して行う能力を有していること、を述べている。次に、選定の経過として 1.大田北地域行政センターにおいて事業計画書等による審査を行った。2.大田区体育協会事務局長・大田スタジアム所長に対し、提出された事業計画書等に沿って、大田北地域行政センターまちなみ整備課長・管理係長・担当で事業聴取を行った。3.大田北地域行政センターにおける審査結果に基づき、大田区長が指定管理者を指定した、と述べている。また財団法人大田区体育協会の設立目的は、大田区内における体育運動を振興し、もって区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的としており、財団法人大田区体育協会は平成 15 年 4 月から大田スタジアムの施設管理委託を行っているという事業実績を述べている。そして選定理由として、上記から、候補者の設立目的及び、大田スタジアムの施設管理委託は、利用者が常に快適に利用できる適切な施設維持管理を行った実績がある。また、大田スタジアムの設置目的並びに施設の規模を勘案し、選定基準を満たすと認め、指定管理者に移行することで区民サービスの向上が図れ、経済的・効率的な施設運営により経費削減が期待できることにより、指定管理者の候補者を財団法人大田区体育協会とした、としている。

3 7 . 大田区体育館及び 3 8 . 大森スポーツセンター

非公募指定とした理由については、以下の大森スポーツセンターと同様であり、教育委員会起案の「大田区体育館及び大森スポーツセンターの指定管理者の選定手続について」で

次の理由を述べている。大田区立スポーツセンターの設置目的が「体育・スポーツ及びレクリエーションの普及を図り、区民の心身の健全な発達に寄与すること」である。財団法人大田区体育協会の設立目的は「この法人は、大田区内における体育運動を振興し、もって区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与すること」であり、この目的により財団法人大田区体育協会は、次の事業を行った。（平成 16 年度実績）

- ・年少者スポーツ振興事業 5 回（5 種目 846 人）（内：3 種目 708 人）
- ・区民スポーツ大会（春・秋） 74 回（39 種目 72,287 人）（内：15 種目 14,916 人）
- ・スポーツ教室 17 回（7 種目 8,245 人）（内：4 種目 3,215 人）
- ・指導者養成講習会 2 回（2 種目 407 人）（内：2 種目 407 人）
- ・スポーツ奨励事業 4 回（3 1,022 人）
- ・区民スポーツまつり 1 回（28 会場 11,313 人）（内：2 会場）

（内数は、体育館、スポーツセンターで行った事業である）

また、この目的により財団法人大田区体育協会は大田区体育館の施設管理を円滑に行っている。大田区体育館は、築 40 年を経過し、老朽化が著しい。このため、大田区実施計画（平成 16 年度～平成 18 年度）に、新総合体育館の建設が計画されている。これに伴い、現在の体育館については、長期的な使用が難しい状況である。さらに、財団法人大田区体育協会は、次のいずれにも該当していない。

- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当し、一般競争入札に参加できないもの。
 - ・大田区から一般競争入札等の指名停止の措置を受けているもの。
 - ・法人税、消費税等を滞納しているもの。
 - ・会社更生法、民事再生法等により更生手続又は再生手続を開始している法人等
- 最後に、指定管理者の選定は、次の掲げる 4 つ指定の要件を考慮して総合的に判断する。
- ・区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
 - ・体育館の効用が最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
 - ・体育館の管理を安定して行う能力及び実績を有していること。
 - ・体育・スポーツセンター及びレクリエーションの普及等に関する事業の企画及び運営を行う能力及び実績を有していること。

よって、財団法人大田区体育協会の設立目的及び実績、施設の設置目的並びに施設の規模等を勘案し、かつ、各施設の指定管理者の選定基準を満たすと認められることにより、公募によらず、財団法人大田区体育協会を指定管理者の候補者とする。上記理由を挙げ、公募によらず、非公募指定としている。

公募指定に向けた対応

3.3 大田スタジアム

平成 21 年 3 月 31 日で指定期間が満了するものの、次回の指定管理者の選定も公募によらない。大田北地域行政センターの審査を経たうえで、過去 3 年間の実績を踏まえ、従前と

同じ財団法人大田区体育協会を非公募で指定期間を 5 年とし指定管理者として選定する予定である。

37. 大田区体育館

大田区体育館は、平成 20 年 3 月 31 日をもって閉館しており、新体育館の開館は平成 23 年中を予定しているため、来年度は公募、非公募に関わらず、指定管理者の予定はない。ただ、新体育館からは新たな条例が制定されることから、公募によって指定管理者を選定する可能性が高いとのことである。

38. 大森スポーツセンター

平成 21 年 3 月 31 日で指定期間が満了するものの、次回の指定管理者の選定も公募によらない。教育委員会社会教育課の審査を経たうえで、過去 3 年間の実績を踏まえ、従前と同じ財団法人大田区体育協会を非公募で指定期間を 5 年とし指定管理者として選定する予定である。

(9) 結果及び意見

(意見)

非公募指定とした理由と総務省通知の乖離等

例えば、大田区体育館及び大森スポーツセンターの指定管理者の選定は、大田区立スポーツセンター条例第 14 条第 1 項の規定に基づいているとのことである。第 14 条第 1 項は次のように規定されている。

「第 14 条 委員会は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

(ア)区民の公平かつ平等な使用が確保されること。

(イ)スポーツセンターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

(ウ)スポーツセンターの管理を安定して行う能力及び実績を有していること。

(エ)体育・スポーツ及びレクリエーションの普及等に関する事業の企画及び運営を行う能力及び実績を有していること。」

本条例が改正されたのは平成 17 年 10 月 14 日であり、この条例の改正自体が指定管理者の導入に当たっては公募によらず、当面は非公募によることとした根拠とされるものであるが、本条例は指定の要件であって指定の基準ではなく、これに基づく非公募指定が総務省通知の「複数の申請者に事業計画書を提出させること」と乖離していることは明らかである。総務省通知では「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意のうえ、公の施設の適正な管理に努められたい」とまず通知しており、それを踏まえたうえで 2 条例で規定すべき事項(1)

で「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし」とあ

る。確かにこれまでの実績からすれば、指定管理者として財団法人大田区体育協会は、充分に区民サービスの向上を図れるという主張には理解ができるものの、そのことだけを理由に公募をしないとすることは、総務省通知から乖離していると考えざるを得ない。またスタジアム等のスポーツ施設の運営自体は特殊な運営ノウハウを必要とするものではなく、スタジアム等のスポーツ施設の運営ノウハウを持った業者も財団法人大田区体育協会以外にも複数存在すると考えられる。また、大森スポーツセンターのように複合施設の共用部の維持管理の調整は確かに重要な事柄ではある。しかしその調整を未だ他社に一任したことのない段階で、民間事業者では調整を行うことが困難であると断じ、そのことを理由に公募を行わないとすることは、広く民間事業者に門戸を開いた指定管理者制度の趣旨に反するものと思われる。そのため少なくとも複数の申請者に事業計画書を提出させ、プロポーザル方式等により指定管理者を指定するべきであると考えられる。また複数の申請者に事業計画書を提出させることにより、指定管理料の削減という効果も期待できると思われる。

非公募指定と精算行為の関連性

現在は、管理代行費の精算を年度終了後に行い、精算残金が生じればこれを返還している。過去の委託時から精算方式を採用しているが、過去精算残金が生ぜず、返還していない年度は生じていない。この精算行為は、非公募により指定管理者を選定している各施設で同様に行われている。精算残金を返還するということは、効率的な運営を行ったとしてもそれが指定管理者のインセンティブにはならないことから、精算行為は効率的な運営を行ううえで、一般的には阻害要因となると考えられる。しかし上記の考えは、公募時で限ったことであり、非公募指定においては、そもそも金額の設定に競争要因が働かないため、当初から必要で十分な金額が設定されているケースが多いと考えられる。このため、余剰が返還されないとしてしまうと非効率な運営を助長することになり、指定管理料の削減という効果を得ることができなくなると考えられる。そのため、現状の非公募指定であるならば、精算を行うことは特に問題にならないと考えられる。ただし、このような場合においては、精算の根拠となる資料の精査が必要となる。すなわち、対象施設間、科目間の流用も含めた精査である。このような観点から大田区の担当部局でも証憑書類やワークシートにまで遡った監査を実施すべきである。

指定管理料の価格の合理性の検証について

指定管理者制度の場合、再委託が可能であり、非公募かつ再委託を随意契約で行っていた場合には、その代行費はたとえ精算が行われたとしても、合理性を欠き高額になる可能性がある。すなわち、まず、非公募によるため他の業者との価格の比較が行われなかったこと、さらには、その価格の一部を構成する再委託料についても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の制約を受けないため随意契約が可能であり、ここでもその金額が合理的に算定されない可能性があること等、がその理由である。したがって、このような場合においては、その金額の合理性については、別の代替的な手続を行わないと立証されないこと

になる。この点も十分に考慮する必要がある。指定管理料の合理性の検証については第 3 章に記載のとおりである。参照にされたい。

3 4 . 平和島公園プール

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：大田北地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：34

施設名：平和島公園プール

(2) 施設の状況



【平和島公園プール】

項目	内容
設置の目的	区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。
開設時期	屋外プール ... 昭和 45 年 7 月 屋内プール ... 平成元年 7 月
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住・在勤を問わず個人利用を原則として利用者に開放 利用時間：夏季プール(7/10～8/31)時、9:30～20:00 無休 温水プール(9/14～6/30)時、9:30～21:00 月休
業務内容	プールの運営
利用状況等	平成 19 年度入場者 79,589 人

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間(年)
平和島公園プール	㈱京急ビルテック	平成 18 年 4 月 1 日	3 年

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者
17年度	管理委託制度・競争入札	城南建物管理協同組合
18年度	指定管理者制度・公募	㈱京急ビルテック
19年度		同上

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立公園条例第21条の7

「区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公園施設の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 公園施設の使用の承認に関する業務
- (2) 公園施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

2 前項の規定に基づいて指定管理者に管理を行わせることとする公園施設については、規則で定める。」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため、債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

公募につき選考委員会が以下のように開催された。

大田区公園施設指定管理者選定委員会（第1回）平成17年9月8日

大田区公園施設指定管理者選定委員会（第2回）平成17年10月24日

大田区公園施設指定管理者選定委員会（第3回）平成17年10月27日

選定委員会による選定理由

指定管理者への応募団体は3団体あり、第1回、第1次審査において2団体が通過候補となっている。この第1次審査の時点では評価基準がまだ案の段階に留まっており、内容の検討が必要であるため、区の基本方針、具体的には「指定管理者募集要項」に合致しているか否かを基準としている。ここで通過候補とならなかった団体の理由は、区の方針として利用料金制度をとらないことを募集要項で明示しているにもかかわらず、区の基本方針と合致しない利用料金制度を前提とした収支計算書を提出していたためである。第2回、

第 2 次審査では評価基準について検討を行った後、各応募団体によるプレゼンテーションを行い、第 2 次審査及び総合評価の結果、評価点（満点 113 点）が最も高かった(株)京急ビルテックが選定された。(株)京急ビルテックが選定された理由としては、利用者の平等・公平の方策が優れていたこと、利用者サービスの自主事業計画が優れていたこと、指定管理収支計画が適切であると認められたこと、の 3 点が挙げられている。

議会の決議

第 4 回定例区議会において、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。(148 号議案)

協定書の締結

平成 18 年 4 月 1 日に基本協定書を締結している。

「基本協定書」

(協定期間)

第 2 条 本協定の協定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る業務年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。

(年度協定)

第 3 条 甲と乙は、当該業務年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定(以下「年度協定」という。)を締結するものとする。

(管理運営費の支払)

第 19 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して管理運営費を支払う。

2 前項の規定に基づく管理運営費の金額、支払方法、支払時期については、年度協定で定めるものとする。

3 管理運営費の金額を変更する必要がある場合は、甲と乙で協議するものとする。

4 乙は、管理運営費について他の経費と明確に区別し、適正に管理しなければならない。

また、平成 18 年 4 月 1 日及び平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。平成 19 年度の年度協定書によれば、

(協定期間)

第 2 条 本協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

基本協定書第 16 条(事業報告書)によれば、「乙は、甲に次の各号に定める事業報告書を

当該各号に定める期限内に提出しなければならない。」としている。

提出書類	提出期限	備考
月次事業報告書（月報）	翌月7日まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況）を記載する。
四半期事業報告書	四半期ごと、7月末、10月末、1月末及び4月末まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況）、業務の実施状況及び利用状況分析報告等を記載する。
年度事業報告書	翌年度の4月末まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数）、業務の実施状況、利用状況分析報告等、収支決算書等及び自己評価を記載する。

実地の調査、指示の状況

ヒアリングによれば、実地調査として排水口等の点検を管理者と協議のうえ、随時行っているとのことである。

（6）指定管理料（委託料）の推移

平成17年度 ... 114,811,376円

平成18年度 ... 110,624,000円

（7）支払の状況（中間払の有無）、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況（中間払の有無）

管理運営費の支払いについては、「年度協定書」第3条に記されているとおりであり、年4回の支払いで、合計107,643,000円となっている。

（単位：円）

期	期間	支払期限	管理運営費の金額
第1期	4月1日から6月30日まで	平成19年4月30日	21,528,600
第2期	7月1日から9月30日まで	平成19年7月31日	43,057,200
第3期	10月1日から12月31日まで	平成19年10月31日	21,528,600
第4期	1月1日から3月31日まで	平成20年1月31日	21,528,600

精算の有無

ヒアリングによれば特に精算は行っていないとのことである。。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出は特に行っていない。

(8) 結果及び意見

(意見)

審査の基準について

公募による指定管理者の選定を行っており、この点では制度の趣旨を踏まえているため、全般的に大きな問題点は存在しない。しかし、指定管理者は価格面で不利な提案を行っている業者が東調布公園プールでも同様であるが選定されている。選定委員会の議事録の発言では、選定の大きなポイントは経費削減と利用者サービスの向上にある、としているが、審査での配点は経費の削減と利用者サービスの向上よりも、むしろ施設の管理や応募の動機・意欲に比重が比較的高い。そのため、価格面で不利な業者であっても選定される可能性が高いと思われる。今回の公募では、価格面で差が年間 200 万円弱と僅差であるため価格面で不利な業者を選定することは大きな問題ではないと考えられる。しかし選定委員会での審査の配点の比重を考えると、今後価格面で不利の差が大きな業者が選定されることも想定でき、そうなれば指定管理者制度導入の趣旨の一つである経費の削減を図るという目的から逸脱してしまう。そのため指定管理者の審査に入る前に、指定管理者の審査の配点の比重についても十分に考慮することが必要であると考えられる。

35 . 東調布公園プール

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：大田西地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：35

施設名：東調布公園プール

(2) 施設の状況

項目	内容
設置の目的	区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。
開設時期	屋外プール ... 昭和 45 年 8 月開設 屋内プール ... 平成 4 年 4 月開設
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住・在勤を問わず個人利用を原則として利用者に開放 利用時間：夏季プール(7/10～8/31)時、9:30～20:00 無休

	温水プール(9/10～6/30)時、9:30～21:00 火休
業務内容	プールの運営
利用状況等	平成 19 年度入場者 107,115 人

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間(年)
東調布公園プール	ヤマハ発動機(株) (株)城西企業	平成 18 年 4 月 1 日	3 年

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者
17 年度	管理委託制度・契約	(株)エム・エム・シイ
18 年度	指定管理者制度・公募	ヤマハ発動機(株)、(株)城西企業
19 年度		同 上

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立公園条例第 21 条の 7

「区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園施設の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 公園施設の使用の承認に関する業務
- (2) 公園施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

2 前項の規定に基づいて指定管理者に管理を行わせることとする公園施設については、規則で定める。」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため、債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

公募につき選考委員会が以下のように開催された。

大田区公園施設指定管理者選定委員会(第 1 回)平成 17 年 9 月 8 日

大田区公園施設指定管理者選定委員会(第 2 回)平成 17 年 10 月 24 日

大田区公園施設指定管理者選定委員会（第3回）平成17年10月27日

選定委員会による選定理由

指定管理者への応募団体は5団体あり、第1回、第1次審査では区の基本方針、「指定管理者募集要項」に合致していない団体はなかったことから、全ての団体が通過している。第2回、第2次審査では評価基準について検討を行った後、各応募団体によるプレゼンテーションを行い、第2次審査及び総合評価の結果、評価点（満点113点）が最も高かったヤマハ発動機(株)及び(株)城西企業の共同事業体が選定された。選定理由としては、貸借対照表、損益計算書の審査により経営基盤が優れていたこと、利用者サービスの自主事業計画が優れていたこと、指定管理収支計画が適切であると認められたこと、経費の縮減提案が今後も経費縮減につながると認められたこと、の4点が挙げられている。

議会の決議

第4回定例区議会において、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。（148号議案）

協定書の締結

平成18年4月1日に基本協定書を締結している。

「基本協定書」

（協定期間）

第2条 本協定の協定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。

2 本業務に係る業務年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（年度協定）

第3条 甲と乙は、当該事業年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

（管理運営費の支払）

第19条 甲は、本業務の対価として、乙に対して管理運営費を支払う。

2 前項の規定に基づく管理運営費の金額、支払方法、支払時期については、年度協定で定めるものとする。

3 管理運営費の金額を変更する必要がある場合は、甲と乙で協議するものとする。

4 乙は、管理運営費について他の経費と明確に区別し、適正に管理しなければならない。

また平成18年4月1日及び平成19年4月1日に年度協定書を締結している。平成19年度の年度協定書によれば、

（協定期間）

第2条 本協定の協定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

基本協定書第 16 条（事業報告書）によれば、「乙は、甲に次の各号に定める事業報告書を当該各号に定める期限内に提出しなければならない。」としている。

提出書類	提出期限	備考
月次事業報告書（月報）	翌月 7 日まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況）を記載する。
四半期事業報告書	四半期ごと、7 月末、10 月末、1 月末及び 4 月末まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況）、業務の実施状況及び利用状況分析報告等を記載する。
年度事業報告書	翌年度の 4 月末まで	利用実績（利用者数、利用団体数、事業参加者数）、業務の実施状況、利用状況分析報告等、収支決算書等及び自己評価を記載する。

実地の調査、指示の状況

ヒアリングによれば、一月に一度は職員が現場に訪れ協議し、意思確認を行っているほか、区民からの苦情等の要請があった際に、随時行っているとのことである。

(6) 指定管理料（委託料）の推移

平成 17 年度 ... 107,996,681 円

平成 18 年度 ... 103,675,000 円

(7) 支払の状況（中間払の有無）、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況（中間払の有無）

管理運営費の支払いについては、「年度協定書」第 3 条に記されているとおりであり、年 4 回の支払いで、合計 94,846,000 円となっている。

（単位：円）

期	期間	支払期限	管理運営費の金額
第 1 期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	平成 19 年 4 月 30 日	20,746,200
第 2 期	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	平成 19 年 7 月 31 日	41,492,400
第 3 期	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 19 年 10 月 31 日	20,746,200
第 4 期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	平成 20 年 1 月 31 日	11,861,200

精算の有無

ヒアリングによれば特に精算は行っていないとのことである。。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出は特に行っていない。

(8) 結果及び意見

(意見)

選定委員会の審査の配点について

公募による指定管理者の選定を行っており、この点では制度の趣旨を踏まえているため、全般的に大きな問題点は存在しない。しかし、指定管理者は価格面で不利な提案を行っている業者が平和島公園プールでも同様であるが選定されている。選定の大きなポイントは東調布公園プールでも平和島公園プールと同様に選定委員会の議事録では経費の削減と利用者サービスの向上にある、としているが、ここでもその配点の比重から、価格面では不利な業者が選定されている。価格面では最低価格を提示している業者と年間約 600 万円前後の差があり、選定業者との次点の業者との得点差が僅少であることから、配点の比重が異なれば、また違った結果が生じていた可能性が高いと考えられる。また経営基盤にも配点の比重が高く、安定的な運営を望む立場からは経営基盤に配点の比重を高くおきたいという考えは理解できるものの、このままでは小さい会社であっても経営基盤の良好な会社があるにも関わらず、上場会社や規模の大きな会社ばかりが有利になる傾向は否めない。実際、指定管理者には今回は上場会社であるヤマハ発動機(株)が選定されている。以上からも指定管理者を公募で選定するに当たっては、より経費削減の効果が表れ、上場会社や規模の大きな会社ばかりが有利になることがないように、選定委員会の審査の配点について、より慎重に配点基準を考慮することが必要であると考えられる。

36 . 萩中公園プール

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：大田東地域行政センター

課等名：まちなみ整備課

番号：36

施設名：萩中公園プール

(2) 施設の状況



【萩中公園プール】

項目	内容
設置の目的	区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。
開設時期	屋外プール ... 昭和 37 年 8 月開設 屋内プール ... 平成 7 年 4 月開設
利用対象者・利用時間等	利用対象者：区内在住・在勤を問わず個人利用を原則として利用者に開放 利用時間：夏季プール(7/10～8/31)時、9:30～20:00 無休 温水プール(9/10～6/30)時、9:30～21:00 水休
業務内容	プールの運営
利用状況等	平成 19 年度利用者 147,802 人

(3) 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間(年)
萩中公園プール	協栄ビルメンテナンス(株) セントラルスポーツ(株)	平成 18 年 4 月 1 日	3 年

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者
17 年度	管理委託制度・契約	協栄ビルメンテナンス(株)
18 年度	指定管理者制度・公募	協栄ビルメンテナンス(株)、セントラルスポーツ(株)
19 年度		同上

(4) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立公園条例第 21 条の 7

「区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法

人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園施設の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 公園施設の使用の承認に関する業務
- (2) 公園施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

2 前項の規定に基づいて指定管理者に管理を行わせることとする公園施設については、規則で定める。」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため、債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

公募につき選考委員会が以下のように開催された。

大田区公園施設指定管理者選定委員会(第1回)平成17年9月8日

大田区公園施設指定管理者選定委員会(第2回)平成17年10月24日

大田区公園施設指定管理者選定委員会(第3回)平成17年10月27日

選定委員会による選定理由

指定管理者への応募団体は1団体のみであったが、第1回、第1次審査及び第2回、第2次審査ともに指定管理者のレベルに充分達している(満点113点のうち評価点88.6点で平和島、東調布を含めた応募団体中の最高点)ことから、1団体ではあるが協栄ビルメンテナンス(株)及びセントラルスポーツ(株)の共同事業体が選定されている。選定の理由としては、水泳場の運営実績が十分にあると認められたこと、利用者サービスの自主事業計画が優れていると認められたこと、指定管理収支計画が適切であると認められたこと、経費の縮減提案が今後も経費縮減につながると認められたこと、の4点が挙げられている。

議会の決議

第4回定例区議会において、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に対する指定議決が可決された。(148号議案)

協定書の締結

平成18年4月1日に基本協定書を締結している。

「基本協定書」

(協定期間)

第2条 本協定の協定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(年度協定)

第3条 甲と乙は、当該業務年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定(以下「年度協定」という。)を締結するものとする。

(管理運営費の支払)

第19条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して管理運営費を支払う。

2 前項の規定に基づく管理運営費の金額、支払方法、支払時期については、年度協定で定めるものとする。

3 管理運営費の金額を変更する必要がある場合は、甲と乙で協議するものとする。

4 乙は、管理運営費について他の経費と明確に区別し、適正に管理しなければならない。

また平成18年4月1日及び平成19年4月1日に年度協定書を締結している。

平成19年度の年度協定書によれば、

(協定期間)

第2条 本協定の協定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

とある。

(5) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

基本協定書第16条(事業報告書)によれば、「乙は、甲に次の各号に定める事業報告書を当該各号に定める期限内に提出しなければならない」としている。

提出書類	提出期限	備考
月次事業報告書(月報)	翌月7日まで	利用実績(利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況)を記載する。
四半期事業報告書	四半期ごと、7月末、10月末、1月末及び4月末まで	利用実績(利用者数、利用団体数、事業参加者数、経理状況)、業務の実施状況及び利用状況分析報告等を記載する。
年度事業報告書	翌年度の4月末まで	利用実績(利用者数、利用団体数、事業参加者数)、業務の実施状況、利用状況分析報告等、収支決算書等及び自己評価を記載する。

実地の調査、指示の状況

ヒアリングによれば、年に数回、苦情がある場合等に、実地調査を行っているとのことである。

(6) 指定管理料(委託料)の推移

平成17年度 ... 204,937,672円

平成 18 年度 ... 153,570,016 円

(7) 支払の状況 (中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況 (中間払の有無)

管理運営費の支払いについては、「年度協定書」第 3 条に記されているとおりであり、年 4 回の支払いで、合計 155,144,712 円となっている。

(単位 : 円)

期	期間	支払期限	管理運営費の金額
第 1 期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	平成 19 年 4 月 30 日	30,470,416
第 2 期	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	平成 19 年 7 月 31 日	63,733,496
第 3 期	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 19 年 10 月 31 日	30,470,400
第 4 期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	平成 20 年 1 月 31 日	30,470,400

精算の有無

ヒアリングによれば特に精算は行っていないとのことである。。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

当該指定管理者に対する他の費目での支出は行っていない。

(8) 結果及び意見

(意見)

再公募の検討について

公募による指定管理者の選定を行っており、この点では制度の趣旨を踏まえているため、全般的に大きな問題点は存在しない。しかし、萩中公園プールでは公募を実施した結果、応募は 1 社のみであった。今回はこの業者の審査結果が他のプール施設 (平和島公園、東調布公園) の評価と比して、指定管理者としてのレベルに達していると思われるため問題は生じなかったが、審査結果が満足のいくものでない場合が起こりうることも考えられる。そのため、応募がない場合は当然として、応募が 1 社の場合には比較対象がないことから、再公募するべきであると考えられる。現在は他のプール施設と同じ時期に指定管理者の選定を行っているため、例え 1 社のみ応募でも他のプール施設と比較することで、指定管理者のレベルに達しているか比較が可能であるが、今後同じ時期に指定管理者の応募を常に行うとは限らない。また選定の大きなポイントの一つである経費の削減には 2 社以上での公募のほうが効果は大きいと考えられる。

3 9 . ~ 5 2 . 大森南図書館、大森東図書館、大森西図書館、馬込図書館、池上図書館、

久が原図書館、洗足池図書館、浜竹図書館、羽田図書館、六郷図書館、下丸子図書館、多摩川図書館、蒲田図書館、蒲田駅前図書館

(1) 対象

分類：指定管理者

対象部門名：教育委員会

課等名：大田図書館

番号：39～52

施設名：大森南図書館

大森東図書館

大森西図書館

馬込図書館

池上図書館

久が原図書館

洗足池図書館

浜竹図書館

羽田図書館

六郷図書館

下丸子図書館

多摩川図書館

蒲田図書館

蒲田駅前図書館

(2) 施設の状況

項目	内容
設置の目的	図書館法3条に基づく以下の事業を行うこと。 (1) 図書館資料(図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料をいう。)の収集、整理及び保存 (2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出 (3) 利用者に対する参考調査 (4) 図書館資料の相互貸借 (5) 図書館資料の団体貸出し (6) 講演会、読書会その他の読書の普及に関する事業 (7) その他必要な事業
開設時期(開館時期)	大森南図書館：昭和51年11月2日 大森東図書館：昭和57年5月22日

	<p>大森西図書館：昭和 61 年 8 月 5 日</p> <p>馬込図書館：昭和 46 年 5 月 16 日</p> <p>池上図書館：昭和 31 年 6 月 2 日</p> <p>久が原図書館：昭和 59 年 10 月 13 日</p> <p>洗足池図書館：昭和 35 年 3 月 1 日</p> <p>浜竹図書館：昭和 46 年 8 月 1 日</p> <p>羽田図書館：平成 6 年 12 月 15 日</p> <p>六郷図書館：昭和 47 年 11 月 1 日</p> <p>下丸子図書館：昭和 50 年 9 月 20 日</p> <p>多摩川図書館：昭和 58 年 8 月 19 日</p> <p>蒲田図書館：昭和 35 年 3 月 1 日</p> <p>蒲田駅前図書館：昭和 56 年 4 月 21 日</p>
利用対象者・利用時間等	<p>利用対象者：大田区に住んでいる方、又は大田区に通勤、通学先のある方なら、どなたでも利用可能。</p> <p>開館時間：全日午前 9 時～午後 7 時（ただし 1 月 4 日のみ午前 10 時開館）児童室午前 10 時～午後 5 時</p> <p>休館日：大森東、池上、洗足池、浜竹、多摩川、蒲田＝第 2 木曜日、大森南、大森西、馬込、久が原、羽田、六郷、下丸子、駅前＝第 3 木曜日</p>
業務内容	上記設置の目的参照
利用状況等	<p>平成 19 年 3 月 31 日現在、蔵書数 = 1,673,639 冊（大田図書館、大田文化の森情報館を含む）、館外貸出数 = 3,503,838 冊（大田図書館、大田文化の森情報館を含む）、資料費（19 年度予算）= 158,946 千円、登録者数 = 225,075 人、司書数 = 105 人（指定管理者職員数及び業務委託職員数を含む）等</p>

（ 3 ） 指定管理者の状況

指定の状況

施設名	指定管理者名	指定の始期	指定期間（年）
大森南図書館	テルウェル東日本株式会社	平成 19 年 4 月 1 日	3
大森東図書館	株式会社有隣堂	平成 19 年 4 月 1 日	3
大森西図書館	特定非営利活動法人大田教育支援の会	平成 19 年 4 月 1 日	3
馬込図書館	共同事業体丸善グループ	平成 19 年 4 月 1 日	3

	ブ		
池上図書館	共同事業体 JCS/NBM グループ	平成 19 年 4 月 1 日	3
久が原図書館	特定非営利活動法人大田教育支援の会	平成 19 年 4 月 1 日	3
洗足池図書館	共同事業体丸善グループ	平成 19 年 4 月 1 日	3
浜竹図書館	特定非営利活動法人大田教育支援の会	平成 19 年 4 月 1 日	3
羽田図書館	共同事業体 JCS/NBM グループ	平成 19 年 4 月 1 日	3
六郷図書館	株式会社ブックチェーン	平成 19 年 4 月 1 日	3
下丸子図書館	株式会社ヴィアックス	平成 19 年 4 月 1 日	3
多摩川図書館	株式会社ブックチェーン	平成 19 年 4 月 1 日	3
蒲田図書館	共同事業体 JCS/NBM グループ	平成 19 年 4 月 1 日	3
蒲田駅前図書館	株式会社図書館流通センター	平成 19 年 4 月 1 日	3

指定管理者の概況

年度	制度及び公募・非公募等	指定管理者等	金額
19 年度	指定管理者制度・公募	上記参照	777,364,531

ただし、金額は上記 14 館の合計である。

(3) 指定手続

設置条例の制定、改正

大田区立図書館設置条例第 3 条

「大田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理を行わせることができる」

債務負担行為の議決

基本協定書には金額の記載がないため債務負担行為の議決はない。

選定委員会の開催、募集要項の作成

公募につき選考委員会が以下のように開催された。

大田区立図書館指定管理者選定委員会（第1回）平成18年10月19日

大田区立図書館指定管理者選定委員会（第2回）平成18年10月30日

他方、募集要項等については、平成18年9月6日起案「平成19年度大田区立図書館指定管理者募集要項の制定について」（文書番号0000054774）に記載のとおり、平成18年9月付にて「平成19年度大田区立図書館指定管理者共通募集要項」が出されている。

選定委員会による選定理由

提案書とプレゼンテーションにより、サービス向上策、スタッフ配置、研修体制、個人情報保護、区民への対応等を審査し、施設維持管理、経費の妥当等を合わせて、85点。これに第1次の30点と第2次審査中の価格審査50点を合わせて、165点満点で上位から優先・次点交渉権者を選定する。その結果として、各指定管理者の選定は原則的に費用が最も安いところに決定している。大田区立図書館指定管理者選定委員会（第2回）議事録によれば以下のとおりである。

「（1）採点表等を参考とした選定委員会の結果は、下記のとおりとする。

大森南 = I社、大森東 = K社、大森西・久が原・浜竹 = D社、馬込・洗足池 = J社、池上・羽田・蒲田 = E社、六郷・多摩川 = A社、下丸子 = C社、蒲田駅前 = G社

（2）大森東はI社が、洗足池はE社が、下丸子はA社が、コスト面では有利だが、総合点数では若干K社、J社、C社がそれぞれ上回った。この3館については業務の特性や提案書の内容を鑑みて、コスト面よりもサービス・運営面とのバランスを考慮した。」

議会の決議

平成18年11月29日に第127号議案として提出され、平成18年12月8日の第4回定例議会において原案可決している。

協定書の締結

各図書館とも平成19年4月1日に基本協定書を締結している。主な内容は以下のとおりである。

「基本協定書」

（指定期間）

第3条 本協定の協定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（年度協定）

第3条 甲と乙は、当該業務年度ごとに本業務の実施に関して必要な事項を定めた協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

(指定管理費の支払)

第19条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理費を支払う。

14 前項の規定に基づく指定管理費の金額、支払方法及び支払時期については、年度協定で定めるものとする。

15 指定管理費の金額を変更する必要がある場合は、甲と乙で協議するものとする。

16 乙は、指定管理費について他の経費と明確に区別し、適正に管理しなければならない。

平成 19 年 4 月 1 日に年度協定書を締結する。主な内容は以下のとおりである。

「平成 19 年度年度協定書」

(協定期間)

第 2 条 本協定の協定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

とある。

(4) 担当課の指導、監督状況

事業報告書の収受

基本協定書第 16 条 (事業報告書) には、「乙 (注 : 指定管理者) は、甲 (注 : 大田区) に次に定めるところにより、甲の指定する書式で提出しなければならない」とある。

提出書類	提出期限	備考
月次ローテーション予定表	前月末まで	施行月の図書館従事者の月間ローテーションを一覧表で事前に提出し、履行確認の1つとする。
月次事業報告書 (月報)	翌月 7 日まで	各種統計、施設維持管理報告、連絡事項その他の事項を記載する。
会計報告書	四半期ごと、7 月末、10 月末、1 月末及び 4 月末まで	指定管理費の支出状況を四半期ごとに確認する。また収入があれば報告する。
年度事業報告書	翌年度の 4 月末まで	年度事業開始前に提出する事業計画書と対をなす性格を有し、当該事業計画書に盛り込まれた内容と実際の履行内容を比較・検討できる報告書とする。

この定めにより、大田区教育委員会宛に大田区の定めた所定の様式に従った「平成 19 年度大田区立指定管理年間事業報告」が平成 20 年 4 月 30 日付で提出されている。また、添付書類として大田区の定めた所定の様式に従った「平成 19 年度大田区立指定管理費会計報告書」が提出されている。これには、四半期ごとの実績及びその合計額並びに協定金額 (事業計画書) との費目別差額が記載されている。但し、差額が生じていても精算は行っていない。

実地の調査、指示の状況

ヒアリングによれば、1館につき年2回モニタリングチェックを行っているとのことであり、その他、大田図書館がヘルプデスク機能を担っていることから、結果として随時モニタリングが行われているとことであつた。また、アンケート調査、訪問調査時に指示等を出しているとのことであつた。

(5) 指定管理料(委託料)の推移

19年度からの指定管理者制度の導入である。

(6) 支払の状況(中間払の有無)、精算の有無、他の名目での支出等

支払の状況(中間払の有無)

指定管理費の支払いについては「年度協定書」の第3条に記されているとおりであり、以下のとおり4回払いとなっている。

期	期間	支払期限
第1期	4月1日から6月30日まで	平成19年4月27日
第2期	7月1日から9月30日まで	平成19年7月27日
第3期	10月1日から12月31日まで	平成19年10月27日
第4期	1月1日から3月31日まで	平成20年1月31日

精算の有無

ヒアリングによれば精算はないとのことである。

当該指定管理者に対する他の費目での支出

ヒアリングによれば当該指定管理者に対する他の費目での支出はないとのことである。

(7) 結果及び意見

大田区では、旗館図書館である大田図書館を除く区内全図書館で指定管理者制度を導入している。他の特別区に先駆た先進的な試みとして評価されており、他の特別区からの見学者もあるとのことであるが、監査上、以下のような問題点があつた。

(意見)

選考時の配点について

いわゆる公募による指定管理者の選定を行っており、この点では制度の趣旨を踏まえており全般的に問題は少ないといえる。しかし、大森東、洗足池、下丸子の指定管理者は、価格面では他社に比較して不利な提案をしたにも拘らず選定されている。ヒアリングによれば、洗足池は勝海舟関係の資料があり、また、下丸子は障害者サービスの拠点とのことで、

価格面以外が評価されたとのことであったが、大森東について特段の理由はお聞きできなかった。(ただし、選考委員会議事録には「この3館については業務の特性や提案書の内容を鑑みて、コスト面よりもサービス・運営面とのバランスを考慮した」とあるので、何らかの理由があるのかもしれない。)大森東については価格面で1位であった業者と指定管理者になった業者の価格差が年間約880万円あり、価格面で1位であった業者が他館では指定管理者になっていること等を考えると、この点、価格面での評価インパクトの取り方に問題がなかったとは言い切れない。すなわち、大田区立図書館の指定管理者選定委員会の議事録によれば、第1次審査30点、第2次審査85点、価格審査50点、合計165点満点でやっており、配点合計が若干不自然といえる状況にある。指定管理者制度導入の法の趣旨、地方自治法第2条14項、15項等に照らして、慎重な対応が望まれる。

提案価格と協定締結額との間の開きについて

本件には、提案価格と協定締結額との間に多少の開きがある。ヒアリングによれば、この開きは、消費税の二重計算があったり、蛍光灯の交換費用の負担関係を見直したりしたことにより、協定額が多少変更されたとのことであった。共通募集要項には、このような見直しが行われる旨が謳われており、この点について問題はないと考えるが、価格等による競争後の開きは、指定までの一連の手続の公正性に鑑み、一定の範囲内に収めるべきである。慎重な対応が望まれる。

大田文化の森情報館との比較について

大田文化の森情報館については、図書館法による図書館³⁸ではないとの理由もあり、平成18年4月から(財)大田区文化振興協会を指定管理者とする制度運用が、他の図書館に比べて1年早く開始されている。この点、本稿で指定管理の対象となった一般図書館とでは基本協定書上等で以下の点が異なっている。

- ・ 大田文化の森情報館の場合、基本協定書に精算規定がある(基本協定書第7条第5項)が、一般図書館の場合、基本協定書にその規定がない。
- ・ 大田文化の森情報館の場合、再委託禁止規定がないが、一般図書館の場合、基本協定書に原則再委託禁止規定がある(第5条本文)。

上記のとおり、精算規定があること、再委託禁止規定がないことには、公募、非公募の選定法に基づく、相違があるものとは思料するが、施設の類似性を考えると、指定管理者制度導入の法の趣旨、地方自治法第2条14項、15項等に照らして、若干の問題があると考えられる。なお、(財)大田区文化振興協会の問題点等については別に記載している。

³⁸ 図書館法(昭和25年4月30日法律第118号)第2条には以下のようにある。「この法律において『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう」。この規定を読む限りにおいては、なぜ大田文化の森情報館が図書館にあたらないのかは、よく分からなかった。

第6章 外部監査の結果及び意見4 .

(その他の問題点について)

ここでは、前章までの監査対象事案に関連して、すでに把握はされているが、結果及び意見としては未記載の部分や、多くの事案に共通して見られた問題点で未記載の部分について記すこととする。

1. 全般的な課題について

(意見)

1) 民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について

第2章のマクロ的問題でも記したように、委託や指定管理者制度等の導入によって、どれだけの費用削減効果なのか、という質問に対して各部局とも正確な数値をもっていないようである。この点には問題があると考えられる。施政方針としては、このような経費削減実績をもとに、今後展開する民間委託・指定管理者制度等の導入時期や導入手法等、業務のアウトソーシング関連の施政方針を記した資料を作成する必要があると考える。オーソライズされた実績ベースの経費削減の数値(目標、実績)がないことが、アウトソーシングを行う際に、サービス面等が重く見られ、価格面が軽く見られる傾向を助長しているのではないかとと思われる。この点についてはマクロ的問題を考えるうえにおいて、課題があるといえる。

(意見)

2) 提出された報告書等の検証について

提出された報告書等の検証についてであるが、報告書の有無に関する検証証跡は残されていたが、各報告書の個別内容、とくに、単価以外の数量や件数といった、ボリューム、実施されたサービス、検収された物品類等に関する検証証跡が見受けられないことが多かった。単価については支払時に慎重にチェックされているものと考えるが、民間委託や指定管理者制度を実施している以上、委託者としての当該管理責任の遂行の観点から、報告書等の実質的検証に一定の基準等を定め、これに基づき実施していくことが必要と考える。

(意見)

3) システム上の問題について

今回の監査において、当初、決算書「節」13の「委託料」の中から、重要性の高いものだ

けをピックアップし、その契約について各部や経理管財課に資料の依頼をかけようとしたが、システム上、そのような相互関連はとれていないとのことであった。実際、契約金額についても単価契約の場合には、経理管財課が入手しているのは契約目途額であって、執行額については入手していないとのことであった。各部局が分権化していることについては、原状、すぐに問題があるとは思われないが、システムの上では契約目途額、執行額等の扱いについては部単位等にはせずに各部共通のものを構築するのが、業務の効率化に資するものとする。

2. 指定管理者制度に関連する課題について

(意見)

1) 指定管理者制度における選考や協定等の統一について

現状、指定管理者制度については、契約ではなく協定であるということから、これを取り仕切る専門の部局が大田区にはない。すなわち、契約における経理管財課のような専門の部局がなく、完全に各部にその扱いが委ねられている。各部局では、内容がかなり異なる施設であっても他の部局で指定管理者制度を先行して導入したところの事例や、同様の施設であっても地域の異なる他区の先行導入事例等を参考にしながら、プロポーザルの準備や協定書の作成等を行っている状況にある。経理管財課に対するヒアリングによれば、現在、このような各部局任せの状況を変え、指定管理者制度においても契約の場合と同様、全庁で統一させるという考えはあるものの、各部局における委託等の扱いの独自性あるいはその歴史的経緯に鑑みると、部局間の統一は難しいとのことである。しかし、すぐに契約における「契約事務規則」に相当するものを作製するとなると相当の負担となろうが、それに至るにはいくつかの段階、すなわちガイドライン等を詳細化していく過程等があるはずである。そのようなことを模索することが必要ではないかと思われる。

(意見)

2) 指定管理者の評価について

第2章においてにも若干触れたように、大田区では「平成19年度指定管理者モニタリング(試行)結果」(平成20年4月)を作成している。これは指定管理者に評価したものである。具体的には指定管理者導入100施設のうち、平成21年3月までに協定期間が終了する施設を中心に、63施設に対してモニタリングしており、当該実施概要には「区と指定管理者との間で締結した協定や仕様書を遵守して、適正に施設の管理運営を行っているか、また経営努力や創意工夫等により、公の施設としての目的を全うしつつサービス向上や効率的な運営が図られているか確認し評価を行った」とある。おそらく、(試行)とあることから、このモニタリングについては見直しも行われるのであろうが、いくつかの問題点があ

と思われる。以下のとおりである。

・現状、経費面での評価については、「運営」という項目の中で、「指定管理に関する経費の設定額の妥当性と経費削減の具体策」という細目があるが、福祉系施設を中心にこの欄自体がない施設がある。記載も 1 行ほどで「具体的な経費の削減の方策に基づき成果を出している」「適切な経費で運営されている」「再委託にあたって入札制に、費用削減に努めている」などとだけあり、内容の具体性に乏しい。数値等により具体的な内容を記載させるべきである。

・利用者アンケートも実施しているが、基本的には、担当部局と指定管理者サイドとが共同して記載し評価を行っているとのことである。しかしながら、評価は外部の者が行うのが基本であると考え。また、評価に際しては、サービス面のみならずコスト・パー・バリューの考え方を模索、導入して、より適切な評価を行うように検討を重ねるべきである。